

博士論文

タイトルIXの実施過程に関する研究
—大学対抗運動競技プログラムに注目して—

平成25年度

新井 喜代加

筑波大学

平成 25 年度 博士論文

論文題目 : タイトルⅨの実施過程に関する研究
—大学対抗運動競技プログラムに注目して—

主指導教官 : 中込四郎教授

副指導教官 : 菊幸一教授、齋藤健司教授、岡本智周准教授

氏 名 : 新井喜代加

目次

序章	1
第1節 研究の動機	1
第1項 スポーツに関する機会均等の保障の国際的動向	1
第2項 体育・スポーツの機会均等の原則の問題	2
第3項 アメリカにおける男女のスポーツの機会均等の保障とタイトルIXの位置づけ	4
第4項 日本における体育及びスポーツの機会均等の理念と課題	5
第5項 パッツィ・タケモト・ミンクとの出会い	7
第2節 研究の対象	8
第3節 研究の目的	10
第4節 分析の枠組み	10
第5節 先行研究の検討	14
第1項 タイトルIXの実施過程に関する研究	15
(1) アメリカのスポーツ法政策に関する研究	15
(2) タイトルIXの実施に関する研究	17
第2項 タイトルIXとミンクとの関係に関する研究	31
(1) タイトルIX立法に関する研究	31
(2) ミンクに関する研究	40
第6節 研究の方法	48
第1項 分析の視点	48
第2項 時期区分	49
第3項 研究で扱う資料	49
第7節 研究の課題	50
第1章 タイトルIXの制定	62
第1節 市民的権利法の不備	62
第2節 下院 H. R. 16098 法案に関する公聴会	64
第3節 下院 H. R. 7248 法案のタイトルIXの登場	65

第4節	タイトルXに関する審議におけるミンクの主張とタイトルXの意図.....	66
第1項	タイトルXに関する審議過程の概要.....	66
第2項	タイトルXに関する審議におけるミンクの主張.....	67
第3項	ミンクのタイトルXの意図.....	70
第5節	上院S. 659 法案に対する修正法案に関する審議.....	71
第1項	上院S. AMDT. 398 修正法案に関する審議.....	71
第2項	上院S. AMDT. 874 修正法案に関する審議.....	74
第6節	運動競技に関する議論.....	78
第7節	タイトルIXの内容.....	80
第8節	本章のまとめ.....	83

第2章 大学対抗運動競技プログラムとタイトルIXの実施過程—タイトルIXの制定後から改称前まで—..... 89

第1節	1975年のタイトルIX実施規則の立法.....	89
第1項	タイトルIX実施規則の公布.....	90
第2項	タイトルIX実施規則の概要と運動競技に関する規定.....	93
第3項	タイトルIX実施規則の立法におけるミンクの貢献.....	96
第2節	1979年の大学対抗運動競技に関する方針解釈の公布.....	99
第1項	1979年の大学対抗運動競技に関する方針解釈の発行の背景.....	99
第2項	1979年の大学対抗運動競技に関する方針解釈の概要とその規定.....	100
第3節	大学対抗運動競技プログラムへのタイトルIXの適用解釈の問題.....	106
第1項	タイトルIXの適用解釈をめぐるケース.....	106
(1)	プログラム限定の解釈を採用したケース.....	108
(2)	教育機関全体の解釈を採用したケース.....	109
第2項	プログラム限定の解釈を決定付けたグローブシティカレッジ判決.....	110
(1)	グローブシティカレッジ判決の概要.....	110
(2)	グローブシティカレッジ判決の意味.....	111
(3)	グローブシティカレッジ判決の影響.....	112
第4節	プログラム限定の解釈を覆した市民的権利復活法の制定.....	112
第5節	損害賠償金請求を認めたフランクリン判決.....	113

第6節	大学対抗運動競技プログラムの平等な参加機会の提供をめぐる問題	114
第1項	大学対抗運動競技プログラムの平等な参加機会を求めたケース	114
(1)	女子学生運動競技者が勝訴したケース	117
(2)	男子学生運動競技者が敗訴したケース	119
第2項	関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準の採用を決定づけたブラウン大学判決	120
(1)	ブラウン大学判決の概要	121
(2)	ブラウン大学判決の影響	124
第3項	関心と能力の効果的な受け入れに関する3つの判断基準を採用したケースの傾向	125
第7節	1996年の大学対抗運動競技の3つの判断基準に関する方針解説の発行	127
第1項	1996年の大学対抗運動競技の3つの判断基準に関する方針解説の発行背景	127
第2項	1996年の大学対抗運動競技の3つの判断基準に関する方針解説の概要	127
第8節	運動競技奨学金に関する方針の発表	129
第9節	OCRのタイトルIXの適用方法を肯定した全米レスリングコーチ協会判決	130
第1項	廃止に追い込まれた男子チームのストレス	130
第2項	全米レスリングコーチ協会判決の概要	130
第10節	本章のまとめ	131
第3章	タイトルIXの改称	142
第1節	ミンク法への改称	142
第2節	パッツィ・タケモト・ミンクの経歴	143
第3節	連邦議会におけるパッツィ・タケモト・ミンクの評価	146
第4節	タイトルIXからミンク法への改称の理由	149
第5節	本章のまとめ	150
第4章	OCRによる大学対抗運動競技プログラムへのタイトルIXの判断基準の適用の変化	154
第1節	2002年の運動競技機会委員会によるタイトルIXの実施の再検討	154

第1項	運動競技機会委員会の設置.....	154
第2項	運動競技機会委員会メンバーの構成と活動プロセス.....	156
第3項	運動競技機会委員会による最終報告書の発行と勧告.....	158
第4項	運動競技機会委員会少数派による報告書の発行と答申.....	161
第5項	運動競技機会委員会による最終報告書の特徴.....	162
	(1) OCRによる積極的な現行のタイトルIX実施の推進.....	163
	(2) 関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準の保持.....	166
第2節	OCRのタイトルIXの実施に関する新たな方針.....	170
第1項	2003年の大学対抗運動競技に関する方針の追加説明の発行と概要.....	170
第2項	2003年の大学対抗運動競技に関する方針の追加説明の分析.....	173
第3項	2003年の大学対抗運動競技に関する方針の追加説明の評価.....	180
第3節	OCRのタイトルIXの実施に関する方針の転換.....	181
第1項	2005年の大学対抗運動競技の3つの判断基準に関する追加説明の発行... 181	181
第2項	2005年の大学対抗運動競技の3つの判断基準に関する追加説明の概要... 182	182
第3項	OCRの方針転換に対する関係団体の抵抗.....	184
第4項	タイトルIXの実施のゆくえ.....	186
第4節	OCRのタイトルIXの実施に関する方針の転換の撤回.....	188
第1項	2010年の大学対抗運動競技の3つの判断基準に関する追加説明の発行... 188	188
第2項	2010年の大学対抗運動競技の3つの判断基準に関する追加説明の概要... 189	189
第3項	2010年の大学対抗運動競技の3つの判断基準に関する追加説明の意義... 192	192
第5節	本章のまとめ.....	193
第5章	大学対抗運動競技プログラムにおけるタイトルIXの遵守状況.....	203
第1節	研究方法.....	203
第1項	男女比の実質的均衡基準に基づくタイトルIXの遵守状況の把握.....	203
第2項	割合値の検討.....	205
第3項	達成度の検討.....	205
第4項	研究対象の特徴.....	205
	(1) 大学対抗運動競技プログラム統括団体とNCAA.....	206
	(2) ディビジョンI-Aの特徴.....	207

第5項	タイトルⅨの遵守状況に影響を与える要因の検討.....	209
(1)	大学規模別比較.....	209
(2)	OCR管区別比較.....	213
(3)	ERA批准の有無別比較.....	213
第6項	研究資料.....	221
第2節	全国的にみた割合値及び達成度.....	221
第1項	全国的にみた割合値.....	221
(1)	男女学生数の比較及び男女学生運動競技者数の比較.....	221
(2)	対象大学全体の割合値の比較.....	223
(3)	各大学の割合値の傾向.....	224
第2項	全国的にみた達成度.....	226
第3項	考察.....	226
第3節	大学規模別にみた割合値及び達成度.....	229
第1項	大学規模別にみた割合値.....	229
第2項	大学規模別にみた達成度.....	230
第3項	考察.....	231
第4節	OCR管区別にみた割合値及び達成度.....	233
第1項	OCR管区別にみた割合値.....	243
第2項	OCR管区別にみた達成度.....	245
第3項	考察.....	246
第5節	ERA批准の有無別にみた割合値及び達成度.....	247
第1項	ERA批准の有無別にみた割合値.....	250
第2項	ERA批准の有無別にみた達成度.....	252
第3項	考察.....	253
第6節	本章のまとめ.....	255
結章	260
第1節	研究のまとめ.....	260
第2節	結論.....	269
第3節	タイトルⅨの実施の展望.....	270

第4節 今後の課題.....	273
資料	
資料1: 2000年におけるアメリカの大学の学生総数等の概括.....	275
資料2: 2010年におけるアメリカの大学の学生総数等の概括.....	278
引用・参考文献一覧.....	281
連邦議会議事録等一覧.....	295
判例一覧.....	300

図表目次

表

表 1-1:	「1972 年教育修正法」タイトルIXに関する立法過程の概要.....	64
表 1-2:	下院 H. R. 7248 法案「1971 年高等教育法」タイトルXの修正法案に関する下院審議(第92連邦議会(1971年-1972年)第1会期下院審議).....	67
表 3-1:	パッツィ・タケモト・ミンクの経歴.....	145
表 4-1:	最終報告書に示された勧告の分類.....	162
表 4-2:	最終報告書の勧告とマイノリティ報告書の代替勧告の比較.....	165
表 4-3:	マイノリティ報告書で反対された最終報告書の勧告.....	166
表 4-4:	最終報告書の勧告 14、19 及び 23 に対するマイノリティ報告書の反論.....	170
表 4-5:	2003 年の方針追加説明に採用された最終報告書の勧告.....	173
表 4-6:	2003 年の方針追加説明に採用されたマイノリティ報告書の代替勧告.....	174
表 4-7:	2003 年の方針追加説明に採用された勧告及び代替勧告の内容.....	178
表 4-8:	2003 年の方針追加説明に採用された勧告及び代替勧告.....	179
表 5-1:	2000 年(大学114校)の男女学生数と男女学生運動競技者数.....	222
表 5-2:	2010 年(大学123校)の男女学生数と男女学生運動競技者数.....	222
表 5-3:	2000 年(大学114校)の男女学生数の割合と男女学生運動競技者数の割合の差.....	223
表 5-4:	2010 年(大学123校)の男女学生数の割合と男女学生運動競技者数の割合の差.....	224
表 5-5:	全国的にみた 2000 年と 2010 年の達成度の平均と標準偏差.....	226
表 5-6:	2000 年における大規模大学と小規模大学の割合値の平均値.....	230
表 5-7:	2010 年における大規模大学と小規模大学の割合値の平均値.....	230
表 5-8:	大学規模からみた 2000 年と 2010 年の達成度の平均と標準偏差.....	231
表 5-9:	OCR 管区を構成する OCR 地方局とその管轄州及び管轄自治領.....	235
表 5-10:	2000 年における東部管区に属する OCR 地方局とその管轄州と大学.....	237
表 5-11:	2000 年における南部管区に属する OCR 地方局とその管轄州と大学.....	238
表 5-12:	2000 年における中西部管区に属する OCR 地方局とその管轄州と大学.....	239
表 5-13:	2000 年における西部管区に属する OCR 地方局とその管轄州と大学.....	239
表 5-14:	2010 年における東部管区に属する OCR 地方局とその管轄州と大学.....	240
表 5-15:	2010 年における南部管区に属する OCR 地方局とその管轄州と大学.....	241

表 5-16:	2010年における中西部管区に属するOCR 地方局とその管轄州と大学.....	242
表 5-17:	2010年における西部管区に属するOCR 地方局とその管轄州と大学.....	242
表 5-18:	2000年における各OCR 管区に属する対象大学数とその割合.....	243
表 5-19:	2010年における各OCR 管区に属する対象大学数とその割合.....	243
表 5-20:	2000年におけるOCR 管区別にみた割合値の平均値.....	244
表 5-21:	2010年におけるOCR 管区別にみた割合値の平均値.....	244
表 5-22:	OCR 管区からみた2000年と2010年の達成度の平均と標準偏差.....	245
表 5-23:	ERA 批准州と非批准州.....	248
表 5-24:	2000年及び2010年におけるERA 批准州、批准撤回州及び非批准州に属する大 学数.....	250
表 5-25:	2000年におけるERA 批准州、批准撤回州及び非批准州に属する大学の割合値の 平均値.....	251
表 5-26:	2010年におけるERA 批准州、批准撤回州及び非批准州に属する大学の割合値の 平均値.....	251
表 5-27:	2000年におけるERA 批准州及び非批准州（批准撤回州を含む）に属する大学の 割合値の平均値.....	252
表 5-28:	2010年におけるERA 批准州及び非批准州（批准撤回州を含む）に属する大学の 割合値の平均値.....	252
表 5-29:	ERA 批准の有無からみた2000年と2010年の達成度の平均と標準偏差.....	253
図		
図 0-1:	政策過程の段階モデルにおける実施の位置づけ.....	12
図 0-2:	政策過程の段階モデルにおける法令の体系.....	13
図 0-3:	政策過程の段階モデルにおけるタイトルIXに関する法令の体系.....	14
図 3:	パッツィ・タケモト・ミンクの肖像.....	146
図 5-1:	男女別大学生数及び女子学生比率の歴史的推移.....	212
図 5-2:	大学規模からみた2000年と2010年の達成度の平均と標準偏差.....	231
図 5-3:	OCR 管轄区分.....	236
図 5-4:	OCR 管区からみた2000年と2010年の達成度の平均と標準偏差.....	245
図 5-5:	ERA 批准州、批准撤回州及び非批准州.....	249

図 5-6:	ERA 批准の有無からみた 2000 年と 2010 年の達成度の平均と標準偏差.....	253
図 6-1:	大学対抗運動競技プログラムにおけるタイトル IX の実施の構造イメージ....	267
図 6-2:	大学対抗運動競技プログラムへのタイトル IX の判断基準の適用の遷移.....	268

本論文で用いる略語

- DOE: Department of Education 連邦教育省
- EADA: Equity in Athletics Disclosure Act 運動競技エクイティ開示法
- ERA: Equal Rights Amendments 男女平等憲法修正条項
- FBS: Football Bowl Subdivision NCAA フットボール・ボウル・サブディビジョン
- FCS: Football Championship Subdivision NCAA フットボール・チャンピオンシップ・サブディビジョン
- HEW: Department of Health, Education, and Welfare 連邦健康教育福祉省
- NAIA: National Association of Intercollegiate Athletics 全米大学対抗運動競技協会
- NCAA: National Collegiate Athletic Association 全米大学運動競技連盟
- NCCAA: National Christian College Athletic Association 全米クリスチャンカレッジ運動競技協会
- NJCAA: National Junior College Athletic Association 全米短期大学運動競技協会
- NLCAA: National Little College Athletic Association 全米小規模大学運動競技協会
- NWCA: National Wrestling Coaches Association 全米レスリングコーチ協会
- NWLC: National Women's Law Center 全米女性法律センター
- OCR: Office for Civil Rights 市民権局
- Title IX: Title IX of the Education Amendments of 1972 1972年教育修正法第9編
- USCAA: United States College Athletic Association 米国カレッジ運動競技協会
- WEAL: Women's Sports Equity Action League 女性エクイティアクション連盟
- WSF: Women's Sports Foundation 女性スポーツ財団

序章

第1節 研究の動機

第1項 スポーツに関する機会均等の保障の国際的動向

1975年3月にヨーロッパ・スポーツ担当閣僚会議第260会期で採択された「ヨーロッパ・みんなのためのスポーツ憲章」の1条は、「全ての個人は、スポーツに参加する権利を有する」とスポーツの参加機会の平等を規定し、その2条は「スポーツは人間性の成長の重要な要因として奨励されるべきであり、そのために適切な公的援助がなされなければならない」とスポーツの参加機会の財政保障を講じるよう求めている¹。また、1978年の第20回ユネスコ総会で採択された「体育及びスポーツに関する国際憲章」は、その1条が「体育及びスポーツの実践は、全ての人にとって基本的権利である」とすべての人にとって体育及びスポーツが基本的権利であることを謳い、その9条は「国家機関が体育及びスポーツにおいて主要な役割を果たす」と政府に対して体育及びスポーツを促進するための役割を担うよう求めている²。さらに、1992年9月にヨーロッパ・スポーツ担当閣僚会議第480会期で採択された「ヨーロッパ・みんなのためのスポーツ憲章（改正）」は、その1条iにおいて「すべての個人がスポーツに参加できるようにするために」「政府は、スポーツの振興が人間性の発展の重要要素であるとみなし、『スポーツ倫理規定』に示された諸原則に従って、同憲章の条項を適用するための必要な処置を講じなければならない」と政府に対して個人のスポーツの参加機会の確保を求め、12条において「本憲章のねらい及び目的を遂行するために、適切な援助及び公的財源（例えば、中央、地域及び地元のレベル）が役立てられるものとする」と個人のスポーツの参加機会の財政的保障を規定している³。以上の体育及びスポーツに関する国際憲章から、全ての人の権利としての体育及びスポーツの機会は政府によって実質的に保障されるべきと考えられる。

しかし、スポーツの歴史を振り返れば、スポーツは男性主導により生成・発展してきただけに、未だ女性はその機会を十分に保障されているとは言いがたい。

女性が男性と同じように体育及びスポーツの機会を享受することは、国際レベルの法規や宣言に謳われている。例えば、1979年の国連国際会議で採択された「女子

に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の10条g項は、「スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会」の確保を求めている⁴。また、1994年に第1回世界女性スポーツ会議で採択されたブライトン宣言は、1項で「レジャーやレクリエーションの目的においても、健康の促進や高度なパフォーマンスの追及においても、スポーツに参加し、関わる平等の機会は、すべての女性の権利であり、人種や肌の色、言語、宗教、信条、性的志向、年齢、婚姻の状態、身体障害、政治的信念や政治団体への所属、国籍や社会的素性は関係」しないとし、この宣言があらゆるレベルにおけるスポーツに関する宣言、法律、法典規則や条例を補足するためのものであると明言している⁵。

以上の国際的憲章から、男女の体育及びスポーツの機会均等を保障することは、すべての人の体育及びスポーツの機会を確保するための課題の1つと考えられる。体育及びスポーツは基本的権利であり、その保障のためにすべての人の体育及びスポーツに参加する機会は確保されなければならない。よって、人種をはじめ、年齢、身体的な障害の有無、性などの違いによって、体育及びスポーツの基本的権利が侵害されることは許されない。しかし、女子・女性は歴史的及び社会的に体育及びスポーツに参加する機会を存分に享受できていない。よって、すべての人の体育及びスポーツの機会を確保するためには、まず性別に焦点をあてて、男女の体育及びスポーツの機会均等の保障に関する研究に着手することが必要である。

第2項 体育・スポーツの機会均等の原則の問題

体育及びスポーツに関する機会均等の保障については、国際的憲章レベルでの言及にとどまることなく、日本において試論されている。例えば、諏訪は、体育・スポーツ法規と体育・スポーツ行政との関係性から体育・スポーツの機会均等について次のように主張する。

体育・スポーツ法規とは、体育・スポーツに関する規範を示した法的規定とされる。よって、体育・スポーツ法規という統一的な法体系は存在せず、体育・スポーツ法規とは、「体育・スポーツに関わる規範を示した法的規定としての法律・命令・規則等を総称した呼び方⁶」なのである。体育・スポーツ法規は、社会規範の一種である法と同じ性格を有しており、「人間が社会生活を営むうえで守るべき規範を社会規範といい、この社会規範は人間に一定の作為ないし不作為を要求する。法は、社

会規範の一種である。法の基本的目的は社会秩序を維持し、社会生活の円滑を期するとともに、(平均的・分配的)正義の実現をめざすものである。そのため、構成員すべてに、『生命・自由・幸福追求の権利』を保障しうるものであることを条件とする。もし構成員相互の生活利益に対立・争いがあれば、平和裡に調整し解決に貢献すべきであるとされる。体育・スポーツ法規も、法のこのような性格を備えているわけである⁷⁾。そして、このような法の性格を有する体育・スポーツ法規は、「本質的に国民ないし住民のものとしての体育・スポーツの振興に貢献すべきものでなければならず、具体的には、体育・スポーツをいつでも、どこでも、誰でもが、自由に行えるいわゆる基本的人権としての体育・スポーツの機会均等の具現化のためにある⁸⁾」。

一方、体育・スポーツ行政とは、「統治組織における体育・スポーツ経営」とされる⁹⁾。このような体育・スポーツ行政には3つの原則が貫かれており、その原則とは、①公営、公開、公費の原則、②すべての人に権利としての体育・スポーツの機会を均等に保障するという機会均等の原則、③特定の政治的・宗教的目的に奉仕するものであってはならないとする中立性の原則である¹⁰⁾。

以上のような体育・スポーツ法規と体育・スポーツ行政を貫く考えが、体育・スポーツの機会均等である。体育・スポーツ法規と体育・スポーツ行政との関係について、諏訪は、上述したように法は「社会規範の一種であり、公権力により支援された社会実践的な行為の規範といえることができる。体育・スポーツ法規もこのような性質を有しているわけであるが、このような法規に基づいてあるいは、法規を実際に実現していくのが、公的スポーツに関しては体育・スポーツ行政である」と論じている¹¹⁾。また、スポーツ行政の任務については、「スポーツ行政は、一言で述べれば、権利としてのスポーツの機会を均等に保障することがその任務とされるものである」としている¹²⁾。つまり、体育・スポーツの機会均等の具現化のためにある体育・スポーツ法規を実現していくことが体育・スポーツ行政の使命であると解することができる。

以上のような体育・スポーツ法規と体育・スポーツ行政との関係性から体育・スポーツの機会均等の重要性を導きだす諏訪の主張は、体育及びスポーツに関する法規や行政の研究に機会均等という1つの重要な視座を与えてくれる。

しかし、諏訪の主張は実証的な研究や詳細な事例研究を基になされているもので

はなく、先述したようにまだ試論の段階に過ぎないと言える。この諏訪の主張を補強しより強固なものにするためには、体育及びスポーツ領域における機会均等の基準や原則に関する実証的な研究の積み重ねが要請される。このことを認識して体育及びスポーツの機会均等を保障するための法律を取り上げ、その実証的及び基礎的な研究に取り組むことは意義あることだと考えられる。

第3項 アメリカにおける男女のスポーツの機会均等の保障とタイトルIXの位置づけ

一方、アメリカ合衆国（以下、アメリカと表記）では、体育及びスポーツの機会均等の保障に関する研究の対象としてふさわしい法規がいくつか存在する。

井上は、アメリカのスポーツ法規を「アマチュア・スポーツ法」(The Amateur Sport Act of 1978)、「体育・スポーツの機会均等に関する諸法」及び「その他の関連する法規」に分類し、「体育・スポーツの機会均等に関する諸法」を更に「市民的権利に関する法律」(Civil Rights Act of 1964)、「タイトルIX」(Title IX of the Education Amendments of 1972)及び「障害者差別禁止諸法」に分類して紹介している¹³。まず、市民的権利に関する法律は「人種等による差別」の禁止を規定しており、具体的には、その2編 (Title II) が人種・皮膚の色・信条に基づく公の施設における差別を、その6編 (Title VI) が連邦政府の支援を受けるプログラムにおける差別を、その7編 (Title VII) が雇用上の差別をそれぞれ禁止し、スポーツに関する公的施設の利用、プログラムの運営及び雇用の変革に貢献したという。次に、タイトルIXは「性による差別」の禁止を規定しており、具体的には連邦政府の支援を受ける教育的プログラムにおける性差別を禁止し、女性の体育・スポーツの機会の拡大に貢献したとされる。最後に、障害者差別禁止諸法は障害者に対する差別の禁止を規定しており、具体的には、「リハビリテーション法」(Section 504 of Rehabilitation Act of 1973) が連邦政府の支援を受ける機関による雇用、教育、健康及び社会サービスにおける障害者に対する差別を、「全障害児童教育法」(The Education for All Handicapped Children Act of 1975) が連邦政府の支援を受けるプログラムにおける障害者に対する差別をそれぞれ禁止し、可能な限り体育・スポーツにおける障害者の機会を開こうとした法律と捉えられている。また、先の「全障害児童教育法」の「全障害児童」を幼児まで広げて修正した「障害者教育法」(The Individuals with

Disabilities Education Act of 1990) は、「障害をもつ児童にその必要性に応じた教育の利益を与えること、障害児童も健常者と同じ可能性を持って教育されること」が重要であるとされている。さらに、「アメリカ人障害者法」(The Americans with Disabilities Act) は、公的な施設における障害をもつ者に対する差別や障害を持つ者を排除しうる憶測や偏見に基づく審査基準の適用を禁止し、障害を持つ者が健常者と同じように公的な施設から恩恵を受けられるよう求めるという。

また、井上により「体育・スポーツの機会均等に関する諸法」に分類されていないアマチュア・スポーツ法は、スポーツの機会均等の保障に関する法規に分類されてもよからう。同法について井上は、「本法成立の契機となったのは、エリート・スポーツの課題が主であったが、中でも、法人の目的として、フィジカル・フィットネスと国民参加の推進・援助、女性スポーツ・障害者スポーツ・マイノリティスポーツの奨励・援助などが挙げられた点、また、法人の非政治性・非営利性が強調された点、オリンピック委員会の名称の独占的使用が規定された点などは重要である」と述べている¹⁴。このように、同法は、女性、障害者及びマイノリティのスポーツ活動への奨励及び援助を規定し、スポーツの機会均等を推進しようとすることから、スポーツの機会均等の保障に関する法規として位置づけられると考えられる。

以上のような法規が人種、皮膚の色、性、障害及び国籍などのさまざまな要因に基づく差別を禁じて、アメリカにおける体育及びスポーツの機会均等の原則の徹底を図っているが、中でも性に基づく差別を禁止し、アメリカにおける体育及びスポーツの機会均等の原則の徹底を図っているのがタイトルIXである。1972年に連邦法として誕生したタイトルIXは、その前文が「すべてのアメリカ合衆国国民は、連邦政府から援助を受けるすべての教育プログラムや活動において、性を理由に排除されたり、利益を与えられなかったり、差別を受けることは許されない」と示すとおり、教育の一環であるスポーツにおける性差別の禁止を規定している¹⁵。つまり、タイトルIXは、アメリカにおける男女の体育及びスポーツの機会均等を保障するための法律なのである。よって、タイトルIXは、男女の体育及びスポーツの機会均等に関する研究の対象としてふさわしい法律の1つと言えるのである。

第4項 日本における体育及びスポーツの機会均等の理念と課題

他方、日本に目を向けると、2011年6月にスポーツ振興法を改正して制定したス

スポーツ基本法がスポーツの機会均等の理念を謳っている¹⁶。同法はその前文において「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適正等に応じて、安心かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない」と国民すべてが幸福で豊かな生活を営むためにスポーツの機会が確保されることを規定し、その2条において「スポーツはこれを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない」と個々に応じたスポーツの機会の提供を定めている。

スポーツ基本法の評価される点の1つは、以上のように「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」と明記されたことである。1961年6月に制定され、2007年に改正されたスポーツ振興法は、日本におけるスポーツ振興に関する施策の基本を定めたが、その条文が「綱領的、スローガンの規定」という指摘を受けていた¹⁷。また、同法は、スポーツにより幸福で豊かな生活を営む権利について言及していない。つまり、スポーツ基本法は、スポーツ振興法より一步踏み込んでスポーツを捉えているのである。

しかし、スポーツ基本法には課題も残されている。小野寺は「基本法」という名称を有する法律の特質について、「基本法は、それぞれの行政分野においては、いわば『親法』として優越的な地位をもち、当該分野の施策の方向付けを行い、他の法律や行政を指導・誘導する役割を果たしているわけです。こうしたことから、基本法で定める内容は抽象的なものにとどまることが多く、訓示規定・プログラム規定でその大半を構成されていることが通常です。したがって、一般的に、基本法の規定から直ちに国民の具体的な権利・義務までが導き出されることはなく、それが裁判規範として機能することもほとんどないといっていいいでしょう。こうした基本法の特質に対して、伝統的な法規概念の立場からは、国民の権利・義務に関する規定がないので法規範とはいえないのではないかという指摘がなされることもあります」と述べる¹⁸。スポーツ基本法もこのような特質をもつことから、菅原の言葉を借りれば「(スポーツ：筆者) 基本法はスポーツ権の主体・具体的な権利の内容・対象

を確定的に記載せず、将来制定される個別法に委ね¹⁹、「(スポーツ：筆者) 基本法の個々の条文をさらに具体化するスポーツ政策は、スポーツ基本計画やスポーツに関する個別立法により遂行されることになる²⁰」。つまり、スポーツ権やその具体的な内容については、個別立法によって明確にされ、スポーツ政策によって具現化されていくことが課題として残されているのである²¹。

以上のような課題が残されている日本において、タイトルIXは参考となる立法である。文部科学省副大臣としてスポーツ基本法を制定した鈴木寛は、『詳解スポーツ基本法』の「スポーツ基本法制定に寄せて」の節で「まさに、スポーツは人間形成そのものである。このような可能性を持つスポーツに励む機会を、誰もが享受できなければならない。特に、女子中学生の約3割がスポーツをほぼ行わないという現状を改めるためにも、女子のスポーツ機会の確保は重要だ」と主張する²²。これに従えば、「スポーツ権の主体・具体的な権利の内容・対象」を検討する際には、性別に注目し、個別立法を視野に入れた男女のスポーツ権とその内容について検討がなされるべきだと考えられる。その際には、体育及びスポーツに関する国際憲章よりも早くにアメリカのスポーツにおいて性差別を禁じ、スポーツの機会均等を保障したタイトルIXが大いに参考にされるべきだと考えられる。

以上のことからタイトルIXを対象とする本研究は、日本にとっても意義あるものだと考えられる。

第5項 パッツィ・タケモト・ミンクとの出会い

本研究においてタイトルIXを研究の対象に取り上げる背景には、筆者の個人的な動機がある。それは、パッツィ・タケモト・ミンク (Patsy Takemoto Mink : 以下、ミンクと表記) との出会いである。ミンクはハワイ州選出下院議員としてタイトルIXの原案を起草した一人であり、2002年10月にタイトルIXはミンクの名を取ってパッツィ・タケモト・ミンク平等教育法 (Patsy Takemoto Mink Equal Opportunity in Education Act : 以下、ミンク法と表記) に改称されている²³。筆者は高校女子ソフトボールチームのハワイ遠征中にミンクに出会っていたのであるが、当時はミンクについて無知であったため、彼女との出会いを意識することはなかった。しかし、タイトルIXがミンク法に改称されたことを機に、改めて当時の大会プログラムを開いてみて、彼女との出会いを確認したのである。

ミンクとの出会いは偶然の出来事に過ぎないかもしれない。しかし、筆者がタイトルIXについて研究を進める中で、政治的なイベントではなくスポーツイベントにおけるミンクとの出会いを確認すると、その出会いに僅かな必然性を覚えたのである。その僅かな必然性が、筆者をタイトルIXとミンクの研究に駆り立てるのである。

第2節 研究の対象

タイトルIXの研究と一口で言っても、その研究対象は多岐にわたる。先行研究に従えば、タイトルIXは連邦支援を受ける教育機関における性差別を禁止する連邦法であることから、その適用範囲は教育領域にとどまらず、体育及びスポーツ領域にも及ぶ。また、スポーツ領域と言っても初等教育レベルから高等教育レベルにおけるスポーツ領域にその適用は及ぶ。さらに、高等教育レベルにおけるスポーツ領域と言ってもレクリエーションレベルから大学対抗運動競技レベルまでである。また、スポーツ領域における性差別の禁止と言っても、運動競技者（学生・生徒）に対する性差別から指導者や職員に対する雇用上の性差別、さらには両者におけるセクシャル・ハラスメントまでをその適用範囲とする。このようなタイトルIXの適用範囲を考えるとタイトルIXの研究対象は幅広い。

しかし、本研究は、男女の体育及びスポーツの機会均等の保障に関する問題意識から出発して、「スポーツに参加する機会の確保」に関心を寄せることから、大学対抗運動競技プログラムを研究の対象とし、指導者や職員に対する雇用上の性差別やセクシャル・ハラスメントについては本研究の対象から外すことにした。

大学対抗運動競技プログラムを本研究の対象とする理由は、以下の3点に整理できる。1つ目の理由は、大学対抗運動競技プログラムの自治的性格に関連する。元来、大学対抗運動競技プログラムは、学生たちが自由に参加して競いあう私的自治の性格の強い運動競技スポーツである²⁴。そのような性格を持つスポーツに連邦政府がタイトルIXによって介入するようになった点に関心が寄せられるのである。連邦政府はタイトルIXの制定によってどのように大学対抗運動競技プログラムに介入していくのか。このような問題意識が大学対抗運動競技プログラムを研究の対象とした1つ目の理由である。

2つ目の理由は、大学対抗運動競技プログラムの独自性にある。大学対抗運動競技

プログラムの競技レベルは高等教育機関が提供する運動競技プログラムの中でも最も競技レベルの高いプログラムである。その競技力と共に全米における知名度はプロスポーツに引けを取らないと言っても過言ではない²⁵。実際に、全米大学運動競技連盟 (National Collegiate Athletic Association : 以下、NCAA と表記) に所属する大学運動競技プログラムに参加する学生運動競技者は、運動競技奨学金を得て競技している²⁶。これらの点をみると、大学対抗運動競技プログラムはプロスポーツと肩を並べるスポーツと捉えられそうである。しかし、大学対抗運動競技プログラムは、それに参加する学生を「学生運動競技者」(student-athletes) と称することからもわかるように、学生運動競技者にある一定水準以上の学業成績を要求する²⁷。学生運動競技者はその水準を満たせなければ、大学対抗運動競技プログラムに参加することもできないし、当然、運動競技奨学金の給付も打ち切られることになる。このような教育的特性を有することからプロスポーツとは言い難く、またプロスポーツではなくとも運動競技奨学金によって学生がその身分を保てるような大学対抗運動競技プログラムの独自性に関心が寄せられる。この独自性が大学対抗運動競技プログラムを研究の対象とする 2 つ目の理由である。

最後に 3 つ目の理由であり且つ最も重要な理由は、大学対抗運動競技プログラムにおけるタイトルIXの実施効果 (アウトカム) から乖離した実施状況 (アウトプット) にある。例えば、NCAA の調査報告²⁸によると、1966 年から 1982 年の間にレクリエーションプログラムを含む大学スポーツに参加する男子学生が約 1.03 倍増加しているのに対して、女子学生数は約 4.48 倍の増加をみせている。また、1981 年から 2010 年の間に、大学対抗運動競技プログラムに参加する男子学生数が約 1.5 倍増加しているのに対して、女子学生数は約 2.5 倍の増加をみせている。さらに、各大学の運動競技局が提供する男女チームの平均数をみると、1981 年に男子 9.1 チームが女子 6.4 チームを上回っていたが、1997 年に女子 8.0 チームが男子 7.8 チームを上回り、2009 年にはその差をさらに広げ、女子 9.0 チーム、男子 7.9 チームとなっている。このように、タイトルIXの制定以降、大学対抗運動競技プログラムに参加する女子学生数は上昇し、平均チーム数ではすでに女子が男子を追い抜いている。つまり、タイトルIXの実施の結果、男女の大学対抗運動競技プログラムへの参加機会の均等化が促進されるという効果 (アウトカム) を得ているのである。

ところが、この実施効果にはそぐわない、タイトルIXの実施状況 (アウトプット)

が報告されている。例えば、女性スポーツ財団（Women's Sports Foundation：以下、WSF と表記）は、全米における学校及び大学の運動競技プログラムの 80%から 90% がタイトルIXを遵守していないにも関わらず、タイトルIXを遵守していない教育機関に科せられる補助金の打ち切りという制裁措置は執行されたと主張する²⁹。どのような判断基準のもと「タイトルIXを遵守していない」と主張しているのかは不明であるが、このような指摘はタイトルIXの実施のあり方が問われていると捉えられ、タイトルIXが大学対抗運動競技プログラムにおいてどのような実施過程を辿り、どのような判断基準が大学対抗運動競技プログラムに適用され、実際に大学対抗運動競技プログラムにおけるタイトルIXの遵守状況はどうなっているのかということをはっきりさせるべきだと考えられる。以上のような大学対抗運動競技プログラムにおけるタイトルIXの実施効果と実施状況とのギャップに対する問題意識が、大学対抗運動競技プログラムを研究の対象とする 3 つ目の理由に繋がるのである。

以上のように大学対抗運動競技プログラムの自治的性格と独自性及び大学対抗運動競技プログラムにおけるタイトルIXの実施効果と実施状況とのギャップを理由に、本研究では大学対抗運動競技プログラムを研究の対象とした。

第 3 節 研究の目的

上記の研究の動機を踏まえて、本研究では大学対抗運動競技プログラムにおけるタイトルIXの実施過程を明らかにすることを研究の目的とする。

第 4 節 分析の枠組み

本研究では、以下のような分析の枠組みを設定した。

第一に、大学対抗運動競技プログラムにおけるタイトルIXの実施過程を立法部、司法部及び行政部のそれぞれの対応と関係の動態として明らかにすることである。

まず、タイトルIXの実施過程を立法部、司法部及び行政部から捉える理由は、アメリカの政治体制の特徴の 1 つである三権分立のもと、立法、司法及び行政の 3 部門の権限が制限されており、それぞれの主な任務が、立法部は法の制定、司法部は法の解釈及び違憲立法審査、そして行政部は法の執行とされている³⁰ことにある。ま

た、それぞれの任務を政策の視点からみれば、「政策の決定・執行・裁定にかかわる立法・行政・司法」³¹と捉えられるからである。

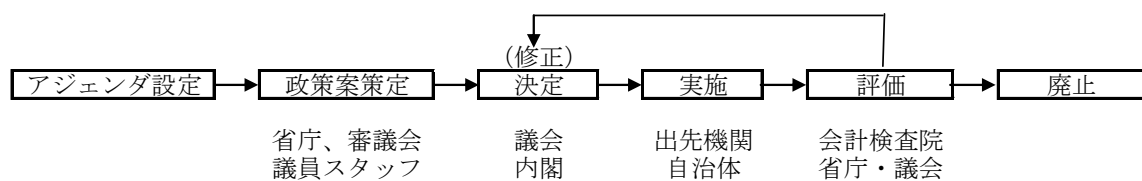
次に、タイトルIXの実施過程を立法部、司法部及び行政部から捉える際には、連邦レベルに焦点を合わせる。これは、タイトルIXが、連邦議会が制定し、連邦教育省（Department of Education：以下、DOEと表記）が施行する連邦法であり、「連邦裁判所が裁判権を行使する事件の主要なものは、合衆国憲法を含む連邦法に関わる事件³²」であるからである。

また、タイトルIXの実施過程を立法部、司法部及び行政部から捉える際には、行政部を中軸に据える。これは、行政部が法（政策）の執行を主要な任務とするからである。

さらに、タイトルIXの実施過程を立法部、司法部及び行政部から捉える際には、法の歴史的過程を捉えるうえでの動的及び静的な分析視角を用いる。これは、法の歴史的過程を捉えるうえでの動的及び静的な分析視角について、法の形成過程、立法過程、立法学、法の執行及び規制の過程、法形式の循環過程などがあると指摘されているからである。齋藤³³は、法の形成の過程を循環過程として捉え、大きく立法過程と、前法制における法の執行、規制及び適用の過程と新しい法の形成の過程とが複合的に存在する過程に区別し、さらに後者については、①法形成に重要な影響を与えたスポーツの諸事実、②政府及び政権政党によるスポーツの政策課題の形成、③関連するスポーツ行政立法の制定及び適用、④スポーツ法の形成の動因となる社会的諸力、⑤スポーツ判例法による法形成、⑥スポーツ固有法による法形成、⑦法制史、政治史、経済史との関連の7つの視点を提示している。これに従うと、本研究では、タイトルIXの実施過程の動態を明らかにするために、タイトルIXの実施過程を「前法制における法の執行、規制及び適用の過程と新しい法の形成の過程」として捉えることが妥当であると考えられる。そして、まずは、タイトルIXに関連する行政立法の制定及び適用（行政部の対応）、タイトルIXに関連する判例法による法形成（司法部の対応）及びタイトルIXに関連する立法（立法部の対応）を分析の視角とする基礎的な研究から始めるものとする。但し、上記3つの分析の視角以外にも、重要な事項、例えば、スポーツ関係団体をはじめ女性団体、大学、コーチ、競技者などの動向についてはその関係性を把握するものとする。

上述の歴史的過程を捉える分析の視角に加えて、本研究ではタイトルIXの実施過

程を段階モデルの政策過程における法令の体系として捉える。伊藤³⁴は、図 0-1 のように段階モデルによって政策過程を捉えて、そこに政策の実施を位置付ける。日本では、国会が法律や予算の形式で主要な政策を決定する。政策の実施は、政策が決定されたところから始まる。その政策を実施機関である中央省庁とその出先機関或いは国から事務を受託した都道府県と市町村が政策決定者の意図に従って実施するが、実際には、決定された通りに政策が実施されることは不可能であり、その理由に「第 1 にすべてを政策（法律）に書き込むことは難しい。第 2 に環境変化やニーズの変化をあらかじめ予測して政策をつくることはできない。第 3 に政策決定者が実施機関を自由にコントロールできるかという問題がある」として、これらの点について伊藤は以下のように検討している³⁵。



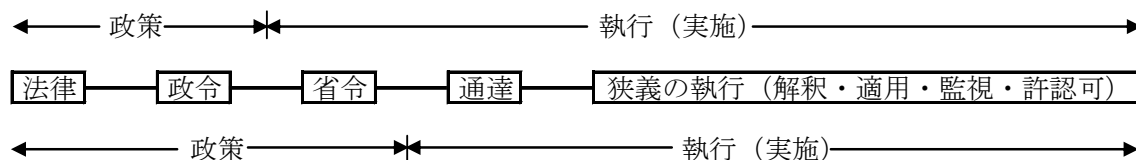
<出典>

秋吉貴雄・伊藤修一郎・北山俊哉『公共政策学の基礎』、205頁、有斐閣、2010年。

図 0-1： 政策過程の段階モデルにおける実施の位置づけ

1 点目については、日本の規制政策を例に挙げて、「規制政策の大枠は法律で定めることができる。しかし、どのような行為をどのような場合に禁止し、どのような場合に誰にどの程度認めるのかについて、あらかじめ細かく判断基準を定めて法律に書き込めるわけではない。また、社会情勢によって判断基準が変化する場合などは、法律にこと細かく書き込んでいては変化に柔軟に対応できない。そこで、判断基準等は政令に委任し、さらにその実施様式を省令で定め、その運用方法や統一的解釈などを訓令や通達で定める方法がとられる」とし³⁶、図 0-2 を示して「国会が定める法律と内閣が定める政令を政策と定義すれば、省令以下が実施段階となり、また「省令までを政策に含めれば、実施は訓令・通達以下である」とし、「実質的な

『政策』の範囲はもっとずっと右に広がることになる」という。



<出典>

秋吉貴雄・伊藤修一郎・北山俊哉『公共政策学の基礎』、47頁、有斐閣、2010年。

図 0-2： 政策過程の段階モデルにおける法令の体系

2点目については、「実施段階において、対応・修正、時には実質的な政策決定が行われ」、「現実には政策の修正・更新だけでなく、既存の政策から発展して新政策が誕生することもあり、政策の遷移 (policy succession) と呼ばれる」としている。

3点目については、「政策実施にあたっては、政策決定者が実施機関をコントロールする必要がある」と述べてから、日本においては、「地域の事情や地域住民の意思を反映した行動をとる自治体を国がどの程度コントロールできるかが重要な論点となる」とし、さらに「自治体の自律性がどの程度あるのかという疑問の形で議論がなされてきた」と説明する。

伊藤は、日本の政策実施のみを例に挙げながら、政策過程の段階モデルにおける実施の位置付けについて検討していることから、それを即、アメリカの政策実施に変換して理解することは容易ではない。しかし、日本の政策の実施研究は欧米の議論に影響されて展開してきたのである³⁷から、タイトルIXの実施過程を政策過程の段階モデルに位置付けることは可能であると考え、タイトルIXの実施過程を政策過程の段階モデルにおける法の体系として捉えた。

政策決定者である連邦議会は、政策の大枠を決定し、詳細については実施機関である連邦健康教育福祉省 (Department of Health, Education, and Welfare : 以下、HEW と表記) に委ねる。教育における性差別の規制の大枠はタイトルIX (法律) で定める。しかし、タイトルIX (法律) に、教育におけるどのような行為を性差別とし

て禁止し、どのような場合に誰にどのような行為を認めるのかなどの判断基準や実施様式について詳細を書き込めない。そこで、タイトルIX実施規則³⁸にそれらを定め、さらに1979年の方針解釈に統一的な解釈を定めていくと捉えられる。このようなタイトルIXの法の体系をタイトルIXの実施過程を捉える分析の視角として図0-3に示した。本研究では、タイトルIXの実施過程を歴史的過程として捉えるもう一つの分析の視角としてこの法体系を用いることにする。

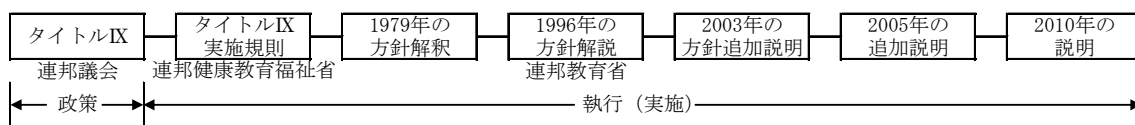


図0-3： 政策過程の段階モデルにおけるタイトルIXに関する法令の体系

第二に、本論文全体を通じてタイトルIXとミンクとの関係を明らかにする。タイトルIXとミンクとの関係については、特に、第3章のタイトルIXの改称において検討する。なぜなら、1972年に制定されたタイトルIXが30年の月日を経て2002年にミンク法に改称され、この改称がタイトルIXとミンクとの関係を明らかにする契機と考えるからである。

第三に、タイトルIXの遵守状況を把握するために、統計資料を用いて「女子学生運動競技者割合値」及び「タイトルIX遵守達成度」をそれぞれに検討する。両者については、本論文第5章で説明する。

第5節 先行研究の検討

本節では、まず、先行研究をタイトルIXの実施過程に関する研究とタイトルIXとミンクとの関係に関する研究に大別した。次に、タイトルIXの実施過程に関する研究をアメリカのスポーツ法政策を対象とする研究とタイトルIXの実施を対象とする研究に分けて検討した。これは、前者がタイトルIXをアメリカの一スポーツ法政策と捉えているのに対して、後者はタイトルIXの実施をタイトルIXの実施過程の一部

と捉えていると考えるからである。また、タイトルIXとミンクとの関係に関する研究をタイトルIX立法に関する研究とミンクに関する研究に分けて検討した。これは、前者からタイトルIX立法に関する研究におけるミンクの位置づけ、後者からミンクに関する研究におけるタイトルIXの位置づけを把握しようとするからである。また、タイトルIXの形成の過程を循環過程として捉えた場合には、前者の研究が、タイトルIXの実施過程の前段階に当たる立法過程に関する研究に値すると考えるからである。

第1項 タイトルIXの実施過程に関する研究

(1) アメリカのスポーツ法政策に関する研究

アメリカのスポーツ法政策を対象とした研究の中でも、タイトルIXをアメリカのスポーツ法政策として位置づける研究には、コーラン³⁹、チャリプ とジョンソン⁴⁰の研究がある。

コーランは、1970年代に連邦政府が体育及びスポーツに積極的に関与するようになったと認識し⁴¹、連邦政府が体育及びスポーツを統制し多大な影響を及ぼしていることを明らかにすることを目的として⁴²、「アマチュア・スポーツ立法」、「オリンピック支援立法」及び「タイトルIXと障害者立法」の3つに焦点をあて、それぞれの法政策において連邦政府がどのような役割を果たしたのかということを検討している。タイトルIXについて言及している「タイトルIXと障害者立法」の節では、タイトルIXを「今世紀、スポーツ及び教科体育の運営・管理に最も影響を与えた法律」として捉え⁴³、HEWによるタイトルIX実施規則の公布の経緯とタイトルIX実施規則の内容を概観し、タイトルIX実施規則の公布にあつたて予期せぬNCAAと女子大学対抗運動競技協会（Association of Intercollegiate Athletics for Women）によるロビー活動が展開されたことについても言及している。そして、コーランは「タイトルIX立法が学校の教科体育と運動競技プログラムにおける女子差別撤廃の推進に貢献し、男女共修体育と女子のプログラムの発展の火付け役となり」、「女子に自分自身の競技スポーツの運命をコントロールする素晴らしい機会を与えた」とタイトルIXの立法意義を述べている⁴⁴。

コーランの研究から、タイトルIX実施規則の公布にHEWが大きく関与していることや、タイトルIXの適用範囲に体育及びスポーツ領域が包含されたことがタイトル

IX実施規則によって明らかにされたことを理解することができた。これらは、本論文において運動競技プログラムがタイトルIXの適用を受けることになった背景を検討する際に大いに参考になる。しかし、同研究は、タイトルIX実施規則が公布されてからのタイトルIXとHEWの動向について明らかにしていない。

また、チャリップとジョンソンは、アメリカの政策決定において立法部、司法部及び行政部が重要な役割を果たすとした⁴⁵うえで、「政府とスポーツ」、「アメリカスポーツの現状」、「アメリカスポーツの国際的動向」、「政府とプロスポーツ政策」及び「アマチュア・スポーツ」を検討し、タイトルIXを「アマチュア・スポーツ」の節で「法的規制の問題」(Regulatory Issues)として取り上げている⁴⁶。そこでは、タイトルIXを「アメリカ合衆国におけるアマチュア・スポーツの実践に比類なく広がる影響を与えてきた連邦レベルの制定法のひとつ」と捉え⁴⁷、立法部である連邦議会がスポーツプログラムをタイトルIXの適用範囲に包含することに賛成していなかったものの、行政部であるHEWが「スポーツは教育の一環」と主張したことによって、スポーツプログラムがタイトルIXの規定を遵守するよう要請されたとしている⁴⁸。そして、学校における学生・生徒と運動競技者の男女比率が不均等でないようタイトルIXが要求するとの判断を下した、司法部である裁判所の1993年の判決は、タイトルIXが学校に対して男女のスポーツ機会を平等に提供するよう要請し、男女の参加機会の比率が均衡(equity)であるかを判断する際の基準となることを示唆している⁴⁹。

チャリップとジョンソンの研究は、本論文にとって示唆に富む。1点目は、タイトルIXの運動競技プログラムへの適用をめぐる立法部と行政部のスタンスが異なっていたという点に言及していることから、それでもなぜタイトルIXが運動競技プログラムに適用されることになったのかということ考察する視点が必要であると考えられる。2点目は、行政部であるHEWがタイトルIXの遵守状況を判断するための基準として運動競技プログラムに参加する学生・生徒の男女比率を均等にすることを示し、司法部である裁判所がその基準を採用したということに言及していることから、タイトルIXを大学対抗運動競技プログラムに適用するにあたって男女平等を実現するための原理原則及び基準を検討する視点が必要であると考えられる。3点目は、アメリカの政策決定における立法部、司法部及び行政部の役割の重要性に言及していることから、アメリカにおけるアマチュア・スポーツ政策の一法的課題としてタ

イトルIXの動向を捉えるには行政部である HEW のみならず、立法部及び司法部の機能的側面から考察する視点が必要であると考えられる。これらの示唆は、タイトルIXの実施過程を明らかにするうえで重要な視点を提供していると言えよう。

しかし、チャリップとジョンソンの研究は、タイトルIXを「アメリカスポーツ政策」の中でも「アマチュア・スポーツ」に関する政策の「法的課題」として捉え、タイトルIXだけに焦点を当てていないせいか、「法的課題」であるタイトルIXをめぐる立法部、司法部及び行政部それぞれがどのように対応しているのかということも明らかにしていない。アメリカ連邦政府の機能について、内川が「政府部内の権力は、立法、行政、司法の三部門に機能的に分割し、特定機関に権力が集中しないように各部門間相互に『チェック・アンド・バランス (check and balance)』機能が働くように配慮されている」と述べる⁵⁰ように、また、ドアティらがアメリカ連邦政府の立法、司法、及び行政の3部門の機能について、「アメリカの連邦政府の3つの部門はそれぞれに固有の権力を与えられており、立法部は法律を制定し、司法部は法律を解釈或いは審査し、行政部は法律を実施する」と論じる⁵¹ように、タイトルIXの実施過程を明らかにするためには、チャリップとジョンソンの立法部、司法部及び行政部の機能的側面からタイトルIXの動向を捉えるという視点と、立法、司法及び行政という3つの国家権力それぞれの関係の動態としてタイトルIXの実施過程を捉える視点が必要であると考えられる。

(2) タイトルIXの実施に関する研究

タイトルIXの実施に関する研究の中でも代表的なものには、カーペンターとアコスタ⁵²、ウォン⁵³、オズボーン⁵⁴の研究がある。

カーペンターとアコスタの共著である“Title IX”は、実務上の必要性から、法律家をはじめ女性学者、体育及びスポーツの指導者、運営管理職員、競技者、競技者の親など幅広い読者層を対象にした書籍である。同書は、読者が「タイトルIXの奥深さと幅広さ、タイトルIXの要件、タイトルIXの歴史、タイトルIXの実施、タイトルIXの挑戦、一般社会におけるタイトルIXの位置づけ、教科体育、校内レクリエーションスポーツプログラム、及び運動競技プログラムなど異なるスポーツ界におけるタイトルIXの位置づけ」について理解を深められるよう提供されたものである⁵⁵。同書の構成は、「タイトルIXとその適用」、「社会及び法廷におけるタイトルIX」及び

「21世紀のタイトルIX」の3部から成っており、第1部の「タイトルIXとその適用」では、タイトルIXをはじめ、タイトルIX実施規則、1979年のタイトルIXの方針解釈、1990年のDOEの市民権局（Office for Civil Rights：以下、OCRと表記）によるタイトルIXに関する調査マニュアル、1996年の3つの判断基準に関する方針解説、1998年の運動競技奨学金に関する方針及び2003年の方針追加説明の内容と、タイトルIXに関する不服申立ての3つの手段として教育機関内に設置された窓口、OCR及び法廷について概説してから、教科体育プログラム、校内レクリエーションスポーツプログラム及び運動競技プログラムそれぞれに適用されるタイトルIXの要件について考察している。第2部の「社会及び法廷におけるタイトルIX」では、誕生から30年以上の月日を経てきたタイトルIXの社会的背景を概観することによって、社会におけるタイトルIXの位置づけを検討してから、「タイトルIXに関する重要な判例それぞれがもたらす改善点がタイトルIXのより一層の理解を助ける」という認識⁵⁶のもと、判例を時系列に追って検討を加えている。そして、第3部の「21世紀のタイトルIX」では、タイトルIXの適用対象である運動競技プログラムに関する統計的データをもとに、高等学校及び大学の運動競技プログラム参加者の男女比率（Participation）、スポーツ指導者及びスポーツ関係職員の男女比率（Leadership）及び運動競技プログラムの経費配分の男女比率（Money）の推移からタイトルIXの影響を検討したうえで、タイトルIXが直面している問題・課題を検討している。

カーペンターとアコスタの書籍は、タイトルIXの制定とタイトルIXの適用範囲に包含される体育プログラムからレクリエーションスポーツプログラムを含む運動競技プログラムまでにおけるタイトルIXの実施に関する幅広い情報を提供してくれることから、タイトルIXの全体像を把握するために大いに参考となるが、それゆえに、大学対抗運動競技プログラムを研究の対象とする本論文にとって、幾分物足りなさを感じることは否めない。1点目は、タイトルIXを大学対抗運動競技プログラムに適用するにあたって性差別を禁止して男女平等を実現するための原理原則及び基準の検討についてである。カーペンターとアコスタは、確かにHEW及びDOEの示したタイトルIXの遵守を判断するための基準や裁判所が採用した判断基準について検討しているが、上述したように研究の対象が体育プログラムから運動競技プログラムまでと幅広いため、大学対抗運動競技プログラムにおけるタイトルIXの遵守状況を判断するための基準の適用について考察する視点が弱い。2点目は、タイトルIXの適用

範囲にあたる運動競技プログラムに関する統計的データの分析についてである。カーペンターとアコスタは、多くの資料のデータを分析し、タイトルIXの制定以来、女子の参加率が上昇しているという、男女平等の実現にとって「プラスの影響」だけでなく、女性指導者の減少や女子の大学対抗運動競技プログラムの経費の伸び悩みといった「マイナスの影響」にも目を向けて、それらについて考察を加えているが、タイトルIXによって大学対抗運動競技プログラムに参加する女子学生の割合が上昇しているにも関わらず、なぜ多くの学校でタイトルIXが遵守されていないのかという問題に迫る考察にまで至っていない。3点目は、タイトルIXの展望についてである。カーペンターとアコスタは、最終章でタイトルIXの直面している問題・課題として、DOEによるタイトルIXの適用方法に不満を抱いて提訴した全米レスリングコーチ協会らのケースや2002年の運動競技機会委員会の設置の背景から最終報告書の発行までのタイトルIXの実施をめぐる行政部の動向を検討しているが、上述したように同書は実務上の必要性を重視しているせいか、タイトルIXの実施の方向性や展望を描くまでに至っていない。加えて、運動競技機会委員会による最終報告書の発行後のタイトルIXの実施過程は検討されていない。

スポーツに関する法を研究の対象とするウォンの著書“Essentials of Sports Law”は、「運動競技における性差別」の章でタイトルIXを取り上げている⁵⁷。同章は、タイトルIXについて「1970年代以来、スポーツにおける性差別は最も法廷に持ち込まれるトピックとなっている。女性の運動競技の機会の発展の初期は、大部分がタイトルIXによるものであろう。タイトルIXは女性に性差別と戦うための重要な法的手段を与え、また、法的手段の有効性が性差別を正すための法制度への信頼感を向上させた。女性は不平等な処遇に対して不服申立てをし、大抵は勝訴した」と述べて⁵⁸から、まず、性差別を禁止する法理論についてタイトルIX、連邦レベルと州レベルにおける男女平等憲法修正条項（Equal Rights Amendments：以下、ERAと表記）及びアメリカ合衆国憲法修正第14条の平等保護条項から検討しており、中でもタイトルIXについては、立法史を概観し、OCRによるタイトルIXの解釈及び適用方法について考察している。次に、「タイトルIXへの挑戦」としてタイトルIXの法的義務と適用範囲を検討し、1987年の市民的権利復活法の制定後に提起されたタイトルIXに関する訴訟を追っている。最後に、競技者によって提訴された性差別に関するケースを①男子チームのみが存在し、女子チームが存在しないケース、②女子チームが存在

し、男子チームが存在しないケース、③男女両チームが存在するケース、④同じ運動競技種目で、性別によってルールが異なるケース、⑤同じ運動競技種目で、性別によって活動シーズンが異なるケース、⑥同じ運動競技種目で、性別によって大学代表レベルとクラブレベルに分かれるケースの6つに分類して検討している。

スポーツ法学の視点からタイトルIXを一研究対象とする同書は、本論文にとって大いに参考になる。まず、同書は、大学対抗運動競技プログラムにおけるタイトルIXの実施過程を明らかにしようとする本論文にとって、タイトルIXの大学対抗運動競技プログラムへの適用解釈の問題や大学対抗運動競技プログラムにおける平等な参加機会の提供をめぐる問題の検討が重要であるということを確認させてくれる。また、同書は、連邦裁判所、DOE 及び連邦議会それぞれのタイトルIXの解釈を追うことによって、タイトルIXを大学対抗運動競技プログラムに適用するにあたって性差別を禁止し、男女平等を実現するための基準を把握できるという視点を与えてくれる。

しかし、同書は、性差別を禁止する諸法律に焦点を合わせているせいか、或いは判例分析に紙幅の多くを割いているせいか、タイトルIXの実施過程を行政的側面から捉える視点が弱く、特に、2000年以降のDOEによるタイトルIXの実施の動向について十分な検討が行われていない。

“Essentials of Sports Law” がタイトルIXをアメリカにおける性差別を禁止する一法律として研究の対象としていたのに対して、2012年にウォンが川井と共同執筆した『スポーツビジネスの法と文化—アメリカと日本』は、「スポーツとジェンダー—タイトルIXと女子スポーツの発展—」の章でタイトルIXのみに焦点を当てて検討している⁵⁹。同章の構成は、「1）タイトルIXの成立とその後の動向」、「2）女性スポーツの発展」、「3）タイトルIX制定と学校スポーツ」、「4）公民権局とその政策—コンプライアンス」、「5）公民権局の分析とタイトルIXの執行」、「6）タイトルIXの射程と市民権回復法」、「7）スポーツ・ケース」、「8）逆差別の議論」及び「9）小括」の9項から成っている。

ウォンは、まず、「タイトルIXの成立とその後の動向」の項でタイトルIXの動向について社会的背景を交えながら概説している。

次に、「女性スポーツの発展」の項では、その冒頭で「1980年代以降の女性スポーツの発展にタイトルIXが大きく貢献したが、これを補完するその他の要因として、

①女性に対する評価の社会的変化、②女性の潜在的身体能力の見直し、③女性によるスポーツ参加の楽しみ方の発見、なども挙げることができる」と述べて⁶⁰から、1990年代におけるアメリカのプロスポーツ界における女性の活躍に言及し、このような「1990年代以降の女性スポーツにおける輝かしい功績は、にわかにタイトルIXの評価を高める結果となった」として⁶¹、タイトルIXの制定後の高等学校及び大学における女子のスポーツ参加率の上昇に言及している。そして、女子のスポーツ参加の効用についていくつかの研究報告を示してから、「これらの研究報告は、これまでほとんど注目されてこなかった女子スポーツに対する社会の認識を変える推進力を与えたとされる」と結んでいる⁶²。

それから、「タイトルIX制定と学校スポーツ」の項では、もともと学校スポーツを規制の対象として想定していなかったタイトルIXが学校スポーツの中でも課外スポーツをその規制対象とするようになった経緯を概説している。大学スポーツへのタイトルIXの適用については、1979年の「大学スポーツに関するタイトルIXの政策解釈」の発行によって具体的な適用事項、すなわち、①男女の興味と関心、能力に応じた配慮、②財政支援（奨学金など）の均等、③スポーツ器具、練習や試合時間、リクルート、コーチング等に関する待遇及び利益供与の均等、が明らかにされたことに言及し、この政策解釈がタイトルIXの制定から7年も経過してから発行された背景について行政部の対応を指摘している⁶³。

また、「公民権局とその政策—コンプライアンス」の項では、先の1979年の「大学スポーツに関するタイトルIXの政策解釈」が示した具体的な適用事項を解説している⁶⁴。

続き、「公民権局の分析とタイトルIXの執行」の項では、公民権局によるタイトルの違反の調査手続きを簡潔に紹介してから、1996年に制定した「スポーツ局の男女構成に関する情報開示法」(Equity in Athletics Disclosure Act: EADA)が、「連邦の資金援助を受ける学校に対して、スポーツ参加者数、スタッフ数、収益と費用等の男女別データを教育省に毎年報告する義務を課している」ことを付言している⁶⁵。

次に、「タイトルIXの射程と市民権回復法」の項では、「タイトルIXは、学校内で連邦の資金援助を受ける特定のプログラムに適用されるのか、あるいは学校全体に適用されるのかについて論争が巻き起こった」と冒頭で述べた⁶⁶うえで、このタイトルIXの適用解釈の問題とこの問題が大学スポーツへ与える影響を概説してから、こ

の問題が 1982 年の Grove City College 事件、そして 1987 年の市民権回復法 (Civil Rights Restoration Act of 1987) の制定を経て収束していくという論を展開している。そして、この問題の帰着として「市民権回復法は、タイトル IX の大学全体への適用、すなわち『教育機関一般適用論』を明確にした。つまり、連邦から補助金を得ている大学については、スポーツプログラムに補助金を受けているか否かを問わず、スポーツ局の活動がタイトル IX の規制を受けることとなったのである」と述べている⁶⁷。それから、ウォンは、この問題の終結後に「スポーツの分野でタイトル IX を巡る訴訟がにわかに増加した」と述べて⁶⁸から、その要因として先の市民権回復法が制定したことと、Flanklin 事件において「連邦最高裁が、タイトル IX 違反が故意に基づく場合には損害賠償請求を認容するとの判決を下したこと」を挙げ⁶⁹、この Flanklin 事件の判決が「私訴提起を誘発することになり、これに対して公民権局による提訴はほとんど見られなくなっていった」としている⁷⁰。

それから、「スポーツ・ケース」の項では、1987 年の市民権回復法の制定後の裁判例の要約をいくつか紹介している。ここで、ウォンは、その裁判例のリーディングケースである Cohen 事件について「本判決は、タイトル IX のコンプライアンスの基準となる『適切な配慮』について、現状維持にとどまらず、不均衡改善への積極的な施策が求められるとした」と述べている⁷¹。

さらに、「逆差別の議論」の項では、タイトル IX により、女子スポーツが推進される一方で、男子スポーツが廃止に追い込まれる中、とりわけレスリングチームの廃部が顕著となったため、全米レスリングコーチ協会がタイトル IX を執行する機関である DOE を提訴し、逆差別を主張したとして、そのケースの要約を紹介している。ウォンは、このレスリング協会の逆差別の議論について「こうして司法上は逆差別の論争が終息することとなった。ただし、今でもタイトル IX は逆差別を生みだすものとの批判は根強い。これに対して、『大学がレスリング部の予算を削減する真の理由は、タイトル IX ではなく、フットボールやバスケットボールへのこだわりがある』との反論も主張されている」と言及している⁷²。

最後に、「小括」の項では、本論全体を総括してから、ウォンは、タイトル IX の実施について「大学における女子競技の保護・サポートの強化は、究極的に財政の問題に行き着く。なぜなら、女子スポーツへの助成強化は、パイを等しくする男子チームの利益に相反するため、タイトル IX の要請に応じようとするれば、男子チームの

犠牲を伴うからである。この点でタイトルIXはいわゆる逆差別としての社会的論争を生んできた。しかし、このような逆差別論を生みながらも、積極的な差別是正措置に基づいて平等・均等を実現しようとする姿勢は、アメリカの社会変革の在り方を鮮明に映し出すものとして大変興味深い」と示唆に富む見解を残している⁷³。

“Essentials of Sports Law” が判例分析に力点を置くことによって司法的対応からタイトルIXの実施過程を追うのとは対照的に、同章は立法、司法及び行政それぞれの対応からタイトルIXの実施過程をうまく概説している。それゆえに、同章から本研究が学ぶことは多いが、中でも、大学対抗運動競技プログラムへのタイトルIXの適用にあたって1つの判断基準に焦点が当てられていく過程に視線が向けられる。上述したように、OCRは1979年に「大学スポーツに関するタイトルIXの政策解釈」を発行し、タイトルIXが大学対抗運動競技プログラムに遵守を求める領域を示した。そのうちの「男女の興味と関心、能力に応じた配慮」の領域では、「男女の学生の関心および能力に見合ったプログラムを学校がどの程度提供しているのか」という視点が重要であり、具体的には、①教育機関における男女競技者比率と男女学生比率とのバランス、②不均等な地位にある性の関心を反映したプログラムの拡大の継続、③現行のプログラムにおける不均等な地位にある性の関心への配慮の3点を考慮する必要がある。この3点が、市民権回復法の制定後の大学対抗運動競技プログラムに関連する裁判においてタイトルIXの遵守を判断する基準として採用され、この影響を受けてレスリングチームの廃部が進み、最終的に、タイトルIXが逆差別を生み出すとして全米レスリングコーチ協会がDOEを提訴するに至った。このようにタイトルIXの大学対抗運動競技プログラムへの適用にあたり、「男女の興味と関心、能力に応じた配慮」の領域において考慮すべき3つの基準に焦点があてられていった過程を同章から理解することができたのである。

もう1つは、タイトルIXのもと男女平等を実現していく際の視点についてである。上述したように、ウォンは、同章の最後に男女のスポーツに参加する機会を平等に提供するという問題は、結局、スポーツ予算というパイの分配問題に辿りつくという。これまで男子はパイの大半を受け取ってきたが、スポーツにおける男女平等を実現するためには、タイトルIXのもと大学は男子に与えてきたパイの大半のいくらかを女子に分け与える必要がある。しかし、これに納得のいかない男子は、パイを分け与える大学にではなく、大学にそのようなパイの分配方法を示したタイトルIX

の執行機関つまり DOE に、そのような分配方法は「逆差別」であると訴えたわけである。また、ウォンは、全米レスリングコーチ協会の裁判例の紹介で、大学がとりわけレスリングにパイを分け与えることをやめてしまうのは、タイトルIXの履行が本当の理由ではなくアメリカンフットボールやバスケットボールへのパイの分配を減らしたくないからだという主張があると述べている。このようなウォンの視点は、タイトルIXのもと大学対抗運動競技プログラムにおいて男女平等を実現するためには、タイトルIXとスポーツ予算との関係やタイトルIXとアメリカンフットボールやバスケットボールというメジャーなスポーツとの関係を考慮する必要があると理解させてくれる。

このように同章は、大学対抗運動競技プログラムにおけるタイトルIXの実施過程を明らかにしようとする本研究に重要な視角と視点を提供してくれるが、本研究に再考の余地を残してもくれている。上述したように、同章はタイトルIXの実施過程を立法、司法及び行政の側面から概観するいわばタイトルIXの実施過程のダイジェストであるせいか、タイトルIXの実施をめぐる個々の問題・課題の検討が甘いという感をぬぐいきれない。また、タイトルIXの制定から2005年までのタイトルIXの動向をコンパクトに年表にまとめてはいるものの、本論で言及されていない出来事の記述が多い。さらに2005年以降のタイトルIXの実施動向を検討するまでに至っていない。

2000年以降のタイトルIXの実施を中心に追っている研究には、オズボーンによる“Symposium: Title IX in the 21st Century”がある。同研究は、研究の目的について「全米レスリングコーチ協会の訴訟、運動競技機会委員会及びマーサー対デューク大学の訴訟の3つに焦点を当てて、近年のタイトルIXの進展状況を探る」という⁷⁴ように、まず、全米レスリングコーチ協会の訴訟を、原告側である全米レスリング協会らの訴因と、それに対する被告側であるDOEの主張、また、両者をそれぞれ支持する関係団体の主張、さらに裁判所の判示から考察している。その結果、「たとえ原告側が上訴審において首尾よくいかなかったとしても、訴訟の影響力はあった」、つまり、「提訴することが、タイトルIXに関する議論を進展させ、法律(タイトルIX: 筆者)への挑戦を支持するというブッシュ大統領の思惑が強まり」、「DOE長官に運動競技機会委員会を設置させた」としている⁷⁵。次に、運動競技機会委員会について、委員会の構成員及び委員会が開催したタウンミーティングの発表者の構成を分析し、

「政治的な偏り」を指摘した⁷⁶うえで、同委員会の最終報告書と同委員会の少数派メンバーが発行した報告書に示された勧告をそれぞれ比較検討してから、最終報告書が、DOEの発行した2003年のタイトルIXに関する方針追加説明に如何に反映されたかについて考察している。その結果、「運動競技機会委員会の説明とその手続きがいからかの政治的な態度を装っていたとしても、最終的には、タイトルIX、1979年の方針解釈及び1996年の方針解釈の説明を強化する内容となった」と評価している⁷⁷。そして、「タイトルIXの実施を後退させる可能性がある最近のケース」と述べた⁷⁸うえで、マーサー対デューク大学の訴訟の経過を概観し、タイトルIXによる救済を制限する保守的な裁判所の意図や、タイトルIXのもと意図的な性差別を受けた被害者に対して支払われてきた懲罰的損害賠償金を認めなかった同判決が将来の原告に与える不利益について指摘している⁷⁹。そして、以上の分析及び考察から、タイトルIXの実施が政治的思潮に左右されてきたとし⁸⁰、タイトルIXの展望について「タイトルIXに関する闘争はしばらく続くであろう。すべての男女運動競技者が、異なる性に分配されたものを余儀なく受入れ、満足した時、タイトルIXのゴールは達成される。その時、私たちはタイトルIXの未来を予知する必要はなくなるであろう。なぜなら、タイトルIXの必要性がなくなるからである」と述べている⁸¹。

同研究から、2000年以降のタイトルIXの展開を理解することができた。タイトルIXの遵守を判断するために男女比の実質的均衡基準を大学が採用したことによって、男女の運動競技の機会の平等化が進展した一方で、男子マイナースポーツの削減が問題化し、タイトルIXが30周年を迎える節目に注目を受ける中で、全米レスリングコーチ協会がDOEに対して訴訟を提起し、その訴訟の影響を受けてDOEが運動競技機会委員会の設置に乗り出したという展開である。先のウォンの研究が2005年以降のタイトルIXの実施の動向を検討の対象としていなかったことを考えると、オズボーンの研究はウォンの研究を一步進めてくれたといえよう。しかし、その後のタイトルIXの展開について同研究から理解することはできない。

日本における先行研究に目を転じると、タイトルIXの実施に関する代表的な研究には、影山⁸²、辻田⁸³、井上⁸⁴の研究がある。

タイトルIXの成立当初、いち早く日本に同法を紹介した研究は、影山の『アメリカの学校体育における性差別の禁止について』である。同研究は、「今回の研究の焦点が、『タイトルIX』という、性的差別を禁止した法制的な側面にある」と冒頭で述

べた⁸⁵うえで、研究の目的について「最近のアメリカにおいて制定された『タイトルIX』（同規則も含む）の内容を、体育やスポーツの立場から明らかにするとともに、このような法律の生まれてきた社会的背景とその制定をめぐる問題点を考察することにある」としている⁸⁶ように、まず、タイトルIXとタイトルIX実施規則の内容とそれらの制定背景を概観してから、タイトルIX実施規則の体育及び運動競技に関する規定の特徴及び問題点を検討したうえで、タイトルIXの制定の社会的背景を考察し、最後にタイトルIX実施規則の公布をめぐる体育及び運動競技の領域において生じた問題点を検討している。

同研究は、タイトルIXとタイトルIX実施規則の内容やそれらの社会的背景に関する基礎的な情報を日本にいち早く提供してくれた重要な研究と位置付けられようが、それだけではない。同研究は、大学対抗運動競技プログラムにおいて男女平等を実現するための原理原則及び基準を実証することや、そのための理論や課題を考察することの重要性を本論文に示唆する。影山は、タイトルIXの制定をめぐる体育及びスポーツで特に問題となった点を3つ挙げ、そのうちの“Separate but Equal Athletics”の問題について「第2の問題は、女子スポーツにとって本当の平等とは何かということについてである。『タイトルIX』の規則の制定にあたって、体育・スポーツ指導者たちは、結局 Separate but Equal という旗印のもとで一致して闘ったわけであるが、実際はいろいろな考え方がその底流にあったことはたしかである。それらを大きく分けると『Separate』をより重視するグループと『Equal』をより重視するグループである。大学体育の指導者たちは、伝統的に前者を支持してきた。しかし、新興の女子スポーツの関係者は後者を支持したとあってよい。当初、女子体育指導者たちは『タイトルIX』に必ずしも賛成していなかった⁸⁷」と述べ、続けて“Separate”を重視するグループと“Equal”を重視するグループの考え方の相違について「前者の考え方は、女子スポーツの特殊性を重視し、すべての面で男子と女子が同じになることが必ずしも本当の男女平等ではないという立場に立っている。それに対して、後者は、前者のイデオロギー性に疑問を感じ、まずすべての面での平等を実現していくことが重要であるという考え方に立っているように思われる⁸⁸」と言及し、「これらの問題は、女子スポーツの将来を考える場合、基本的に重要なことである。けれども、現実としては『タイトルIX』の規則の制定において、接触的スポーツと非接触的スポーツに分け、前者では分離を認めるといった、両者の折中

的な妥協が成立している。これは必ずしも完全な意味での解決ではない⁸⁹⁾と論じている。女子の大学対抗運動競技プログラム (Women's intercollegiate athletic) の歴史を紐解くと、女子スポーツを女子教育の一環として捉える指導者と運動競技として捉える指導者との女子スポーツをめぐるせめぎ合いの連鎖が確認される⁹⁰⁾ことから、両者のグループの間でタイトルIXの制定によって「男女平等とは何か」という考え方が分かれたことは容易に理解できる。よって、大学対抗運動競技プログラムを研究の対象とする本論文にとっても“Separate but Equal Athletics”の問題は「基本的に重要」であろう。

しかし、だからといって、大学対抗運動競技プログラムにおけるタイトルIXの実施過程を明らかにしようとする本論文にとって“Separate but Equal Athletics”の問題を哲学的に分析する視点や、先のウォンが性差別に関するケースを6つに分類して検討しているように“Separate but Equal Athletics”の問題について判例を追って検討する視点が必要であると理解したわけではない。

“Separate but Equal”の原則について、ウォンは以下のように説明する。「“Separate but Equal”の原則は、人種による分類では受け入れられないが、性による分類には適用可能である。よって、男女別チームが存在する場合には、男女混合チームを編成する、又は女子が男子と競うことを禁止すると言っても差し支えない。“Separate but Equal”の原則は、このような男女別チームが実質的に平等であるかという重要な問題を提起する」⁹¹⁾。つまり、“Separate but Equal”の原則は、人種による分類では通用せず、よって“Separate”は人種差別であるとされるが、性による分類では“Separate”は通用し、男女別に“Separate”したチームに如何に実質的な平等を提供するかということが課題となるのである。

さらに、ウォンは“Separate but Equal”について説明を続ける。「2つのチームが存在するという事実が必ずしもその原則を満たすとは限らない。“Separate but Equal”は、排除されたグループが同等の機会を提供されている場合にはそのグループの排除は違憲ではないという考え (concept) に基づいている。女子が男子バスケットボールチームの参加対象から除外されていても、女子バスケットボールチームが提供されている場合には、その学区は、“Separate but Equal”の理論の下、タイトルIXに違反していない。運動競技が性により分類されている時は、経費、コーチング及び施設・設備へのアクセスにおいて全般的に平等でなければならないので

ある。この実質的な平等なしに男女別にチームを編成すること及び女子が男子と競うことを禁止することは違憲であると言っても差し支えない⁹²。つまり、性による運動競技プログラムの分類を認める“Separate but Equal”の原則は、男女別チームの編成によってのみではなく、男女両チームを実質的に同等に処遇することによって貫徹されるということになる。

加えて、ウォンは、裁判所も運動競技プログラムが性により分類されることを支持していると述べてから、その判断基準に言及する。「裁判所は、一般的に問題となっている特定のスポーツが接触的スポーツ或いは非接触的スポーツのどちらとみなされるのかを熟慮する。男女における生理学上の違いが、接触的スポーツの参加対象から片方の性を排除する正当な理由であると見出されている。接触的スポーツには、ボクシング、レスリング、ラグビー、アイスホッケー、アメリカンフットボール、バスケットボール及び主要な活動が身体的接触を含む他のスポーツがある」⁹³。

以上のウォンの“Separate but Equal”の原則の説明から、運動競技プログラムを性別で分けることは差別か否かという議論の絶頂期はすでに過ぎてしまっているのではないかと考えられる。ウォンが「近年において女子運動競技者の権利が益々満たされるようになって、このようなケースは減っている。女子の運動競技の質が向上してきて、女子が男子チームでプレーする機会を要求することはほとんどなくなっている。さらに、高等学校対抗運動競技及び大学対抗運動競技のレベルにおいて女子運動競技チームへの処遇が男子チームの受ける支援に匹敵するようになってきたことが“Separate but Equal”のケースを減少させている」と述べている⁹⁴ことから、その考えは間違っていないだろう。ましてや、本論文は、競技レベルの高い大学対抗運動競技プログラムを対象とするのであるから、“Separate but Equal”の問題を検討するよりも、タイトルIXの大学対抗運動競技プログラムへの適用において、性差別を禁止して男女平等を実現するためにどのような原理・原則及び基準が適用されているのかということを実証することが意義あることと考えられる。

影山の研究は、タイトルIXの制定からわずか6年後に発表されていることから、タイトルIX実施規則がその後どのように展開されていったのかということ考察するまでに至っていないが、それについて言及しているのが辻田の『Title IX 1979 Policy Interpretation の施行に関する研究』である。同研究は、1975年に公布さ

れたタイトルIX実施規則をタイトルIXの下位法として、1979年に施行されたタイトルIXの方針解釈をタイトルIX実施規則の下位法として捉えたうえで、1979年のタイトルIXの方針解釈の発行の背景と経緯及びその目的と内容の特徴を明らかにしつつ、タイトルIXの方針解釈の意義と限界について考察を加えている。それまでの日本におけるタイトルIXに関する研究が、タイトルIXとタイトルIX実施規則の紹介の域を超えなかったことを考えると、辻田の研究は日本におけるタイトルIXの実施に関する研究を一步前進させたと言える。また、同研究は、HEWが大学対抗運動競技プログラムにおいてタイトルIXを如何に実施させようとしているのか、つまり大学対抗運動競技プログラムにおけるタイトルIXの実施に関するマスタープランの内容を理解するための重要な参考資料と言える。しかし、同研究の対象が1979年のタイトルIXの方針解釈に絞られていることから、1979年のタイトルIXの方針解釈の発行後、大学対抗運動競技プログラムにおいてタイトルIXがどのように適用・実施されていったのかということが明らかにされていない。

日本においてタイトルIXに関する研究を牽引してきたのは井上であるが、中でも初期に発表された大作が『体育・スポーツの機会均等に関する研究—戦後アメリカ合衆国における Title IX を中心とした法制論的考察—』⁹⁵である。同研究は、その冒頭で「アメリカ合衆国において、従来より体育・スポーツにおける平等機会を考える場合には、主として人種に関する問題、障害者に関する問題、男女に関する問題があるといわれる。したがって、本研究では、このうち最後の男女の機会の平等をとりあげようというわけである」と述べて⁹⁶から、研究の目的について「連邦法規である Title IX がどのような背景で成立し、そして、その内容はどのようなものか、また影響がどのように現れてきているかを明らかにすること」とし⁹⁷、まず、タイトルIXの成立背景と成立過程及び連邦政府やスポーツ関係組織によるタイトルIXの解釈を追っている。次に、タイトルIXの影響を明らかにするために、体育及び運動競技プログラムやそれらのプログラムに携わる指導者や学生・生徒を対象に実施した調査結果を基に、タイトルIXの体育領域と運動競技領域への影響を検討するとともに、タイトルIXに関する判例も追っている。そして、結論として「Title IX の実施による効果は、大筋では差別の撤廃による女性への機会拡大の方向で進んでいる。しかしながら、コンタクトスポーツの扱い、あるいは予算、指導者等の問題が残されており、完全な解決には、なお時間を要するであろう」と述べている⁹⁸。

確かに、同研究がタイトルIXの位置づけについて「アメリカ合衆国の体育・スポーツの機会を考える 3 本柱のひとつである女性を対象とした機会の拡大を保障するのに役立つ連邦法規だと見ることができる」と述べている⁹⁹ように、タイトルIXは女性のスポーツの機会拡大に貢献してきたと言っても過言ではないだろう。しかし、タイトルIXが「アメリカ合衆国の体育・スポーツの機会を考える 3 本柱のひとつ」であるならば、「性別」を対象とした機会均等を保障するための法律と位置づけられるべきであり、男女の体育及びスポーツの機会均等を保障するための一法律として捉える視点が必要ではないだろうか。

同研究の発表以降、井上はタイトルIXに関する研究を次々に発表しているが、中でもタイトルIXの実施過程を意識した研究には「アメリカの女性スポーツ—Title IXの20年」¹⁰⁰がある。同研究は、「人種差別の撤廃をめざす公民権運動に触発された形で盛り上がりを見せてきた女性運動は、その目的に①政治的・経済的男女平等、②性の解放、③産む選択権の要求、④言語使用法上の平等、⑤教育機会の平等を掲げていた。そして、とくに教育機会の平等にかかわっては1972年教育修正法のタイトルIX（以下=Title IX：筆者注）が連邦の法律として成立し、女性の体育及びスポーツに新しい風を吹込むことになった」と述べた¹⁰¹うえで、研究の目的について「このような女性運動とともに女性スポーツの平等を求めたひとつの結実点として成立したTitle IXが、その成立から約20年の期間を経て、体育・スポーツ界にどのような影響を与え、女性スポーツにとって何をもたらしたか」、「また、関連の訴訟に注目し、その内容、傾向、争点等を明らかにしたい」としている¹⁰²ように、まず、タイトルIX及びタイトルIX実施規則の内容とスポーツ界における女性差別の状況を把握し、次に、タイトルIXの影響を①参加者数及びスポーツ種目、②コーチ数及び指導者数から考察し、女性スポーツに関わる訴訟を追っている。これらを経て、同研究は、結論として、「Title IX自体は、教育機関に限定した連邦法規であるが、州およびその構成公共団体の行政的対応、各競技団体の対応などによって、教育機関ばかりでなく広くその意図する平等機会の推進に寄与したと言える」とタイトルIXを評価している¹⁰³。

確かに、タイトルIXはその適用を受ける教育機関のみならず、アメリカのスポーツ界にも影響を及ぼし、女性スポーツの機会拡大に貢献したと言える。しかし、そのような成果をタイトルIXの影響を考察した結果から、即「州およびその構成公共

団体の行政的対応、各競技団体の対応など」に言及するのはいかなるものであろうか。同研究は、女性スポーツに関わる訴訟を検討する中で、タイトルIXに関する判例について「1970年代の後半から Title IX を根拠に争われる訴訟が増加してくる」と述べ¹⁰⁴、判例集などを参考に「Title IX を根拠に争った事例を最近まで期間を広げて検討」し¹⁰⁵、司法的側面からタイトルIXの実施過程を捉えようとしているが、行政的側面からはタイトルIX及びタイトルIX実施規則の内容を検討しているのみであり、その後の1979年のタイトルIXの方針解釈については言及していないことから、「行政的対応」とタイトルIXの効果を結びつけるほどの十分な検討がなされているとは言い難い。また、これまでの先行研究で述べられているとおり、タイトルIXを実施するのはDOEであるが、タイトルIXについて解釈や判断を下すのは連邦裁判所であり、その連邦裁判所の解釈や判断の制約を受けてタイトルIXが実施されることを考えると、「行政的対応」だけでなく、「司法的対応」もタイトルIXの成果や実施に影響を及ぼしていると言えるのではないだろうか。さらに、連邦議会は法律を制定させることによって裁判所の判断を覆す機能を有することから、タイトルIXの成果や実施を「行政的対応」のみならず、司法的対応、立法的対応にも結び付けることができるのではないだろうか。したがって、タイトルIXの成果や実施について考察するには、まずはタイトルIXを実施する行政の対応を考察することを中軸に据えて、タイトルIXの解釈や判断を下す司法の対応、タイトルIXに関する司法判断を覆す機能を有する立法の対応を考察することが、タイトルIXの実施過程の理解を深めることに繋がると考えられる。

第2項 タイトルIXとミンクとの関係に関する研究

(1) タイトルIX立法に関する研究

タイトルIX立法に関する研究には、カーリーノ¹⁰⁶、サンドラー¹⁰⁷、バレンティン¹⁰⁸、ミンク¹⁰⁹、今野¹¹⁰及びミッチェルとエニス¹¹¹らのものがある。

カーリーノが1985年に発表した修士論文『タイトルIX—立法史、代表的な裁判例及び女子運動競技プログラムの未来』は、タイトルIXの制定から1985年の市民的権利法の法案提出までを対象として、タイトルIXの変遷を分析している。カーリーノは、「タイトルIXの歴史的検討の目的は、タイトルIXの制定及びタイトルIXと女子のための平等な運動競技機会との関係に関するいくつかの問いに回答することであ

る」と述べて¹¹²から、同研究を通して回答する 6 つの問いに「①どのような社会的影響力がタイトルIXの導入に勢いを与えたのか、②タイトルIXの立法史はどのようなものか、③タイトルIXのためにどのような裁判が生じたのか、④グローブシティカレッジ判決との関わりと 1984 年の市民的権利法の法案との関わりから、どのようなタイトルIXの将来が見えるのか、⑤参加率、予算額、提供されたスポーツ競技数及び奨学金の見地から、タイトルIX立法は女子運動競技プログラムにどのような影響をもたらしたのか、⑥女子運動競技プログラムにはどのような未来が待っているのか」を提示している¹¹³。この 6 つの問いに回答するために、本研究は「イントロダクション」、「男性社会における女性の社会化」、「タイトルの立法史」、「グローブシティカレッジ判決とタイトルIXの将来」、「女子運動競技プログラムへのタイトルIXの影響」及び「まとめと結論」の 6 章から構成されている。

同研究は、運動競技プログラムが如何にタイトルIXの規制を受けるようになったのかということをはっきりと明らかにするために、立法関連資料を用いてタイトルIX及びタイトルIXの実施規則の立法過程を分析している。タイトルIXの立法過程の分析においては、聴聞会 (Hearings) の報告書や連邦議会議事録 (Congressional Record) などを用いて、タイトルIXに関する審議における議員や参考人らの発言を検証しながら、タイトルIXが制定されるまでの過程を描いている。そして、この分析によって、タイトルIXの立法過程において運動競技についてほとんど言及されていないことを明らかにしている。また、1975 年のタイトルIX実施規則の立法過程の分析においても、聴聞会の報告書や連邦議事録などを用いて、タイトルIXが制定してからタイトルIX実施規則が連邦議会の承認を得るまでに開かれた連邦議会や公聴会における議員の発言や参考人の証言などを検証しながら、タイトルIX実施規則が完全実施されるまでの過程を描いている。この分析によって、タイトルIX実施規則の運動競技に関する規定をめぐる議論が繰り広げられ、中でも大学対抗運動競技プログラムのアメリカンフットボールやバスケットボールのような運動競技局の収益を生む運動競技プログラムへのタイトルIXの適用の可否がその論点となっていたことを明らかにしている。

以上の分析から、ミンクとタイトルIXとの関係を確認することができる。カーリーノは、ミンクとタイトルIX立法との関係を示唆する元 NCAA 会長のコメントを引用している。タイトルIX実施規則の公布に先だって連邦行政命令集 (Code of Federal

Register) に掲載されたタイトルIX実施規則案に対して膨大なコメントが市民やスポーツ関係者から寄せられたことから、タイトルIX実施規則の公布後、それに関する公聴会が開催された。その公聴会で参考人として証言した当時の NCAA 会長ジョン・ファザック (John A. Fuzak) は「タイトルIXのどこに、男女別のロッカールームが適切だと書いてあるのか、或いは男女別チームが適切だと書いてあるのか。タイトルIXの審議においてパッツィ・ミンク連邦下院議員が、タイトルIXは学校にセックス・ブラインド (sex blind) であるよう義務づけると言っている。しかし、タイトルIX実施規則の規定は、明らかに全くセックス・ブラインドではないではないか」とタイトルIX立法の審議におけるミンクの言葉を引き合いに出し、タイトルIXとタイトルIX実施規則の内容の齟齬を指摘しているという¹¹⁴。この引用から、ミンクがタイトルIX立法に関与していることが理解できるものの、これ以外にミンクとタイトルIXとの関係について知り得る記述は見当たらない。

サンドラーは、『女性としてはあまりにも強すぎる』—タイトルIXを授けた言葉で、タイトルIXの成立に果たした彼女自身の役割を語りつつ、タイトルIXが成立するまでの過程を明らかにしている。英文題目にある“Too Strong for a Woman”という職場仲間から彼女に発せられた5つの言葉から、彼女のタイトルIX立法への道のりは始まったとされる。1969年にサンドラーは、メリーランド大学で博士論文を執筆しながらパートタイム教員をしていた。博士論文の執筆を終えると、彼女の勤めていた学部が7つのポジションを埋める人員を募集しており、彼女は教員仲間の一人に「なぜ大学はどのポジションにも私を就かせようとしないのだろうか」と相談をした。その際に、発せられた言葉が先述した5つの言葉であった。彼女は、その言葉の意味をしばらく理解できなかったのだが、彼女を理解させようとした彼女の夫から、それは大学による「性差別」だと聞かされてから、「性差別」について考え始めた。その後、同じような経験を幾度かし、彼女は、労働省の連邦契約遵守局と共に、大学に対して不服申立てと、高等教育機関を含む、連邦政府と契約する使用者に対して人種、性、皮膚の色、宗教及び出自による雇用上の差別を禁止する大統領命令 11246 の実効力をもたらすための戦略を計画した。その後、女性エクイティアクション連盟 (Women's Equity Action League : 以下、WEAL と表記) の援護のもと、彼女は後に全米で展開される教育における差別を終わらせるためのキャンペーンに着手し、それがやがてタイトルIXの通過により頂点に達したという。

タイトルIXの成立には、サンドラーの他に当然ながら法律を制定する立法部の力が必要であった。サンドラーは、タイトルIXの成立にはエディス・グリーン下院議員 (Edith S. Green、オレゴン州選出、民主党：以下、グリーン下院議員と表記) が不可欠な人物であったことを示唆する。サンドラーが大学に対して不服申立てをしてから数カ月後、グリーン下院議員は高等教育に関する問題に対処する小委員会委員長として公聴会を開催するよう迫られていた。しかし、十分なデータも信頼して証言を頼めるあてもなく、グリーン下院議員は公聴会を開催することに躊躇していた。当時は、性差別の問題を取り上げた記事や研究論文、女性の地位に関するデータや団体組織は数少なかったのである。その時に、グリーン下院議員は、サンドラーから大学に対する不服申立てをする際に収集したデータをはじめ、記事、論文、そして証言を頼むことができそうな支持者の名前を記載したリストを提供され、法案の起草と公聴会の開催を決めたのである。そして、1970年6月及び7月に女性の教育及び雇用に関する初の公聴会がグリーン下院議員によって開催され、これが後にタイトルIXとなる法案の公式的な起源となったという。

さらに、サンドラーは、タイトルIXの成立には、バーチ・バイ上院議員 (Birch E. Bayh、インディアナ州選出、民主党：以下、バイ上院議員と表記) の存在が欠かせなかったことに言及している。公聴会の後、高等教育機関は、グリーン下院議員の法案が自分たちの大学に影響が及ぶ可能性があることを認識し始めていた。中でも、男子と同人数の女子の入学を認めるようになることを懸念していた私立大学は、ロビー活動を展開して、私立大学の大学学部の入学選抜制度を法案の例外規定に盛り込むことを要求する修正案を通過させることに成功した。また、男女別学のカレッジの存続も例外規定として許されることになった。さらに、公立大学の男女別学の大学学部の入学選抜制度も例外規定に盛り込まれることになった。その後開催された上院議会において、バイ上院議員は、タイトルIXに関する法案を上手く扱ったという。サンドラーは、それについて「WEALの全米諮問委員会委員でもあるバイ上院議員は、上院議会において法案を上手く扱っていた。ほんのわずかな人しか、運動競技が法案の影響を受ける可能性があることに気付いていなかった。確かに、上院議会では、法案がアメリカンフットボールチームにおける女性のプレーの許可を教育機関に求めているのか否かについて審議された」と述べ¹¹⁵、すでに法案に例外規定を盛り込むことに成功して、十分に問題を理解していない発言をする高等教育機

関の関係者らは、タイトルIXが運動競技に重大な影響を与えうることに気付いていなかったのだと主張している。

以上のことから、タイトルIXの成立にはサンドラーのみならずグリーン下院議員やバイ上院議員の尽力が不可欠であったことを理解することができた。しかし、タイトルIXの成立に尽力した議員にミンクの名前はあがっておらず、ミンクとタイトルIX立法との関係について理解を深めることはできない。

バレンティンは、誕生から25周年を迎えるタイトルIXの変遷を「タイトルIXの小史」で振り返っている。バレンティンは、その冒頭で「タイトルIXは、セクシャル・ハラスメントを含む差別から学生及び被雇用者を法的に保護することを保証する。特に、同法は、連邦支援を受ける教育機関における性差別を禁止し、幼稚園から大学院教育機関までの公立及び私立の学校を適用対象とし、入学選抜制度、リクルートメント、教育的プログラム及び教育的活動、開設された講義科目とそれへのアクセス、カウンセリング、学資援助、職業援助、施設と宿舎、健康に関する保険の給付金とサービス、運動競技奨学金及び運動競技に適用されて、婚姻状況及び育児状況に対する差別からも保護する」とタイトルIXを認識して¹¹⁶から、本論を「起源」、「規定」、「補完的な男女同権立法」、「進捗状況」、「評定」、「平等なアクセス及び平等な処遇と公平な結果」、「出現している課題」及び「展望」の8項からの構成で展開する。「起源」では、タイトルIXの成立過程を概説している。「規定」では、タイトルIX実施規則の規定の中でも、教育機関が果たすべき義務に関する規定に注目して、その規定を紹介している。「補完的な男女同権立法」では、女性に関する法律と市民的権利法の見地からタイトルIXの位置づけを検討している。「進捗状況」では教育領域及び運動競技領域へのタイトルIXのプラスとマイナスの影響について検討している。「評定」では、全米教育女性連合（National Coalition for Women and Girls in Education）が1997年6月23日に発表した『男女間の均衡に関する評価表』の一部の内容を紹介している。「平等なアクセス及び平等な処遇と公平な結果」では、平等なアクセスと処遇の提供と公平な結果の保障との違いを検討している。「出現している課題」では、男女間の均衡における多文化性及び多様性の視点の重要性について論じている。最後に、「展望」では、全ての人々のために真の男女間の均衡を確保することの必要性を強調し、そのために教育における男女間の均衡について対話を継続することと、新ためてタイトルIXの実施に献身的に取り組むことを提言してい

る。

バレンティンは、タイトルIXの成立までの過程を概説する「起源」の項で、タイトルIXの成立に尽力した5名に言及している。それは、前出のバーニス・サンドラー (Bernice R. Sandler、以下、サンドラーと表記)、グリーン下院議員、バイ上院議員、マーサ・グリフィス下院議員 (Martha Griffiths、ミシガン州選出、民主党：以下、グリフィス下院議員と表記)及びジョージ・マクガバーン上院議員 (George McGovern、ウスダコタ州選出、民主党：以下、マクガバーン上院議員と表記)である。先述したように、女性の利益のために初めて大統領命令 11246 を行使したのは、1969年にメリーランド大学でパートタイム教員を務めていたサンドラーであった。

「このサンドラーの奮闘によって奮起したグリフィス下院議員は、1970年3月9日に連邦議会において初の教育における女性に対する性差別に関する演説をした」¹¹⁷のであった。この演説から3週間後に、連邦政府と契約する教育機関における大統領命令 11246 の遵守状況の調査がハーバード大学から始まったという。一方、1970年6月及び7月にタイトルIXの成立への最初の一歩となる公聴会を開催したグリーン下院議員は、その公聴会の後に、彼女が委員長を務める高等教育の問題を扱う小委員会にサンドラーをスタッフとして採用した。ここで初めて、女性の権利の領域を担当する連邦議会の委員会スタッフが誕生したという。さらに、上院議会では、バイ上院議員とマクガバーン上院議員によってタイトルIXに関する法案が扱われたという。

「起源」の項から、サンドラー、グリフィス下院議員、グリーン下院議員、バイ上院議員及びマクガバーン上院議員がタイトルIXの成立に向けて貢献したことを理解することができた。しかし、そこではミンクの名前は見当たらず、よって、タイトルIX立法とミンクとの関係について情報を得ることはできない。

女性学を専門領域とするミンクの娘であるグウェンドリー・ミンクは、『読者必携アメリカ女性史』の「タイトルIX」の見出し項目でミンクに言及している。「タイトルIX」の見出し項目は、まず冒頭で「エディス・グリーンとパッツィ・ミンクを含む連邦議会のフェミニストたちによって発起されたタイトルIXは、入学許可、運動競技、学資援助、課外活動及び学術的なプログラムを含む教育における差別に異議を唱えるための法的手段を女性に提供した」と述べて¹¹⁸から、まず、タイトルIXが連邦議会における最初の審議において非難にあったことに言及し、次にタイトルIX

が規制する範囲を確認し、続いて、連邦政府によるタイトルIXの実施の一貫性の無さを指摘し、最後にタイトルIXによって女性が新たに手に入れた機会を概説している。タイトルIXとミンクとの関係については、先述した同見出し項目の冒頭の記述からミンクのタイトルIX立法への関与しか知り得ることができない。

今野は、1972年に成立した教育上の性差別を禁止するタイトルIXが実施される一方で、2002年1月に成立した「改正初等中等教育法—どの子どもも置き去りにしないための初等中等教育法」(No Child Left Behind Act of 2001: 以下、NCLB法と表記)が男女別学教育(single-sex education)プログラムへの連邦支援を認めるようになったことを背景に、NCLB法の制定を男女別学教育の復興と捉えてよいものかという疑問をもち、「米国連邦政府の男女別学教育政策—1972年改正教育法タイトルIXの成立を中心に—」の研究に着手した。今野は、タイトルIXの適用解釈について、「教育機関の入学について、職業教育、専門教育、大学院教育、公立大学学部教育に適用する」という文言は確認できても、「大学学部以下の私立教育機関や公立初等中等教育機関に関する言及はない」ことから、「連邦、州、学区からの財政援助により運営される公立初等中等教育機関における男女別学教育は、合法か違法かの判断がもともと不明瞭だったのである」と認識し、同研究で、教育上の性差別が審議された1970年の公聴会から1972年のタイトルIXの成立までを対象に、教育上の性差別を禁止する連邦法がなぜ職業教育、専門教育、大学院教育、公立大学学部教育にその適用を限定する必要があったのかということと、その適用をめぐるどのような審議がなされたのかということを検証し、NCLB法の制定による男女別学教育プログラムへの連邦支援政策が方針転換にあたるのかどうかについて考察している。

タイトルIXとミンクとの関係について同研究をみると、タイトルIX立法に関する審議におけるミンクの主張に言及している。今野は、一方の性に限定した入学規制が性差別にあたることから、それを禁止するにはタイトルIXをどの教育機関に適用すべきなのかということが上下両院において問題になり、のちにタイトルIXとなるタイトルXの適用から大学学部教育機関を除外するか否かということが争点になったことを述べてから、その争点を検証するために下院審議におけるタイトルXの大学学部教育機関への適用に関する審議を分析している。今野は、タイトルXの適用から大学学部教育機関を除外することを求めるアーレンバーン法案に対して、ミンクが1964年の公民権法によって差別撤廃に連邦政府が介入する正当性はすでに

認められている中、なぜ連邦政府の介入を理由に、タイトルIXの大学院教育機関への適用は認めても、大学学部への適用を認めないのかと反論していることに言及している¹¹⁹。また、今野は、1960年代から連邦政府が平等政策に乗り出して、人種差別を撤廃しようとしていることに言及し、ミンクの「人種に対してカラー・ブラインド (color-blind) になることを学校に要求しているのと同様に、性に対してもセックス・ブラインド (sex-blind) であるべきです」という主張を引用している¹²⁰。

このようにタイトルIX立法の審議におけるミンクの主張に言及している今野の研究は、本論文にいくつかの示唆を与えてくれる。第一に、ミンクとタイトルIX立法との関係を検討する必要性である。今野の研究の目的は本論文のそれとは異なるが、タイトルIX立法に関する審議を検証し、そこでのミンクの主張に言及していることから、本研究にタイトルIX立法とミンクとの関係を検討する必要性を示唆していると言える。第二に、タイトルIX立法とミンクとの関係を検討する際の視点である。今野の研究から、ミンクがタイトルIXの適用から大学学部教育機関を除外することに反対していたということと、ミンクが性差別の問題を市民的権利法による連邦政府の政策の延長線上に位置付けているということを理解することができた。これらの理解から、タイトルIX立法に対するミンクのスタンスを確認することができ、本研究においてタイトルIX立法とミンクとの関係を考察する視点として有用であると考えられる。

しかし、今野の研究は、上述したようにNCLB法の制定による男女別学教育プログラムへの連邦支援政策が方針転換にあたるのかどうかということについて考察することが研究の目的であることから、タイトルIX立法とミンクとの関係を考察するという視点はなく、よって、後にタイトルIXとなるタイトルXに関する審議におけるミンクの主張を検証するまでに至っていない。

ミッチェルとエニスが共同執筆した『タイトルIXとスポーツの百科事典』は、見出し項目の1つとして「パッツィ・タケモト・ミンク (1927年11月6日～2002年9月28日)」を取り上げている¹²¹。ミッチェルとエニスは、緒言で、同書の出版目的について「研究に着手するための出発点となる役割を果たしつつ、幅広い読者層にタイトルIXとそのスポーツへの影響の全体像を提供しようとする」ものであると述べて¹²²から、収録語の選択の困難さに言及したうえで「この企画がタイトルIXとスポーツを取り扱う以上、筆者らはタイトルIXと運動競技に直接関係する項目はもち

ろんのこと、運動競技へのタイトルIXの影響を明示するための多様な見出し項目を選ぶことを試みた」とし¹²³、同書の収録語として選ばれた人名について「ある者はタイトルIX立法に関与し、また、ある者はタイトルIX或いはスポーツの公正(equity)を先導し、また、ある者は女性が何を達成できるのか或いはタイトルIXの制定前後に女性は何を達成したのかを示す手本となる」と述べている¹²⁴。

ミンクの見出し項目は、「日系アメリカ人連邦議会下院議員及びタイトルIXの起草における重要人物」という紹介文から始まり¹²⁵、ミンクの生い立ち及びハワイ州選出下院議員としての主な活動を概説している。タイトルIXとの関係については、学生時代に数々の差別を受けてきた結果、「ミンクは女性のための平等な教育機会の強硬な代弁者となって、グリーン下院議員とバイ上院議員と一緒にタイトルIXの起草を手伝った」と述べられている¹²⁶。

同書から、ミンクがタイトルIXの一起草者としてタイトルIX立法に関与したことが理解できた。しかし、同書が「百科事典」であることから、タイトルIXの一起草者としてのミンクについて理解を深めることは難しい。また、ミンクとタイトルIXとの関係について、ミンクがタイトルIXの一起草者としてタイトルIXに関係していること以外に情報を得ることはできない。

以上のタイトルIX立法に関する先行研究の検討から、タイトルIXとミンクとの関係についていくつかの情報を得ることはできたものの、タイトルIXとミンクとの関係を実証しようとする研究が皆無であることがわかった。タイトルIXとミンクとの関係については、タイトルIX立法へのミンクの関与を示唆する研究は散見したが、そのミンクの関与を実証する研究は見当たらなかった。また、タイトルIXのミンク法への改称とミンクとの関係を明らかにする研究も見当たらない。タイトルIXのミンク法への改称を契機としてタイトルIXの研究にミンクを位置付けたいという動機から始まった本研究にとって、タイトルIXのミンク法への改称立法とミンクとの関係を明らかにすることは重要であると考えられる。

以上の点を踏まえて、論文全体を通じてタイトルIXとミンクとの関係を明らかにしようとする本研究では、タイトルIX立法とミンクとの関係及びタイトルIX改称立法とミンクとの関係を明らかにすることが必要であると考えられる。まず、タイトルIX立法とミンクとの関係を明らかにするために、タイトルIXの原案と言われるタイトルIXに関する審議においてミンクがどのような主張をしたのかということを検

証するとともに、ミンクのタイトルIXの意図を検討する必要がある。但し、タイトルIXの実施過程を段階モデルの政策過程における法令の体系として捉える本研究は、法律つまりタイトルIXが規制政策の大枠を定めていると考えることから、教育上の男女平等を目指す連邦議会がタイトルIX立法においてどのようなことを審議してタイトルIXを制定し、タイトルIXでどのような教育上の性差別の規制政策の大枠を定めたのかということ明らかにしつつ、タイトルIXに関する審議におけるミンクの主張の検証及びミンクのタイトルIXの意図の検討を行う。また、タイトルIXのミンク法への改称立法とミンクとの関係を明らかにするために、タイトルIX改称立法の審議における議員らの主張を検証するとともに、ミンク法への改称立法の理由を検討する必要がある。

このような研究は、タイトルIXの研究にとって必要であると考えられる。なぜなら、今後、タイトルIXに関する訴訟をはじめ、DOEの発行する方針などにおいてミンク法が引用され¹²⁷、ミンク法という名称が流布していくことを想定すれば、タイトルIXとミンクとの関係に関心が集まるであろうし、体育及びスポーツ研究領域においても同様のことが考えられるからである。また、今後、アメリカの体育及びスポーツ政策において、タイトルIXに関する行政上の措置或いはタイトルIXの改正立法の必要の有無やタイトルIXの改正が必要な場合には、どのような改正を行うべきかを判断する際に、タイトルIXの趣旨を再確認する作業が必要であり、とりわけタイトルIXの一起草者であり、タイトルIXの改称に自らの名前を付されたミンクがタイトルIX立法の審議においてどのような主張をし、どのような意図をもってタイトルIXの成立を目指したのかということを理解しておくことは有益であると考えられるからである。

山田は、立法政策に関する研究について「目的を定めて、その目的・手段を考慮し、その目的（と手段）をどのような法令によって実現すべきかを研究する学問である」とし、その目的を定める際には「立法を必要とする社会的背景および目的を達しようとする場合に、どのような反対勢力ないし反対者があり、どのようなグループが目的を推進し、その目的とする法案を支持するであろうかをも考慮しなければならない」と述べ、さらに、この考慮を「現行法の改正立法をする場合にも過去の立法例についてもする必要がある場合がある」と主張する¹²⁸。これに加えて、山田は、このような研究は立法過程の研究に相当するとし、立法過程の研究とは「ど

んな社会情勢のもとに、誰が立法を発案し、どのような過程を経て法令が成立したのかの研究である」としている¹²⁹。この山田の主張と先行研究の検討結果から、タイトルIXのミンク法への改称を契機に、タイトルIXに関する法案の起草からタイトルIXの制定までの過程、とりわけ下院議会のタイトルIXの審議においてタイトルIX発案者であるミンクがどのような主張をしたのかということを検証し、ミンクのタイトルIXの意図を検討することと、タイトルIXの改称立法における議員の主張を検証し、タイトルIXのミンク法への改称理由を検討することは、タイトルIXの研究の中にミンクを位置付けたい本論文にとって意義あることと考えられる。その際には、「アメリカの場合に問題なのは、立法史 (legislative history) の中で自説に有利な部分のみを援用することが、弁護士のみならず、裁判所、さらに時としては学者によってもなされるということであり、「いうまでもなく、立法経過における説明や質疑応答は、審議の流れの中でなされるのであって、その一部をそのコンテキストと切り離してとりあげ、あたかもその法律の客観的意味であるかのように引くことは誤りであるが、そのような・(ママ) 慎重な配慮を欠く引用の例も、稀とはいえないように思われる」という田中の指摘¹³⁰に十分に配慮することが重要であろう。

(2) ミンクに関する研究

ミンクに関する研究の中でも代表的なものには、ラッセル¹³¹、サエキ¹³²、アリナガとオジリ¹³³、デービッドソン¹³⁴、ミンク¹³⁵及びハリソン¹³⁶の研究がある。

ラッセルが1977年に発表した博士論文『パッツィ・タケモト・ミンク—女性政治家—』は、アメリカの政界で活躍する女性がまだほんの一握りであった当時に、女性が政界で成功する要因を探るために、ミンクを事例として、ハワイにおける日系アメリカ人の経験とハワイ及びアメリカにおける女性の経験の歴史を検討しつつ、ミンクの生涯を分析している。ラッセルはミンクを「女性として初めて連邦議員を務めたジャネット・ランキンの伝統を受け継ぎ、自らを伝統的な社会的・性的役割から解放した、まさに女性政治家の手本である」と認識し¹³⁷、「生まれながらの女性政治家としてのパッツィ・ミンクの生涯は、女性が実力で政治的な生涯を成し遂げるためにはどのような要因が必要なのかということを見出す事例研究として役に立つだろう」と事例としてミンクを取り上げる意義を述べている¹³⁸。また、ラッセルは、同論文を「彼女の人生を動機づける要因と、積極的な政治活動において彼女

が女性に対する伝統的な拘束を突破した方法を明確に描写しようとするパッツィ・ミンクの伝記的研究である」と位置付けている¹³⁹。さらに、ラッセルは、ミンクが養育された環境、彼女と両親及び兄との関係、彼女と夫及び娘との関係、彼女が選択した生き方及び彼女が政治的キャリアを遂行した方法を分析しつつ¹⁴⁰、ミンクの生涯を年代記的に調査した同研究が「彼女の個人的な特質の相互作用、彼女の成長及び彼女の政治的な行動を見抜く洞察力を提供するであろう」と研究の意義を述べている¹⁴¹。

同論文は、ミンクの誕生から 1976 年の連邦議会上院議員選挙の敗北を経て、オレゴン州における大統領予備選挙候補者に指名されるまでを分析の対象としている。同論文の構成をみると、「イントロダクション」からはじまり、「ハマクアポクの家」、「マウイ高等学校」、「アメリカ本土」、「州の政治」、「国政」、「連邦議会上院議員選挙戦」及び「まとめと分析」の 8 章から成っている。ミンクとタイトル IX との関係について、中でも「国政」の章をみてみると、ミンクとタイトル IX との関連性を示唆する記述は見当たらない。

しかし、同論文のミンクとフェミニズムとの関係の分析は大変興味深く、本研究に示唆を与えてくれる。ラッセルは、「まとめと分析」の章で、ミンクの生涯の重要な要因を「ミンクが公人になることに影響を与えた人や物事を刺激すること」と「公人として彼女を成功させたライフスタイルの選択を可能にすること」の 2 つに分類し¹⁴²、後者について「パッツィ・ミンクは、公人になった自分自身を心に思い描きながら、成功するか失敗に終わるかということに直接的或いは間接的に影響する多くの選択をたたきつけられた。これらの選択のいくつかを意識的に下した一方で、残りの選択を無意識的に下した。これらの選択の最も重要なことは、専門的職業の選択、人生の伴侶（夫）の選択、母親になる選択、仲間の選択及び個人的なスタイルの選択である」と述べて¹⁴³から、「個人的なスタイル」に関して、「彼女のキャリアにおいて彼女に向けられた批判の多くが、彼女のスタイルの選択に関連するもので」、「ミンクが人に権限を委ねることができず、自分自身でなんでも取り仕切ってしまう」というミンクの後援者らの批判に言及し¹⁴⁴、さらに「たとえ彼女はフェミニズムを支持するとしても、フェミニズムの主流を避けて、それによってフェミニストたちを遠ざけた」としている¹⁴⁵。このようなミンクを、ラッセルは「不完全なフェミニスト」(a partial feminist)」と小見出しをつけて分析する¹⁴⁶。その分析

の一部は次の通りである。「この批判は正確であり、理解できる。パッツィ・ミンクは、決して反フェミニストではなかったが、フェミニズムに乗り遅れてしまった。フェミニズムについて論争になっていない時期に政治的キャリアをすでに確立し、自らを伝統的な役割から解放した女性として、パッツィ・ミンクには、フェミニストになる理由がほとんどなかった。彼女は、性差別に抗議することなく、実力で自分自身をうまく確立することができたのだから、1960年代のフェミニズム運動を自身の後援の基盤としなかった。近年の女性解放運動が絶頂期に達する時までには、ミンクは環境保護、ベトナム戦争の終止及び幼児教育の問題のために闘っていた。彼女は自分の気力をこれらの問題から逸らして女性解放運動に向けることを求められていなかった。フェミニズムが選挙運動における激しい論点となり、そして国民の注目を引き始めたとき、ミンクは『時流に乗った運動に』上手く乗ったと非難された。事態をよく理解している政治家なら目下注目されている論争に自分自身を向けたりしないというのが真実である一方で、最終的にミンクがフェミニズムと結んだ協力関係は、正確には『時流に乗った運動』に乗ったのではなさそうである。ちょうど人種差別主義が市民的権利の論争であったように、ミンクは性差別主義を市民的権利の論争として認識していたのだろう。1970年にハロルド・カーズウェル (G. Harrold Carswell) が連邦最高裁判所判事に指名されたことに反対して、ミンクは『真に平等を信じている者にとって、男性至上主義者は、白人至上主義者と同等に気に食わない』と述べた。… (中略) …ミンクは、フェミニストと世代前の一人として過激なフェミニズム (radical feminism) の核の外部に残り、本来フェミニストとしてみなされない。ミンクは頑として『女性としてよりもむしろ人』として評価されたいという明白な考えを譲らないわけであるから、ミンクはこれが満足いくものと悟らねばならない」¹⁴⁷。

以上のラッセルの分析から、興味深いミンクの特徴を理解することができた。それは、ミンクが「不完全なフェミニスト」であったからこそ、ミンク自身の生涯を送ることができたということである。性差別を禁止するタイトルIXを起草したのであれば、当然、ミンクはフェミニストの中心的人物と考えられそうである。しかし、実際には、ラッセルの分析に従うと、ミンクはフェミニストの主流の周辺に存在していた。それは、反フェミニストだからではなく、そうすることが自分のスタイルに従う行為だったからである。ラッセルが引用するミンクの「『真に平等を信じてい

る者にとって男性至上主義者は、白人至上主義者と同等に気に食わない』という言葉から、彼女を反フェミニストに位置付けるのは難しい。それでも、ミンクがフェミニストの主流から一歩引いていたのは、「人種差別主義が市民的権利の論争であったように、ミンクは性差別主義を市民的権利の論争として認識していた」からである。つまり、彼女の焦点は、市民的権利に合わされていたのである。このように、個人的なスタイルに従って市民的権利から視線を逸らさない「不完全なフェミニスト」であったからこそミンクが自身の生涯を送ったというラッセルの分析は興味深く、タイトルIX立法におけるミンクのスタンスを考察する際の視点として多いに参考にされる。

サエキは、『ハワイの日系女性—最初の一〇〇年』の「政界への進出」の章で「パッツィ・ミンク」の項を設けている。サエキは、緒言で「この本は、ハワイの日系女性すべてに関するものである。この本の中にあげた女性たちは、今日あるハワイに貢献した数限りない有名無名の女性たちを代表していることになる。彼女たちは生き、働き、夢を描き、喜び、悲しみ、あるときは家族や友人に、あるときは社会や国家にその足跡を残した」と同書で取り上げる対象について述べて¹⁴⁸から、ハワイの歴史における女性史を描いている。「パッツィ・ミンク」の項では、ミンクが弁護士になって活躍し始める1950年初期から1980年初期までの彼女の半生を中心に考察している。

同項からは、連邦議員としてのミンクの功績や奮闘を理解することができる。時代を先取りして、連邦政府のベトナム戦争の政策に反対したことをはじめ、アリューシャン列島沖での水爆実験に反対したこと、女性名義の信用、育児立法、教育機関における人種差別の撤廃を求めて闘ったこと、二ヶ国語教育、学校給食プログラム、障害者教育、特殊な問題を抱える学校への緊急支援などのために奮闘したこと、1974年の女性教育機会均等法を起草したこと、アリューシャン列島での地下核実験に関する情報を開示しない連邦機関を告訴し、これが後に整備される情報公開法の修正条項のガイドラインの作成に結び付き、さらにウォーターゲート事件でニクソン大統領を辞任に追い込んだことなど、ハワイはもちろんのこと、アメリカの歴史を築いてきた連邦議員としてのミンクの姿を確認することができた。しかし、タイトルIXとミンクとの関係については、同項から知り得ることはできない。

マツダが編集を担当した書籍『内なる声—ハワイの若き女性弁護士たち—』はミ

ミンクを取り上げている。マツダは、同書のイントロダクションで「たとえば、私たちが、生涯を描写するという主要な課題から出発したとしても、その生涯を歴史の中に位置づけたい。その歴史とは、ハワイの歴史であり、女性の歴史、職業の歴史、社会の歴史、経済の歴史である。これらの歴史が私たち筆者を統合しているテーマなのである。私たちは、法曹界における17人の女性の生涯を注視し始めたとき、過去について想像していた以上のことを学んだ」と述べる¹⁴⁹ように、同書はハワイの女性弁護士の生涯を種々の歴史に位置付けることを目的としている。ミンクはその女性弁護士の一人として取り上げられている。

同書の「パツィ・タケモト・ミンク」の章の冒頭で、アリナガとオジリは「彼女の法律の資格は、即効性と有用性のある尊敬のシンボル、政治活動はもちろんのこと法律関係の活動にも使える道具、そして政事から離職している時いわば休閑中の蓄えになったのである」とミンクの政界及び法曹界の人生にとって弁護士資格が重要であったことを述べた¹⁵⁰うえで、誕生から下院議員として国政に返り咲いた1990年9月22日までの彼女の奮闘を描写している。

同章から、ミンクが連邦議員としてどのような功績を残し、問題解決のためにどのような奮闘をしたのかを理解することができる。例えば、アリナガとオジリは、「1965年から1977年までに連邦議会においてミンクが成し遂げた偉業は、教育、環境、育児、開かれた政府及び平等機会のような国内問題に打ち込んだことである」と述べて¹⁵¹から、具体的に、ミンクが初の包括的な「幼児教育法」(Early Childhood Education Act)の法案を議会に提出したこと、女性教育平等法(Women's Educational Equity Act)を起草したこと及び露天掘りに関する規則を後援したことに言及している。また、アリナガとオジリは、「1970年の上院司法委員会において、彼女はハロルド・カーズウェル(G. Harrold Carswell)の連邦最高裁判所判事の任命に不利な証言をした。彼女は、カーズウェルが女性に対してひどく偏見を持っていると述べた。彼が人種差別主義的な意見をまだ若く28歳の時に述べていたとしても、彼女は、彼の白人至上主義を公然と非難した」と性差別主義者や人種差別主義者に対して徹底して挑むミンクの奮闘に言及している¹⁵²。

同章では、ミンクとタイトルIXとの関係について幾分か言及されている。アリナガとオジリは、「下院教育労働委員会(House Education and Labor Committee)の一委員として、ミンクは女性のための教育機会を向上するための立法を起草及び後

援した。1972年に制定した、連邦政府の支援を受ける教育機関による性差別を禁止する教育修正法のタイトルIXは特別に満足させるものであった。性に基づく差別の禁止には、リクルートメントと入学の方針、学資援助、妊娠、宿舎及び運動競技の領域が含まれた。1975年のタイトルIX実施規則もそれらの領域における実施手続きを義務付けた」とミンクがタイトルIX立法に起草者としてそして後援者として関与したことを述べている¹⁵³。しかし、タイトルIXとの関係についてそれ以上のことを知ることはできない。

デービッドソンは、『政治の中心—ジャネット・ランキンとパッツィ・タケモト・ミンク—』でミンクの半生を綴っている。デービッドソンは、「本書は、勇敢なアメリカ人女性、ジャネット・ランキンとパッツィ・タケモト・ミンクについて語る」と述べた¹⁵⁴うえで、「二人の女性は共に世界をよりよい場所にすることを望んでいた。両者は共に女性としてはまれな人生を歩んだ。彼女らは政治家になったのである。両者ともアメリカ合衆国連邦議員になることに成功した。アメリカの歴史上、連邦議員になる女性はほとんどいなかった。実際に、ほんのわずかな女性しか連邦議会をめざそうとはしない」とジェネット・ランキンとミンクがアメリカでは数少ない女性連邦議員であることを強調し¹⁵⁵、「困難でより早い時期に白人男性の政治的な権力の世界に挑戦することによって、ジャネット・ランキンとパッツィ・タケモト・ミンクは、両者の後を追う者たちの道に明かりをともしてくれた」と二人の女性の半生を取り上げる意義に言及している¹⁵⁶。

本書において、ミンクの半生は9章から構成されており、1927年12月6日の誕生から1992年までの彼女の半生を描写している。同書は、アメリカが直面する数々の問題に対して自身の信念に従って取り組む連邦議員としてのミンクの姿を中心に描写している。しかし、本研究が注目するタイトルIXに関わる問題に取り組むミンクについては言及されていない。

デービッドソンと同様に、ニューマンの編集した書籍『自己に忠実に—影響を与えた女性を祝して—』は、ミンク自身が綴る半生を取り上げている。ニューマンは、冒頭で「この精力的な作品のコレクションは、22人の稀にみる女性リーダー自身が世界に変化をもたらすという普遍的な願いを映し出す、人を鼓舞する個人の身の上話を伝える。国家における民族の多様性を代弁するこれらの優れた女性たちは、誰もが実際に影響を与えることができるということを明示する」と述べ¹⁵⁷、「同書は厳

しい選択、挑戦及び試練に立ち向かった注目すべき女性を紹介する」としてミンクを取り上げている¹⁵⁸。ミンクは自身の著した「計画の変更」で、幼少の頃から医者になることを志していたものの、女性であることを理由にその夢は断たれてしまうが、その後、進路変更をして弁護士資格を取得し法曹界に入っていくという弁護士になった経緯を語っている。同書から、ミンクが弁護士として活動を始めるようになるまでに、人種、性及び婚姻の有無による差別を受けていたことを理解することができた。しかし、同書では、ミンクが弁護士資格を得てハワイ州で活動を展開する前までの半生を綴っており、連邦議員としての彼女のキャリアやタイトルIXとの関係に言及していない。

ハリソンは、『読者必携アメリカ女性史』の「連邦議会」の見出し項目でミンクに言及している。「連邦議会」の見出し項目では、1917年から1997年までのアメリカ連邦議会と女性議員に焦点をあて、女性議員数の推移を分析しつつ、女性のための立法に貢献した女性議員と立法を紹介している。ここで、ミンクは2度言及されている。1つは、初の有色人種女性議員としてである。ハリソンは、「1917年から1997年までに連邦議員を務めた187名の多数が白人女性（164名）で、共和党議員（107名）であった」と述べて¹⁵⁹から、「ラトガーズ大学アメリカ女性と政治センターの調査報告によると、23名の有色人種女性議員（21名が民主党議員、2名が共和党議員）のうち、17名がアフリカ系アメリカ人、4名がラテンアメリカ人、2名がアジア系或いは太平洋沿岸地方のアメリカ人であった。初の有色人種女性議員であるパッツィ・タケモト・ミンクは1965年にアメリカ連邦下院議会に加わった」とミンクに言及している¹⁶⁰。もう1つは、女性のための立法に関わった女性議員としてである。ハリソンは、「1960年代の草の根女性運動が始まる前でさえも、女性議員らは女性の利益を保護した」と述べて¹⁶¹から、女性議員らが立法に貢献した、女性のための法律を概説している。その中で、ミンクは「1967年に初の包括的な子育て法案を議会に提出し1975年にはタイトルIXをもう少しで否決されるところから救った」と言及されているのである¹⁶²。

同書から、1975年に連邦議会においてタイトルIXに反対する議論が持ち上がり、そこでミンクがなんらかの貢献をしたことが理解できた。また、1975年はタイトルIX実施規則が公布された年であり、タイトルIX実施過程に関する先行研究がタイトルIXの実施規則の公布をめぐって体育及び運動競技の領域において問題が生じてい

たことや、運動競技プログラムや収益を生む大学スポーツをタイトルIXの規制対象にするか否かという問題が持ち上がっていたことに言及していることを考えると、同書から、ミンクがこれらの問題からタイトルIXを守る役割を議会で果たしたのではないかと考えることができる。

しかし、同書はミンクを「連邦議会」という収録語の中で取り上げているため、ミンクとタイトルIXとの関係を検討するまでに至っていない。

以上のミンクに関する先行研究の検討から、ミンクの功績やタイトルIXとミンクとの関係について理解することができたものの、タイトルIXとミンクとの関係を実証しようとする研究は見当たらなかった。ミンクの功績については、ミンクが数少ない女性連邦議員として数々の偉業を達成し、それがアメリカやハワイの歴史の一部となっていることを理解することができた。その偉業の中に、タイトルIX立法が含まれることも理解できた。また、タイトルIX立法へのミンクの関与を考察する際の視点を与えてくれる研究も確認できた。さらに、タイトルIX実施規則立法へのミンクの関与を示唆する研究も確認できた。しかし、タイトルIX立法及びタイトルIX実施規則立法へのミンクの関与を実証しようとする研究は見当たらなかった。また、タイトルIX改称立法とミンクとの関係に言及する研究も見当たらなかった。

以上の点を踏まえて、本研究では、タイトルIXに関する先行研究の検討でも述べたように、タイトルIX立法とミンクとの関係及びタイトルIX改称立法とミンクとの関係を明らかにすることに加え、タイトルIX実施規則立法とミンクとの関係を明らかにすることが必要であると考えられる。以上のような研究は、タイトルIXとミンクとの関係の理解をより深めるだけでなく、ミンクが成し得た偉業の中に新たな偉業を位置付けることができると考えられる。

第6節 研究の方法

第1項 分析の視点

本研究では、タイトルIXを大学対抗運動競技プログラムに適用するにあたって、性差別を禁止し、男女平等を実現するための原理原則及び基準を実証し、理論や課題を考察することを分析の視点とする。また、立法的側面からミンクのタイトルIXへの関与を実証し、ミンクのタイトルIXへの貢献を考察することも分析の視点とす

る。

第2項 時期区分

本研究は、以下のように時期区分を設定した。第一に、タイトルIXの制定と実施過程に区分した。タイトルIXの制定では、後にタイトルIXとなるタイトルXが提案された下院 H. R. 16098 法案に関する公聴会からタイトルIXの制定までをタイトルIXの立法過程と捉えて、そこでの審議を検討しつつ、タイトルIX立法とミンクとの関係を検討した。第二に、タイトルIXの実施過程をタイトルIXが制定してから2010年の大学対抗運動競技の3つの判断基準に関する追加説明が発行されるまでの時期と定めた。これは、2010年の大学対抗運動競技の3つの判断基準に関する追加説明の発行をもって、学生の運動競技への関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準の適用をめぐる問題が収束したと考えるからである。第三に、タイトルIXの実施過程を2002年のタイトルIXの改称（ミンク法の制定）を画期として区分した。タイトルIXが制定してからタイトルIXが改称されるまでの大学対抗運動競技プログラムにおけるタイトルIXの実施過程（1972年～2002年）では、1975年のタイトルIX実施規則の公布とその関連方針、関連判例及び関連立法を中心に分析した。第四に、タイトルIXの改称（ミンク法の制定）では、タイトルIXからミンク法への改称立法の法案が提出されてからミンク法が制定するまでをミンク法の立法過程と捉えて、タイトルIXの改称立法の目的、議員仲間によるミンクの評価、ミンクの経歴及びタイトルIXからミンク法への改称の理由を検討した。第五に、ミンク法が制定してから2010年の3つの判断基準に関する追加説明が発行されるまでの大学対抗運動競技プログラムにおけるタイトルIXの実施過程（2002年～2010年）では、OCRによる大学対抗運動競技へのタイトルIXの判断基準の適用の変化を分析した。第六に、大学対抗運動競技プログラムにおけるタイトルIXの遵守状況については、タイトルIXの改称前（1999年～2000年アカデミックイヤー）と改称後（2009年～2010年アカデミックイヤー）のデータを検討の対象とした。これについては、両者を比較検討しているので別に章を設けた。

第3項 研究で扱う資料

本研究は、文献及び資料を中心に扱った研究から構成されている。まず、タイト

ルIXの立法過程とタイトルIX立法とミンクとの関係を検討する研究では、一次資料として連邦議会議事録（Congressional Record）及び連邦議会週報季刊誌（Congressional Quarterly Weekly Report）を中心に用い、必要に応じてタイトルIX立法に関する先行研究を援用した。次に、タイトルIXの実施過程を分析する研究では、一次資料として連邦議会議事録をはじめ、連邦議会週報季刊誌、DOEが策定した方針、裁判所が示したタイトルIXに関する判例、連邦議会が制定し、明文化されたタイトルIXに関連する法案を中心に扱い、必要に応じてタイトルIXの実施過程に関する先行研究やタイトルIXに関する新聞記事の情報を援用した。また、タイトルIX改称立法の研究では、一次資料として連邦議会議事録や関連法案を中心に用い、必要に応じてミンクに関する先行研究及び新聞記事やアメリカ合衆国連邦下院議会の事務局（Office of the Clerk）の公式インターネットサイトから得た情報を援用した。さらに、大学対抗運動競技プログラムにおけるタイトルIXの遵守状況を検討する研究では、DOEや『クロニクル高等教育新聞（Chronicle Higher Education）』等の公式インターネットサイトから得た情報をもとに算出した「女子学生運動競技者割合値」（以下、割合値と表記）及び「タイトルIX遵守達成度」（以下、達成度と表記）を中心に扱った。

加えて、実際の現場において、タイトルIXの実施に係わる大学関係職員がタイトルIXをどのように捉えているのかということを把握するために、2001年7月28日にハワイ大学（University of Hawaii）の市民権顧問弁護士（Civil Rights Counselor）であるジル・レイラニ・ヌノカワ氏（Jill Leilani Nunokawa, JD）と同大学の運動競技局副局長（Assistant Athletics Director）であるマリリン・モーニス・カホオハノハノ氏（Marilyn Moniz-Kaho'ohanohano）に、それぞれのオフィスにて聞き取り調査を行った。

第7節 研究の課題

先述した研究の枠組み、分析の視点及び時期区分に基づき、本論文では以下のような研究課題を設定した。

第1章では、タイトルIX立法の審議内容及びタイトルIX立法とミンクとの関係を明らかにすることが主要課題となる。この主要課題のもと、教育上の男女平等を目

指してタイトルIXの立法過程においてどのような審議がなされ、そこでは運動競技についてどのような議論がなされ、どのような教育上の性差別の規制政策の大枠がタイトルIXに定められたのかということと、のちにタイトルIXとなるタイトルXに関する審議においてミンクがどのような主張をし、どのような意図をもってタイトルIXを成立させようとしたのかということをも明らかにすることが研究課題となる。まず、タイトルXが提案された下院 H. R. 16098 法案が起草される背景を明らかにするために、市民的権利法の不備（第1節）を検討した。次に、タイトルXが提案される背景を明らかにするために、下院 H. R. 16098 法案に関する公聴会（第2節）を検討した。また、タイトルXとそれが含まれる法案の内容を明らかにするために、下院 H. R. 7248 法案のタイトルXの登場（第3節）を検討した。続き、タイトルXに関する審議におけるミンクの主張とミンクのタイトルXの意図を明らかにするために、タイトルXに関する審議過程の概要（第4節第1項）、タイトルXに関する審議におけるミンクの主張（第4節第2項）及びミンクのタイトルXの意図（第4節第3項）をそれぞれ検討した。また、タイトルIXに関する上院議会の審議の概要を明らかにするために、上院 S. AMDT. 398 修正法案に関する審議（第5節第1項）と上院 S. AMDT. 874 修正法案に関する審議（第5節第2項）をそれぞれ検討した。さらに、タイトルIXに関する全審議過程における運動競技に関する審議の内容を明らかにするために、運動競技に関する議論（第6節）を検討した。最後に、タイトルIXが教育上の性差別をどのように規制したのかを明らかにするために、タイトルIXの内容（第7節）を検討した。

第2章では、タイトルIXが制定してから改称されるまでの大学対抗運動競技プログラムにおけるタイトルIXの実施過程を明らかにすることが主要課題となる。この主要課題のもと、教育上の性差別の禁止を規定するタイトルIXがどのように大学対抗運動競技プログラムに適用され、実施されたのかということに関連立法、関連方針及び関連判例の対応から明らかにすることが研究課題となる。まず、大学対抗運動競技プログラムがどのようにして教育上の性差別の禁止を規定するタイトルIXの適用を受けるようになったのかということをも明らかにするために、1975年のタイトルIX実施規則の立法（第1節）及び1979年の大学対抗運動競技に関する方針解釈の公布（第2節）をそれぞれ検討した。また、タイトルIX実施規則の立法の検討では、タイトルIX実施規則の立法とミンクとの関係を明らかにするために、タイトルIX実

施規則の立法におけるミンクの貢献（第1節第3項）を検討した。次に、タイトルIXの適用範囲に関わる規定の不透明さが大学対抗運動競技プログラムにどのような問題をもたらしたのかということをはっきりさせるために、大学対抗運動競技プログラムへのタイトルIXの適用解釈の問題（第3節）を検討した。続いて、大学対抗運動競技プログラムへのタイトルIXの適用解釈の問題がどのように収束したのかということをはっきりさせるために、プログラム限定の解釈を覆した市民的権利復活法の制定（第4節）を検討した。1987年の市民的権利復活法が制定されるとタイトルIXの実効性が強まるが、この他に1992年のフランクリン判決が如何にタイトルIXの実効性を強めたのかということをはっきりさせるために、損害賠償金請求を認めたフランクリン判決（第5節）を検討した。それから、大学対抗運動競技プログラムにおいて平等な参加機会の提供をめぐる問題がどのように顕在化し、その問題を解決するためにどのような原理原則や判断基準が用いられたのかということをはっきりさせるために、大学対抗運動競技プログラムの平等な参加機会の提供をめぐる問題（第6節）、1996年の大学対抗運動競技の3つの判断基準に関する方針解説の発行（第7節）及びOCRのタイトルIXの適用方法を肯定した全米レスリングコーチ協会判決（第9節）を検討した。これと並行して、タイトルIX実施規則の運動競技奨学金の規定の適用においてどのような判断基準が用いられるようになったのかということをはっきりさせるために、運動競技奨学金に関する方針の発表（第8節）についても検討した。

第3章では、タイトルIX改称立法の概略とタイトルIXとミンクとの関係を明らかにすることが主要課題となる。この主要課題のもと、なぜタイトルIXがミンク法に改称されたのかということをはっきりさせることが研究課題となる。まず、タイトルIX改称立法の目的をはっきりさせるために、ミンク法への改称（第1節）を検討した。次に、ミンクがどのような生涯を送ったのかということをはっきりさせるために、パッツィ・タケモト・ミンクの経歴（第2節）を検討した。続いて、連邦議会がミンクをどのように評価してタイトルIX改称立法を制定させようとしたのかということをはっきりさせるために、連邦議会におけるパッツィ・タケモト・ミンクの評価（第3節）を検討した。最後に、なぜタイトルIXがミンク法に改称されたのかということをはっきりさせるために、第1章及び第2章で得たタイトルIXとミンクとの関係の検討結果を踏まえて、タイトルIXからミンク法への改称の理由（第4節）を検討した。

第4章では、タイトルIXが改称されてから2010年の3つの判断基準に関する追加説明が発行されるまでの大学対抗運動競技プログラムにおけるタイトルIXの実施過程を明らかにすることが主要課題となる。この主要課題のもと、OCRによる大学対抗運動競技へのタイトルIXの判断基準の適用がどのように変化したのかということをも明らかにすることが研究課題となる。まず、第2章の大学対抗運動競技プログラムにおける平等な参加機会の提供をめぐる問題を受けて、OCRがどのような行動をとり、どのような結果を得たのかということをも明らかにするために、2002年の運動競技機会委員会によるタイトルIXの実施の再検討（第1節）を検討した。運動競技機会委員会はタイトルIXの実施を再検討した結果を最終報告書にまとめてOCRに提出するが、その報告書を受けてOCRはどのような方針を打ち出したのかということをも明らかにするために、OCRのタイトルIXの実施に関する新たな方針（第2節）を検討した。OCRは新たな方針を発表するとさらに追加方針を打ち出すが、OCRがどのような追加方針を打ち出したのかということをも明らかにするために、OCRのタイトルIXの実施に関する方針の転換（第3節）を検討した。OCRは追加方針を発表した後、その方針を撤回するために方針を発表するが、OCRが追加方針を撤回するためにどのような方針を発表したのかということをも明らかにするために、OCRのタイトルIXの実施に関する方針の転換の撤回（第4節）を検討した。

第5章では、大学対抗運動競技プログラムにおけるタイトルIXの遵守状況を明らかにすることが主要課題となる。この主要課題のもと、2000年（タイトルIX改称前）と2010年（タイトルIX改称後）の大学対抗運動競技プログラムにおいてどの程度タイトルIXが遵守されているのかということ、両者間においてどのようなタイトルIXの遵守状況の傾向の違いがあるのかということ、そしてどのような要因にタイトルIXの遵守状況が左右されるのかということをも明らかにすることが研究課題となる。まず、どのような方法で大学対抗運動競技プログラムにおけるタイトルIXの遵守状況を把握するのかということをも明らかにするために、男女比の実質的均衡基準に基づくタイトルIXの遵守状況の把握（第1節第1項）、割合値の検討（第1節第2項）、達成度の検討（第1節第3項）、研究対象の特徴（第1節第4項）、タイトルIXの遵守状況に影響を与える要因の検討（第1節第5項）及び研究資料（第1節第6項）に分けて検討した。次に、2001年と2010年のNCAAディビジョンI-Aに属する大学対抗運動競技プログラム全体においてどの程度タイトルIXが遵守されているのかと

ということと、両者間においてどのようなタイトルIXの遵守状況の傾向の違いがあるのかということをはっきりさせるために、全国的にみた割合値及び達成度（第2節）を検討した。また、大学規模の違いがタイトルIXの遵守状況を左右しているのかということをはっきりさせるために、大学規模別にみた割合値及び達成度（第3節）を検討した。さらに、大学対抗運動競技プログラムを提供する大学が属するOCR管区の違いがタイトルIXの遵守状況を左右しているのかということをはっきりさせるために、OCR管区別にみた割合値及び達成度（第4節）を検討した。最後に、大学対抗運動競技プログラムを提供する大学が所在する州のERA批准の有無がタイトルIXの遵守状況を左右しているのかということをはっきりさせるために、ERA批准の有無別にみた割合値及び達成度（第5節）を検討した。

最後に、結章では、大学対抗運動競技プログラムにおけるタイトルIXの実施過程を立法部、司法部及び行政部の対応と関係の動態として明らかにすることが主要課題となる。この主要課題のもと、大学対抗運動競技プログラムにおけるタイトルIXの実施過程では、どのような問題・課題が生じ、男女平等を実現するためのどのような原理原則及び基準が争点となったのかということと、なぜタイトルIXの実施効果（アウトカム）と実施状況（アウトプット）との間にギャップが生じているのかということをはっきりさせることが研究課題となる。このため、まず、本研究のまとめ（第1節）で大学対抗運動競技プログラムにおけるタイトルIXの実施過程を説明し、その構造イメージとタイトルIXの判断基準の適用の遷移を示してから、本研究の結論（第2節）を導きだした。次に、タイトルIXの実施の展望（第3節）でタイトルIXの実施効果と実施状況のギャップの理由を説明してから、今後のタイトルIXの実施の課題を提示した。最後に、今後の課題（第4節）を示した。

【註及び引用・参考文献】

¹ Council of Europe, Committee of Ministers, *Resolution (76) 41 on the Principles for a Policy of Sport for All* (Adopted by the Committee of Ministers on 24 September 1976 at the 260th meeting of the Minister's Deputies.) <[http://www.coe.int/t/dg4/sport/resources/texts/Res\(76\)41_en.pdf](http://www.coe.int/t/dg4/sport/resources/texts/Res(76)41_en.pdf)> (2013/01/29).

² United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization. *The Records of the Twentieth Session of the General Conference*, p. 32, (1979). <<http://unesdoc.unesco.org/images/0011/001140/114032Eb.pdf>> (2013/01/29).

³ Council of Europe, Committee of Ministers. Recommendation No. R(92)13 Rev of the Committee of Ministers to Member States on the Revived European Sports Charter (Adopted by the Committee of Ministers on 24 September 1992 at the 480th meeting of the Minister' Deputies and Revised at their 752nd meeting on 16 May 2001.)

<<http://wcd.coe.int/ViewDoc.jsp?Ref=Rec%2892%2913&Sector=secCM&Language=la nEnglish&Ver=rev&BackColorInternet=9999CC&BackColorIntranet=FFBB55&BackCol orLogged=FFAC75>> (2013/02/03).

⁴ United Nations Entity for Gender Equality and the Empowerment of Women, *Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women*, (December 18, 1979).

<<http://www.un.org/womenwatch/daw/cedaw/text/econvention.htm#article10>> (2013/02/03).

⁵ International Working Group on Women and Sport, *The Brighton Declaration on Women and Sport*, (May 8, 1998).

<http://www.iwg-gti.org/@Bin/22427/Brighton+Declaration_EN.pdf> (2013/02/03).

⁶ 諏訪伸夫「体育・スポーツ法規の意義と構造」『体育・スポーツ法規研究第1号』、1頁、筑波大学体育行財政研究室、1987年。

⁷ 上掲。

⁸ 諏訪伸夫「現代体育・スポーツ法規の構造と展開」『体育・スポーツ行財政研究第8号』、1頁、筑波大学体育行財政研究室、1993年。

⁹ 諏訪伸夫「これからの時代・社会における体育・スポーツ行政」『体育行財政研究』、4頁、筑波大学体育行財政研究室、1984年。

¹⁰ 上掲、5頁。

¹¹ 諏訪 (1987年)、2頁。

¹² 諏訪伸夫「現代における体育・スポーツ行政の任務と課題」『体育・スポーツ行財政研究第4号』、筑波大学体育行財政研究室、2頁、1988年。

¹³ 井上洋一「諸外国におけるスポーツ法 アメリカ」、千葉正士・濱野吉生(編)『スポーツ法学入門』、60-64頁、体育施設出版、2000年。

¹⁴ 上掲、60頁。

¹⁵ Title IX of the Education Amendments of 1972, Public Law 92-318, 20 U. S. C. S. § 1681(a). タイトルIXの前文は以下の通りである。“No person in the United States shall, on the basis of sex, be excluded from participation in, be denied the benefits of, or be subjected to discrimination under any education program or activity receiving Federal financial assistance”

¹⁶ 総務省「スポーツ基本法」(平成二十三年六月二十四日法律第七十八号)、最終改正平成二四年八月二二日法律第六七号

<<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/strsearch.cgi>> (2013/02/03).

¹⁷ 濱野吉生「スポーツ権論」、小笠原正(監)『導入対話によるスポーツ法学 [第2版]』、36頁、不磨書房、2007年。

¹⁸ 小野寺理「基本法」、参議院法制局

<<http://houseikyoku.sangiin.go.jp/column/column023.htm>> (2013/02/06).

¹⁹ 菅原哲郎「スポーツと法」、日本体育協会(編)『公認スポーツ指導者養成テキスト共通科目Ⅱ』、43頁、2012年。公益財団法人日本体育協会の公式インターネット

サイトの「指導者用テキスト改訂に伴う修正箇所のご案内（平成24年度）」から本資料を得た。

<http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/publish/pdf/h24_seigo2_22.pdf> (2013/02/06).

²⁰ 上掲、44頁。

²¹ 日本スポーツ法学会元会長の菅原は、朝日新聞の連載「スポーツと体罰」で「基本法には、『スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施する』（2条）などと抽象的な文言しか盛り込めず、「権利侵害を防ぐ点では不十分な内容になり、「体罰防止法などの個別の立法」の検討の必要性を指摘しており、個別立法はより注目されると考えられる。菅原哲郎「基本法では不十分 暴力防止を明確に」、朝日新聞、2003年1月26日付。

²² 鈴木寛「スポーツ基本法の制定に寄せて」、日本スポーツ法学会（編）『詳解スポーツ基本法』、325頁、成文堂、2011年。

²³ Patsy Takemoto Mink Equal Opportunity in Education Act, Public Law 107-255, 116 Stat. 1734. (1972)

<<http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/STATUTE-116/pdf/STATUTE-116-Pg1734.pdf>> (2009/03/16).

²⁴ ウーは、女子の大学対抗運動競技の歴史の概説の冒頭で「女子の大学対抗運動競技の起源は男子のそれとは全くことなる。男子の運動競技は、自然発生的な、学生が自発的に始めた課外活動から始まった。これとは対照的に、女子のための大学運動競技のルーツは女子大学及び男女共修の教育機関における女子学生のためだけに計画された伝統的な身体教育（physical education）プログラムである」と述べている。Wu, Ying. “Intercollegiate Athletics.” In *International Encyclopedia of Women & Sports*, eds. Christensen, Karen, Guttuman, Allen and Pfister, Gtertrund, pp. 567-568. New York, NY: Macmillan Reference USA, 2001.

²⁵ ウーは、大学対抗運動競技（intercollegiate Athletics）について「大学対抗運動とは、一大学を代表するチームが他のそのようなチームと試合をする、スポーツによる競争である。多くの国では、様々な学校対抗運動競技の競争の形態が存在する。しかし、高度に商業化、プロ化、及び制度化された大学対抗運動競技は、アメリカの高等教育における独特で且つ目立つ事象である」と紹介している。上掲、p. 567.

²⁶ 田代俊郎「米国の大学スポーツについて—NCAAルールとミネソタ大学の実際—」『体育研究』31、29-30頁、1997年。

²⁷ 渡部寿恵子「大学対抗競技と学業：NCAAの提案48号を中心に」『奈良女子大学スポーツ科学研究』1、73-82頁、1999年。松岡宏高「アメリカのカレッジスポーツの今」『現代スポーツ評論』14、87-93頁、創文企画、2006年。

²⁸ National Collegiate Athletic Association. *NCAA Sports Sponsorship and Participation Rates Report*. 2010.

<<http://ncaapublications.com/p-4243-student-athlete-participation-1981-82-2010-11-ncaa-sports-sponsorship-and-participation-rates-report.aspx>> (2012/08/12).

²⁹ Women’s Sports Foundation. “A Title IX Primer.”

<<http://www.womenssportsfoundation.org/en/home/advocate/title-ix-and-issues/what-is-title-ix/title-ix-primer>> (2012/08/12).

³⁰ Dougherty, Neil J., Goldberger, Alan S. and Carpenter, Linda J. *Sport*,

Physical Activity, and the Law, p. 36. Champaign, IL: Sagamore Publishing, 2002.

³¹ 石田徹「政治体制と変動」、加茂利男・大西仁・石田徹・伊藤恭彦『現代政治学 [新版]』、37頁、有斐閣、2005年。

³² 寺尾美子「最高裁判所」、久保田文明編『アメリカの政治 [増補版]』、93頁、弘文堂、2011年。

³³ 齋藤健司『フランススポーツ基本法の形成 [上巻]』、5-6頁、成文堂、2007年。

³⁴ 伊藤修一郎「公共政策の実施」、秋吉貴雄・伊藤修一郎・北山俊哉『公共政策学の基礎』、204-207頁、有斐閣、2010年。

³⁵ 上掲、204頁。

³⁶ 上掲、205頁。

³⁷ 上掲、207頁。

³⁸ “regulation”は「行政規則」を意味し、「立法の目的を遂行するため行政機関によって定立される従位立法 (subordinate legislation) の総称」とされる。これに従うと、タイトルIX実施規則 (Title IX Regulations) は、タイトルIX (法律) を遂行するために連邦健康教育福祉省によって定立された立法と言える。田中英夫『Basic 英米法辞典』、56-157頁、東京大学出版、2007年。

³⁹ Corran, Robert. “Federal Government Involvement in Sport and Physical Education.”, *Physical Educator*, 138:4, pp. 193-198, 1981.

⁴⁰ Chalip, Laurence and Johnson, Arthur. “Sports Policy in the United States.” In *National Sports Policies: an International Handbook*, eds. Chalip, Laurence, Johnson, Arthur and Stachura, Lisa, pp. 404-430. Westport, CT: Greenwood Press, 1996.

⁴¹ Corran, p. 193.

⁴² Ibid.

⁴³ Ibid., p. 196.

⁴⁴ Ibid.

⁴⁵ Chalip and Johnson, p. 404.

⁴⁶ Ibid., p. 423.

⁴⁷ Ibid.

⁴⁸ Ibid.

⁴⁹ Ibid.

⁵⁰ 内川正夫「アメリカ」、中村勝範『主要国家政治システム概論』、42頁、慶応義塾大学出版株式会社、1999年。

⁵¹ Dougherty, Goldberger and Carpenter, p. 36.

⁵² Carpenter, Linda J. and Acosta R. Vivian. *Title IX*, Champaign, IL: Human Kinetics, 2005.

⁵³ Wong, Glenn M. *Essentials of Sports Law 4th ed.*, pp. 315-368. Santa Barbara, CA: Praeger, 2010. グレン M. ウォン「スポーツとジェンダー—タイトルIXと女子スポーツの発展—」、グレン M. ウォン・川井圭司『スポーツビジネスの法と文化 アメリカと日本』、83-98頁、成文堂、2012年。

⁵⁴ Osborne, Barbara. “Symposium: Title IX in the 21ST Century.” *14 Marquette Sports Law Review*, pp. 141-162, 2003.

⁵⁵ Carpenter and Acosta, vii.

⁵⁶ Ibid., p. 115.

-
- ⁵⁷ Wong, pp. 315-368.
- ⁵⁸ Ibid., p. 316.
- ⁵⁹ ウォン、83-98 頁。
- ⁶⁰ 上掲、84-85 頁。
- ⁶¹ 上掲、85 頁。
- ⁶² 上掲、86 頁。
- ⁶³ 上掲、86-87 頁。
- ⁶⁴ 上掲、87-89 頁。
- ⁶⁵ 上掲、89 頁。
- ⁶⁶ 上掲。
- ⁶⁷ 上掲、91 頁。
- ⁶⁸ 上掲。
- ⁶⁹ 上掲。
- ⁷⁰ 上掲。
- ⁷¹ 上掲。
- ⁷² 上掲。
- ⁷³ 上掲、98 頁。
- ⁷⁴ Osborne, p. 141.
- ⁷⁵ Ibid., p. 152.
- ⁷⁶ Ibid., pp. 153-154.
- ⁷⁷ Ibid., p. 159.
- ⁷⁸ Ibid.
- ⁷⁹ Ibid., p. 162.
- ⁸⁰ Ibid.
- ⁸¹ Ibid.
- ⁸² 影山健「アメリカの学校体育における性的差別の禁止について」『愛知教育大学体育教室研究紀要』3、11-22 頁、1978 年。
- ⁸³ 辻田宏「Title IX 1979 Policy Interpretation の施行に関する研究」『高知大学教育学部研究報告』61、101-106 頁、2001 年。
- ⁸⁴ 井上のこれまでのタイトルIXの実施に関する研究には、以下のようなものがある。井上洋一『体育・スポーツの機会均等に関する研究—戦後アメリカ合衆国における Title IX を中心とした法制論的考察—』、筑波大学大学院修士論文、1982 年。井上洋一、「Title IX の影響」『演習研究 体育行財政研究』、53-63 頁、筑波大学体育行財政研究室、1984 年。井上洋一「Title IX の影響—訴訟と判例—」『演習研究 体育行財政研究第 2 号』、49-55 頁、筑波大学体育行財政研究室、1985 年。井上洋一「アメリカ合衆国学校体育法規の紹介」『演習研究 体育行財政研究第 3 号』、51-64 頁、筑波大学体育行財政研究室、1986 年。井上洋一「女性スポーツの平等—タイトルIX を中心に—」『学校体育』、112-118 頁、日本体育社、1988 年。井上洋一「アメリカの女性スポーツ—Title IX の 20 年—」『奈良女子大学文学部研究年報』37、123-139 頁、1993 年。井上洋一「スポーツの男女平等機会に関する訴訟の一考察—ゴメス対ロードアイランド州高校対抗競技連盟をめぐって—」、成田十次郎先生退官記念会（編）『体育・スポーツ史研究の展望—国際的成果と課題』、267-282 頁、不昧堂出版、1996 年。井上洋一『^{タイトル}IX^{サイン}』の思想に学ぶ—米国における体育・スポーツの機会均等法—『体育科教育』45(1)、37-40 頁、大修館書店、1997 年。井上洋一「ス

スポーツにおける男女の平等機会—アメリカの『タイトルナイン』と女性スポーツ」、山田昇・江刺正吾（編）『女性と社会—女性のエンパワーメントを求めて—』、70-93頁、世界思想社、1999年。井上洋一「Title IXの成立と30年」、飯田貴子・井谷恵子（編著）『スポーツ・ジェンダー学への招待』、238-247頁、明石書房、2004年。井上洋一「スポーツと男女の平等」、小笠原正（監修）『導入対話によるスポーツ法学 第2版』、71-85頁、不磨書房、2007年。井上洋一「『Title IX』が支えるスポーツの男女平等機会」『体育史研究』24、103-109頁、2007年。

⁸⁵ 影山、11頁。

⁸⁶ 上掲。

⁸⁷ 上掲、21頁。

⁸⁸ 上掲。

⁸⁹ 上掲。

⁹⁰ Wu, pp. 567-575.

⁹¹ Wong, pp. 360-361.

⁹² Ibid.

⁹³ Ibid., p. 361.

⁹⁴ Ibid.

⁹⁵ 井上洋一『体育・スポーツの機会均等に関する研究—戦後アメリカ合衆国におけるTitle IXを中心とした法制論的考察—』、筑波大学大学院修士論文、1982年。

⁹⁶ 上掲、5頁。

⁹⁷ 上掲、17頁。

⁹⁸ 上掲、210頁。

⁹⁹ 上掲、58頁。

¹⁰⁰ 井上洋一「アメリカの女性スポーツ—Title IXの20年—」『奈良女子大学文学部研究年報』37、123-139頁、1993年。

¹⁰¹ 上掲、124頁。

¹⁰² 上掲、124頁。

¹⁰³ 上掲、135頁。

¹⁰⁴ 上掲、131頁。

¹⁰⁵ 上掲、131頁。

¹⁰⁶ Carlino, Salvatore. *Title IX: A Legislative History, Selected Court Cases, and the Future of Women's Athletic Programs*. Thesis for the Degree of Master of Science, Pennsylvania State University, 1985.

¹⁰⁷ Sandler, Bernice R. “‘Too Strong for a Woman’: The Five Words That Created Title IX.” <<http://www.bernicessandler.com/id44.htm>> (2008/05/12).

¹⁰⁸ Valentin, Iram. “Title IX: A Brief History.” In *25 Years of Title IX Digest*. Women's Educational Equity Act Resource Center, 1997. <<http://www2.edc.org/Womensequity/pdf/files/t9digest.pdf>> (2008/05/12).

¹⁰⁹ Mink, Gwendolyn. “Title IX.” In *The Readers Companion to U.S. Women's History*, eds. Mankiller, Wilma, Mink, Gwendolyn, Navarro, Marysa, Smith, Barbara, and Steinem, Gloria, pp. 593-594. New York, NY: Houghton Mifflin Company, 1998.

¹¹⁰ 今野真希「米国連邦政府の男女別学教育政策—1972年改正教育法タイトルIXの成立を中心に—」、大桃敏行（代）『多元文化国家米国における学校の公共性論議に関する史的研究』、159-176頁、平成13-15年度科学研究費補助金研究成果報告書、2004

年。

¹¹¹ Mitchell, Nicole and Ennis, Lisa A. *Encyclopedia of Title IX and Sports*, pp. 79-80. Westport, CT: Greenwood Publishing, 2007.

¹¹² Carlino, p. 2.

¹¹³ Ibid., pp. 2-3.

¹¹⁴ Ibid., p. 17.

¹¹⁵ Sandler.

¹¹⁶ Valentin.

¹¹⁷ Ibid.

¹¹⁸ Mink, pp. 593-594.

¹¹⁹ 今野、170 頁。

¹²⁰ 上掲。

¹²¹ Mitchell and Ennis, pp. 79-80.

¹²² Ibid., xv.

¹²³ Ibid.

¹²⁴ Ibid., xvi.

¹²⁵ Ibid., p. 79.

¹²⁶ Ibid.

¹²⁷ アメリカ合衆国では、法律の解釈のために立法史 (legislative history) がしばしば援用されるという。例えば、弁護士は上告理由の裏付けのために立法史を引用し、また、裁判所は裁判に際して立法史を法の解釈の拠り所とする。そして、これは、日本より頻繁に行われるという。田中英夫『英米法総論 下』、506 頁、東京大学出版、1980 年。

¹²⁸ 山田晟『立法学序説—体系論の試み—』、40-41 頁、有斐閣、1994 年。

¹²⁹ 上掲。

¹³⁰ 田中 (1980 年)、506 頁。

¹³¹ Russell, Anne. *Patsy Takemoto Mink: Political Woman*. A Dissertation Submitted to the Graduate Division of the University of Hawaii in Fulfillment of the Requirements for the Degree of Doctor of Philosophy in American Studies, 1977.

¹³² Saeki, Patsy S. *Japanese Women in Hawaii: The First 100 Years*, pp. 130-134, Honolulu, HI: Kisaku Inc., 1985. 和訳書は、パッツィ・スミエ・サエキ (著)、伊藤美名子 (訳)『ハワイ日系女性—最初の 100 年—』、204-212 頁、秀英書房、1995 年。

¹³³ Arinaga, Esther K., and Ojiri, Rene E. “Patsy Takemoto Mink.” In *Called From Within: Early Women Lawyers of Hawai’i*, ed. Matsuda, Mari J., pp. 251-280. Honolulu, HI: University of Hawaii Press, 1992.

¹³⁴ Davidson, Sue. “Patsy T. Mink.” In *A Heart in Politics: Jeannette Rankin and Patsy T. Mink*, pp. 97-178. Seattle, WA: Seal Press, 1994.

¹³⁵ Mink, Patsy T. “A Change in Plans.” In *True to Ourselves: A Celebration of Women Making a Difference*, ed. Neuman, Nancy M., pp. 136-141. San Francisco, CA: Jossey-Bass Inc. Publishers, 1998.

¹³⁶ Harrison, Cynthia. “Congress.” In *The Readers Companion to U. S. Women’s History*, eds. Mankiller, Wilma, Mink, Gwendolyn, Navarro, Marysa, Smith, Barbara, and Steinem, Gloria, pp. 122-124. New York, NY: Houghton Mifflin

Company, 1998.

¹³⁷ Russell, p. 19.

¹³⁸ Ibid.

¹³⁹ Ibid., iv.

¹⁴⁰ Ibid.

¹⁴¹ Ibid., p. 20.

¹⁴² Ibid., p. 189.

¹⁴³ Ibid., pp. 196-197.

¹⁴⁴ Ibid., p. 202.

¹⁴⁵ Ibid.

¹⁴⁶ Ibid., pp. 205-207.

¹⁴⁷ Ibid.

¹⁴⁸ Saeki, p. 2. サエキ、iii。

¹⁴⁹ Arinaga and Ojiri, pp. 1-2.

¹⁵⁰ Ibid., p. 252.

¹⁵¹ Ibid., p. 269.

¹⁵² Ibid., p. 272.

¹⁵³ Ibid.

¹⁵⁴ Davidson, p. 1.

¹⁵⁵ Ibid.

¹⁵⁶ Ibid., p. 2.

¹⁵⁷ Ibid., p. 1.

¹⁵⁸ Ibid.

¹⁵⁹ Harrison, p. 123.

¹⁶⁰ Ibid.

¹⁶¹ Ibid.

¹⁶² Ibid.

第1章 タイトルIXの制定

本章では、教育上の男女平等を目指してタイトルIX立法過程においてどのような審議がなされ、そこでは運動競技についてどのような議論がなされ、どのような教育上の性差別の規制政策の大枠がタイトルIXに定められたのかということと、のちにタイトルIXとなるタイトルXに関する審議においてミンクがどのような主張をし、どのような意図をもってタイトルIXを成立させようとしたのかということとをそれぞれ明らかにするために、タイトルXが提案される下院 H. R. 16098 法案に関する公聴会からタイトルIXの制定までをタイトルIXの立法過程と捉えて分析する。第1節では、下院 H. R. 16098 法案が起草される背景を明らかにするために、市民的権利法の不備について検討する。第2節では、タイトルXが提案された背景を明らかにするために、下院 H. R. 16098 法案に関する公聴会について検討する。第3節では、タイトルXとそれが含まれる法案の内容を明らかにするために、下院 H. R. 7248 法案のタイトルXの登場について検討する。第4節では、タイトルXに関する審議におけるミンクの主張とタイトルXの意図を明らかにするために、第1項でタイトルXに関する審議過程の概要、第2項でタイトルXに関する審議におけるミンクの主張、第3項でミンクのタイトルXの意図をそれぞれ検討する。第5節では、タイトルIXに関する上院議会の審議の概要を明らかにするために、第1項で上院 S. AMDT. 398 修正法案に関する審議、第2項で上院 S. AMDT. 874 修正法案に関する審議をそれぞれ検討する。第6節では、タイトルIXに関する全審議過程における運動競技に関する審議内容を明らかにするために、運動競技に関する議論について検討する。最後に、第7節では、タイトルIXが定めた教育上の性差別の規制政策の大枠を明らかにするために、タイトルIXの内容を検討する。

第1節 市民的権利法の不備

「1972年教育修正法」(Education Amendments of 1972)に関わる全審議のうち、教育上の性差別を禁止するタイトルIXに関わる審議経過のみを表1-1に示した。タイトルIXは、1970年の下院 H. R. 16098 法案¹⁾に関する公聴会と1971年から1972年に開催された第92連邦議会の約2年間の審議を経て、1972年6月23日にリチャード・ニクソン大統領(President of the United State Richard Nixon、共和党：以下、ニクソン大統領と表記)の署名を受けて正式に制定された法律である。

2002年にミンクが連邦議会で行ったタイトルIX制定30周年記念のスピーチ²によると、第91連邦議会の下院H.R. 16098法案に関する公聴会の結果は、「タイトルIXの基礎」として、その後の法案作成に大きな影響を与え、またこの公聴会の翌年に、連邦政府の支援を受ける教育プログラムにおける性差別を禁止する事項が、のちのタイトルIXとなるタイトルXとして下院H.R. 7248法案「1971年高等教育法」(Higher Education Act of 1971: 以下、下院H.R. 7248法案と表記)に示されたという³。このミンクのスピーチに基づき、以下ではタイトルXが誕生するまでの過程を辿ってみたい。

タイトルXが下院H.R. 16098法案に関する公聴会で提案されるまでに、性差別は法律上すでに解消されつつあったものの、これらの法律は教育上の性差別を解消するまでには至っていなかった。1960年代、平等立法政策に乗り出した連邦議会は、まず、1963年に「同一賃金法」(Equal Pay Act)⁴を制定し、賃金上の性差別を禁止した。しかし、この法律は、高等教育機関の職員を含むすべての専門職員及び経営管理職員への賃金上の性差別を禁止しなかった。次に、連邦議会は1964年に「市民的権利法タイトル^{セブン} VII」(Title VII of the Civil Rights Act of 1964)⁵を制定し、人種、皮膚の色、宗教、出身国及び性に基づく雇用上の差別を禁止したが、教育機関における雇用上の性差別はこの法律の適用対象外であり、教育機関における職員及び経営管理職員に対する性差別を禁止しなかった。また、同年に連邦議会は「市民的権利法タイトル^{シックス} VI」(Title VI of the Civil Rights Act of 1964)⁶を制定し、連邦政府の支援を受けるプログラムにおける人種、皮膚の色及び出身国に基づく差別を禁止したが、性に基づく差別は適用対象外であったため、学生は性差別から守られていなかった。さらに、1967年にニクソン大統領は、1965年に発令された、連邦政府の事業や補助金に関わる請負業者に対して人種、皮膚の色、宗教及び出身国に基づく雇用上の差別を禁止する「行政命令11246」(Executive Order 11246)⁷を改正し、性に基づく雇用上の差別も禁止した。しかし、この行政命令は、法的拘束力を持たない行政措置にとどまるものであった⁸。

以上のように、1960年代に連邦議会が平等立法政策を推し進めた結果、法律上、性差別は改善される方向に向かっていたものの、教育上の性差別を撤廃するための法的手段は欠落しており、タイトルXが下院H.R. 16098法案に関する公聴会で提案されるまで、教育上の性差別は野放しにされていたのである。

表 1-1 : 「1972 年教育修正法」タイトルIXに関する立法過程の概要

日付	上院議会	下院議会
第91連邦会議 (1969年～1970年)		
第2会期 (1970年)		
6月17・19・26・29・30日、7月1・31日		H. R. 16098法案に関する公聴会が開催される
第92連邦会議 (1971年～1972年)		
第1会期 (1971年)		
8月4日	S. 659法案が上程される	
8月6日	S. 659法案が承認される	
11月2日		H. R. 7248法案が上程される
11月4日		H. R. 7248法案が承認される
11月8日		S. 659法案が承認され、修正案により委員会の開催が要求される
11月24日	H. R. 7248法案が全会一致で承認され、労働・公共福祉委員会に付託される	
12月3日	労働・公共福祉委員会実行委員会が開催され、S. 659法案への修正代替案への賛成が勧告される	
第2会期 (1972年)		
5月22日	上院会議報告S. 543-13が提出される	
5月23日	上院会議報告S. 543-13が賛成63対反対15で可決される	下院会議報告H. 343-6が提出される
6月8日		下院会議報告H. 343-6が賛成218対反対180で可決される
6月23日	ニクソン大統領の署名によって教育修正法 (PL92-318) が成立する	

<出典>

犬飼典子『アメリカ連邦政府による大学生経済支援政策』、70頁、東信堂、2006年。今野真希「米国連邦政府の男女別学教育政策－1972年改正教育法タイトルIXの成立を中心に－」、大桃敏行（代）『多元文化国家米国における学校の公共性論議に関する史的研究』、162-163頁、平成13-15年度科学研究費補助金研究成果報告書、2004年。Carlino, Salvatore. *Title IX: A Legislative History, Selected Court Cases, and the Future of Women's Athletic Programs*, p. 73, Thesis for the Degree of Master of Science, Pennsylvania State University, 1985. Congressional Quarterly Incorporation. "Higher Education." *Congressional Quarterly Weekly Report*, vol. 28, p. 1638, June 26, 1970. Congressional Quarterly Incorporation. "Discrimination against Women." *Congressional Quarterly Weekly Report*, vol. 28, p. 1686, July 3, 1970. に基づき作成した。

第2節 下院 H. R. 16098 法案に関する公聴会

教育上の性差別を規制する法的手立てが存在しない中、連邦議会は教育上の性差別撤廃政策に着手した。高等教育における性差別と市民的権利法の欠陥を認識していた⁹、下院教育特別小委員会 (The House Special Subcommittee) の議長であるグリーン下院議員は、1970年に下院 H. R. 16098 法案に関する公聴会を開催した¹⁰。同法案は、高等教育に関する大規模な法案の一部であり¹¹、教育機関の雇用上の性差別を禁止するために、人種、皮膚の色、宗教、出身国及び性に基づく雇用上の差別を禁止する市民的権利法タイトルVIIを改正することをはじめ、連邦政府の支援を受けるプログラムにおける性差別を禁止するために、連邦政府の支援を受けるプログラムにおける人種、皮膚の色及び出身国に基づく差別を禁止する市民的権利法タイトルVIを改正すること、さらに、経営管理職員及び専門職員に対する賃金上の性差別を禁止するために、賃金上の性差別を禁止する同一賃金法を改正

することを提案するものであった¹²。

公聴会には多くの専門家をはじめ学校関係者、関係団体職員らが招かれ、女性の教育と雇用に関する証言と審議が重ねられた¹³。公聴会において、教育における性差別の問題の中心となったのは①特定の高等教育機関の入学規制の問題（入学割当制度（quota）による差別）、②財政支援の問題（大学院教育の支援や奨学金授与による差別）、③教育機関職員の雇用の問題（昇進・給与による差別）の3点であり、とりわけ①が教育上の性差別撤廃のための重要課題とされた¹⁴。

タイトルX誕生の兆しは、公聴会の市民権司法長官補の証言のときにみえた。1970年7月3日の公聴会において、ジェリス・レオナード市民権司法長官補（Assistant Attorney General for Civil Rights Jerris Leonard）は、下院H. R. 16098法案のねらいを支持するものの、1964年市民的権利法の修正には賛成できないとし、代替案を提示した¹⁵。その代替案とは、グリーン下院議員の率いる委員会が教育における性差別を禁止する独立した法律を制定させることに専念することであった¹⁶。そこで、同委員会は市民的権利法タイトルVIを改正するのではなく、それを雛形にしつつ教育上の性差別の禁止事項を明記する別の法案を練ることにした。これが、のちの下院H. R. 7248法案のタイトルXの姿として登場することになり、ミンクの言葉を借りれば「タイトルIXの起源¹⁷」でもあった。

第3節 下院H. R. 7248法案のタイトルXの登場

教育上の性差別の禁止規定が含まれた法案が連邦議会に登場する機会は、1971年の第92連邦議会にやってきた。1970年の公聴会における審議をもとに、下院教育労働委員会（The House Education and Labor Committee）は、1970年11月2日に下院H. R. 7248法案を議会に提出した。下院H. R. 7248法案は、「1965年高等教育法」（Higher Education Act of 1965）や高等教育を扱う法律を改正するためのオムニバス法案であり¹⁸、高等教育連邦支援プログラムを5年間延長するために2,280億ドルの財源を保障しようとする、20編から成る大規模な法案であった¹⁹。この下院H. R. 7248法案に、教育上の性差別の禁止規定がタイトルXとして含まれているのである。タイトルXは、連邦支援を受けるあらゆる教育機関における性差別を禁止することをはじめ、性差別に関する調査を行う権限を市民権委員会（Civil Rights Commission）に与えること、そして同一賃金法を改正して専門職員及び経営管理職員に対する賃金上の性差別を禁止することを規定した²⁰。そして、連邦支援

を受けるあらゆる教育機関における性差別を禁止する規定こそが、教育上の性差別問題を解決すべく重要規定となるのである。

下院に提出された下院 H. R. 7248 法案のタイトル X のうち、教育上の性差別の禁止規定は以下のとおりである。

下院 H. R. 7248 法案

タイトル X 性差別の禁止²¹

1001 節 すべてアメリカ合衆国国民は、連邦政府から援助を受けるすべての教育プログラムや活動において、性を理由に排除されたり、利益を与えられなかったり、差別を受けることは許されない。ただし、次の各項目には適用されない。

1. 実質的に男女別学の教育機関
2. 男女別学の教育機関が男女共学にするための変更にかかる計画が教育長官に承認された場合の 7 年間
3. 宗教団体が運営する教育機関であって、この節の適用が、宗教理念と一致しない場合

第 4 節 タイトル X に関する審議におけるミンクの主張とタイトル X の意図

第 1 項 タイトル X に関する審議過程の概要

下院議会においてタイトル X に関する審議は、下院 H. R. 7248 法案が提出されてから 2 日後の 1971 年 11 月 4 日に本格的に始まった²²。表 1-2 が示すように、タイトル X に関する審議では、4 つのタイトル X に対する修正法案について議論が展開された。タイトル X に対する修正法案の審議は、アーレンバーン修正法案から始まり、バートン修正法案、クイエ修正法案、デレンバック修正法案、トンプソン修正法案の順で進行された。まず、アーレンバーン修正法案は、大学学部の入学選抜制度をタイトル X の適用除外にする規定を盛り込もうとするものであった²³。次のバートン修正法案は、タイトル X の適用に盲人を含むことを示す節の加筆を求めた²⁴。3 番目のクイエ修正法案は、入学割当制度をタイトル X が要求しないことを規定しようとした²⁵。4 番目のデレンバック修正法案は、「教育機関

(educational institution)」という用語の定義を「2 つ以上の学部からなる高等教育機関を除く幼稚園（保育園）、初等教育、中等教育及び高等教育機関」と限定する文言を挿入しようとした²⁶。最後のトンプソン修正法案は、居住施設を性別で管理することを禁止しない規定を盛り込もうとするものであった²⁷。そして、これらの修正法案のうち最も討議が重ねられたのは、今野が「上下両院で焦点とされた問題はタイトルIXの適用となる教育機関の選択であった²⁸」と指摘するとおり、また、ミンクがタイトルIX制定 30 周年記念スピーチで「当時、最も論争となったのは、入学選抜制度の適用問題であった²⁹」と指摘するとおり、大学学部の入学選抜制度をタイトルIXの適用から除外しようとしたアーレンバーン修正法案であった。そこで、アーレンバーン修正法案に関する審議において、ミンクがどのような主張をしているのかを次に考察する。

表 1-2: 下院 H. R. 7248 法案「1971 年高等教育法」タイトル X の修正法案に関する下院審議（第 92 連邦議会（1971 年-1972 年）第 1 会期下院審議）

1971年11月2日	エドモンドソン下院議員が下院H. R. 7248法案「1971年高等教育法」を提出する
1971年11月4日	アーレンバーンが修正法案を提出する
1971年11月4日	下院審議が行われる
1971年11月4日	アーレンバーン修正法案が賛成194対反対189で承認される
1971年11月4日	バートンが修正法案を提出する
1971年11月4日	下院審議が行われる
1971年11月4日	バートン修正法案が承認される
1971年11月4日	クイエが修正法案を提出する
1971年11月4日	下院審議が行われる
1971年11月4日	クイエ修正法案が承認される
1971年11月4日	デレンバックが修正法案を提出する
1971年11月4日	下院審議が行われる
1971年11月4日	デレンバック修正法案が承認される
1971年11月4日	トンプソンが修正案を提出する
1971年11月4日	下院審議が行われる
1971年11月4日	トンプソン修正法案が承認される
1971年11月4日	下院が下院H. R. 7248法案を承認する

<参考資料>

今野真希「米国連邦政府の男女別学教育政策－1972年改正教育法タイトルIXの成立を中心に－」、大桃敏行（代）『多元文化国家米国における学校の公共性論議に関する史的研究』、162頁、平成13-15年度科学研究費補助金研究成果報告書、162頁、2004年。（*Congressional Record*, H39248-H39263, November 4, 1971. に基づき一部を修正した。）

第 2 項 タイトル X に関する審議におけるミンクの主張

1971 年 11 月 4 日にジョン・アーレンバーン下院議員（John Erlenborn、イリノイ州選

出、共和党：以下、アーレンバーン下院議員と表記）は、タイトルXの修正法案を提出した³⁰。アーレンバーン修正法案は、先に記したタイトルXの前文に続く例外規定の「1. 実質的に男女別学の教育機関」に代えて「大学学部の入学選抜制度」の条文を盛り込み、大学学部の入学選抜制度をタイトルXの適用から除外することを求めるものであった³¹。

アーレンバーン下院議員は、タイトルXと自らの修正法案の差異について説明した。「実質的に男女別学の教育機関」をタイトルXの適用から除外しようとするタイトルXの例外規定の1は、「男女別の大学院や法医学系大学院の存在を認めてしまうことになる」と述べた³²。しかし、この修正法案であれば「大学学部の入学選抜制度のみをタイトルXの適用から除外する。よって、入学割当制度或は大学学部の入学選抜制度に関するあらゆるレベルの政府の決定は議論の範囲外となる」とアーレンバーン下院議員は唱えた³³。さらに、彼は、この修正法案でも「平等と大学院教育機関への完全なアクセス」は当然要請されると加えた³⁴。

アーレンバーン下院議員がタイトルXの問題点としたのは、まず、連邦政府が大学学部の入学選抜制度に介入するべきではないということであった。アーレンバーン下院議員は、「タイトルXは明らかに連邦政府が高等教育の内部問題に介入する、まさに重大な一歩である」と警告した³⁵。大学学部の入学選抜制度がタイトルXの適用を受けることになれば、アメリカ合衆国憲法上、州・市民に権限が留保されている現在の教育システムに連邦政府が多分に介入する恐れがあり、教育機関を自治する権利を大学学部から奪いかねないと懸念した³⁶。また、大学自体が学部の学生構成を決定する権利とアメリカの誇る「高等教育の多様性」をタイトルXが揺るがしかねない点をアーレンバーン下院議員は下院に訴えた³⁷。さらに、それは学生から教育機関を選択する権利を奪うことになるとアーレンバーン下院議員は指摘した³⁸。これらを根拠にアーレンバーン下院議員は、「タイトルXは危険な先例を作りかねない」とし³⁹、連邦政府による大学学部への介入強化につながる大学学部の入学選抜制度をタイトルXの適用から除外すべきと主張したのである。

アーレンバーン修正法案を支持する議員たちも、連邦政府が大学学部に介入することが不当であると訴えた。ジェームス・クリーヴランド下院議員（James C. Cleveland、ニューハンプシャー州選出、共和党）は、「アメリカ合衆国の大学制度の長所は、私立と国公立、宗教系と無宗教系、大規模と小規模、男女別学と男女共学といった多様なアプローチと方法であり、この多様性が私たちの大学のすばらしさを生み出している⁴⁰」とアメリカにおける大学の多様性を賞賛し、「差し迫った社会的要請がない中、この多様性を手放そうとさ

せるタイトルXは必要とされていない⁴¹」と連邦政府による大学学部教育機関への介入を否定した。また、ルイス・ワイマン下院議員（Louis C. Wyman、ニューハンプシャー州選出、共和党）は、ハーバード法科大学やダートマス大学で女子学生が学んでいる点に言及し、すでに教育機会の恩恵を十分に受けている女性にとって連邦政府の介入は不必要であると主張した⁴²。さらに、ジョン・モナガン下院議員（John S. Monagan、コネチカット州選出、民主党）は、全米における大学に所属する女子の割合が41%であることを指摘し、「性差別の問題と人種差別を同一に考えるべきではない」し、「教育分野において学生の男女比が様々であることこそ健全であり望ましいのである」と強調し⁴³、アーレンバーン修正法案を支持した。加えて、アーレンバーン修正法案を支持する私立大学は、陳情書を通して、州・地方に権限を委ねられている教育及び私立大学の自治権に連邦政府が介入する権限はないと訴えた⁴⁴。

アーレンバーン修正法案に対してミンクは異議を申し立てた。連邦政府による介入について、ミンクは1964年市民的権利法に基づく介入の正当性を展開した。ミンクは、「差別的な入学選抜制度を採用した大学から連邦政府が補助金を削除することは、1964年市民的権利法のもとすでに確立されている。よって、このタイトルXがなにも新しい先例ではない」と指摘した⁴⁵。また、「納税者の税金を財源とする以上、個々人の法の平等な保護を否定するプログラムに資金を供給しないのは、既存の政策の延長上にすぎない」とミンクは主張した⁴⁶。さらに、1964年市民的権利法によって連邦政府の介入の正当性が認められているという事実のもと、連邦政府の介入が大学院教育機関に及ぶことを認めても、大学学部にも及ぶことを認めないというアーレンバーン下院議員の主張は正当ではないと反論した⁴⁷。換言すれば、すでに連邦政府が1964年市民的権利法を法的根拠に教育機関の財源を削減する権限を有している以上、大学学部をタイトルXの適用範囲に含むことによって連邦政府が教育機関の財源を削減する権限を有することは先例に値せず、タイトルXに基づく連邦政府の介入は正当であるというのがミンクの論旨となる。

他方、アーレンバーン下院議員が懸念したもう1つの問題は、下院H.R. 7248法案とタイトルXとの整合性であった。アーレンバーン下院議員は、「大学学部の入学選抜方針にタイトルXを適用することは、高等教育法の法案が財政的に支援しようとする多くの教育機関に財政的な負担を強要することになる」と述べ⁴⁸、「連邦議会は、一方で大学の財政的な要求を認識して大学を援助しつつ、他方で教育機関に学生の構成比を理由に財政的なペナルティを課そうとするのは不合理ではないか」と述べて⁴⁹、タイトルXが下院H.R. 7248法

案のねらいと矛盾することから、大学学部の入学選抜制度をタイトルXの適用除外にすべきだと主張した。

これまでの両者の論点をまとめると、アーレンバーン下院議員は下院 H. R. 7248 法案との整合性を欠くタイトルXの問題性を指摘して、大学学部の入学選抜制度の適用除外を主張し、他方、ミンクは、タイトルXが1964年市民的権利法と矛盾せず、違法な場合に連邦政府に対して大学学部の財政を削減する権限を与えるタイトルXは正当であると主張している。

ミンクの次の発言は、当時のアメリカの女性が置かれている状況をよく表している。

大学が女子を差別するような大学学部の入学選抜制度を採用したり、女子により高い入学資格を課したり、差別的な入学割当制度によって女子に比べて男子に低いレベルの入学資格を認めることは、私たちの法案のもと自由であるが、このような教育機関がこの国の税金を使うことを認めるべきではない。何百万もの女性はこの国に税金を納め、そしてこれらの税金が女性の平等のアクセスを拒む教育機関を支援するために使われることに、私たち女性は憤慨している⁵⁰。

ミンクは、市民的権利を根拠に連邦政府による大学への補助金の削減の正当性を主張する。女性は市民として税金を支払い、その税金は連邦政府によって教育機関に教育財源として給付される⁵¹。教育機関がその財源でプログラムを運営する際に、仮にそのプログラムが女性を排除するのであれば、連邦政府が補助金を削減するのは当然という主張になる⁵²。差別的な制度に連邦政府が補助金削減のペナルティを課することは、1964年市民的権利法のもとすでに実行されており、大学教育機関の補助金を削減する権限を連邦政府に与えるタイトルXは、1964年市民的権利法の立法政策と合致するというのがミンクの主張である。

第3項 ミンクのタイトルXの意図

以上、連邦政府による大学学部への介入の正当性及び下院 H. R. 7248 法案とのタイトルXの整合性について、アーレンバーン下院議員とミンクの主張をみてきた。連邦政府による大学学部への介入の正当性についても、タイトルXの整合性についても、アーレンバーン下院議員は一貫して高等教育機関の自治の文脈から指摘し、タイトルXの適用から大学

学部の入学選抜制度を除外するよう主張したのに対して、ミンクは一貫して市民的権利を根拠としてタイトルXの正当性を主張した。

タイトルXの適用から大学学部の入学選抜制度を除外しようとするアーレンバーン修正法案に反対したミンクは、タイトルXに何を求めたのだろうか。言い換えれば、ミンクのタイトルXの意図とは何だったのだろうか。ミンクは、タイトルXについて以下のように説明している。

私たちは入学割当制度を先導しないし、大学学部の入学選抜制度において男女の比率を五分五分にすることも要求しない。しかし、私たちは学校にカラー・ブラインドであるよう要求するように、セックス・ブラインドであるよう要求しなければならない。(中略)これが法案の要求するすべてである。つまり、公正と公平である。入学希望者が男か女かを問うことさえあげている。もし真の平等を信じるのであれば、私たちは、高等教育機関にそれを実践してもらうのか、或は連邦政府からの財政支援を拒否してもらうのか決断を迫らなければならない⁵³。

ミンクは、タイトルXに男女の枠を超えた市民的権利としての平等のアクセスを求めていた。マイノリティが勝ち取った市民的権利法タイトルVIのように、女性もタイトルXのもと教育における平等が保障されて当然であるという見解が窺える。また、タイトルXが女性に担保する教育における平等は、男女という枠組みの中での議論にとどまらず、常に市民的権利の視点から捉えられるべきことも示唆される。つまり、ミンクは、女性がアメリカの一市民として、当然、保障されるべき教育の機会の平等をタイトルXによって実現しようとしていたのである。

第5節 上院S. 659 法案に対する修正法案に関する審議

第1項 上院S. AMDT. 398 修正法案に関する審議

一方、下院議会に先だって、上院議会ではすでに教育上の性差別を撤廃するための審議を開始していた。1971年8月4日にクレバーン・ペル上院議員(Claiborne de B. Pell、民主党、モンタナ州選出：以下、ペル上院議員と表記)は、上院S. 659 法案「1971年教育修正法」(Education Amendments of 1971：以下、上院S. 659 法案と表記)を提出した。同

法案は、1965年高等教育法（Higher Education Act of 1965）をはじめ、1963年職業教育法（Vocational Education Act of 1963）、中等教育及び国立教育研究所の国立財団を設立するための教育振興基本法（General Education Provisions Act）及び1965年初等中等教育法（Elementary and Secondary Education Act of 1965）を改正するためのオムニバス法案であった⁵⁴。この法案に教育上の性差別の禁止規定を盛り込もうとしたのがバイ上院議員であった。

8月5日にバイ上院議員は、エドワード・ケネディ上院議員（Edward Kennedy、マサチューセッツ州選出、民主党）とフィル・ハート上院議員（File Heart、ミシガン州選出、民主党）とともに、上院 S. 659 法案に対する上院 S. AMDT. 398 修正法案を提出した⁵⁵。同修正法案の教育上の性差別の禁止規定は以下の通りである。

上院 S. AMDT. 398 修正法案

タイトルVI 性に基づく差別をしないこと⁵⁶

601 節 すべてのアメリカ合衆国国民は、連邦政府から教育財政支援を受ける公立の高等教育機関やあらゆる大学院教育の学校又は部局によって運営されているあらゆるプログラムや活動において、性に基づき排除されたり、利益を与えられなかったり、差別を受けることは許されない。ただし、入学選抜制度に関して、男女別学の教育機関が男女共学にするための変更にかかる計画が教育長官に承認された場合には、その変更の手続きに入った日から7年間は適用されない。

上記の文言を示す上院 SAMDT. 398 修正法案は、下院 H. R. 7248 法案の約3カ月前に上院議会に提出され、いわば教育上の性差別を禁止しようとする法案としては初めて連邦議会に提出されたものである。そのせいか、同修正法案の内容は不明瞭な点が多い。バイ上院議員は、上記の文言について「601 節は、大学入学選抜制度における拒否又は利益の否認を含む、連邦政府から教育財政支援を受けるあらゆる公立の高等教育機関（any public institution of higher education）やあらゆる大学院教育機関（any institution of graduate education）による性を理由とする差別を明白に禁止する」と説明する⁵⁷が、「公立の高等教育機関」が具体的にどのような教育機関を指すのか理解が難しい。また、「公立の高等教育機関」と「大学院教育機関」が併記されていることから、「高等教育機関」を大

学学部と解釈するべきなのか、或いはより広義に解釈するべきなのか解釈がさらに困難になる。さらに、教育上の性差別の禁止といっても、その禁止対象が学生に対する差別なのか、職員に対する差別なのかも不明である。バイ上院議員は、高等教育機関における教員職を探している女性が直面している差別について「毎年、コロンビア大学が博士号を授与する学生のうち24%が女性であるのに対して、同大学が与える終身在職権を有する教授職のうちわずか2%が女性であり、カリフォルニア大学バークレー校の心理学部が、前回、女性を採用したのは1924年である」と例証し、「より高い職務になるほど女性は少なくなる」と高等教育機関における雇用上の性差別の問題に言及している⁵⁸。しかし、同修正案からは、雇用上の性差別の規制についてみえてこないのである。

上院 SAMDT. 398 修正案が提出された同日にジョージ・マクガバン上院議員 (George S. McGovern、サウスダコタ州選出、民主党) は、上院 S. ADMT399 修正案を提出した⁵⁹。同修正案の内容はバイ上院議員の修正案と類似していることから、マクガバン上院議員は自らの提出した修正案を撤回し、「彼の修正案の支持にまわる」と述べてから、上院議会にバイ上院議員の修正案の支持を訴えた⁶⁰

翌日6日にバイ上院議員の SAMDT. 398 修正案の審議は始まった。しかし、バイ上院議員の修正案は、ストロム・サーモンド上院議員 (Strom Thurmond、サウスカロライナ州選出、共和党：以下、サーモンド上院議員と表記) によって、事実上、白紙に戻されることになる。サーモンド上院議員は、同修正案が男女別学から男女共学への運営方針の変更を求めるのか否かを明確にしようとした。サーモンド上院議員は、「サウスカロライナ州にはウィンスロップとして知られているサウスカロライナ女子大学があり、そこは人種を問わず全ての女子の入学を許可し、差別は存在しない。もし同修正案に賛成したならば、その女子大学は男女共学に変更しない限り連邦支援を拒否されるのだろうか」と質問した⁶¹。続けて、同州における同様の女子大学を例に挙げて同じ質問をし、さらに「もしそうであるならば、同修正案によって連邦政府は州に対して州の運営する教育機関の運営方法を命令するのか」、「同修正案によって連邦政府に権力がより集中し、州権が奪われるのではないかと同修正案による連邦政府の権限の強化を危惧した⁶²。これに対してバイ上院議員は、「現在、連邦政府が人種差別をさせないようにしているのと同じように、性差別をさせないようにする権限を連邦政府に与える」と、すでに始まっている人種差別撤廃政策において政府に与えている権限と変わらないことを強調した⁶³。しかし、サーモンド上院議員は、自らが ERA 支持者であることを強調したうえで、州が運営する教育機関の

運営方法を決定する権限は州が有するべきであり、連邦政府に権力を集中させようとする同修正法案に反対することを表明した。さらに、サーモンド上院議員は、同修正法案の扱う問題と上院 S. 659 法案の扱う問題には関係性がないと主張し、議事進行上の問題を提起した⁶⁴。これに対してバイ上院議員は、同修正法案が扱う女性の教育機会へのアクセスの問題と上院 S. 659 法案の扱う教育問題は明らかに関係すると強調するが、議長は「懸案の修正法案は性差別を扱っている。(上院 S. 659 法案:筆者)には性を扱う規定は存在しない」と判断し⁶⁵、結局、上院 S. 659 法案は承認されたものの、SAMDT. 398 修正法案は審議未了となり、廃案となった。

第 2 項 上院 S. AMDT. 874 修正法案に関する審議

上院 S. 659 法案に関する審議は 1972 年の第 2 会期に継続されることになる。なぜなら、下院議会で通過した下院 H. R. 7248 法案には、連邦政府が強制バス通学政策 (Bussing) のために教育財源を支出することを禁止する規定が盛り込まれており、それに対して上院議会が異議を唱えたからである⁶⁶。これにより、再び、上院 S. 659 法案は労働・公共福祉委員会に付託された⁶⁷。ところが、上院 S. 659 法案に含まれていたはずの教育上の性差別の禁止規定は、同委員会の協議において削除されてしまった⁶⁸。これで、上院 S. 659 法案は教育上の性差別の禁止規定を失ってしまったのである。

しかし、バイ上院議員はあきらめず、再度、1972 年 2 月 28 日に教育上の性差別の禁止を求めて、上院 S. 659 法案に対する上院 S. AMDT874 修正法案を提出した⁶⁹。同修正法案の教育上の性差別の禁止規定は以下の通りである。

上院 S. AMDT. 874 修正法案

タイトル X 性差別の禁止⁷⁰

1001 節 (a) すべてのアメリカ合衆国国民は、連邦政府から援助を受けるすべての教育プログラムや活動において、性を理由に排除されたり、利益を与えられなかったり、差別を受けることは許されない。ただし、

- (1) 入学選抜制度に関して、この節は、職業教育機関、専門教育機関、大学院高等教育機関及び公立の大学高等教育機関のみに適用される
- (2) 入学選抜制度に関して、この節は、法の執行日から 1 年間及

び、男女別学の教育機関が男女共学にするための変更にかかる計画が教育長官に承認された場合には、その変更の手続きに入った日から6年間は適用されない

- (3) 宗教団体が運営する教育機関であって、この節の適用が宗教理念と一致しない場合には、この節はその教育機関に適用されない
- (4) この節は、アメリカ合衆国の軍事業務に就く個人又は商船員の訓練を主要目的とする教育機関に適用されない

(b) 本編の目的のもとに、教育機関とはあらゆる公立又は私立の保育園・幼稚園、初等学校又は中等学校、又はあらゆる職業教育機関、専門教育機関又は高等教育機関を意味する。ただし、運営管理上、異なる学校、大学又は部局から編成されている教育機関の場合には、この用語はそれぞれの学校、大学又は部局を意味する。

上記の条文をみると、上院 S. AMDT. 874 修正法案は他の法案に比べてより内容が明確になっていることがわかる。同修正法案を第1会期に上院議会に提出された SAMDT. 398 修正法案と比較すると、同修正法案は教育上の性差別の規制を受ける教育機関をより具体的に限定している。SAMDT. 398 修正法は、その適用対象を連邦政府の教育財政援助を受ける「公立の高等教育機関 (a public institution of higher education) やあらゆる大学院教育の学校又は部局 (any school or department of graduate education)」とし、適用対象の限定が不明瞭である。一方、S. AMDT. 874 修正法案は、その適用対象となる教育機関を入学選抜制度における性差別の禁止規制の対象に限定しているものの、「職業教育機関、専門教育機関、大学院高等教育機関及び公立の大学高等教育機関 (institutions of vocational education, professional education, and graduate higher education, and to public institutions of undergraduate higher education)」のみと、より具体的に適用対象となる教育機関を示しているのである。

また、これと同様のことが下院 HR. 7248 法案との比較においても言える。下院 H. R. 7248 法案は、連邦政府から支援を受ける「すべての教育プログラムや活動」における性差別を禁止するとして、その適用除外となる教育機関を「実質的に男女別学の教育機関 (an educational institution in which substantially all the students are of the same sex)」

としており、適用対象となる教育機関は連邦支援を受けるほぼ全ての初等、中等及び高等教育機関と解釈することができる。しかし、言い方を換えれば、性差別の規制対象が私立なのか公立なのか、大学学部なのか大学院なのか、入学選抜制度や雇用制度なども含まれるのかなど、S. AMDT. 874 修正法案に比べてより多くの疑問が湧く大枠を示した文言である。

今野⁷¹は、上院 S. AMDT. 874 修正法案の文言について、適用範囲が他の法案より明確になったと述べたうえで、それは下院議会における審議を考慮した結果だと指摘する。下院 H. R. 7248 法案のタイトル X に対するアーレンバーン修正法案に関する審議でみてきたように、大学学部の入学選抜制度をタイトル X の適用対象にすることに強い抵抗を示していたのは私立大学であった。実際に、大学学部の入学選抜制度をタイトル X の適用除外にするよう求めたアーレンバーン修正法案は、ミンクの主張を押し切って通過している。そして、その約 3 カ月後、バイ上院議員が提出した S. AMDT. 874 修正法案は、公立のみの大学学部の入学選抜制度を性差別の規制対象としている。このことから、確かに、下院 H. R. 7248 法案の審議における私立大学の抵抗を考慮して、バイ上院議員は大学学部の入学選抜における性差別の規制については、公立のみに限定したと理解できる。

しかし、この「公立」に上院議会の焦点が向けられることになった。同日、ロイド・ベンセン上院議員 (Lloyd M. Bentsen、テキサス州選出、民主党：以下、ベンセン上院議員と表記) は、上院 S. AMDT874 修正法案に対する上院 S. AMDT. 948 修正法案を提出した⁷²。同修正法案は、「創立当初から伝統的に且つ継続的に一方の性のみに入學を許可してきた公立の高等教育機関における大学学部の入学選抜制度の適用除外」を求めるものであった⁷³。ベンセン上院議員は、適用除外にしようとする教育機関について「このような教育機関は全米に 4 校ある。テキサス州に 1 校、バージニア州に 2 校、ミシシッピ州に 1 校である」と述べてから、自らの選出州であるテキサス州の 1 校を例に挙げ、「テキサス女子大学は男子の入學を認めるつもりはないし、そうすることは州法で禁じられている。もし、バイ上院議員の修正法案が通過すれば、同大学は女子大学として存続する権利のために裁判所で闘わねばならなくなるだろう」と述べ、その必要性を否定した。さらに、ベンセン上院議員は、「テキサス女子大学に通う女子学生は自発的にそれを選択しているのであって、それが嫌ならば同州に所在する男女共学のノーステキサス州立大学やもう 1 つの高等教育機関に通っていただろう」と述べ、バイ上院議員の修正法案のもと「連邦支援が打ち切られれば、苦しむのはその学生たちである」と強調した。さらに、「バイ上院議員の修正法案の趣旨は、明らかに公立の高等教育機関における女子に対する差別をやめさせることであり」、「その

修正法案の影響によってテキサス女子大学のような一方の性に入学を許可してきた教育機関を法律で禁じること」が同修正法案の目的ではないはずであると指摘した。これに続いて、伝統的な2校の女子大学を有するバージニア州から選出されたウィリアム・スポン上院議員（William B. Spong、バージニア州選出、民主党）もベンセン上院議員の修正法案を後押しした。

ベンセン上院議員が指摘するとおり、バイ上院議員の修正法案が求めるのは、一方の性のみの入学を許可している教育機関を男女共学に変更させることではなかったはずである。先述したように、下院 H. R. 16098 法案に関する公聴会において教育上の性差別の問題で特に焦点があてられたのは、①特定の高等教育機関における入学規制、②財政支援（奨学金等）の問題、③教育機関における雇用の問題の3点であった。ここには、伝統的に一方の性のみに入学者を許す女子大学や男子大学の問題は挙がっていない。

同修正法案が取り扱うべき問題について、ジョン・タワー上院議員（John Tower、テキサス州選出、共和党：以下、タワー上院議員と表記）の指摘はうまく的を射ている。ベンセン上院議員と同じテキサス州選出であり、妻がテキサス女子大学の卒業生であるタワー上院議員は、「問題の1つは、男女共学の教育機関において、一般的に男子が従事すると考えられる専門職に就くための準備を女子にさせる正当な進路指導がされていないことである。テキサス女子大学は、女子を専門職に導き、長い間、大学の進路指導において生じているこの欠陥を補うためのすばらしい機会を提供してきた」と主張する⁷⁴。性差別撤廃政策は市民的権利法に基づく人種差別撤廃政策の延長線にある。しかし、人種差別撤廃政策が人種による分離を人種差別として禁止するからといって、性差別撤廃政策も性別による分離を性差別として禁止するというのは、政策の目的から外れていると考えられる。その考えは、一方の性のみを伝統的に受け入れてきた男女別学の教育機関を男女共学にすることが法案の趣旨ではないとするベンセン上院議員の主張に表れている。教育上の性差別の問題の核は、性差別を生み、それを永続させる不平等、つまり教育のアクセスの不平等（入学選抜制度の規制）をはじめ、教育のプロセスにおける不平等（教育方法や教育内容における差別）、そして教育の出口の不平等（雇用における差別）であり、それらの不平等を解決することが同修正法案の趣旨であるとタワー上院議員の指摘から考えられるのである。

バイ上院議員は、ベンセン上院議員らの求める4つの大学を教育上の性差別の規制対象から外すことに問題はないという見解を示し、上院 S. AMDT. 874 修正法案は上院 S. ADMT. 948 修正法案とともに上院議会を通過した⁷⁵。これで、教育上の性差別の禁止規定が上院 S. 659

法案に書き込まれることになったのである。

この後、上下両院協議会で行われた上院 S. 659 法案と下院 H. R. 7248 法案の調整の報告がなされた。この報告は、1972 年 5 月 23 日に上院議会で上院報告 S. 543-13 として、同年 6 月 3 日に下院議会で下院報告 H. 343-6 として承認を受けた⁷⁶。これで、教育上の性差別の禁止規定は正式に「タイトルIX」という名称を授かった。そして 1972 年 6 月 23 日に教育上の性差別の禁止規定であるタイトルIX⁷⁷を含む「1972 年教育修正法」は、ニクソン大統領の署名を受けて制定したのであった⁷⁸。

第 6 節 運動競技に関する議論

これまでタイトルIXに関する審議においてどのような議論がなされたのかを概観したが、そこでは運動競技についてほとんど議論がなされていない。立法関連資料をもとにタイトルIXとタイトルIX実施規則の立法過程を分析したカーリーノも、これについて「簡単に 2 度しか言及されていない」と断言している⁷⁹。

その 1 つは、1971 年 8 月 6 日に開催された上院 S. 659 法案に対する上院 S. AMDT. 398 修正法案に関する審議においてである⁸⁰。同修正法案の 601 節にある「あらゆるプログラムや活動…」(any program or activity conducted…)の文言について、ペーター・ドミニック上院議員 (Peter H. Dominick、コロラド州選出、共和党：以下、ドミニック上院議員と表記) がバイ上院議員の考えを問うたときである。その文言を「学生宿舎の施設の見地から考えているか。運動競技の施設・設備の見地から考えているのか。これを、私たちはどのように捉えたらいいのか。私たちは、単なる教育的な要件を扱っているのか」とドミニック上院議員は質問を重ねた。これに対してバイ上院議員は、「立法部の権限については先に言及したが、HEW 長官にこの政策の問題について扱う決定権が与えられると考える。私は、これが男女学生寮の統合を要求していると解さないし、それがアメリカンフットボールフィールドの撤廃を命じているとも思わない。私たちがやろうとしていることは、学校における教育過程及び課外活動への平等のアクセスを男女学生・生徒に提供することであり、そこにはアメリカンフットボールのような独特な側面は含まない。私たちは、大学対抗運動競技のアメリカンフットボールに関する差別をやめることも、男子のロッカールームに関する差別をやめることも求めている」と回答している。

もう 1 つは、1972 年 2 月 28 日に開催された上院 S. 659 法案に対する上院 S. ADMT874 修

正法案に関する審議においてである⁸¹。バイ上院議員は、調査資料を用いて教育における性差別の問題について説明したあと、同修正法案を要約するなかでスポーツ施設について触れている。バイ上院議員は、行政執行機関による教育上の性差別の取り扱い方について、「この修正法案のもと、連邦財政支援をするそれぞれの連邦行政機関はアメリカ合衆国大統領の承認を得たあと、実施規則を発行する権限を与えられる。この実施規則は、行政執行機関が性にに基づく異なる処遇を許可することを認める。ただし、それは、妊娠中の女子学生や情緒的に不安的な学生のためのクラスやスポーツ施設、そして個人のプライバシーが保護されるべき場合のような、性にに基づく異なる処遇がプログラムを成功させるために断固として必要な非常にまれなケースにおいてのみである…」と説明する。

以上がタイトルIXに関する審議における運動競技に関連する言及である。この2度の運動競技に関する言及で共通する点は、性にに基づく異なる処遇を認める例外的なケースとして運動競技に言及しつつも、その権限を行政執行機関に委ねていることである。上院 S. AMDT. 398 修正法案に関する審議においては、「HEW 長官にこの政策の問題について扱う決定権が与えられる」としたうえで、同修正法案の政策が「アメリカンフットボールフィールドの撤廃を命じているとも思わない」し、「大学対抗運動競技のアメリカンフットボールに関する差別をやめることも、男子のロッカールームに関する差別をやめることも求めている」、さらに、同修正法案の政策が求める「学校における教育過程及び課外活動への平等のアクセスを男女学生・生徒に提供すること」には、「フットボールのような独特な側面は含まない」と性にに基づく異なる処遇が否定されないケースとして運動競技が例示されている。また、上院 S. ADMT874 修正法案に関する審議でも、性にに基づく異なる処遇を認める権限が行政執行機関にあるとしたうえで、その性にに基づく異なる処遇が認められるのは「…スポーツ施設…のような、性にに基づく異なる処遇がプログラムを成功させるために断固として必要な非常にまれなケースにおいてのみである…」と性にに基づく異なる処遇が認められる「非常にまれなケース」として運動競技が例示されている。

このように連邦議会が運動競技については例外的な扱いをしつつ、しかしその決定については行政執行機関に委ねるとするのには理解できる。伊藤⁸²が言うように「政策決定者は政策の大枠を決めて、詳細は実施機関に委ねる。…規制政策の大枠は法律で定めることができる。しかし、どのような行為をどのような場合に禁止し、どのような場合に誰にどの程度認めるかについて、あらかじめ細かく判断基準を定めて法律に書き込めるわけではない」からである。性にに基づく異なる処遇をどこまで許可するのかということを連邦議会

が法案にこと細かく定めることは求められていないのである。

性に基づく異なる処遇をどのような場合にどの程度認めるのか、その決定の権限を同修正法案のもと連邦議会が行政執行機関に委ねようとすることは理解できたが、なぜ性に基づく異なる処遇が認められるケースに運動競技が引きあいにだされるのかは気になるところである。上述したように上院 S. AMDT. 398 修正法案に関する審議において、バイ上院議員はドミニック上院議員の質問に対して回答を述べた。そのあと、ドミニック上院議員はバイ上院議員の回答に納得しつつ、以下のような興味深い発言をしている。「大学アメリカンフットボールが統合されていたならば、私はより楽しくアメリカンフットボールをプレーしていただろう。」(If may say so, I would have had much more fun playing college football if it had been integrated.) この発言は、同修正法案のもと運動競技における性に基づく区別が差別になるとは考えていないと述べたバイ上院議員に賛同する言葉として発せられたのだろう。しかし、この言葉は、当時の大学対抗運動競技の捉え方を示唆していると読みとることもできる。当時は、大学対抗運動競技と言えばアメリカンフットボールを示唆し、そのような代名詞を持つ大学対抗運動競技において、性差別について論じることが控えるべきという含意を読み取ることができるのである。「男子の聖地」であるアメリカンフットボールに性差別の議論が入り込む余地はないということを示唆しているというのは言い過ぎだろうか。このドミニック上院議員の発言のあと、バイ上院議員は「インディアナ州選出上院議員(バイ上院議員：筆者)は、その点に関する所見を述べたい誘惑に抵抗する」(The Senator from Indiana will resist the temptation to remark further on that point.) と述べている⁸³。ここに、アメリカンフットボールつまり大学対抗運動競技と性差別の問題を一緒に語ることへのバイ上院議員の慎重さが垣間見え、運動競技が性に基づく異なる処遇を認めるケースに例示される理由があるのではないかと考えられるのである。つまり、連邦議会で運動競技について2度しか言及されず、しかもそこでは性に基づく異なる処遇が許されるケースとして扱われているのは、連邦議会が運動競技と性差別の問題について意見を拮抗させられるほどの深い認識がなかったからなのだと読み取ることができるのである。

第7節 タイトルIXの内容

先述したように、1972年6月23日にタイトルIXを含む「1972年教育修正法」は、ニク

ソン大統領の署名を経て制定した。タイトルIXは、「1972年教育法修正法」の第9編 (Title IX) にあたる「性差別の禁止」(TITLE IX-PROHIBITION OF SEX DISCRIMINATION) 規定である。同編は、7節から構成されており、901節「禁止される性差別」(SEX DISCRIMINATION PROHIBITED) は、性差別の禁止とその適用対象及び教育機関の定義を規定している。902節「連邦行政執行機関の法の執行」(FEDERAL ADMINISTRATIVE ENFORCEMENT) は、実施規則や命令を発行することによって901節の規定を実施する権限が行政執行機関に与えられることをはじめ、本節に準じて許可された必要要件の遵守が連邦支援の打ち切り又は継続、又は法によって権限が与えられている他の方法によって達成されること、その遵守が達成されない場合には、連邦支援を打ち切る前に教育機関に対して証拠の確認や弁明の機会が与えられることなどについて規定している。903節「司法審査」(JUDICIAL REVIEW) は、連邦支援が打ち切られた場合には当事者がそれに対して司法審査権を行使できることを規定している。904節「盲人に対する差別の禁止」(PROHIBITION AGAINST DISCRIMINATION AGAINST THE BLIND) は、盲人に対する差別の禁止について規定している。905節「他の法への影響」(EFFECT ON OTHER LAWS) は、保険契約や保証契約によって連邦支援を受けるプログラムや活動について、同編がその現行の権限を加減することがないことを規定している。906節「他の法の修正」(AMENDMENTS TO OTEHER LAWS) は、本編が影響を与える諸法を列記している。最後に、907節「居住施設に関する解釈」(INTERPRETATION WITH RESPECT TO LIVING FACILITIES) は、男女別居住施設の管理を禁止しないことを規定している。

教育上の性差別の禁止について規定している901節「禁止されている性差別」の条文は以下の通りである。

タイトルX 性差別の禁止⁸⁴

禁止されている性差別

901節 (a) すべてのアメリカ合衆国国民は、連邦政府から援助を受けるすべての教育プログラムや活動において、性を理由に排除されたり、利益を与えられなかったり、差別を受けることは許されない。ただし、

(1) 入学選抜制度に関して、この節は、職業教育機関、専門教育機関、大学院高等教育機関及び公立の大学高等教育機関のみに適用される

(2) 入学選抜制度に関して、この節は、

- (A) 法の執行日から1年間及び、男女別学の教育機関が男女共学にするための変更にかかる計画が教育長官に承認された場合には、その変更の手続きに入った日から6年間は適用されない、或は
- (B) 男女別学の教育機関が男女共学にするための変更にかかる計画が教育長官に承認された場合には、その変更の手続きに入った日から7年間は適用されない
- (3) 宗教団体が運営する教育機関であつて、この節の適用が宗教理念と一致しない場合には、この節はその教育機関に適用されない
- (4) この節は、アメリカ合衆国の軍事業務に就く個人又は商船員の訓練を主要目的とする教育機関に適用されない
- (5) 入学選抜制度に関して、この節は、創立当初から伝統的に且つ継続的に一方の性のみに入學を許可してきた公立の大学学部高等教育機関に適用されない

(b) 州、地区、又は他の区域における一方の性の全体の割合と比較して、連邦支援を受けるあらゆるプログラム又は活動に参加している又はその利益を受けているその一方の性に属する人の全体の割合に不均衡が生じていることを理由に、あらゆる教育機関にその一方の性に対して特別優遇又は異なる処遇をすることを要求するためにこの節の(a)が解釈されることはない。ただし、その一方の性によってこのようなプログラム又は活動への参加又はその利益の受取りに不均衡が生じていることを示す傾向にある統計的な証拠のもと、あらゆる公聴会又は法的手続きにおける熟慮を妨げるためにこの節が解釈されないこと。

(c) 本編の目的のもとに、教育機関とはあらゆる公立又は私立の保育園・幼稚園、初等学校又は中等学校、又はあらゆる職業教育機関、専門教育機関又は高等教育機関を意味する。ただし、運営管理上、異なる学校、大学又は部局から編成されている教育機関の場合には、この用語はそれぞれの学校、大学又は部局を意味する。

上記のタイトルIXの文言をみると、タイトルIXに関する審議が反映されていることがわ

かる。入学選抜制度における性差別の規制を受ける教育機関については、下院議会においてタイトルIXの適用対象になることに抵抗した私立大学は対象外になり、上院議会においてバイ上院議員が求めた「公立の大学高等教育機関のみ」となった。また、ベンセン上院議員が求めた「創立当初から伝統的に且つ継続的に一方の性のみに入學を許可してきた公立の高等教育機関における大学学部の入学選抜制度の適用除外」も規定されている。さらに、運動競技については、タイトルIXに関する審議過程においてほとんど審議されなかったことを反映して、具体的に規定されていない。

2001年に発刊された『女性とスポーツの世界百科事典』は、タイトルIXについて「簡潔でわかりやすい連邦法」(a short and simple federal law)と紹介している⁸⁵。しかし、制定当時は「漠然として、不明瞭」(vague in description)などという指摘を受けている⁸⁶。とりわけ、タイトルIXの支持者らは、のちに公布されるタイトルIX実施規則においてタイトルIXがいかに解釈されるのかを危惧したという⁸⁷。また、先述したように、タイトルIXに関する審議過程において、連邦議会は性に基づく異なる処遇の扱い方については行政執行機関に委ねるとしつつ、性に基づく異なる処遇が許されるケースとして運動競技に言及していた。これらのことから、少なくとも運動競技関係者にとって、タイトルIX実施規則に運動競技に関してどのような規則が定められるのかということは、当時の気がかりな一事項であったはずである。

第8節 本章のまとめ

本章では、タイトルIXの立法過程における連邦議会の審議内容を中心に検証し、タイトルIXの内容を検討した。また、連邦議会の審議におけるミンクの主張を検証し、ミンクのタイトルIXの意図を検討した。その結果、以下のような知見を得た。

1960年代の平等立法政策によって、法律上、性差別は改善に向かっていたものの、教育上の性差別を撤廃する法的手段は存在していなかった。このように市民的権利法が欠落している中、1970年に市民的権利法タイトルVII、市民的権利法タイトルVI及び同一賃金法の改正と教育における包括的な性差別の禁止を求める下院H. R. 16098法案が大規模な高等教育に関する法案に含まれた。下院H. R. 16098法案に関する公聴会ではとりわけ高等教育機関の入学規制が重要課題として挙がり、教育上の性差別の禁止については市民的権利法タイトルVIを改正する代わりに、同法を雛型にしつつ教育上の性差別の禁止事項を明記する

新たな法案を提出することが求められた。これが後に連邦議会に提出される下院 H. R. 7248 法案のタイトル X であり、タイトル IX の起源となった。

1971 年に連邦議会に提出された下院 H. R. 7248 法案は、「1965 年高等教育法」や高等教育に関する法律を改正するための包括的な法案に盛り込まれ、ここに教育上の性差別の禁止を規定するタイトル X が含まれていた。同法案の提出から 2 日後の 1971 年 11 月 4 日に、下院議会ではタイトル X に対する 5 つの修正法案について審議された。その修正法案のうち、アーレンバーン修正法案は大学学部の入学選抜制度をタイトル X の適用除外にする規定を盛り込むよう求めた。この審議において、アーレンバーン下院議員は連邦政府による大学学部への介入の正当性と下院 H. R. 7248 法案とのタイトル X の整合性について指摘し、一貫して高等教育機関の自治の見地から大学学部の入学選抜制度をタイトル X の適用除外にするよう主張した。これに対して、ミンクは一貫して市民的権利を根拠としてタイトル X の正当性を強調し、大学学部の入学選抜制度をタイトル X の適用除外にすることに反対した。なぜなら、ミンクには、アメリカの一市民である女性が当然、保障されるべき教育の機会の平等をタイトル X によって実現しようとする意図があったからである。

一方、上院議会は、下院議会より先に教育における性差別撤廃のための審議を始めていた。バイ上院議員は、上院 S. 659 法案に教育上の性差別の禁止規定を盛り込むために上院 S. AMDT. 398 修正法案を提出した。同修正法案は、教育上の性差別の禁止を求める法案として初めて連邦議会に提出されたものであった。そのせいか、同修正法案はどの教育機関に対してどのような性差別を規制するのかなどについて具体的に規定せず、その内容は漠然としたものであった。そのため、同修正法案の通過によって男女別学の教育機関が男女共学に運営方針の変更を強いられることと連邦政府の権限が強化されることを危惧した議員から、上院 S. AMDT. 398 修正法案と上院 S. 659 法案の扱う問題との間の関連性について指摘を受け、結局、同修正法案は審議未了となり廃案となった。上院 S. 659 法案に関する審議は、第 2 会期に引き継がれ、再び、バイ上院議員は上院 S. 659 法案に教育上の性差別の禁止規定を盛り込むために上院 S. ADMT874 修正法案を提出した。同修正法案は、大学学部の入学選抜制度における性差別については公立大学のみを規制対象とし、それまでに連邦議会に提出された上院 S. AMDT. 398 修正法案や下院 HR. 7248 法案よりも、性差別の規制対象をより明確に規定した。ところが、公立大学の中でも創立以来、伝統的に一方の性のみに入學を許可してきた大学を同修正法案の適用除外にするよう求める上院 S. ADMT. 948 修正法案が提出された。この修正法案を支持する議員らは、バイ上院議員の上院 S. AMDT. 874 修正

法案の趣旨が一方の性のみを伝統的に受け入れてきた男女別学の教育機関を男女共学に変更させることではないことを確認し、性にに基づく進路指導が正当化されていることを問題として指摘した。バイ上院議員はこれを受入れ、上院 S. AMDT. 874 修正法案は上院 S. ADMT. 948 修正法案とともに上院議会を通過した。その後、上下両院協議会を経て、1972年6月23日にタイトルIXは誕生した。

タイトルIXに関する全審議過程において運動競技については2度言及されただけで、本格的に審議されることはなかった。この2度の言及において、運動競技は性にに基づく異なる処遇を認める例外的なケースとして例証されつつも、性にに基づく異なる処遇を認める権限は行政執行機関に委ねられるとされた。性にに基づく異なる処遇をどこまで許可するのかということを、法律であるタイトルIXに逐一規定するのは困難であることから、その決定の権限が行政執行機関に委ねられることは理解された。一方、性にに基づく異なる処遇が認められるケースに運動競技が例証された理由については、連邦議会に運動競技と性差別の問題について意見を拮抗させられるほどの深い認識がなかったからと理解された。

1972年6月23日に制定したタイトルIXは連邦支援を受ける全ての教育プログラムや活動における性差別の禁止、違反した対象者に対する連邦補助金の打ち切りという制裁措置及び制裁措置を受けた者の司法審査権の行使を規定し、連邦議会の審議を反映した内容となった。また、入学選抜制度における性差別の規制を受ける教育機関は、下院議会においてタイトルIXの適用対象になることに抵抗した私立大学が対象外となり、上院議会においてバイ上院議員が求めた公立の大学高等教育機関のみとなった。さらに、ベンセン上院議員が求めた伝統的な男女別学の公立大学における大学学部の入学選抜制度の適用除外も規定された。加えて、本格的な議論がなされなかった運動競技については、具体的に規定されなかった。

【註及び引用・参考文献】

¹ 下院議会の法案を示し、“H. R.” は “House of Representatives” の略である。一方、上院議会の法案は、“Senate (上院議会)” の略である “S.” で始まり、番号が続く。モーリス L. コーエン (著)、山本信男 (訳) 『アメリカ法の調べ方』、113-115 頁、成文堂、1976年。

² “In Celebration of the 30th Anniversary of Title IX of the Education Amendments of 1972.” *Congressional Record*, H4861, July 17, 2002.

³ Ibid.

⁴ Equal Pay Act, Public Law 88-38, 77 Stat. 56 (June 10, 1963)

-
- <<http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/STATUTE-77/pdf/STATUTE-77-Pg56.pdf>> (2013/05/16).
- ⁵ Title VII of the Civil Rights Act of 1964, Public Law 88-352, 78 Stat. 241, § 701-716 (July 2, 1964) 同法 7 編 (701 項～716 項) は「平等な雇用機会の定義」(Title VII-Equal Employment Opportunity Definitions)と標記されている。
- <<http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/STATUTE-78/pdf/STATUTE-78-Pg241.pdf>> (2013/05/16).
- ⁶ Title VI of the Civil Rights Act of 1964, Public Law 88-352, 78 Stat. 241, § 601-605 (July 2, 1964) 同法 6 編 (601 項～605 項) は、「連邦政府の支援を受けるプログラムにおいて差別をしないこと」(Title VI-Nondiscrimination in Federally Assisted Programs)と標記されている。
- <<http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/STATUTE-78/pdf/STATUTE-78-Pg241.pdf>> (2013/05/16).
- ⁷ Executive Order 11246, 30 FR 12319 (September 28, 1965) 行政命令 11246 の制定及び改正については以下のインターネットサイトを参照。
- <<http://www.archives.gov/federal-register/executive-orders/1965.html#11246>> (2013/05/16).
- ⁸ 今野、164 頁。
- ⁹ Sandler, Bernice R. “‘Too Strong for a Woman’: The Five Words That Created Title IX.” <<http://www.berniceandler.com/id44.htm>> (2008/05/12). この論文は、1997 年に発行された *About Women on Campus* に掲載されたものである。
- ¹⁰ *Congressional Record*, H4861, July 17, 2002.
- ¹¹ Sandler.
- ¹² *Congressional Record*, H4861, July 17, 2002.
- ¹³ Sandler.
- ¹⁴ 今野、165-166 頁。
- ¹⁵ *Congressional Record*, H4861, July 17, 2002. Sandler.
- ¹⁶ *Congressional Record*, H4861, July 17, 2002.
- ¹⁷ Ibid.
- ¹⁸ *Congressional Record*, H39248, November 4, 1971.
- ¹⁹ Congressional Quarterly Incorporation. “Higher Education: Only 1 Negative Committee Vote.” *Congressional Quarterly Weekly Report*, October 23, 1971, p. 2186.
- ²⁰ *Congressional Record*, H4861, July 17, 2002.
- ²¹ Ibid., H39255, November 4, 1971.
- ²² 今野、164 頁。
- ²³ *Congressional Record*, H39248, November 4, 1971.
- ²⁴ Ibid., H39261, November 4, 1971.
- ²⁵ Ibid.
- ²⁶ Ibid., H39262, November 4, 1971.
- ²⁷ Ibid., H39263, November 4, 1971.
- ²⁸ 今野、168 頁。
- ²⁹ *Congressional Record*, H4862, July 17, 2002.
- ³⁰ Ibid., H39248, November 4, 1971.
- ³¹ Ibid.
- ³² Ibid.
- ³³ Ibid.

-
- ³⁴ Ibid.
- ³⁵ Ibid.
- ³⁶ Ibid., H39249, November 4, 1971.
- ³⁷ Ibid.
- ³⁸ Ibid.
- ³⁹ Ibid.
- ⁴⁰ Ibid., H39255, November 4, 1971.
- ⁴¹ Ibid.
- ⁴² Ibid., H39254, November 4, 1971.
- ⁴³ Ibid., H39255, November 4, 1971.
- ⁴⁴ Ibid., H39250 - H39251, November 4, 1971.
- ⁴⁵ Ibid., H39252, November 4, 1971.
- ⁴⁶ Ibid.
- ⁴⁷ Ibid.
- ⁴⁸ Ibid., H39249, November 4, 1971.
- ⁴⁹ Ibid.
- ⁵⁰ Ibid., H39252, November 4, 1971.
- ⁵¹ Ibid.
- ⁵² Ibid.
- ⁵³ Ibid.
- ⁵⁴ Ibid., Senate Bills 630-666, Vol. 117, 1608.
- ⁵⁵ Ibid., S30155, August 5, 1971. S.30302, August 6, 1971.
- ⁵⁶ Ibid., S30156, August 5, 1971.
- ⁵⁷ Ibid.
- ⁵⁸ Ibid.
- ⁵⁹ Ibid., S30158, August 5, 1971.
- ⁶⁰ Ibid., S30411, August 6, 1971.
- ⁶¹ Ibid., S30412, August 6, 1971.
- ⁶² Ibid.
- ⁶³ Ibid.
- ⁶⁴ Ibid.
- ⁶⁵ Ibid.
- ⁶⁶ “In Celebration of the 30th Anniversary of Title IX of the Education Amendments of 1972.” *Congressional Record*, H4861, July 17, 2002.
- ⁶⁶ Ibid.
- ⁶⁷ Ibid.
- ⁶⁸ Ibid.
- ⁶⁹ Ibid., S5802, February 28, 1972.
- ⁷⁰ Ibid., S5803, February 28, 1972.
- ⁷¹ 今野、168 頁。
- ⁷² *Congressional Record*, S5814, February 28, 1972.
- ⁷³ Ibid.
- ⁷⁴ Ibid., S5814-5815, February 28, 1972.
- ⁷⁵ Ibid., S5815, February 28, 1972.
- ⁷⁶ 今野、163 頁、165 頁。

⁷⁷ Ibid., H18493, May 23, 1972.

⁷⁸ Title IX of the Education Amendments of 1972, Public Law 92-318, June 23, 1972, 86 Stat. 235-380

⁷⁹ Carlino, Salvatore. *Title IX: A Legislative History, Selected Court Cases, and the Future of Women's Athletic Programs*, p. 14. Thesis for the Degree of Master of Science, Pennsylvania State University, 1985.

⁸⁰ *Congressional Record*, S30407, August 6, 1971.

⁸¹ Ibid., S5807, February 28, 1972.

⁸² 伊藤修一郎「公共政策の実施」、秋吉貴雄・伊藤修一郎・北山俊哉『公共政策学の基礎』、205頁、有斐閣、2010年。

⁸³ Ibid., S30407, August 6, 1971.

⁸⁴ Title IX of the Education Amendments of 1972, Public Law 92-318, June 23, 1972, 86 Stat. 235-380

⁸⁵ Lopiano, Donna A. "Title IX." In *International Encyclopedia of Women & Sports*, eds. Christensen, Karen, Guttman, Allen and Pfister, Gertrund, p. 1174. New York, NY: Macmillan Reference USA, 2001.

⁸⁶ Levine, Peter. *American Sport: A Documentary History*, p. 174. Englewood Cliffs, NJ: Prentice-Hall, Inc., 1989.

⁸⁷ Carpenter, p. 82.

第2章 大学対抗運動競技プログラムとタイトルIXの実施過程—タイトルIXの制定後から改称前まで—

第1章で述べたように、タイトルIXは連邦補助金を受ける教育プログラムや活動における性差別の禁止を規定し、違反した対象者に対して連邦補助金を打ち切る制裁措置と制裁措置を受けた者の司法審査権の行使を定めたが、運動競技プログラムにおける性差別の禁止或は性に基づく異なる処遇の許可について規定しなかった。

本章では、以上のような大枠を定めたタイトルIXがどのように大学対抗運動競技プログラムに適用され、実施されたのかということに関連立法、関連方針及び関連判例の対応から明らかにするために、タイトルIXの制定後から改称前までの大学対抗運動競技プログラムにおけるタイトルIXの実施過程を分析する。まず、大学対抗運動競技プログラムがどのようにしてタイトルIXの適用を受けるようになったのかということ明らかにするために、第1節で1975年のタイトルIX実施規則の立法について、第2節で1979年の方針解釈の公布について検討する。また、第1節第2項で、タイトルIX実施規則とミンクとの関係を明らかにするために、タイトルIX実施規則の立法におけるミンクの貢献について検討する。次に、タイトルIXの適用範囲の不透明さが大学対抗運動競技プログラムにどのような問題をもたらしたのかということ明らかにするために、第3節で大学対抗運動競技プログラムへのタイトルIXの適用解釈の問題について検討する。それから、この適用解釈の問題がどのように収束したのかということ明らかにするために、第4節でプログラム限定の解釈を覆した市民的権利復活法の制定について検討する。また、1987年の市民的権利復活法の制定後にタイトルIXの実効性を強めた要因の一つとして、第5節で損害賠償金請求を認めたフランクリン判決について検討する。さらに、大学対抗運動競技プログラムにおいて平等な参加機会の提供をめぐる問題がどのように顕在化し、その問題を解決するためにどのような原理原則や判断基準が採用されたのかということ明らかにするために、第6節で大学対抗運動競技プログラムの平等な参加機会の提供をめぐる問題を、第7節で1996年の方針解説の発行を、第8節で運動競技奨学金に関する方針の発表を、第9節でOCRのタイトルIXの適用方法を肯定した全米レスリングコーチ協会判決をそれぞれ検討する。

第1節 1975年のタイトルIX実施規則の立法

第1項 タイトルIX実施規則の公布

タイトルIX実施規則¹は、1975年6月4日に公布され、同年7月21日から有効となった。タイトルIXの制定からその実施規則の公布までおよそ3年の月日を要した背景には、連邦議会において大学対抗運動競技へのタイトルIXの適用の可否をめぐる議論が重ねられたことにある。

1974年5月20日にタワー上院議員は、上院議会において上院S. 1539法案「1974年教育修正法」(Education Amendments of 1974: 以下、上院S. 1539法案と表記) に対して上院S. AMDT. 1343修正法案を提出した²。上院S. 1539法案は、初等教育及び中等教育のプログラムに関するいくつかの法律を改正しようとするオムニバス法案であった³。タワー上院議員は、この法案に大学対抗運動競技プログラムをタイトルIXの適用除外にする規定を盛り込もうとした。上院S. AMDT. 1343修正法案は、タイトルIXの前文である「901節(a)すべてのアメリカ合衆国国民は、連邦政府から援助を受けるすべての教育プログラムや活動において、性を理由に排除されたり、利益を与えられなかったり、差別を受けることは許されない」に続く(1)から(5)までのただし書きに「(6)この節は、大学対抗運動競技がその活動を支援するために必要な寄付又は総収入を教育機関に提供する限り、その大学対抗運動競技に適用されない」を規定するよう求めた⁴。

タワー上院議員は、大学対抗運動競技プログラムにおいて収益を上げる運動競技種目にタイトルIXを適用すれば、大学対抗運動競技プログラム全体が損害を被ると主張する。タワー上院議員によれば、ほとんどの大学対抗運動競技プログラムはその運営管理資金をアメリカンフットボールや男子バスケットボールの試合チケットによる収入や基金調達キャンペーンによる資金集めに頼っているという⁵。つまり、大学対抗運動競技プログラムの稼ぎ頭はアメリカンフットボールや男子バスケットボール、そして大学によってはアイスホッケーやレスリング⁶であり、「このような収入を上げるスポーツの活動の元手の減損は、これらのスポーツ活動の継続だけでなく大学対抗運動競技プログラム全体の存続を脅かす」とタワー上院議員は主張する⁷。「特に、女子の大学対抗運動競技の機会の拡大が求められている現在においてその減損の可能性は重大であり、今後、益々、女子の要求が高まれば、稼ぎ頭の活動の元金は減少し、その活動自体が衰え、結果、プログラム全体が倒れてしまうという⁸。このようにタワー上院議員は自らの修正法案について説明したうえで、さらに同修正法案の提出理由について「大学対抗運動競技プログラムの収入源を守りたいのは、それが大学対抗運動競技プログラムにおける女子の活動を拡大するための資本とな

るからである」と強調した⁹。つまり、大学対抗運動競技プログラムをタイトルIXの適用除外にするのは女子の大学対抗運動競技プログラムの拡大のためだというのである。

また、タワー上院議員は、HEW がこのような事態を作り出す実施規則を公布しないよう念を押した。タワー上院議員は、連邦議会がタイトルIXの適用を大学対抗運動競技までに及ばせるつもりはないと主張したうえで、「私の最も懸念するところは、HEW の規則が収益を上げるスポーツの地位を無効にし、スポーツプログラム全体に損害を与えてしまうことである。もしHEW が熱意をもって運動競技の平等機会を女子に約束し、大学対抗運動競技プログラムの活動の元手を減損する規則を公布すれば、それは角を矯めて牛を殺すようなものだ」と述べた¹⁰。そして、同修正法案にさらに修正を加えることを求めた。タワー上院議員は、その修正によって、タイトルIXのもと与えられた権限以外の権限をHEW に与えるつもりはないと付言したうえで、「HEW 長官は、この法律（1974年教育修正法：筆者）の制定後、遅くとも30日以内に連邦政府の支援を受ける教育プログラムにおける性差別の禁止に関するタイトルの規定を実施する規則を準備及び公布しなければならない」という文言の追加修正の承認を議会に迫った¹¹。

この後、上院S. AMDT. 1343修正法案は上院議会を通過するものの、1974年7月に開催された上下両協議委員会において否決され、代替案として1974年7月にジェイコブ・ヤビッツ上院議員（Jacob Javits、ニューヨーク州選出、共和党：以下、ヤビッツ上院議員と表記）が提出した修正案が承認されたのであった¹²。

ヤビッツ上院議員の修正案は、1974年8月21日に制定した「1974年教育修正法」（Education Amendments of 1974）の844節となった¹³。844節は、「性差別の禁止に関する規定」とタイトルが付され、「HEW 長官は、この法律の制定後、遅くとも30日以内に連邦政府の支援を受ける教育プログラムにおける性差別の禁止に関するタイトルの規定を実施する規則を準備及び公布しなければならない。ただし、その規則には、大学対抗運動競技の活動に関して、特定のスポーツの独自性を考慮した妥当な規定を盛り込まなければならない」と定めている。この規定によって、HEW は特定のスポーツの独自性を考慮した妥当な条項を含むタイトルIX実施規則を起草及び発布する責任を引き受けることになったのである。

タワー修正法案は廃案になったものの、「1974年教育修正法」の844節はその廃案となった修正法案の意を酌んだ文言であると捉えられる。タワー上院議員は、大学対抗運動競技プログラムに収益をもたらす運動競技をタイトルIXの適用除外にするよう求めた。なぜ

なら、大学対抗運動競技プログラムは、財政上、収益を上げる運動競技の稼ぎによって成り立っているからである。タイトルIXが適用され、女子スポーツにその収入が流れていけば、収益を上げる運動競技の活動資金が減り、結局、稼ぎ頭がプログラム全体を支えられなくなるという主張であった。この主張は、一見すると、女子の大学対抗運動競技の機会拡大を目指す、現実的で筋の通った主張である。しかし、もう一步踏み込んで考えてみると、性差別を禁止するタイトルIXを大学対抗運動競技プログラムに適用すると、女子の大学対抗運動競技に参加する機会を拡大するどころか確保すらできなくなり、大学対抗運動競技プログラムにおける男女格差がなくなるというのはおかしい主張である。結局のところ、女子の大学対抗運動競技の参加の推進を装って、収益を上げる運動競技の地位を維持したいがためにタイトルIXの適用を避けようとしている、巧妙な論調である。進藤¹⁴は、同修正法案を強く要求していたNCAAが大学対抗運動競技プログラムにおける「男性中心の権力基盤」が揺らぐことを懸念していたと主張する。この主張から、「巧妙な論調」と言っても言い過ぎではなさそうである。巧妙であるがゆえに、タワー修正法案は上院議会通过したものの、上下両協議委員会において否決されている。やはり、性差別を禁止する法律が性差別を永続させるからその適用除外を求めるという主張を通すのは困難であろう。

しかし、「1974年教育修正法」の844節は、そこを酌んだ規定であると考えられる。活動資金の減損を危惧し、収益を上げる運動競技をタイトルIXの適用除外にすることによって性差別的な処遇を許可すれば、収益を上げる運動競技の活動が基準となってしまう。そうなれば、女子の大学対抗運動競技の参加機会は、収益を上げる運動競技の活動によって左右され、依然として女子の機会拡大は進まなくなる。しかし、収益を上げる運動競技にタイトルIXを適用することになれば、収益を上げる運動競技の地位を確保したいNCAAをはじめスポーツ関係団体は黙っていないだろう。大学対抗運動競技プログラムをタイトルIXの適用除外にしようと再度、修正法案が提出されることも考えられる。しかし、「1974年教育修正法」の844節に、「大学対抗運動競技の活動に関して、特定のスポーツの独自性を考慮した妥当な規定を盛り込まなければならない」と規定しておけば、収益を上げる運動競技のタイトルIXの適用除外を再度求める法案はひとまず避けられると考えられるのである。

一方、1974年6月20日にタイトルIX実施規則の草案¹⁵が連邦行政命令集¹⁶ (Code of Federal Regulations) に掲載された。この草案には、市民や関係団体などから10,000件近くの意見が寄せられ、その大半が運動競技に関するものであった¹⁷。このことから、多

くの人々がタイトルIX実施規則の最終案が運動競技についてどのように規定するのか注目していたと考えられる。

HEW が作成したタイトルIX実施規則の草案は修正が加えられ、1975年5月27日にジェラルド・フォード大統領 (President of the United States Gerald Ford) によって署名され、1975年6月4日に公布された¹⁸。タイトルIX実施規則に対する反応は、その草案に対する反応と同じくらい強いものであった¹⁹。一般的に、タイトルIX実施規則に不満を抱くグループは、あまりにも厳しすぎると考えるグループと物足りないと考えるグループの2つに分かれた²⁰。物足りないと考える者の一人であり、タイトルIXの制定に尽力したバイ上院議員は「タイトルIX実施規則は女子のための完全な平等を義務付けるまでにいくつかのステップが抜け落ちていて、場合によっては、現存する性差別の様式を簡単に補強してしまう」とタイトルIX実施規則の不備を指摘する²¹。一方、厳しすぎると考える者の一人であるジェス・ヘルムス上院議員 (Jess A. Helms、ノースカロライナ選出、共和党) は、「タイトルIX実施規則は行き過ぎであり、学校が決定すべき方針に連邦政府が関与している」と連邦政府の介入の行き過ぎを示唆している²²。以上のように、およそ3年もの月日を費やして公布されたタイトルIX実施規則であるが、依然として難色を示す者たちは存在していたのであった。

第2項 タイトルIX実施規則の概要と運動競技に関する規定

1975年6月4日にタイトルIX実施規則は、HEWによってアメリカ全土における16,000の公教育を実施する中等教育機関及び2,700の高等教育機関に対して公表され、1975年7月21日に発効した。タイトルIXが性差別の禁止に関する一般的な条項を規定するのに対して、タイトルIX実施規則は「入学制度及びリクルートメント制度における性差別の禁止²³」、「教育プログラム又は教育活動における性差別の禁止²⁴」及び「教育プログラム又は教育活動の領域での雇用における性差別²⁵」についてより具体的に規定している。運動競技プログラムに関する規定は、「教育プログラム又は教育活動における性差別の禁止」に関する規定に含まれており、以下のとおりである。

第106.37項 経済的援助

(c) 運動競技奨学金²⁶

- (1) 運動競技奨学金や経済的援助を授与する範囲について、連邦支援を受ける教育機関は妥当な奨学金授与の機会を男女学生運動競技者に与えなければならない、奨学金授与の機会を受ける学生運動競技者の男女数は、対校運動競技や大学対抗運動競技プログラムに参加する学生男女数に比例するものとする。
- (2) この項と第 106. 41 項に従う範囲で、男女学生運動競技者個々人に授与される運動競技奨学金は、男女チームに与えられる運動競技奨学金の一部として授与されるものとする。

第106. 41項 運動競技²⁷

(a) 一般規定

如何なる者も性にに基づき連邦支援を受ける教育機関が提供する対校試合、大学対抗運動競技、クラブ又は校内運動競技スポーツへの参加を拒まれたり、その恩恵を否定されたり、他の人と異なった扱いを受けたり、差別されたりしないものとする。そして、連邦支援を受けるどの教育機関も、対校試合、大学対抗運動競技、クラブ運動競技又は校内運動競技を性にに基づき別々に提供してはならないものとする。

(b) 男女チーム

この項の (a) の規定にもかかわらず、チームの選抜が競争的な技術に基づく場合や身体的な接触のあるスポーツ、例えば、ボクシング、レスリング、アイスホッケー、ラグビー、フットボール、バスケットボールや、接触を目的或いは主な活動とするスポーツの場合には、男女別々のチームを編成することが認められる。しかし、非接触的なスポーツにおいて、一方の性の者のみにチームが提供され、そのもう一方の性の者にチームが提供されず、長きに渡って、運動競技に参加する機会を制限されてきた場合には、後者にトライ・アウトの参加を認めなければならない。

(c) 平等機会

対校試合、大学対抗運動競技、クラブ運動競技又は校内運動競技を運営及び支援し、連邦支援を受ける教育機関は、両性の者に平等の運動競技の機会を提供するものとする。平等機会が提供されているか否かを把握するため、とりわけ次の諸点が平等機会の要因として考慮される。

- (1) 実際に、運動競技種目の選定と競技の水準が男女運動競技者の関心と能力に適応しているか否か
- (2) 設備や支給物の提供
- (3) 試合や練習時間の計画
- (4) 遠征とそれに関する費用
- (5) コーチングやチューターリングを受ける機会
- (6) コーチやチューターの割当と報酬
- (7) ロッカールームや練習施設及び競技施設の提供
- (8) 医療施設やトレーニング施設、医療サービス及びトレーニングサービスの提供
- (9) 宿舎施設や食堂施設、宿舎サービス及び食事サービスの提供
- (10) 広報

連邦支援を受ける教育機関の支出総額が男女間の不平等を示したとしても、また、男女別のチームを後援している場合には、男女両チーム間で支出額が異なっていたとしても、ただちに、本項を遵守していないとはみなされない。しかし、両性の機会の平等を審査する際には、そのことが考慮される。

なお、運動競技の条項の (d) ²⁸は、1978 年 7 月 21 日までに大学対抗運動競技プログラム、クラブ運動競技プログラム及び校内運動競技プログラムにおいてタイトルIXを完全実施するよう規定している。また、タイトルIXの実施を直接的或いは間接的にサポートする行政執行機関として、HEW に属する OCR が携わることとなった²⁹。加えて、タイトルIXの適用対象となる教育機関は、教育機関におけるタイトルIXの実施の取り締まりとタイトルIXに関する苦情申立ての調査を担当する職員を最低 1 名は置くよう求められている³⁰。

第3項 タイトルIX実施規則の立法におけるミンクの貢献

タイトルIX実施規則の立法において、ミンクは大学対抗運動競技や教科体育をタイトルIX実施規則の適用から除外しようとする議員らを阻止する役割を果たしている。その役割を顕著に示すのは、タワー上院議員が提出した上院 S. AMDT. 1343 修正法案の阻止である。先述したように、上院 S. AMDT. 1343 修正法案はタイトルIXの適用対象を制限して、収益を上げる大学対抗運動競技をタイトルIXの適用対象から除外しようとした。それを知ったミンクは、カール・パーキンス下院議員（Carl Perkins、ケンタッキー州選出、民主党）とその修正法案について審議する協議会委員あてに上院 S. AMDT. 1343 修正法案に反対するよう伝える書簡をスタッフに準備させ、その書簡においてこの問題については口外しないよう忠告した³¹。そして、ミンクと彼女のスタッフは、先頭に立って他の協議会委員と協力して戦略を立てた³²。その戦略とは、上院 S. AMDT. 1343 修正法案を「大学対抗運動競技の活動に関して、特定のスポーツの独自性を考慮した妥当な規定を盛り込まなければならない」ことを求めるヤビッツ上院議員の修正法案と差し替えることであった³³。この戦略は見事に成功し、タイトルIX実施規則の運動競技への適用が決定的となり、HEW が大学対抗運動競技に適用されるタイトルIX実施規則を作成する権限を得たのである³⁴。

また、ミンクはタイトルIX実施規則の公布後に、教科体育に関わる規定を骨抜きにしようとする議員らを阻止することに関与している。タイトルIX実施規則が求める教科体育の男女共修の規定に反対し、ロバート・ケーシー下院議員（Robert Casey、テキサス州選出、共和党：以下、ケーシー下院議員と表記）は、下院 H. R. 5901 法案「1975 年教育歳出予算案」（fiscal 1975 education appropriation bill：以下、下院 H. R. 5901 法案と表記）に対して修正法案を提出した³⁵。同修正法案は、それまで男女別に行っていた体育の授業を統合しようとする HEW を阻止しようとした。同修正法案は 1974 年 4 月 16 日に下院議会で可決され、「1976 年教育歳出予算案」（fiscal 1976 education appropriation bill）に加えらるることになったものの、上院労働・健康・福祉予算小委員会（Senate Labor- HEW Appropriations Subcommittees）で合意に至らず削除された³⁶。

1975 年 7 月 16 日にミンクは、下院議会において同修正法案の保持を主張するケーシー下院議員の動議に対する審議を扱っていた³⁷。ケーシー下院議員は自らが提出した修正法案が可決されたらどのような影響を及ぼすのかを説明し、下院議会の承認を得ようとしていた。下院議員の間で同修正法案について間違った理解がなされていることを懸念して、ケーシー下院議員は、同修正法案が可決されてもタイトルIXの趣旨、つまり女子に教育の

平等機会を提供することや、女子が自ら望む教育のタイプやコースに従事するための十分な施設・設備を享受することに悪影響を及ぼすことはないと強調した³⁸。同修正法案が求めるのは、「連邦議会が任命した行政執行機関である HEW がこの教育歳出予算案に含まれる財源を凍結することによって教科体育の男女共修を強要することをできない」ようにすることである³⁹。つまり、タイトルIXのもと教科体育の男女共修まで学校に強いる HEW を同修正法案によって阻止しようとするのがケーシー下院議員のねらいである。ケーシー下院議員は、「HEW が学校に教科体育の男女共修を強制することは間違いであり、そのような学校方針の決定は個々の学校に委ねるべき」と主張する。続けて、「学校は男女共修にできないと言うことは間違いであり、学校は男女共修にしなければならないと言うことも、また間違いである」と教科体育の男女共修の導入の可否は個々の学校が決めるべき事案であることをケーシー下院議員は強調した⁴⁰。また、ケーシー下院議員は、教科体育の男女共修を強いるタイトルIX実施規則は「連邦議会の最初の意図を越えているだけでなく、タイトルIXが HEW に委譲した権限をはるかに超えている」と下院議会に訴えた⁴¹。よって、教科体育については、「大学、高等学校、中学校、小学校に教科体育の男女共修を望むのならば、この修正法案はそれを止めはしない。しかし、同修正法案は『男女共修をしなければならない』と命令する者を黙らせる」という⁴²。さらに、スポーツ施設や運動競技における平等機会の規定に同修正法案が何の影響も与えないことを強調して、ケーシー下院議員は「もし競泳用の男子のトランクスが男子チームに提供されたなら、女子チームにもそれが提供されなければならない。施設、体育館の利用スケジュールなどすべてが平等でなければならぬ」と付言した⁴³。つまり、ケーシー下院議員は、男女に平等の機会を提供することに反対しているのではなく、男女が一緒に体育の授業を受けなければならないと連邦政府が強要することに反対しているのである。

一方、同修正法案に反対するミンクは、教科体育を教育全体の一部と捉えて、同修正法案の可否を考えるべきと主張する。ミンクは、「ここでの問題は、教科体育が公教育における子供の教育的な経験全体の一部であることを私たちが信じるかということである。もし、教科体育が子供の教育的経験全体の一部であるのならば、タイトルIXは数学や理科のクラスにおける子供に適用されるのと同じように教科体育における子供、そしてタイトルIXが求める他の要件全てにも適用されるべきではないだろうか」と強調する⁴⁴。そして、タイトルIX実施規則の教科体育に関する規定に関して、ミンクは「教科体育の授業は必ず男女別で行わなければならないという規定はない」と述べてから、「タイトルIX実施規則には、

学校が、学生・生徒の個々の能力から男女別の教科体育の授業を行った方がよいと考えるのであれば、個々の能力を考慮してもよいという規定がある。もちろん、これは、正当な決断とされる」と言及した⁴⁵。続けてミンクは、「さらにチームに関する例外規定がある。それは、とりわけ男女別チームを認める。女子水泳チームと男子水泳チーム、テニスチームなど、これは競争的スポーツでは認められる。確かに、私たちが議論していることは全て、学校教育における教科体育という授業で男女が一緒に席に着くべきか否かという考えについてである。このようなことは、競争的スポーツにも学校対抗運動競技のアメリカンフットボールにも関係ないことである。なぜなら、これらは全て、タイトルIXの適用除外だからである」とタイトルIX実施規則の教科体育に関する規定を確認した⁴⁶。このように、タイトルIXが競争的スポーツやアメリカンフットボールのような身体接触のあるスポーツに男女統合チームを求めていることを強調したうえで、ミンクは、再び、教育全体に視野を広げ「もしこの修正法案を削除できなければ、私たちは教育の大変重要な一局面に損害を及ぼすことになる。その重要な局面とは、子供がスポーツ、それへの興味及び性別に関係なく個々人に携わるための自信をもつための身体的能力の発達である」と同修正法案の通過によって子供たちの教育的経験の欠如を招くことを下院議会に訴えた⁴⁷。要するに、タイトルIX実施規則は教科体育のすべての場面において男女共修を求めているのではなく、個々人の能力差、とりわけ男女の能力差が顕著に表れる競争的スポーツや身体接触のあるスポーツでは男女別チーム編成、能力別チーム編成を許しているのだから、同修正法案によって教科体育の男女共修をタイトルIXの適用除外にして、子供の「身体的能力の発達」に損害を及ぼす権限は連邦議会にはないというのがミンクの主張するところである。

ところが、ケーシー下院議員の動議に関する審議が進行し、その動議の採決がなされる寸前にミンクに非報が伝えられた。ミンクの娘が交通事故にあったというのである⁴⁸。ミンクは、ケーシー下院議員の動議の採決をとる前に、娘のいるニューヨーク州に向けて議場を後にしたのであった⁴⁹。その後、ケーシー下院議員の動議は、採決の結果、賛成 212、反対 211 のわずか1票差で通過し、教科体育の男女共修はタイトルIX実施規則の適用除外となった⁵⁰。一方、翌日に開催されていた上院議会では、上院の立場を明らかにするために採決がなされた。その結果、賛成 65、反対 29 で同修正法案の削除が承認された⁵¹。

1975年7月18日に下院議会において、カール・アルバート議長（Carl Albert、オクラホマ州選出、民主党）とダニエル・フラッド下院議員（Daniel Flood、ペンシルバニア州

選出、民主党：以下、フラッド下院議員と表記)は、ミンクが急遽、議場を離れた理由を説明した⁵²。その後、フラッド下院議員は、上院議会の立場に同意するための動議を提議した⁵³。この動議は、採決の結果、賛成 216、反対 178 で通過し、7 月 16 日の採決の結果を覆した。つまり、ケーシー下院議員の修正法案の削除が可決され⁵⁴、タイトルIXの教科体育に関する規定は守れたのであった⁵⁵。

一見すると、教科体育へのタイトルIXの適用除外を阻止する役割を果たしたのは、直接的にはミンクではなく、フラッド下院議員ではないかと捉えられるかもしれない。しかし、ミンクが議場を離れた後の採決の結果は僅か 1 票差である。もしミンクが議場に残っていたら、この日、ケーシー下院議員の動議は通過しなかったかもしれない。加えて、数日後のフラッド下院議員の動議は 38 票差で通過している。このことから、直接的ではないにしても、ミンクはここでも教科体育をタイトルIXの適用除外にしようとする議員を阻止する役割を果たしたと捉えられるのではないだろうか。

以上のように、ミンクは大学対抗運動競技や教科体育へのタイトルIX実施規則の適用を阻止しようとする議員らを阻む役割を果たしたのである。

第 2 節 1979 年の大学対抗運動競技に関する方針解釈の公布

第 1 項 1979 年の大学対抗運動競技に関する方針解釈の発行の背景

1979 年 12 月 11 日に OCR は、タイトルIX実施規則の運動競技に関する条項について解説すべく「大学対抗運動競技に関する方針解釈⁵⁶」（以下、1979 年の方針解釈と表記）を発行した。この発行の背景をみると、1978 年 7 月末までに HEW は、高等教育機関の運動競技プログラムにおける性差別に関する苦情申立てを 100 件近く受けていた⁵⁷。それらの苦情申立てに挙げられた教育機関の数は 50 校以上にのぼり、OCR はこれらの苦情調査と大学からのタイトルIXの実施に関する多くの質問の対応に追われる中、「何をもってタイトルIX遵守を成すのか」を指導するためにこの方針解釈の発行を決めたのである⁵⁸。

この発行に先だって、1978 年 12 月 11 日に OCR は、1979 年の方針解釈の草案を連邦行政命令集に掲載し、市民などに意見を求めた。これに対して 700 件以上もの意見が寄せられ、それらの見解は広範に渡っていた⁵⁹。意見受付の期間が終了すると、草案の審議をするために、HEW の代表者たちは大学の役員や運動競技団体、運動競技局長、女性運動組織や草案に関心を示す個人やグループと会見した⁶⁰。また、OCR の代表団は、草案や他の提案が実

際の現場や各学校の校内においてどのように適用されているのか、その状況を視察するために、6月から7月に8つの大学を訪問した。OCRは、市民からの意見や関係団体との会見、大学調査の結果から得た情報を慎重に考慮し、草案を修正した⁶¹。それが1979年の方針解釈である。

第2項 1979年の大学対抗運動競技に関する方針解釈の概要とその規定

1979年の方針解釈の目的は、タイトルIX実施規則の「第106.37項(c)運動競技奨学金」と「第106.41項(c)平等機会」を高等教育機関が自主的に遵守できる方法、とりわけ大学対抗運動競技プログラム(intercollegiate athletic program)におけるタイトルIXの遵守方法を提示することである。しかし、1979年の方針解釈に示された一般的な方針は、大学対抗運動競技プログラムだけでなく、タイトルIX実施規則の運動競技に関する条項の適用を受けるプログラム、すなわちクラブ運動競技プログラム(club athletic program)、校内運動競技プログラム(intramural athletic program)、及び対校運動競技プログラム(interscholastic athletic program)にも適用される。したがって、1979年の方針解釈は、運動競技プログラムの運営・管理指針として、教育機関における運動競技局の経営・管理に携わる者によって扱われると言える。また、OCRによるタイトルIXの解釈にあたる1979年の方針解釈は、裁判所が運動競技プログラムにおける性差別に関する苦情申立てを審査する際にも適用される⁶²。

以下に1979年の方針解釈の概略を示す。

1. 運動競技奨学金 (Athletic Financial Assistance (Scholarships))

タイトルIX実施規則の第106.37項(c)は次のように規定する。教育機関は、大学対抗運動競技に参加しているそれぞれの性の学生数に比例してそれぞれの性の学生にこのような奨学金(学資援助)の妥当な機会を提供しなければならない。

方針: DOEは、学資援助(奨学金)の総額が男女の運動競技プログラムに比例しているか否かを判断するために、財政上の比較によってタイトルIX実施規則の本規定の遵守を審査する。DOEは、それぞれの性の学生が利用可能

な奨学金の総額を運動競技プログラムに参加する男女学生数で割り、その結果を比較することによって本規定の遵守を判断する。この比較の結果が実質的に等しい金額である場合、或いは結果として生じる不均衡が正当で性差別的でない要因を考慮するための調整によって釈明される場合には、教育機関の遵守は認められるであろう。

方針の適用：

- a. 本規定は、男女への奨学金が釣り合いのとれた額になることや個人への奨学金が同額になることを要求していない。それは、男女が使える奨学金の総額が実質的に運動競技プログラムに参加する男女比に比例していなければならないという意味である。

2. 同等なその他の運動競技の恩恵及び機会 (Equivalence in Other Athletic Benefits and Opportunities)

タイトルIX実施規則の第 106.41 項 (c) (2) ~ (10) は、学校対抗運動競技、大学対抗運動競技、クラブ或いは校内運動競技を運営或いは支援する連邦補助金受領者が「男女学生・生徒に等しい運動競技の機会を提供すること」を求める。教育機関が大学対抗運動競技において等しい機会を提供しているか否かを判断する際には、本規定は DOE に特に以下の要因を考慮するよう求める。とりわけ以下の (1) から (12) の要因を考慮する。(1) 設備及び必需品の供給及び維持、(2) 試合及び練習時間のスケジュール計画、(3) 遠征及び 1 日当たりの支出、(4) コーチ及びチューターの指導を受ける機会、(5) コーチ及びチューターの割当て仕事の量と報酬、(6) ロッカールーム、練習施設及び競技施設の供給、(7) 医療とトレーニングのサービス及び施設の供給、(8) 宿舎と食堂のサービス及び施設の供給、(9) 広報

また、タイトルIX実施規則の第 106.41 項 (c) は、OCR 局長が等しい機会を判断するために他の要因を考慮することを許可する。したがって、本規定は学生運動競技者のリクルート及び後援サービスの供給についても扱う。

この (1) から (9) のリストは網羅的ではない。本規定のもと、OCR 局長の判断において必要とされるならばこのリストは拡張されるであろう。

方針：DOE は、有用性、恩恵の質及び種類、機会及び処遇を男女間において比較することによって、タイトルIX実施規則のリクルート及び全体的な運動競技プログラムの必要条件の両方の遵守を判断する。比較されたプログラムの構成要素が同等つまり、等しい或いは結果において等しい場合には、教育機関の遵守は認められるであろう。本規定のもと、あらゆる違いの総合的な結果が採るに足らない場合には、同一の恩恵、同一の機会及び同一の待遇は要求されない。

プログラムの構成要素の比較から、処遇、恩恵、或いは機会における質、種類、或いは有用性が同等でないことが明らかな場合には、違いが差別的でない要因の結果である場合に限り、遵守の事実認定は正当化されるであろう。

方針の適用：男女間において、特に、以下の要因が同等であることを考慮することによって遵守しているかを判断される。

- a. 設備及び必需品の供給及び維持：質、量、適応、メンテナンス・交換・補充、利用のしやすさ
- b. 試合及び練習時間のスケジュール計画：各運動競技種目の競技会や試合の数、練習の時間・回数・日程、競技会や試合の日程、シーズン前後の競技会や試合、スポーツのシーズンやシーズン期間
- c. 遠征及び 1 日当たりの支出：交通手段、遠征先の宿泊の設備や環境、競技会や試合の前後の滞在期間、一日にかかる遠征費用、食事の機会や料理の質

- d. コーチ及びチューターの指導を受ける機会：各チームに割り当てられたコーチの人数、コーチングの時間、チューターの利用のしやすさ、チューターの資質と経験年数、報酬の歩合
 - e. コーチ及びチューターの割当て仕事の量と報酬：質、量、適応、メンテナンス・交換・補充、利用のしやすさ、準備・整備、兼用か専用か
 - f. ロッカールーム、練習施設及び、競技施設の供給：質、量、適応、メンテナンス・交換・補充、利用のしやすさ、準備・整備、兼用か専用など
 - g. 医療とトレーニングのサービス及び施設の供給：施設・サービスの質や利用のしやすさ、安全補償の保険の適用範囲、アスレチックトレーナーや医療行為を行う者の資格
 - h. 宿舎と食堂のサービス及び施設の供給：施設・サービスの質、学校の長期休暇中の学生寮や食事の提供
 - i. 広報：情報の量、質、ポスター・学校の新聞や刊行物・メディアガイド・スケジュールカードなどの普及範囲、テレビ、情報入手のしやすさ
 - j. 学生運動競技選手のリクルート：リクルーティングの機会、各チームのリクルーター（コーチ）の人数、リクルーティング期間、契約期間、リクルーティングのための経費、リクルーティングに要する物的、財的資源の量と質
 - k. 後援サービス：経営・管理上のサポート、事務的なサービス、オフィススペース、競技会や試合のサポーター、チケットもぎ係員、セキュリティ係員、スコアー係員、アナウンサー係員、チアリーダー、バンド、運動競技に関するあらゆるサービスに従事するスタッフ
 - 1. プログラム全体 [106.41 (c)]：教育機関が示す方針の用語、運動競技プログラムにおいて男女に与えられるあらゆる機会やサービス、処遇及び恩恵
3. 学生・生徒の関心と能力の効果的な受入れ (Effective Accommodation of Student Interests and Abilities)

タイトルIX実施規則の第 106. 41 項 (c) (1)は次のように規定する。

男女運動競技者に有用な運動競技種目の選定と競技水準における平等機会を提供するために、必要な範囲内で学生・生徒の関心と能力を効果的に受入れるよう教育機関に求める。

特に、タイトルIX実施規則は、第 106. 41 (c)において、OCR 局長に、平等機会が提供されているか否かを判断する際には、運動競技種目の選定と競技水準が男女運動競技者の関心と能力に効果的に適応しているか否かを考慮するよう求める。

また、第 106 項. 41 (c)は、OCR 局長が平等機会を判断するために他の要因を考慮することを許可する。したがって、本規定は、男女運動競技者に有用な競技のチームスケジュールの観点から競争機会についても扱う。

方針：DOE は以下の要因を審査することによって、タイトルIX実施規則における関心と能力に関する規定の遵守を判断する。

- a. 学生の運動競技への関心と運動競技の能力の決定
- b. 提供される運動競技種目の選定
- c. チーム競技の機会を含む有用な競技水準

方針の適用：競技水準：男女運動競技者の関心と能力を効果的に受入れる中で、教育機関はそれぞれの性の個々人が大学対抗運動競技に参加する機会とそれぞれの性の運動競技者が等しく能力に応じた競技のチームスケジュールを持つ機会の両方を提供しなければならない。

- a. 以下のいずれかの方法によって遵守しているかが判断される。
 - (1) 男女の大学対抗運動競技レベルに参加する機会は、男女学生総数の割合と実質的に均衡がとれているか。或いは

- (2) 大学対抗運動競技において一方の性の学生数がもう一方のそれより低い場合には、教育機関は、その学生数の低い性の学生の発展過程にある関心や能力に明らかに対応するプログラムの拡大のあゆみ及び継続的な実施を証明できるか。或いは、
 - (3) 大学対抗運動競技において一方の性の学生数がもう一方のそれより低く、しかも、上述したように、教育機関がその学生数の低い性の学生の発展過程にある関心や能力に明らかに対応するプログラムの拡大のあゆみ及び継続的な実施を証明できない場合には、現在のプログラムによってその学生数の低い性の学生の関心と能力が十分且つ効果的に受入れられていることを明らかに示すことができるか。
- b. タイトルIX実施規則の本規定の遵守は、以下を審査することによって判断される。
- (1) プログラム単位で競技スケジュールが比較的同じ数の男女運動競技者に同等の高度な競争機会を提供しているか。或いは、
 - (2) 教育機関は、能力が発展過程にある歴史的に不利な条件におかれた性の運動競技者に与えられる競争機会のアップグレードの歩みとその継続的な実施を明らかに示すことができるか。

1979年の方針解釈の内容について特筆する点は、2の項目―「同等なその他の運動競技の恩恵及び機会」―において、男子スポーツいわゆるアメリカンフットボールの特性から生じる性に基づく差別的な状況が以下のように正当化されていることである。

特殊なスポーツや運動活動により、運動競技プログラムにおいて生徒・学生が受ける恩恵や処遇が性的差異を示すかもしれない。多くの場合には、アメリカンフットボールプログラムを提供する運動競技プログラムにおいて、性に基づく差別的な状況が生じよう。その結果、その差別的な状況が男子学生・生徒に恩恵を施すであろう。両性のプログラム間において、運動競技種目個々の要求するものが同等に満たされた場合には、性に基づく差別的な状況は正当化される。

このアメリカンフットボールを特別視するかにみえる記述について、パトリア・ロバート・ハリス HEW 長官 (U. S. Secretary of Health, Education, and Welfare Patricia Roberts Harris) は「方針は石に刻まれていない⁶³」とコメントし、HEW の姿勢が柔軟であることを示した。

先行研究からは、1979 年の方針解釈に対する反応が様々であったことが窺える。例えば、カーペンター⁶⁴は、1979 年の方針解釈に対してフラストレーションを募らせる NCAA 関係者のコメントを紹介している。NCAA の担当弁護士団は、1979 年に「タイトル IX は、アメリカの高等教育を支配するために優勢な立場に立とうとする連邦政府の働きかけとして見受けられる⁶⁵」とスポーツ界への政府の介入に懐疑的な姿勢を示唆する声明を発表し、「1979 年に発行された方針は、『若い女性弁護士である HEW 行政官の塹壕で防備されたような考え』の結果である⁶⁶」と方針に対して厳しい反応を示した。また、レビン⁶⁷は、「大学は男女学生運動競技者数の割合と釣り合いのとれた平等の財政的援助金額を両性の学生・生徒に授与しているかどうかについてある程度判断される」と運動競技奨学金の規定について懸念を示す NCAA のスポーツクスマンのコメントを記している。加えて、運動競技奨学金の規定について強く反対の立場をとる NCAA の担当弁護士であるウィリアム・D・クレイマーが、「1975 年に公布されたタイトル IX 実施規則は、『妥当な運動競技奨学金の機会』を両性に提供することを要求しているが、運動競技奨学金の金額の釣り合いについては要求していない⁶⁸」と主張していることも伝えている。

このように 1979 年の方針解釈に対して厳しい態度をとる NCAA に対して、女性団体の代表者たちは、概して 1979 年の方針解釈を支持していた。例えば、女性団体の代表者の 1 人は、ことわざにある「論より証拠」という立場から、「リップサービスより連邦政府がどのくらい活発にタイトル IX を実施するか⁶⁹」にかかっているという考えを示している。

以上のように、1979 年の方針解釈は、実に様々な反応を受けたのであった。

第 3 節 大学対抗運動競技プログラムへのタイトル IX の適用解釈の問題

第 1 項 タイトル IX の適用解釈をめぐるケース

タイトル IX 実施規則の公布と 1979 年の方針解釈の発行により法的整備がなされたものの、実際にはタイトル IX の適用範囲が明確でなかったため、大学対抗運動競技プログラムにおけるタイトル IX の実施の行方は不透明であった。1980 年代の運動競技プログラムに関

するタイトルIXの判例をみると、タイトルIXの適用範囲の解釈が、狭く解する「プログラム限定」(program-specific)と広く解する「教育機関全体」(institution-wide)とに分かれている⁷⁰。前節のタイトルIXの前文に付した註で、すでにタイトルIXの前文の英文は紹介済みであるが、ここで再度それを確認してみよう。

No person in the United States shall, on the basis of sex, be excluded from participation in, be denied the benefits of, or be subjected to discrimination under any education program or activity receiving Federal financial assistance, except that:

タイトルIXの適用範囲が、上記条文中の“program”をプログラムと解釈する「プログラム限定」の解釈と、教育機関と解する「教育機関全体」とに分かれたのである。プログラム限定の解釈を採用する主張は、連邦政府から補助金を受けるプログラムのみがタイトルIXの適用を受けるのであり、直接、連邦政府から補助金を受けない教育機関全体、或いはその教育機関の提供する他のプログラムはタイトルIXの適用を受けないとするものであった。他方、教育機関全体の解釈を採用する主張は、教育機関の提供するプログラムが連邦補助金を直接受けるのであれば、そのプログラムを提供する教育機関全体がタイトルIXの適用を受けるとするものであった。

タイトルIXの適用範囲の解釈の違いは、大学対抗運動競技プログラムを大きく左右するものであった。教育機関全体の解釈を採用すれば、大学対抗運動競技プログラムはタイトルIXの適用を受けることになる。しかし、プログラム限定の解釈を採用すれば、アメリカにおけるほとんどの大学対抗運動競技プログラムは連邦補助金を直接受けないことから、タイトルIXを遵守する必要がなくなるのである⁷¹。

1970年代末から1980年代前期のタイトルIXの適用範囲の解釈に関わる判決の傾向をみると、「教育機関全体」の解釈よりも「プログラム限定」の解釈をとる判例の方が顕著である⁷²。しかし、このことが「プログラム限定」の解釈を優勢にするというのではない。上述したように、タイトルIXの適用範囲が不透明な中で、運動競技プログラムの運営を左右する「教育機関全体」と「プログラム限定」の2つの解釈が存在したということが問題として重要であったと考えられる。そこで、以下では、判例数に偏りはあるものの、代表

的なケースをプログラム限定の解釈を採用したものと教育機関全体の解釈を採用したものとに分けて概観してみよう。

(1) プログラム限定の解釈を採用したケース

① オーセン対アナーバー教育委員会⁷³

アナーバー教育委員会が所管する運動競技プログラムのパイオニアゴルフチームに参加する機会を平等に与えられなかったとし、オーセンは学区やゴルフコーチを相手取り提訴した⁷⁴。これに対して、アナーバー教育委員会は、同教育委員会が連邦政府から直接受け取る補助金とは、連邦施設の隣接などにより増加したアナーバー学区の入学生徒数を補うために支払われたもので、学区では一般財源として扱われており、運動競技スポーツプログラムの直接財源にならないとして、運動競技プログラムがタイトルIXの適用対象外であることを主張した⁷⁵。裁判所は、パイオニアゴルフチームの運動競技プログラムが間接的に受けた連邦補助金は直接連邦補助金を受けたことにならないとし、タイトルIXはプログラムに適用されるべきとするプログラム限定の解釈を採用した⁷⁶。

② ベネット対ウエストテキサス州立大学⁷⁷

ウエストテキサス州立大学の女子学生運動競技者6名は、同大学の方針などが性差別的であり、大学対抗運動競技プログラムにおいて平等な機会を女子が与えられていないとして、ウエストテキサス州立大学に対して集団訴訟を起こした。ウエストテキサス州立大学は、同大学の運動競技プログラムが連邦政府から直接支援を受けていないため、タイトルIX実施規則に従う義務はないと主張した⁷⁸。裁判所は、オーセン対アンアーバン教育委員会の訴訟で用いた分析方法に似た方法を採用し、大学側の採用するプログラム限定の解釈を認めた。女子学生競技者らは、学生ローン、学生奨学金及び学生寮と学食のための資金を通じて同大学の運動競技プログラムが連邦補助金の恩恵を受けていると主張したが、裁判所はこの主張を棄却した⁷⁹。

③ ヒルズデイルカレッジ対 HEW⁸⁰

ヒルズデイルカレッジは、書類上、学生ローンや学生奨学金を受給している学生のためにタイトルIX遵守の保証を約束する欄に署名することを求められていた⁸¹が、これを拒んでいた。これに対して、HEW は同カレッジの学生ローン及び学生奨学金プログラムを打ち

切るよう行政命令を下した。ヒルズデイルカレッジはこの行政命令の見直しを求めて、HEWを提訴した。

裁判所は、実際に性差別の事実認定がされなくとも連邦支援が打ち切られることについてHEWの主張を受入れた⁸²。裁判所は、ヒルズデイルカレッジがタイトルIXの1681節の意味する連邦支援の受領者（recipient）⁸³にあたることからタイトルIX実施規則の適用対象になるとしたが、カレッジ全体が教育機関としてタイトルIXの1681節から1686節の意味するプログラム（program）にはあたらないとして、学生ローン及び学生奨学金のみがタイトルIX実施規則の対象になるとし、プログラム限定の解釈を採用した⁸⁴。裁判所は続けて、タイトルIX遵守の保証の表明を要求する規則やタイトルIX遵守の保証はカレッジ全体に適用されるのであり、学生ローン及び学生奨学金プログラムに限定されないとし⁸⁵、ヒルズデイルカレッジがタイトルIX遵守の保証を表明しないことを理由に学生ローン及び学生奨学金プログラムを打ち切るという命令はHEWの権限を越えているとして、行政命令を破棄するよう命じた⁸⁶。

④リッチモンド大学対ベル⁸⁷

リッチモンド大学は、DOE⁸⁸に同大学の運動競技プログラムにおけるタイトルIXの遵守状況の調査を実施させないようにするために、差止命令による救済（injunctive relief）及び宣言的救済（declaratory relief）を裁判所に求めた⁸⁹。裁判所は、連邦補助金を直接受領していない同大学の運動競技プログラムに対してDOEが合法的に調査を実施することはできないとする判断を下した⁹⁰。

（2）教育機関全体の解釈を採用したケース

ハファー対テンプル大学⁹¹

テンプル大学の大学対抗運動競技プログラムにおける性差別がタイトルIXに違反すると主張する8名の女子学生に対して、同大学は、連邦補助金を直接受ける教育プログラムや教育活動だけにタイトルIXは適用され、同大学の運動競技プログラムはそのような連邦補助金を受けていないと主張し、正式事実審理を経ないでなされる判決（summary judgment）を要求した⁹²。裁判所は、同大学の受ける連邦補助金について審査した後、タイトルIXがある特定の目的のための連邦補助金を受ける教育プログラムや教育活動にのみ適用されるのではなく、間接的に連邦補助金の利益を受けるあらゆるプログラムにも適用

されると判断し、同大学の要求を棄却した⁹³。そして、裁判所は、研究助成金や契約の形で提供される連邦補助金から間接的に利益を得る同大学の大学対抗運動競技プログラムはタイトルIXの適用を受けるとする判決を下した⁹⁴。その後、テンプル大学は上訴し、同大学の大学対抗運動競技プログラムをタイトルIXの適用範囲に包含するという裁判所の判断がタイトルIXの趣旨に反するとして異議を申立てた⁹⁵。しかし、上訴裁判所は下級裁判所の判決を支持し、教育機関全体の解釈を採用した⁹⁶。

以上の代表的なケースにみるように、1970年代に運動競技プログラムにおけるタイトルIXの実施のための規則整備はなされたものの、実際には、解釈上、大学対抗運動競技プログラムがタイトルIXの適用を受けるか否かについて混乱をきたしていたのである。しかし、この混乱は、次に述べる1984年の最高裁判所によるグローブシティカレッジ判決で一旦、収束するのである。

第2項 プログラム限定の解釈を決定付けたグローブシティカレッジ判決

タイトルIXの適用解釈が統一されない中、1984年2月28日に最高裁判所はグローブシティカレッジ対ベル⁹⁷の訴訟においてプログラム限定の解釈を採用した。このグローブシティカレッジ判決は、教育機関や大学対抗運動競技プログラムに何をもたらしたのであるか。本項では同判決を概観してから、その意味と影響についてみてみよう。

(1) グローブシティカレッジ判決の概要

1978年までに連邦政府から財政支援を受ける全ての高等教育機関は、書類上、連邦政府にタイトルIXの遵守を表明する必要があった⁹⁸。しかし、ペンシルバニア州に位置する小規模の私立大学であるグローブシティカレッジは、連邦政府から直接財政支援を受けないことから、タイトルIXの適用対象外であると判断し、タイトルIXの遵守を表明する書状を連邦政府に提出していなかった。これに対して、OCRは、グローブシティカレッジが連邦支援を直接受けなくとも同カレッジの学生が基礎教育機会奨学金（Basic Education Opportunity Grants：以下、BEOGと表記）を連邦政府から受けていることから、タイトルIXの遵守を表明する書状の提出を要請した⁹⁹。ところが、その要請にグローブシティカレッジが応じなかったため、OCRはBEOG交付の一時停止を決定した¹⁰⁰。この決定に対して、グローブシティカレッジとBEOGを受ける学生のうちの4名は提訴した。

この訴訟において2点が争点となった。1つは、タイトルIXの文言にある「プログラム」とは教育機関全体を意味するのか、或いは連邦政府から財政支援を受ける教育機関の特定プログラム限定を意味するのかという問題である¹⁰¹。もう1つは、教育機関が直接的には連邦支援を受けていないとしても、タイトルIXを遵守する必要があるのかという問題である¹⁰²。最高裁判所は、プログラム限定の解釈を採用し、連邦政府から財政的支援を受けるプログラムだけがタイトルIXの適用を受けるとし、グローブシティカレッジの経済的支援局（financial aid office）がBEOGの授受により連邦政府の財政的支援を受けるとの判断を下した¹⁰³。

（2）グローブシティカレッジ判決の意味

①タイトルIXの法的効力が及ぶ領域と及ばない領域

グローブシティカレッジ判決における最高裁判所のプログラム限定の解釈の採用によって、一教育機関にタイトルIXが実施される領域と実施されない領域を生み出すことが想定された¹⁰⁴。例えば、ある教育機関において生物学部に所属する教授の研究費が唯一の連邦補助金であるとするれば、生物学部のみがタイトルIXの適用を受けることになる。たとえ、一女子学生がその生物学部以外のクラスで性差別を受けたとしても、生物学部以外の学部は連邦補助金を受けていないことから、タイトルIXを根拠にその性差別を訴えることはできない。しかし、その学生が生物学部のクラスで性差別的な処遇を受ければ、タイトルIX不履行の異議申立てを同教育機関内の調査員、OCR 或いは裁判所に訴えることができるのである。このようにグローブシティカレッジ判決は、一教育機関にタイトルIXの効力が及ぶ領域と及ばない領域を作り出したと考えられるのである。

②タイトルIXの適用対象外となった大学対抗運動競技プログラム

グローブシティカレッジ判決により、ほとんどの大学対抗運動競技プログラムはタイトルIXの適用対象外となった。教育機関において多くの学部は連邦補助金を受ける一方、運動競技局（athletic department）は直接、連邦政府から補助金を受けない¹⁰⁵。また、大学対抗運動競技プログラムに参加する学生支援を用途とする連邦補助金は経済的支援局の管轄下にあるため、経済的支援局がタイトルIXの適用を受けることになる¹⁰⁶。このようにグローブシティカレッジ判決により、大学対抗運動競技プログラムがタイトルIXの適用対象

外となったことによって、大学対抗運動競技プログラムにおける性差別はタイトルIX違反とならなくなったのである。

(3) グローブシティカレッジ判決の影響

グローブシティカレッジ判決によりほとんどの大学対抗運動競技プログラムがタイトルIXの適用対象から除外されたことは、OCR が大学対抗運動競技プログラムをタイトルIXの管轄から失ったことを意味した。それまでにOCRが受けていた大学対抗運動競技プログラムにおける性差別に関する多くの苦情は審査打ち切りとされ、メリーランド大学をはじめアーバーン大学、ニューヨーク学区そして少なくとも20校の大学に対するタイトルIX遵守の審査或いは審査結果による指導は必要とされなくなったのである¹⁰⁷。このようにプログラム限定の解釈を採用したグローブシティカレッジ判決により、ほとんどの大学対抗運動競技プログラムはタイトルIXの適用を受けなくなり、この状態は1987年の市民的権利復活法(Civil Rights Restoration Act of 1987)の制定まで続くことになる¹⁰⁸。

第4節 プログラム限定の解釈を覆した市民的権利復活法の制定

グローブシティカレッジ判決からおおよそ3年後、連邦議会にグローブシティカレッジ判決を覆すための法案が提出された。この法案は1987年2月19日に連邦議会に上程され、委員会と両院の承認を得るものの、1987年3月16日にロナルド・レーガン大統領(President of the United State Donald Regan)の否決権(veto)によって連邦議会に差し戻された¹⁰⁹。しかし、翌年、連邦議会はこの法案を再度可決(override)し¹¹⁰、1988年3月22日に市民的権利復活法¹¹¹を成立させた。

市民的権利復活法は、「タイトルIX及び関連法の適用範囲をより広く解する解釈を取り戻し、それについて明らかにする¹¹²」ことを目的とする。連邦議会は、近年の裁判所の判断やグローブシティカレッジ判決における最高裁判所の意見がタイトルIXの適用を過剰に狭く解釈している、或いはタイトルIXの適用を広く解する解釈に疑問を投げかけていると認識していた¹¹³。そして、「長く続いていた連邦政府による教育機関全体の解釈を取り戻すための立法措置が必要である¹¹⁴」として、連邦議会は市民的権利復活法を成立させたのである。

また、市民的権利復活法は、タイトルIXの文言にある「プログラム」の解釈を明確にし

た。グローブシティカレッジ判決以降、「プログラム」は連邦補助金を受けるプログラムと解釈されていた。しかし、市民的権利復活法の制定によって、「プログラム」は教育機関全体と解釈されることになった¹¹⁵。よって、一教育機関に連邦補助金を受けるプログラムが存在すれば、その教育機関全体がタイトルIXの適用対象となったのである。

さらに、市民的権利復活法の制定によって「プログラム」の文言が「教育機関全体」と解釈されることになったことから、大学対抗運動競技プログラムはタイトルIXの適用対象に戻るようになった。たとえ、大学対抗運動競技プログラムが直接、連邦補助金を受けていなくとも、同プログラムを提供する教育機関の中に連邦補助金を受けるプログラムが存在すれば、その大学対抗運動競技プログラムはタイトルIXの適用を受けることになるからである。よって、グローブシティカレッジ判決以降、タイトルIXのプレッシャーから逃れていた大学対抗運動競技プログラムは当然、タイトルIXを無視することはできなくなったのである。

加えて、市民的権利復活法はOCRのタイトルIXの実施の権限を復活させた。グローブシティカレッジ判決によってOCRによるタイトルIXの実施の権限は、連邦補助金を受けるプログラムに限られた。しかし、市民的権利復活法によりタイトルIXの適用範囲が連邦補助金を受けるプログラムを提供する教育機関全体に拡大したことにとともに、OCRのタイトルIXの実施の権限も広がったのである。

第5節 損害賠償請求を認めたフランクリン判決

市民的権利復活法の制定後、1990年にDOEが運動競技プログラム調査マニュアル¹¹⁶を発行し、大学対抗運動競技プログラムにおけるタイトルIXの実施は本格化しようとしていた。そのような中、1992年2月26日にフランクリン対グイネットカウンティ学区¹¹⁷の判決が下された。同ケースでは、男性教師から性的いやがらせを受けたグイネットカウンティ学区の高等学校に通う女子生徒が、タイトルIXを法的根拠にその教師に対して補償的損害賠償金 (compensatory damages)¹¹⁸と懲罰的損害賠償金 (punitive damages)¹¹⁹を要求した¹²⁰。地方裁判所はタイトルIXに補償的損害賠償金に関する規定はないと断じたが、一方、最高裁判所は、地方裁判所の判断を満場一致で棄却し、故意的な性差別行為が立証された場合には、補償的損害賠償金の請求が認められるという結論に達し、被告側に補償的損害賠償金と懲罰的損害賠償金の支払いを命じた¹²¹。

フランクリン判決は、タイトルIXを法的根拠とする訴訟で原告側の損害賠償請求を認めたリーディング・ケースである¹²²。同判決まで、タイトルIXを法的根拠とする訴訟において性差別的行為が確認された場合には、裁判所はその性差別的行為をやめさせようとする原告側の要求を認めてきたが、補償的損害賠償金や懲罰的賠償金の請求は認めてこなかった¹²³。しかし、同判決は、教育機関における故意的な性差別が立証された場合には、その教育機関が補償的損害賠償金の支払いを命じられることを立証したのである。つまり、大学対抗運動競技プログラムにおける性差別の存在が法廷で立証されれば、教育機関は多大な金銭的ダメージを負いかねないということである。

フランクリン判決の影響について研究者や弁護士らの意見は様々である。例えば、クレイマー¹²⁴は、タイトルIXを法的根拠とする訴訟の増加を予期した。また、カーペンター¹²⁵は、タイトルIXを法的根拠とする訴訟に手を貸そうとする弁護士が増加する可能性を示唆した。さらに、ウォン¹²⁶は、学生運動競技者と弁護士によるタイトルIX違反の提起を後押しする刺激となったとし、タイトルIXの訴訟の増加を認めたうえで、その理由に学生運動競技者がOCRに頼ることなく或いは多額な弁護士料金を心配することなく弁護士を雇えるようになったことを挙げている。これらの主張から、補償的損害賠償金の請求を認めたフランクリン判決は、学生が教育機関にタイトルIXを積極的に実施するよう強く要求する手段として訴訟に踏み切ることを容易にしたといえよう。

また、同判決は、タイトルIXを積極的に実施するよう教育機関を促したと考えられる。カーペンター¹²⁷は、教育機関が性差別の罪を問われたとき、もはやタイトルIXの実施を避けることはできないと述べている。また、エリオットとメイソン¹²⁸は、補償的損害賠償金を請求される可能性が教育機関の運動競技局によるタイトルIXの実施への積極的な取り組みを助長したと述べている。以上のように、フランクリン判決は、教育機関の運動競技局にタイトルIXの実施を促す要因のひとつと捉えることができるだろう。

第6節 大学対抗運動競技プログラムの平等な参加機会の提供をめぐる問題

第1項 大学対抗運動競技プログラムの平等な参加機会を求めたケース

市民的権利復活法とフランクリン判決によってタイトルIXの実効性が強まると、平等な参加機会を求める訴訟が顕著となった。大学運動競技局が大学対抗運動競技プログラムにおいてタイトルIXを遵守しようとする際には、1979年の方針解釈が示す3つの領域、すな

わち「運動競技奨学金」(Athletic Financial Assistance (Scholarships))、「同等なその他の運動競技の恩恵及び機会」(Equivalence in Other Athletic Benefits and Opportunities)及び「学生・生徒の関心と能力の効果的な受入れ」(Effective Accommodation of Student Interests and Abilities)を考慮しなければならないが¹²⁹、市民的権利復活法の制定後、この3つの領域のうち、とりわけ「学生・生徒の関心と能力の効果的な受入れ」に焦点を当てる訴訟が増加した¹³⁰。

タイトルIX実施規則の「運動競技」(106.41項)では、大学対抗運動競技の機会が男女平等に提供されているかについて判断するために、「平等機会」の分析視点として10項目が列記されている。この10項目の1つである「実際に、運動競技種目の選定と競技水準が男女運動競技者の関心と能力に適応しているか否か」を判断するために、1979年の方針解釈では「学生・生徒の関心と能力の効果的な受入れ」という標記のもと、「a. 学生の運動競技への関心と運動競技の能力の決定」、「b. 提供される運動競技種目の選定」及び「c. チーム競技の機会を含む有用な競技水準」がOCRの審査項目として示されている。さらに、「c. チーム競技の機会を含む有用な競技水準」について、1979年の方針解釈は「男女運動競技者の関心と能力を効果的に受入れる中で、教育機関は、それぞれの性の個々人が大学対抗運動競技に参加する機会とそれぞれの性の運動競技者が等しく能力に応じた競技のチームスケジュールを持つ機会の両方を提供しなければならない」とし、「c. チーム競技の機会を含む有用な競技水準」の規定の遵守を判断する3つの基準を示し、その3つのいずれかの基準を満たすよう教育機関に求めている。この3つの基準(以下、関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準と表記)は以下の通りである。

- (1) 男女の大学対抗運動競技レベルに参加する機会は、男女学生総数の割合と実質的に均衡がとれているか。或いは(Whether intercollegiate level participation opportunities for male and female students are provided in numbers substantially proportionate to their respective enrollments; or) (以下、男女比の実質的均衡基準と表記)
- (2) 大学対抗運動競技において一方の性の学生数がもう一方のそれより低い場合には、教育機関は、その学生数の低い性の学生の発展過程にある関心や能力に明らかに対応するプログラムの拡大のあゆ

み及び継続的な実施を証明できるか。或いは、(Where the members of one sex have been and are underrepresented among intercollegiate athletes, whether the institution can show a history and continuing practice of program expansion which is demonstrably responsive to the developing interests and abilities of that sex; or) (以下、プログラム拡大の継続的实施基準と表記)

- (3) 大学対抗運動競技において一方の性の学生数がもう一方のそれより低く、しかも、上述したように、教育機関がその学生数の低い性の学生の発展過程にある関心や能力に明らかに対応するプログラムの拡大のあゆみ及び継続的な実施を証明できない場合には、現在のプログラムによってその学生数の低い性の学生の関心と能力が十分且つ効果的に受け入れられていることを明らかに示すことができるか。(Where the members of one sex are underrepresented among intercollegiate athletes, and the institution cannot show a continuing practice of program expansion such as that cited above, whether it can be demonstrated that the interests and abilities of the members of that sex have been fully and effectively accommodated by the present program.) (以下、学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準と表記)

つまり、1987年の市民的権利復活法が制定されてから、タイトルIXを法的根拠とする裁判の多くで上記の関心と能力の効果的な受け入れに関する3つの判断基準が適用され、判決が下されたのである。加えて、これらの訴訟のほとんどが原告を女子学生運動競技者とするものであり、1997年の時点まで原告である女子学生運動競技者は勝訴を繰り返したが、一方で、男子学生運動競技者によって提訴されたわずかな訴訟では、男子学生運動競技者が敗訴しているという¹³¹。

以下では、関連判例を扱った研究¹³²を参考にしつつ、市民的権利復活法の制定以降から、後に詳細を述べる最高裁判所のブラウン大学判決までの間に提訴された代表的なケースを女子学生運動競技者が勝訴したケースと男子学生運動競技者が敗訴したケースとに分けて

みてみよう。

(1) 女子学生運動競技者が勝訴したケース

①ロバーツ対コロラド州立大学¹³³

60万ドルの赤字を抱えたコロラド州立大学の運動競技局は、1992年7月に赤字対策として女子ソフトボールチームと野球チームを大学対抗運動競技プログラムから排除した¹³⁴。これに対して女子ソフトボールチームの学生は、1980年から1981年のアカデミックイヤーにおける女子学生運動競技者と女子学生数の割合の差が14.1%であることを指摘し、同大学のタイトルIX違反を主張して女子ソフトボールチームをもとの地位に戻すよう裁判所に提訴した¹³⁵。

裁判所は、関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準を適用した。まず、男女比の実質的均衡基準について、裁判所は、2チームが排除された後の女子学生運動競技者数と女子学生数の割合の差が10.5%であったことについて相当な釣り合いを示さないとし、同大学が男女比の実質的均衡基準を満たしていないとの判断を下した¹³⁶。次にプログラム拡大の継続的实施基準について、裁判所は、同大学が1977年までに大学対抗運動競技プログラムに11の女子スポーツを追加する一方で、3つの女子スポーツを排除していたことに言及し、同大学が初期に女子スポーツの発展に努力していたことを認めつつも、その努力が一貫して継続されていないことから、同大学はプログラム拡大の継続的实施基準を満たしていないと判断した¹³⁷。最後に学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準について、裁判所は、学生の関心と能力の見地から実際に存続可能であった女子ソフトボールチームを大学対抗運動競技プログラムから排除した同大学は、「現在のプログラムによって学生数の低い性の学生の関心と能力が十分且つ効果的に受け入れられていることを明らかに示すことができるか」という基準を満たしていないと判断した¹³⁸。これらの判断から、裁判所はコロラド州立大学に対してタイトルIX違反であるとの判決を下し、女子ソフトボールチームの地位回復を命じた¹³⁹。

コロラド州立大学は上訴裁判所に控訴し、同大学がタイトルIX違反を犯していないことと、下級裁判所に大学に対して特定の運動競技プログラム、すなわち女子ソフトボールチームの地位回復を命ずる権限がないことを主張した。しかし、上訴裁判所は、大学対抗運動競技プログラムに学生の関心と能力を効果的に受け入れさせるために裁判所が大学に対し

て特定の運動競技プログラムの地位回復を命ずることはできるとし、下級裁判所の命令を支持した¹⁴⁰。

②ファヴィア対ペンシルバニア州インディアナ大学¹⁴¹

35万ドルの予算削減を要請されていたペンシルバニア州インディアナ大学の運動競技局長は、予算削減の一環として男子サッカー、男子テニス、女子器械体操、女子フィールドホッケーの4チームを大学対抗運動競技プログラムから排除することを決めた¹⁴²。ファヴィアを含む女子2チームに所属する学生たちはこの決定を阻止しようと終局的差止命令(permanent injunction)¹⁴³を主張し、大学を提訴した。しかし、運動競技局長は、排除の対象となった4チームのスポーツの人気の全米で低迷していることに言及し、男女それぞれ2チームを平等に排除すれば、大学対抗運動競技プログラムは男女それぞれ7チームから構成されるようになることから、自らの下した決断は公正であったと信じていると主張した¹⁴⁴。また、運動競技局長は、同大学が財政危機を乗り越えた際には、大学対抗運動競技プログラムに女子サッカーチームを新たに加えることを約束していたと主張した¹⁴⁵。

裁判所は、関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準を適用し、女子2チームを大学対抗運動競技プログラムに戻すよう大学に命じた¹⁴⁶。まず、男女比の実質的均衡基準を適用して、裁判所は、同大学の男女学生運動競技者数の割合が男女学生総数の割合に相当でないと判断した。同大学が4チームを大学対抗運動競技プログラムから排除する以前の男女学生総数の割合はそれぞれ44%と56%で、男女学生運動競技者数の割合はそれぞれ62%と38%であった。そして、4チームが大学対抗運動競技プログラムから排除されても、それぞれの割合に変化はみられなかった。よって、裁判所は、たとえ男女同数のチームを排除し、大学対抗運動競技プログラムが男女同数のチームで構成されようと、56%の女子学生数の割合に対する38%の女子学生運動競技者数の割合は男女比の実質的均衡基準を満たしていないと判断したのである¹⁴⁷。また、プログラム拡大の継続的实施基準についても、裁判所は、同大学が満たしていないと判断した。近い将来、女子サッカーチームを発足することが約束されていたとしても、その約束によって、割合の低い性に属する学生の関心と能力に対応したプログラム改善の実施経過を示したことにはならないとの判断を裁判所は下したのである¹⁴⁸。さらに、学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準に関して、裁判所は、女子器械体操及び女子フィールドホッケー両チームの女子学生が明らかに両スポーツに参加する関心と能力を有していたのであるから、同大学の大学

対抗運動競技プログラムは割合の低い性に属する学生の関心と能力を効果的に受入れていないとの判断を下した¹⁴⁹。以上の判断から、裁判所は女子学生を支持し、同大学に対して2チームの地位回復を命じた¹⁵⁰。

また、裁判所は財政的に困難な状況について言及した。思慮深く、善意があり、そして予算を削減するよう迫られていた同大学の運動競技局長にたとえ性差別をする意図がまったくなかったとしても、タイトルIX違反を避けることはできないとした¹⁵¹。つまり、財政的に困難な状況が弁解の理由にはならないことを示唆したのであった。

(2) 男子学生運動競技者が敗訴したケース

①ゴンヨウ対ドレイク大学¹⁵²

運動競技予算の削減に迫られ、ドレイク大学は、大学対抗運動競技プログラムにおける男子レスリングを廃止した¹⁵³。男子レスリングに参加する学生は、チームの地位回復を求めてドレイク大学を提訴し、タイトルIXとアメリカ合衆国憲法修正第14条の平等保護条項の違反及び契約違反を主張した¹⁵⁴。

まず、タイトルIX違反について、裁判所は学生たちの主張を退けた。男子レスリングの廃止前、男子学生数の割合が42%であったのに対して、男子学生運動競技者数の割合は75%であった¹⁵⁵。男子レスリングの廃止後も男子学生運動競技者数の割合は、男子学生数の割合をはるかに上回っていた¹⁵⁶。男子レスリングチームの学生は、男女比の実質的均衡基準のもと大学対抗運動競技プログラムの参加機会を喪失した自分たちは保護されるべきであると主張した¹⁵⁷。しかし、裁判所は男子学生運動競技者数の割合の高さに注目し、男子学生のための大学対抗運動競技プログラムに参加する機会が十分すぎることを指摘した¹⁵⁸。さらに、男子レスリングの廃止後の男女学生運動競技者数の比率は男子が優勢であることを示すことから、裁判所は男子レスリングチームの廃止はタイトルIX違反にはならないとの判断を下した¹⁵⁹。

次に、アメリカ合衆国憲法修正第14条の平等保護条項違反と契約違反についても、裁判所は学生の主張を棄却した。まず、平等保護条項違反について、裁判所は、ドレイク大学が公立大学ではなく私立大学であることから、学生による同法の平等保護条項に基づく差別の主張は無効であるとの判断を下した¹⁶⁰。また、契約違反については、たとえ同大学がリクルーティングによって学生たちを獲得したとしても、それによって同大学が男子レスリングチームの存続を約束したことにはならないとして、裁判所は学生の主張を退けた

¹⁶¹。以上のような判断から、裁判所はドレイク大学の主張を支持した。

しかし、最終的に、ドレイク大学は男子レスリングチームに所属していた学生たちに卒業予定日まで奨学金を給付することに同意した¹⁶²。

②ケリー対イリノイ大学理事会¹⁶³

1993年に深刻な財政的困難に直面していたイリノイ大学は、大学対抗運動競技プログラムから男子競泳、男子フェンシング、男女ダイビングの4つのプログラムを除外することを決定した¹⁶⁴。この決定をする際に、同大学は、7つの基準、すなわち①地域及び全米で開催される選手権出場の見込み、②チームがこれまでに残した戦績・記録、③高等学校における特定のスポーツへの関心と参加の程度、④観客の関心の程度、⑤大学の施設・設備の状況、⑥性及び民族の問題、⑦スポーツに要する総合的な費用、を用いた¹⁶⁵。また、同大学は、女子学生が44%に対して女子学生運動競技者がわずか24%であるという不均等な状況をタイトルIXに悖ると判断し、この状況を改善するために4つのプログラムの廃止を決めた¹⁶⁶。

この大学の決定に対して、男子競泳チームの学生は、女子競泳プログラムを廃止せず男子競泳プログラムのみを廃止したイリノイ大学はタイトルIXとアメリカ合衆国憲法修正第14条の平等保護条項に違反するとして裁判所に提訴した¹⁶⁷。

地方裁判所は大学の主張を支持し、学生たちは上訴するものの、上訴裁判所は、男子競泳プログラムを廃止しても同大学の男子学生運動競技者数の割合が男子学生数の割合を上回っていたことから、男子競泳プログラムの廃止はタイトルIX違反に当たらないとし、下級裁判所の判断を支持した¹⁶⁸。

第2項 関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準の採用を決定づけたブラウン大学判決

関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準を裁判所が適用した訴訟において、原告である女子学生運動競技者たちは勝訴を重ねていた¹⁶⁹。このような女子学生運動競技者を後押しする最高裁判所判決が下された。それがブラウン大学判決¹⁷⁰である。コーエンら対ブラウン大学の訴訟は、地方裁判所レベルにおいて関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準を初めて適用したケースでもある¹⁷¹。以下では、コーエンら対ブラウン大学の訴訟を概観してから、その影響について検討する。

(1) ブラウン大学判決の概要

1991年5月にブラウン大学は、財政緊縮のため大学対抗運動競技プログラムの男子ゴルフチームをはじめ、男子水球チーム、女子器械体操チーム、女子バレーボールチームの合計4チームを大学代表レベル (varsity status) からクラブレベル (intercollegiate club status) に降格した¹⁷²。この降格以前にブラウン大学は、男子16チーム、女子15チームの大学代表レベルを含む全31チームを運営していた¹⁷³。また、降格以前に大学代表レベルで競技する男女学生運動競技者数の比率は男子が63%で女子が37%であった。また、男女学生総数の比率は男子が52%で女子48%であった¹⁷⁴。降格後、男女学生運動競技者数の比率に変化はなかった¹⁷⁵。また、4チームは大学代表レベルで競技する能力を十分に備えていたが、降格以降、自分たちの手で資金を調達しなければ大学代表レベルで競技することはできなくなった¹⁷⁶。ブラウン大学はこの4チームの降格によって年間77,800ドルの経費削減を見込み、この削減額の80%が女子チームのための予算にあたるものであった¹⁷⁷。

1992年4月に女子器械体操チームのキャプテンであったコーエンをはじめ、女子器械体操チームと女子バレーボールチームそれぞれに所属していた学生はブラウン大学を提訴し、大学対抗運動競技プログラムにおける女子学生に対する差別とタイトルIX違反を訴えた¹⁷⁸。女子学生らは、連邦政府の補助金を受けているブラウン大学がタイトルIXの適用を受けるにもかかわらず、女子2チームを降格して女子に対する差別的な処遇を悪化させ、運動競技の平等機会を女子に提供することと、女子の関心と能力を効果的に受入れたプログラムを提供することを怠ったと主張し、地方裁判所に女子2チームを大学代表レベルに復位するための暫定的差止命令を要請した¹⁷⁹。

コーエンらは、1979年の方針解釈が示す関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準のいずれもブラウン大学は満たしていないと主張した。まず、男女比の実質的均衡基準のもと、コーエンらは、ブラウン大学の大学対抗運動競技プログラムにおける女子学生運動競技者数の割合が女子学生数の割合と実質的に釣り合っていないことを指摘し、同大学が男女比の実質的均衡基準を満たしていないと主張した¹⁸⁰。また、プログラム拡大の継続的实施基準のもと、コーエンらは、ブラウン大学がペンブロック大学 (Pembroke College) と併合した1971年から1977年の間、大学対抗運動競技プログラムに女子14チームを追加し、さらに1982年に冬季トラック競技を追加したことに言及し、この時期に同大学が大学対抗運動競技プログラムの改善に努めたことは認めるものの、その努力を継続

してこなかった同大学はプログラム拡大の継続的实施基準を満たしていないと主張した¹⁸¹。さらに、コーエンらは、同大学が学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準も満たしていないと主張した¹⁸²。

一方、ブラウン大学は原告のタイトルIXの解釈についてあまりにも単純であると指摘し、タイトルIXをはじめタイトルIX実施規則、1979年の方針解釈を統括して解釈するべきと主張した¹⁸³。例えば、タイトルIXの遵守状況を判断する際の検討事項について、ブラウン大学は平等機会のみについて検討するのではなく、タイトルIX実施規則や1979年の方針解釈の示す他の事項全てについても検討するべきと主張した¹⁸⁴。また、平等機会の検討事項について、ブラウン大学は実際の女子学生運動競技者数ではなく女子学生運動競技者の人数枠をベースにタイトルIXの遵守状況が判断されるべきだと主張した¹⁸⁵。つまり、女子テニスチームに参加できる人数枠が10名で、実際に参加している人数が7名であれば、参加人数枠である10名を採用してタイトルIXの遵守状況を判断するべきだと言うのである。さらに、ブラウン大学は、学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準に関連して、同大学がNCAAとアイビーリーグ (ivy League) のレベルにおいて最も多くの男女チームを有する大学の1つであることに触れ、実際に生じている不均等は差別から生じたのではなく、男女間における運動競技への関心と能力の差異を反映しているに過ぎないとし、男女学生運動競技者数の割合の不均等は法的に重大なことではないと主張した¹⁸⁶。

1992年12月に地方裁判所はコーエンらの主張を支持し、ブラウン大学に対して女子器械体操及び女子バレーボールの2チームを復位させるよう命令を下した¹⁸⁷が、この命令に対してブラウン大学が上訴したため命令執行は延期された。しかし、1993年4月にコーエンらの主張が認められ、公判までの間、女子2チームは大学代表レベルに復位した¹⁸⁸。

1994年9月に始まった裁判は3ヶ月間続いた。裁判では、ブラウン大学がタイトルIX実施規則及び1979年の方針解釈のもと、女子学生の関心と能力を効果的に受入れているか否かについて焦点が当てられ、関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準が適用された¹⁸⁹。裁判所は、男女比の実質的均衡基準の適用において、1993年から1994年の間、女子学生運動競技者数の割合が38%で女子学生数の割合が51%であったことから、女子学生運動競技者数と女子学生数の割合の差が13%であることを指摘し、法的暫定避難規定 (safe harbor)¹⁹⁰である男女比の実質的均衡基準が女子運動競技者数の多少の変動を考慮するとしても、男女学生運動競技者数の割合と男女学生総数の割合が実質的に釣り合いを保っているとは言いがたいとして、同大学が男女比の実質的均衡基準を満たしていないと

の判断を下した。また、プログラム拡大の継続的実施基準の適用において、裁判所は大学対抗運動競技プログラムを改善してきたブラウン大学の過去の実績については認めたものの、その後、継続的な改善がなされなかったとして、同大学がプログラム拡大の継続的実施基準を満たしていないとの判断を下した。さらに、学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準の適用において、裁判所は大学代表レベルへの関心とそのレベルで競技する能力をもった2チームをクラブレベルから大学代表レベルに昇格しなかったことを指摘し、学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準を同大学は満たしていないとの判断を下した。以上の判断から、地方裁判所は、ブラウン大学の提供する大学対抗運動競技プログラムが効果的に女子学生の関心と能力を受入れていないと結論づけ、タイトルIXに反するとの判決を下し、タイトルIXの遵守のための包括的な計画書を提出するよう命じた¹⁹¹。

その後、ブラウン大学はこの命令に従い、地方裁判所に計画書を提出した。しかし、その計画書が地方裁判所の判決に沿う包括的な内容ではないとして、地方裁判所は女子器械体操、女子フェンシング、女子水球及び女子スキーの女子4チームを大学代表レベルに昇格するよう命令を下した¹⁹²。

ブラウン大学は地方裁判所の命令に対して上訴した。ブラウン大学は、地方裁判所による関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準の解釈とその適用がタイトルIX、タイトルIX実施規則及び1975年の方針解釈と矛盾すると指摘し、その結果が事実上、タイトルIXをアファーマティブ・アクション法にしていると主張した¹⁹³。この主張に対して、上訴裁判所は、1964年の市民的権利法タイトルVIを模したタイトルIXは「積極的優先処遇法」(affirmative action statute)ではないとし、タイトルIXとそれを施行する政府が積極的優先処遇を許可するとしても要求はしていないと異論を唱えた¹⁹⁴。加えて、上訴裁判所は、タイトルIX実施規則と1979年の方針解釈の位置づけについて、統制的な機能を果たすタイトルIX実施規則と実質的に従われるべき1979年の方針解釈に敬意を払うべきと何度も繰り返し、関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準がタイトルIXに矛盾していないことを強調した¹⁹⁵。さらに、ブラウン大学は、男女間におけるスポーツへの関心の程度の差が男女間における運動競技の機会の不均等を招いているのだと主張した¹⁹⁶。つまり、女子学生は単に男子学生ほどスポーツに関心を持っていないのだとブラウン大学は主張するのである。これに対して、コーエンらは、ブラウン大学はただスポーツに関心を持っている学生を受入れるだけでなく、それ以上のことを果たす責任を担っているであ

り、まずはスポーツに関心を持たせる環境づくりに努めることが必要であると指摘した¹⁹⁷。上訴裁判所は、「スポーツへの関心とスポーツの能力は、何も無いところでは創造されない。つまり、スポーツの機会と経験があるからこそ、その関心と能力が育まれるのである¹⁹⁸」から、ブラウン大学の主張は過去の女子に対する差別的な慣行を永続させ、女子のスポーツへの参加機会のレベルを滞らせてしまうとして、地方裁判所の判断を支持した¹⁹⁹。

この後、ブラウン大学は最高裁判所に上訴するものの、1997年4月に最高裁判所はブラウン大学の上訴を棄却した。

(2) ブラウン大学判決の影響

女子スポーツの振興のリーダー的存在²⁰⁰であったブラウン大学が敗訴したコーエンら対ブラウン大学の訴訟の影響により、多くの大学が男子チームを大学対抗運動競技プログラムから除外した。1998年4月21日付けのウォールストリートジャーナルは、コーエンら対ブラウン大学の訴訟の影響で「大学は何百もの男子チームを減らした」と報じた²⁰¹。同紙によると、カリフォルニア大学ロサンゼルス校 (University of California at Los Angeles) は過去に22名のオリンピック選手を輩出した男子競泳チームを廃部にし、1997年にボストン大学は91年間活躍してきたNCAA ディビジョンIに属するアメリカンフットボールチームプログラムを終了させた。さらに、1994年から1996年の間、大学31校から男子ゴルフチーム、大学24校から男子レスリングチームが除外され、全体的にみて過去5年間にNCAAに所属する大学においてスポーツに参加する男子の数は10%減少したという。

この新聞記事から、ブラウン大学判決はアメリカにおける大学対抗運動競技プログラムの男子チームを減少させた大きな要因として捉えられようが、これに加えて、フランクリン判決の影響と当時の政府の緊縮財政方針のもと大学対抗運動競技プログラムの予算が削減されたことも男子チームの減少の要因として捉えられよう。1992年に最高裁判所が下したフランクリン判決は、タイトルIXを積極的に実施しなければ多額の金銭を失う可能性があることを大学に示し、大学はタイトルIXの遵守を促された。そして、「女子学生51%に対して女子学生運動競技者38%²⁰²」という割合は大学対抗運動競技プログラムに参加する機会を男女平等に提供していないと結論付けたブラウン大学判決は、大学にタイトルIXを遵守するためには大学対抗運動競技プログラムに参加する機会を男女平等に提供することが重要であることを強く示した。そこで、多くの大学は女子学生数の割合と女子学生運動競技者数の割合の釣り合いをとるために、女子の運動競技種目を増やすより、男子の運動

競技種目を減らす方法を選択した。なぜなら、大学対抗運動競技プログラムの予算が削減される中、大学にとって大学対抗運動競技プログラムの運動競技種目を増やすことは財政上困難だったからである。このように、ブラウン大学判決に加えてフランクリン判決と財政緊縮を背景にアメリカの大学対抗運動競技プログラムから男子チームが減少したのである。

第3項 関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準を採用したケースの傾向

関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準を採用したケースの傾向は以下の3点に集約できる。1点目は、全てのケースにおいて大学が財政問題を抱えながら、タイトルIXを遵守するためにチームの降格或いは廃止を決断しているということである。これは、どの大学も性差別を意図してチームを降格或いは廃止したのではないと言い換えても問題はないだろう。財政緊縮の影響を受けて、運動競技局は予算を削減された。このような状況でもタイトルIXを遵守する義務は、当然、免れないのであるから、そのために大学はチームの降格或いは廃止を選択したと言える。そして、タイトルIXを遵守しようとして女子チームの降格或いは廃止を選択し、そのチームの女子学生競技者に提訴された大学は敗訴している。一方、男子チームの降格或いは廃止を選択した大学は勝訴している。男女どちらのチームを降格或いは廃止するか、その選択基準は大学によって異なるものの、これらの大学に共通する点は、タイトルIXを遵守しようとする意思があるうえで、予算の削減に迫られてチームの降格或いは廃止を決断したということである。

2点目は、財政問題を背景に運動競技参加率の低い性のチームを降格或いは廃止すると大学側が敗訴するということである。関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準には「大学対抗運動競技において一方の性の学生数がもう一方のそれより低い場合には…」という文言がある。この「一方の性の学生数がもう一方のそれより低い」性は、大学対抗運動競技プログラムの起源²⁰³を考えると、ほとんどの大学では「女子」にあたりと考えられる。言い換えると、長年、大学対抗運動競技プログラムに参加する機会を制限されてきた性は女子である。関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準を適用したケースにおいて、女子チームを降格或いは廃止した大学は敗訴しているのである。

これについては、女子学生運動競技者が勝訴したケースにおける裁判所の関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準の適用をみるとより理解できる。まず、男女比の実質的均衡基準のもと、女子チームの降格或いは廃止の前に女子の参加比率が低い場合に

は、女子チームの降格或いは廃止は女子の参加機会を奪っていると判断される。一方、女子チームの降格或いは廃止の前に女子の参加比率が高いケースはなく、これは先述したように大学対抗運動競技プログラムの起源からみれば、多くの大学がこのような状況にあることが想定される。次に、プログラム拡大の継続的实施基準のもと、女子学生に大学対抗運動競技プログラムに参加する関心と能力があるにも関わらず、財政緊縮を背景にその女子学生が参加するチームを降格或いは廃止することは、たとえ大学がその決断を下すまで女子のプログラムの発展に尽力してきたとしても、「大学対抗運動競技において…低い性の学生の発展過程にある関心や能力に明らかに対応するプログラムの拡大のあゆみ及び継続的な実施を証明」できていないと判断される。最後に、学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準のもと、プログラム拡大の継続的实施基準の適用と同様に、大学対抗運動競技プログラムに関心があり且つ参加する能力がある女子学生のチームを降格或いは廃止することは、その時点で「学生数の低い性の学生の関心と能力が十分に且つ効果的に受入れられていることを」を実証していないと判断される。このように、運動競技局の予算削減を理由に女子チームを降格或いは廃止した大学は、関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準のもと敗訴するのである。

3つ目は、2つ目とは逆に、財政問題を背景に運動競技参加率の高い性のチームを降格或いは廃止すると大学側が勝訴するということである。上述したように、運動競技参加率の低い性が女子であるならば、運動競技参加率の高い性は男子となる。これは、女子に比べて男子が長年、大学対抗運動競技プログラムの参加機会を享受してきたことを考えれば当然のことと考えられる。このような男子チームが降格或いは廃止された場合には、関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準が適用されると、男子学生運動競技者が敗訴し、大学側が勝訴するのである。これについて男子学生運動競技者が敗訴したケースをみると、まず、男女比の実質的均衡基準のもと、男子チームの降格或いは廃止の前に男子の参加比率が高い場合には、男子の参加機会は十分すぎることから、男子チームの降格或いは廃止はタイトルIX違反にならないと判断される。一方、男子チームの降格或いは廃止の前に男子の比率が低かったケースはなく、これは先述したように大学対抗運動競技プログラムの起源からみれば、多くの大学がこのような状況にあることが想定される。次に、プログラム拡大の継続的实施基準のもと、男子は「一方の性の学生数がもう一方のそれより低い性」にはあたらないため、実質上、この基準は男子学生運動競技者にとっては無意味になる。これは、学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準にも言えること

である。このように、財政問題を理由に男子チームを降格或いは廃止しても、女子チームを降格或いは廃止したケースとは違い、大学側は関心と能力の効果的な受入れに関する 3 つの判断基準のもと勝訴するのである。

第 7 節 1996 年の大学対抗運動競技の 3 つの判断基準に関する方針解説の発行

第 1 項 1996 年の大学対抗運動競技の 3 つの判断基準に関する方針解説の発行背景

大学対抗運動競技プログラムの男子チームが減少する中、1996 年 1 月 16 日に OCR は「大学対抗運動競技に関する方針解説：3 つの判断基準²⁰⁴」（以下、1996 年の方針解説と表記）を発行した。OCR が 1996 年の方針解説を発行するに至った背景には、大学対抗運動競技プログラムにおけるタイトル IX の実施基準をより明確にすることが求められていたことがある。市民的権利復活法の制定後、多くの裁判では、大学対抗運動競技プログラムにおけるタイトル IX の遵守状況を判断する際に、関心と能力の効果的な受入れに関する 3 つの判断基準が採用され、そこでは多くの大学が敗訴した。このような大学側の敗訴を目の当たりにしてきた大学は、OCR に関心と能力の効果的な受入れに関する 3 つの判断基準についてより明確にするよう求めていたのである。以上のような背景から、OCR は 1979 年の方針解釈に示された関心と能力の効果的な受入れに関する 3 つの判断基準をより詳しく解説する同文書を発行したのである。

第 2 項 1996 年の大学対抗運動競技の 3 つの判断基準に関する方針解説の概要

1996 年の方針解説で OCR は、関心と能力の効果的な受入れに関する 3 つの判断基準についていくつかの点を強調している。まず 1 つ目は、関心と能力の効果的な受入れに関する 3 つの判断基準のうちいずれかを満たせば、大学は学生に参加機会を平等に提供しているとみなされるということである。大学は、男女比の実質的均衡基準すなわち「男女の大学対抗運動競技レベルに参加する機会は、男女学生総数の割合と実質的に均衡がとれているか」を満たせなくとも、「大学対抗運動競技において一方の性の学生数がもう一方のそれより低い場合には、教育機関は、その学生数の低い性の学生の発展過程にある関心や能力に明らかに対応するプログラムの拡大のあゆみ及び継続的な実施を証明できるか」（プログラム拡大の継続的実施基準）、或いは「現在のプログラムによってその学生数の低い性の学生の関心と能力が十分且つ効果的に受入れられていることを明らかに示すことができるか」

(学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準) を満たせば、平等な参加機会を提供していると判断されるのである。加えて、男女比の実質的均衡基準は、大学が平等な参加機会を提供していることを確証するための法的暫定避難 (safe harbor) 規定とされている。

2つ目は、関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準が割当制度 (quota) ではないということである。同方針の草案に対して寄せられた意見の中には、同判断基準に反対する意見が含まれていた。その意見の多くは、同判断基準が教育機関にタイトルIXの遵守方法として3つのオプションを与えず、誤って割当制度を設けてしまっているという主張である。確かに、関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準を採用したケースの中でも、とりわけ男子チームを降格或いは廃止したケースでは、実質上、プログラム拡大の継続的実施基準及び学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準は機能しないことから、このような主張がなされるのも理解できる。また、その意見の中には、過去に大学対抗運動競技プログラムに参加する機会に恵まれなかった性に焦点をあて、その性の学生の関心と能力を満たすよう要求することから、タイトルIXの趣旨とは逆方向に向かっていると指摘するものもあったとしている。これについても、同判断基準を採用したケースの傾向を検討した結果、「一方の性の学生数がもう一方のそれより低い性」がほとんどの場合には「女子」であることから、同判断基準が女子に優位な基準であると理解されてしまうのも無理はないであろう。しかし、この主張に対してOCRは、タイトルIXの遵守のために教育機関には3つのオプションが与えられているのだから、割当制度は設けていないと主張する。例えば、教育機関が学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準を選択し、その基準のもとタイトルIXの遵守を果たしている場合には、OCRはその教育機関に対してその他2つの基準を遵守するよう要求しないと強調する。また、教育機関は、女子が大学対抗運動競技に関心を示さず、加えて能力も持ち合わせていないと判断すれば、女子よりも男子により多くの運動競技の機会を提供してもよいとしている。さらに、女子の大学対抗運動競技の機会が奪われていなければ、つまり女子の運動競技への関心と能力を十分に且つ効果的に受入れていることを実証できれば、教育機関は男子のために運動競技の参加機会を新たに設けてもよいとしている。

3つ目は、大学が提供する参加機会は実際に存在する学生運動競技者数の割合を指すということである。同方針解説の発行に先だって、草案に対して寄せられた意見の中に、「参加機会の割合」という場合には学生運動競技者の参加人数枠の割合を採用するべきであり、

実際の学生運動競技者数の割合を採用すべきではないという主張がいくつかあった。確かに、関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準を採用したケースの中でも、最高裁判所判決までに及んだコーエンら対ブラウン大学のケースでは、大学側がこの意見と同じように実際の参加人数の割合ではなくあらかじめ設定した参加人数枠の採用を主張していた。しかし、OCRは、参加機会というのは、現実の学生競技者数の割合でなければならず、実在しない架空の参加枠数の割合であってはならないことを強調する。

4つ目は、タイトルIXを遵守する手段として男子の参加機会に上限を設定したり、或いは男子の参加機会を奪ったりすることをOCRは要求していないということである。同方針解説の草案に寄せられた意見に、男子チームの廃止や男子の参加人数の上限設定に困惑を示すものが多くみられた。これに対してOCRは、男女比の実質的均衡基準に基づきタイトルIXを遵守する方法として男子チームを廃止する或いは男子の参加機会に上限を設定することは大学の裁量に任されているとしたうえで、同方針解説はそのような方法をとることを要求していないと強調した。これに加えて、男子チームの廃止或いは男子の参加機会の上限設定は、プログラム拡大の継続的实施基準或いは学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準に基づきタイトルIXの遵守を果たそうとする際に不利になるとしている。関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準を採用したケースでもみてきたように、女子の参加機会を奪った大学が敗訴する姿を目の当たりにすれば、大学が男子チームの廃止を考えるのも無理はないであろう。しかし、OCRはこのような考え方に警鐘を鳴らしているのである。

第8節 運動競技奨学金に関する方針の発表

1996年の方針解説の発行から2年後、OCRは運動競技奨学金の条項²⁰⁵に関する文書²⁰⁶を公表した。同文書は、OCRが性差別に関する苦情の調査において運動競技奨学金の条項に違反すると判断した大学25校に対して指導、アドバイスをするために送付した書簡のコピーである。OCRは、この書簡のコピーをタイトルIXの運動競技奨学金に関する方針として大学対抗運動競技プログラムを提供する大学に周知させたのである。

同文書は、1979年の方針解釈に示された運動競技奨学金に関する方針について解説している。1979年の方針解釈では、運動競技奨学金に関する条項の必要事項を満たしているかどうかを把握する方法として、「男子に授与された奨学金の総額と女子に授与された奨学

金の総額の割合が、運動競技に参加する男女数の割合に相当しているか」と記された。例えば、大学において男子学生運動競技者が55%、女子学生運動競技者が45%を占める場合には、運動競技奨学金の総額の55%が男子に、45%が女子に授与されることが理想であるということである。つまり、運動競技奨学金の総額が、男女学生運動競技者数の比率に比例して分配されることが運動競技奨学金に関する規定を満たすというのである。

これについて、1998年の運動競技奨学金の条項に関する文書はさらに具体的な説明を加えている。大学が運動競技奨学金を男女学生運動競技者数の比率に比例して配分できず、且つ配分できない正当な理由を示せない場合には、±1%以内の範囲内であれば、運動競技奨学金の条項を満たすと判断されるとしたのである。つまり、男子学生運動競技者数の割合が60%の場合、運動競技奨学金総額の59%から61%が男子に授与されなければタイトルIXに悖るとみなされるということである。

第9節 OCRのタイトルIXの適用方法を肯定した全米レスリングコーチ協会判決

第1項 廃止に追い込まれた男子チームのストレス

1996年の方針解説と運動競技奨学金に関する方針の発表により、大学対抗運動競技プログラムを提供する大学の不安や困惑は軽減されるとともに、積極的にタイトルIXを実施する気運が高まるかのようにみえた。

ところが、その影では、1990年代にチームの存続を経た男子マイナースポーツチームがストレスを抱えていた。上述したように、ブラウン大学判決などの影響を受け、大学運動競技局は関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準のもとタイトルIXを遵守しようとしたが、財政緊縮からいずれの基準も満たすことが困難な状況にあった。そこで、大学は、男女比の実質的均衡基準のもと、参加機会の拡大という手段ではなく、男子チームを廃止することによって男女学生運動競技者数と男女学生総数の割合の釣り合いをとるという手段を選択した。このように廃止された男子チームの関係者はストレスを抱えて、とりわけ、男子マイナースポーツと称されるレスリングのチーム関係者らのストレスは限界に達し、そのストレスはタイトルIXの実施を指導・監督する行政執行機関であるDOEに向けられたのであった。

第2項 全米レスリングコーチ協会判決の概要

タイトルIXの遵守をめぐるチームの継続を経た男子レスリングチームの関係者らのストレスは、2002年にDOEを提訴するという結果に至った。全米レスリングコーチ協会(National Wrestling Coaches Association: 以下、NWCAと表記)、バックネルレスリングを守る委員会(Committee to Save Bucknell Wrestling)、マルケットレスリングクラブ(Marquette Wrestling Club)及びイェールレスリング協会(Yale Wrestling Association)は、関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準とDOEによるタイトルIXの解釈が男子スポーツに対して差別的であり、とりわけ男子レスリングプログラムに損害を与えたと主張し、DOEを提訴した。従来、男子チームの廃止により被害を被ったとして訴えた原告側は、チームの廃止を決定した個々の教育機関を提訴してきた²⁰⁷。しかし、このケース²⁰⁸は、原告であるNWCAらが教育機関ではなくタイトルIXの行政執行機関であるDOEを提訴したのである。

NWCAらは、関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準がアメリカ合衆国憲法とタイトルIXに違反し、また、DOEが行政手続法(Administrative Procedure Act)に違反して規則制定手続きの権限の限度を越えていると主張した²⁰⁹。これに対してDOEは、NWCAらにDOEを提訴する資格はなく、またNWCAらの被った損害をタイトルIX実施規則と関連づけることはできないと主張し、本件棄却のための申立てを提出した²¹⁰。裁判所は、多くの男子レスリングチームが廃止されたという事実のもと、NWCAらが損害を被ったと想定しても、本件の当事者としての資格を構成する要素が不十分であり、想定されるNWCAらの被った損害を救済するための司法判決を下すことは不可能であるとした²¹¹。また、NWCAらに損害をもたらした原因が関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準であると主張するNWCAらに対して、裁判所はむしろタイトルIXを遵守しようとする個々の教育機関の自主的な判断にその原因があるとの判断を下し、NWCAらの訴えを棄却した²¹²。この裁判所の判断に対して、NWCAらは上訴するものの、上級裁判所は下級裁判所の判決を支持した²¹³。

第10節 本章のまとめ

本章では、タイトルIXの制定後から改称前までの大学対抗運動競技プログラムにおけるタイトルIXの実施過程を分析した。その結果、以下のような知見を得た。

タイトルIXは教育における性差別の規制政策の大枠を定めたものの、大学対抗運動競技プログラムにおける性差別を禁止するのか、或いは性に基づく処遇を許可するのかなど、

具体的な判断基準を規定していなかった。タイトルIX実施規則の公布にあたり、連邦議会は大学対抗運動競技プログラムの収益を上げる運動競技をタイトルIXの適用除外にする修正法案を通過させた。しかし、この修正法案は上下両協議委員会によって否決され、ミンクの戦略のもと大学対抗運動競技プログラムの特定のスポーツの独自性に配慮した規則をHEWが公布するよう求める修正法案に取って代えられた。これに従いHEWはタイトルIXの制定から約3年後にタイトルIX実施規則を公布するが、このタイトルIX実施規則が定める教科体育の男女共修に反対する修正法案が連邦議会に提出された。同修正法案は、下院議会においてミンクが扱い、最終的に否決され、教科体育の男女共修の規定は守られた。タイトルIX実施規則は、大学対抗運動競技プログラムへのタイトルIXの適用について、運動競技奨学金と運動競技の条項に規定した。タイトルIX実施規則の公布後、HEWは運動競技プログラムにおける性差別に関する多くの質問や苦情申立てを受け、これに対処するために、運動競技に関するタイトルIXの規定の遵守方法について解説する1979年の方針解釈を発行した。同方針解釈は、タイトルIX実施規則が定めた運動競技奨学金と平等機会の条項を遵守する方法について、運動競技奨学金、同等なその他の運動競技の恩恵及び機会、及び学生・生徒の関心と能力の効果的な受入れという3つの視点から解説した。また、同方針解釈は、特殊なスポーツによって生じる性に基づく異なる処遇を許可し、アメリカンフットボールを例証した。

タイトルIX実施規則に運動競技に関する条項が書き込まれ、さらに1979年の方針解釈に運動競技に関する条項の遵守方法やその判断基準が示されたものの、タイトルIXの適用解釈の問題で運動競技プログラムにおけるタイトルIXの実施は不透明であった。タイトルIXが連邦補助金を受けるプログラムにのみに適用されるのか或は連邦補助金を受けるプログラムを提供する教育機関全体に適用されるのか、このタイトルIXの適用解釈は連邦補助金を直接受けない運動競技プログラムにおけるタイトルIXの実施を左右するものであった。

しかし、この問題を一時的に収束させたのは、連邦補助金を受けるプログラムにタイトルIXの適用を限定するとした1984年のグローブシティカレッジ判決であった。同判決によって、ほとんどの大学対抗運動競技プログラムはタイトルIXの適用対象外となった。

ところが、連邦議会は、1988年にグローブシティ判決を覆すことを目的とする市民的権利復活法を制定した。同法は連邦補助金を受けるプログラムを提供する教育機関全体をタイトルIXの適用対象にすることを定めたことから、大学対抗運動競技プログラムは再びタイトルIXの適用を受けることになった。

市民的権利復活法の制定後、1990年にDOEが運動競技プログラム調査マニュアルを発行し、タイトルIXの実施が本格化しようとしている中、タイトルIXを法的根拠に損害賠償を求めた原告の主張を認めたフランクリン判決が下された。同判決は、大学対抗運動競技プログラムにおける性差別が立証されれば、大学が多額の損害賠償の責任を負う可能性があることを示唆した。よって、フランクリン判決は大学対抗運動競技プログラムにおけるタイトルIXの実施を促す1つの要因と捉えられた。

市民的権利復活法とフランクリン判決によって、大学対抗運動競技プログラムにおけるタイトルIXの実施が促されると、学生運動競技者が平等な参加機会を求めて大学を提訴するというケースが顕著となった。このようなケースで裁判所は、関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準を採用した。この判断基準は、1979年の方針解釈に規定された「学生・生徒の関心と能力の効果的な受入れ」についてOCRが審査する3項目の1つである「チーム競技の機会を含む有用な競技水準」の遵守の判断基準であり、①男女比の実質的均衡基準、②プログラム拡大の継続的实施基準、③学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準の3つの基準から構成される。関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準を採用したケースにおいて、原告が女子運動競技者の場合には原告が、原告が男子学生競技者の場合には被告である大学が勝訴した。さらに、最高裁判所が下した1996年のブラウン大学判決は、女子学生運動競技者を後押しするだけでなく、大学対抗運動競技プログラムにおける男子チームを廃部に追いやった。フランクリン判決によってタイトルIXの実施が促され、関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準を採用したブラウン大学判決によって男女平等の参加機会の提供の重要性が示されると、大学運動競技局はタイトルIXの平等機会の規定を遵守しようとするが、運動競技予算が削減される中、女子学生の参加機会を拡大するより、男子学生の参加機会を縮小するという遵守方法をとるしか方法がなかったのである。また、関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準が採用されたケースの検討から、財政問題を背景に運動競技参加率の低い性のチームを降格或いは廃止すると大学側が敗訴し、逆に運動競技参加率の高い性のチームを降格或いは廃止すると大学側が勝訴するという傾向が確認され、関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準の適用方法も男子チームの廃部を進めた要因と捉えられた。

大学の要求に応じて、OCRは関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準について解説する1996年の方針解説を発行した。同方針解説は、関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準のいずれかを満たせば平等な参加機会の規定を遵守しているとみ

なされること、男女比の実質的均衡基準が法的暫定避難規定であること、タイトルIXの遵守のために3つのオプションを与えている関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準は割当制度 (quota) ではないこと、参加機会は参加人数枠ではなく実際に存在する学生運動競技者数の割合を意味すること、OCR がタイトルIXの遵守方法として男子の参加機会の上限設定や男子チームの廃止を要求していないということを強調した。続いて、1998年にOCRは、運動競技奨学金に関する条項の遵守方法を解説する書簡を公表し、大学対抗運動競技プログラムにおける男女への運動競技奨学金の配分について具体的に指導した。

一方、廃部に追い込まれた男子チームの中でも男子レスリングチームは、2002年にNWCAが中心となって関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準とそれを実施するDOEの解釈により損害を被ったとしてDOEを提訴した。裁判所は、NWCAが当事者として不適格であり、NWCAらに損害をもたらした原因が関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準にあるのではなく、タイトルIXを遵守しようとする個々の教育機関の自主的な判断にあるとし、NWCAらの訴えを棄却した。

【註及び引用・参考文献】

¹ 34 C.F.R. Part 106

² *Congressional Record*, S15322, May 20, 1974.

³ *Ibid.*, Senate Bills 1357-1566, Vol. 120, 1612.

⁴ *Ibid.*, S15322, May 20, 1974.

⁵ *Ibid.*, S15323, May 20, 1974.

⁶ *Ibid.*

⁷ *Ibid.*

⁸ *Ibid.*

⁹ *Ibid.*

¹⁰ *Ibid.*

¹¹ *Ibid.*

¹² “Education Amendments of 1974”, Conference Report, No. 93-1026, p. 139.

¹³ Section 844 of Education Amendments of 1974, Public Law 93-380, August 21, 1974, 88 Stat. 612

¹⁴ 進藤久美子『ジェンダー・ポリティックス—変革期アメリカの政治と女性』、151頁、新評社、1997年。

¹⁵ Fed. Reg. 39, 120 (June 20, 1974), 22236

¹⁶ アメリカの行政規則 (regulation)、規則 (rules) の公報であり、行政規則などの改正や提案の際に、それらの草案がこれに掲載される。また、市民や公私団体に広く意見を寄せるよう要請し、公聴会の日程や場所などを明示することもある。田中英夫『英米法辞典』、338頁、東京大学出版会、2000年。

¹⁷ Department of Health, Education, and Welfare. “Draft Regulations for

Interscholastic and Intercollegiate Athletics.” In *Title IX: A Brief History with Documents*, ed. Ware, Susan, p. 48. Boston, NY: Bedford/St. Martin’s, 2007.

¹⁸ Federal Register. Vol. 40, No. 108, June 4 1975.

¹⁹ “Hearings Open on Sex Discrimination.” *Congressional Quarterly Weekly Report*, p. 1297, June 21, 1975.

²⁰ Ibid.

²¹ Ibid.

²² Ibid.

²³ Discrimination on the Basis of Sex in Admission and Recruitment Prohibited, 34 C. F. R. 106, Subpart -C

²⁴ Discrimination on the Basis of Sex in Education Programs or Activities Prohibited, 34 C. F. R. 106, Subpart -D

²⁵ Discrimination on the Basis of Sex in Employment in Education Programs or Activities Prohibited, 34 C. F. R. 106, Subpart -F

²⁶ Athletic Scholarships, 34 C.F.R. 106.37(c)

²⁷ Athletics, 34 C. F. R. 106.41

²⁸ Athletics, 34 C. F. R. 106.41(d)

²⁹ Definition, 34 C. F. R. 106.2

³⁰ Designation of responsible employee and adoption of grievance procedures, 34 C. F. R. 106.8

³¹ Library of Congress. “Patsy T. Mink, Typed and Handwritten Notes on Tower Amendment to Title IX, May 21, 1974.” Patsy T. Mink Papers <<http://www.loc.gov/rr/mss/mink/mink-about.html>> (2013/02/12).

³² Ibid.

³³ Ibid.

³⁴ Ibid.

³⁵ “House Switches, Deletes Sex Bias Amendment.” *Congressional Quarterly Weekly Report*, p. 1618, July 26, 1975. “Education Appropriations.” *Congressional Quarterly Weekly Report*, pp. 1561-1562, July 19, 1975.

³⁶ “Education Appropriations.” *Congressional Quarterly Weekly Report*, pp. 1561-1562, July 19, 1975.

³⁷ “In Celebration of the 30th Anniversary of Title IX of the Education Amendments of 1972.” *Congressional Record*, H4862, July 17, 2002. “Education Appropriations.” *Congressional Quarterly Weekly Report*, pp. 1561-1562, July 19, 1975.

³⁸ *Congressional Record*, H23118, July 16, 1975. *Congressional Record*, H23121, July 16, 1975.

³⁹ Ibid.

⁴⁰ Ibid.

⁴¹ Ibid.

⁴² Ibid., H23118, July 16, 1975.

⁴³ Ibid., H23121, July 16, 1975.

⁴⁴ Ibid., H23123, July 16, 1975.

⁴⁵ Ibid.

⁴⁶ Ibid.

-
- ⁴⁷ Ibid.
- ⁴⁸ “In Celebration of the 30th Anniversary of Title IX of the Education Amendments of 1972.” *Congressional Record*, H4862, July 17, 2002.
- ⁴⁹ Ibid.
- ⁵⁰ *Congressional Record*, H23126–H23127, July 16, 1975.
- ⁵¹ “Education Appropriations.” *Congressional Quarterly Weekly Report*, p. 1562, July 19, 1975.
- ⁵² *Congressional Record*, H23504, July 18, 1975.
- ⁵³ Ibid.
- ⁵⁴ Ibid.
- ⁵⁵ Ibid.
- ⁵⁶ United States Department of Health, Education, and Welfare, Office for Civil Rights, *A Policy Interpretation: Title IX and Intercollegiate Athletics*, 44 Fed. Reg. 239 (December 11, 1979). <<http://www.ed.gov/offices/OCR/docs/t9interp.html>> (2001/06/04).
- ⁵⁷ Ibid.
- ⁵⁸ Ibid.
- ⁵⁹ Ibid.
- ⁶⁰ Ibid.
- ⁶¹ Ibid.
- ⁶² Ibid.
- ⁶³ Levine, p. 177.
- ⁶⁴ Carpenter, Linda J. “Letter Home: My Life with Title IX.” In *Women in Sport: Issue and Controversies*, ed. Cohen, Greta L., p. 86. Newbury Park, CA: Sage Publications, Inc., 1993.
- ⁶⁵ Ibid.
- ⁶⁶ Ibid.
- ⁶⁷ Levine, p. 175.
- ⁶⁸ Ibid.
- ⁶⁹ Ibid.
- ⁷⁰ Durrant, Sue M. “Title IX: Its Power and Its Limitations.” *Journal of Physical Education, Recreation and Dance*, p. 61, March, 1992. Wong, Glenn M. *Essentials of Amateur Sports Law 4th Edition*, pp. 338–342. Santa Barbara, CA: Praeger, 2010.
- ⁷¹ Durrant, p. 61.
- ⁷² Durrant, p. 60. Krakora, Joseph E. “The Application of Title IX to School Athletic Programs.” *68 Cornell Law Review*, pp. 222–235, 1983. Wong, pp. 338–342.
- ⁷³ *Othen v. Ann Arbor School Board*, 507 F. Supp. 1376 (E.D. Mich. 1981), *aff’d*, 699 F. 2d 309 (6th Cir. Mic. 1983)
- ⁷⁴ *Othen v. Ann Arbor School Board*, 1981 U.S. Dist. LEXIS 10741 (E.D. Mich. 1981). Krakora, pp. 227–228. Wong, p. 339–340.
- ⁷⁵ Ibid.
- ⁷⁶ Ibid.
- ⁷⁷ *Bennett v. West Texas State University*, 525 F. Supp. 77 (N.D. Tex. 1981), *rev’d*, 698 F. 2d 1215 (5th Cir. 1983), *cert. denied*, 466 U.S. 903 (1984)
- ⁷⁸ *Bennett v. West Texas State University*, 1981 U.S. Dist. LEXIS 16863 (N.D. Tex.

1981). Krakora, p. 228.

⁷⁹ Ibid.

⁸⁰ Hillsdale College v. Department of Health, Education and Welfare, 696 F. 2d 418 (6th Cir. 1982)

⁸¹ Assurance required, 34 C. F. R. 106.4, Title IX of the Education Amendments of 1972 Regulations. <<http://www.ed.gov/offices/OCR/regs/34cfr106.html>> (2001/09/12).

⁸² Hillsdale College v. Department of Health, Education and Welfare, 1982 U.S. App. LEXIS 23243 (6th Cir. 1982)

⁸³ 20 U.S.C. Section 1681

⁸⁴ Hillsdale College v. Department of Health, Education and Welfare, 1982 U.S. App. LEXIS 23243 (6th Cir. 1982)

⁸⁵ Ibid.

⁸⁶ Hillsdale College v. Department of Health, Education and Welfare (LEXIS 23243). Wong, p. 340.

⁸⁷ University of Richmond v. Bell, 543 F. Supp. 321 (E.D. Va. 1982)

⁸⁸ DOE の前身は、HEW (Department of Health, Education, and Welfare) である。

⁸⁹ University of Richmond v. Bell, 1982 U.S. Dist. LEXIS 9573 (E.D. Va. 1982). Krakora, pp. 228-229.

⁹⁰ University of Richmond v. Bell (LEXIS 9573). Krakora, pp. 228-229. Graf, Richard M. "Title IX and Intercollegiate Athletics: Adducing Congressional Intent." 24 *Boston College Law Review*, p. 1245, 1983.

⁹¹ Haffer v. Temple University of Commonwealth System of Higher Education, 524 F. Supp. 531 (E.D. Pa. 1981), aff' d., 688 F. 2d 14 (3d Cir. Pa. 1982)

⁹² Haffer v. Temple University of Commonwealth System of Higher Education, 1982 U.S. App. LEXIS 25850 (3d Cir. Pa. 1982). Wong, p. 340.

⁹³ Ibid.

⁹⁴ Ibid.

⁹⁵ Ibid.

⁹⁶ Ibid.

⁹⁷ Grove City College v. Bell, 465 U.S. 555 (U.S. 1984); 104 S. Ct. 1211 (1984)

⁹⁸ Assurance required, 34 C. F. R. 106.4, Title IX of the Education Amendments of 1972 Regulations. <<http://www.ed.gov/offices/OCR/regs/34cfr106.html>> (2001/09/12).

⁹⁹ Grove City College v. Bell, 1984 U.S. LEXIS 158 (U.S. 1984). Wong, p. 339.

¹⁰⁰ Ibid.

¹⁰¹ Wong, p. 338.

¹⁰² Ibid.

¹⁰³ Wong, p. 339. Grove City College v. Bell, 1984 U.S. LEXIS 158 (U.S. 1984)

¹⁰⁴ Carpenter, p. 86.

¹⁰⁵ Ibid.

¹⁰⁶ Ibid.

¹⁰⁷ Berry, Robert C. and Wong, Glenn M. *Law and Business of the Sports Industries Common Issues in Amateur and Professional Sports*, pp. 265-266. Westport, CT: Praeger, 1993.

-
- ¹⁰⁸ Wong, p. 339. Elliott, Sara A. and Mason, Daniel S. “Gender Equity in Intercollegiate Athletics: An Alternative Model to Achieving Title IX Compliance.” *Journal of Legal Aspects of Sport*, 11:1, p. 4, 2001.
- ¹⁰⁹ Govtrack.us. “S.557: Civil Rights Restoration Act of 1987.” <<http://www.govtrack.us>> (2011/09/26).
- ¹¹⁰ Ibid.
- ¹¹¹ Civil Rights Restoration Act of 1987, Public Law 100-259, 102 Stat. 28 (March 22, 1988) <<http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/STATUTE-102/pdf/STATUTE-102-Pg28.pdf>> (2009/10/14).
- ¹¹² Ibid.
- ¹¹³ Ibid., Section 2 (1)
- ¹¹⁴ Ibid., Section 2 (2)
- ¹¹⁵ Wong, p. 343.
- ¹¹⁶ Bonnette, Valerie M. and Daniel, Lamar. *Title IX Athletics Investigator’s Manual*. United States Department of Education, Office for Civil Rights, Washington D. C., 1990. これは、OCRの調査官がタイトルIXの適用を受ける教育機関の提供する対校運動競技プログラム及び大学対抗運動競技プログラムを調査する際に利用するマニュアルであり、OCRの調査官のために、タイトルIXの苦情申立てから調査結果報告書の発行までの一連の調査を実施するための指針を示している。このマニュアルでは、運動競技プログラムの調査への一般的なアプローチをはじめ、大学対抗運動競技プログラムの調査と対校運動競技プログラムの調査の相違点、運動競技プログラムが調査される項目及び調査計画の見本などについて解説されている。
- ¹¹⁷ Franklin v. Gwinnett County Public Schools, 503 U.S. 60; 112 S.Ct. 1028; 117 L. Ed. 2d 208 (U.S. 1992)
- ¹¹⁸ 英米法辞典によると、「被害者の被った身体、財産その他の損失（精神的損害を含む）を填補する額」であり、「不法な侵害があった前とできるかぎり同じ状態に被害者を回復させるために支払われる」。田中英夫『英米法辞典』、173頁、東京大学出版会、1991年。
- ¹¹⁹ 「主に不法行為訴訟において、加害者行為の悪性が高い場合に、加害者に対する懲罰および一般抑止効果を目的として、通常の compensatory damages（填補損害賠償）のほかに認められる損害賠償」であり、「悪意、害意によりまたは重大な危険をまったく無視した場合のように、非難性が大きいことが要件」とされる。上掲、685頁。
- ¹²⁰ Franklin v. Gwinnett County Public Schools, 1992 U.S. LEXIS 1375 (U.S. 1992)
- ¹²¹ Ibid.
- ¹²² Elliott and Mason, p. 7.
- ¹²³ Ibid.
- ¹²⁴ Kramer, Bill. *Title IX in Intercollegiate Athletics: Litigation Risks Facing Colleges and Universities*. AGB Public Policy (Paper) Series, No. 93-2, p. 1, 1993.
- ¹²⁵ Carpenter, p. 91.
- ¹²⁶ Wong, p. 343.
- ¹²⁷ Carpenter, p. 91.
- ¹²⁸ Eliot and Maison, p. 7.
- ¹²⁹ 本章第2節第2項「1979年の大学対抗運動競技に関する方針解釈の概要とその規定」を参照。
- ¹³⁰ Wong, p. 343.
- ¹³¹ Bernardo, Eugene G. “Unsportsmanlike Conduct: Title IX and Cohen v. Brown

-
- University.” 2 *Roger Williams University Law Review*, pp. 307-308, 1997.
- ¹³² 代表的なものを以下に挙げる。Clement, Annie. “Law.” In *International Encyclopedia of Women & Sports*, eds. Christensen, Karen, Guttman, Allen and Pfister, Gtertrund, pp. 652-655. New York, NY: Macmillan Reference USA, 2001. Mota, Sue A. “Title IX and Intercollegiate Athletics: The First Circuit Holds Brown University not in Compliance.” 14 *University of Miami Entertainment & Sports Law Review*, pp. 152-186, 1997. Tungate, David E. and Orie, Daniel P. “Title IX Lawsuit.” *Phi Delta Kappa*, 79:8, pp. 603-604, April 1998. Wong, pp. 342-349.
- ¹³³ *Roberts v. Colorado State Board of Agriculture*, 998 F.2d 824 (10th Cir. Colo. 1993), cert. denied, 510 U.S. 1004 (1993)
- ¹³⁴ Carpenter, Linda J. and Acosta, R. Vivian. *Title IX*, p.139. Champaign, IL: Human Kinetics, 2005.
- ¹³⁵ Clement, p. 655.
- ¹³⁶ *Roberts v. Colorado State Board of Agriculture*, 1993 U.S. App. LEXIS 16957 (10th Cir. Colo. 1993)
- ¹³⁷ *Ibid.*
- ¹³⁸ *Ibid.*
- ¹³⁹ *Ibid.*
- ¹⁴⁰ *Roberts v. Colorado State Board of Agriculture*, 1993 U.S. LEXIS 7517 (U.S. 1993)
- ¹⁴¹ *Favia v. Indiana University of Pennsylvania*, 812 F. Supp. 578 (W.D. Pa. 1992); 7 F.3d 332 (3d Cir. Pa. 1993)
- ¹⁴² Carpenter and Acosta, p. 135.
- ¹⁴³ 英米法辞典によると、終局的差止命令 (permanent injunction) とは「本案についての完全な事実審理に基づき、それによって訴訟の最終的解決を意図して下される injunction (差止命令)、すなわち差止訴訟の終局判決」としている。また、「本案の審理を待たずに、現状の保全を目的として出される preliminary injunction (暫定差止命令) と区別される」。田中、634 頁。
- ¹⁴⁴ Carpenter and Acosta, p. 136.
- ¹⁴⁵ *Ibid.*
- ¹⁴⁶ *Favia v. Indiana University of Pennsylvania*, 1993 U.S. App. LEXIS 26628 (3rd Cir. Pa. 1993)
- ¹⁴⁷ *Ibid.*
- ¹⁴⁸ *Ibid.*
- ¹⁴⁹ *Ibid.*
- ¹⁵⁰ *Ibid.*
- ¹⁵¹ Mitchell, Nicole and Ennis, Lisa A. *Encyclopedia of Title IX and Sports*, p. 43. Westport, CT: Greenwood Press, 2007.
- ¹⁵² *Gonyo v. Drake University*, 879 F. Supp. 1000 (S.D. Iowa 1995)
- ¹⁵³ Wong, p. 329.
- ¹⁵⁴ *Gonyo v. Drake University*, 1995 U.S. Dist. LEXIS 3820 (S.D. Iowa 1995)
- ¹⁵⁵ *Ibid.*
- ¹⁵⁶ *Ibid.*
- ¹⁵⁷ Carpenter and Acosta, p. 138.
- ¹⁵⁸ *Gonyo v. Drake University*, 1995 U.S. Dist. LEXIS 3820 (S.D. Iowa 1995)
- ¹⁵⁹ *Ibid.*

-
- ¹⁶⁰ Ibid.
- ¹⁶¹ Ibid.
- ¹⁶² Mitchell and Ennis, p. 51.
- ¹⁶³ Kelley v. Board of Trustees, University of Illinois, 35 F.3d 265 (7th Cir. 1994), cert. denied, 513 U.S. 1128 (U.S. 1995)
- ¹⁶⁴ Mitchell and Ennis, p. 67.
- ¹⁶⁵ Ibid.
- ¹⁶⁶ Kelley v. Board of Trustees, University of Illinois, 1994 U.S. App. LEXIS 23974 (7th Cir. 1994)
- ¹⁶⁷ Ibid.
- ¹⁶⁸ Kelley v. Board of Trustees, University of Illinois, 1995 U.S. LEXIS 768 (U.S. 1995)
- ¹⁶⁹ Bernardo, p. 307.
- ¹⁷⁰ Cohen v. Brown University, 101 F.3d 155 (1st Cir. R.I. 1996), cert. denied, 520 U.S. 1186 (U.S. 1997)
- ¹⁷¹ Mota, p. 172.
- ¹⁷² Mota, p. 171. Wong, p. 343.
- ¹⁷³ Mota, p. 171.
- ¹⁷⁴ Ibid.
- ¹⁷⁵ Ibid.
- ¹⁷⁶ Mitchell and Ennis, p. 28.
- ¹⁷⁷ Mota, p. 171.
- ¹⁷⁸ Cohen v. Brown University, 1992 U.S. Dist. LEXIS 20278 (D.R.I. 1992)
- ¹⁷⁹ Ibid.
- ¹⁸⁰ Mota, p. 172.
- ¹⁸¹ Ibid.
- ¹⁸² Ibid.
- ¹⁸³ Ibid.
- ¹⁸⁴ Ibid., p. 173.
- ¹⁸⁵ Ibid.
- ¹⁸⁶ Ibid.
- ¹⁸⁷ Cohen v. Brown University, 1992 U.S. Dist. LEXIS 20278 (D.R.I. 1992)
- ¹⁸⁸ Cohen v. Brown University, 1993 U.S. App. LEXIS 7912 (1st Cir. R.I. 1993)
- ¹⁸⁹ Mota, pp. 176-177.
- ¹⁹⁰ セーフハーバー条項とも称される。この規定を遵守していれば、法的ペナルティ或は法的責任から逃れられるというものである。Find Law Legal Dictionary. “safe harbor.” <<http://dictionary.findlaw.com>> (2011/09/26).
- ¹⁹¹ Cohen v. Brown University, 1996 U.S. App. LEXIS 30192 (1st Cir. R.I. 1996)
- ¹⁹² Ibid.
- ¹⁹³ Mota, p. 179.
- ¹⁹⁴ Ibid.
- ¹⁹⁵ Ibid.
- ¹⁹⁶ Ibid., p. 180.
- ¹⁹⁷ Mitchell and Ennis, p. 29.
- ¹⁹⁸ Cohen v. Brown University, 1996 U.S. App. LEXIS 30192 (1st Cir. R.I. 1996)

Carpenter and Acosta, p. 143.

¹⁹⁹ Ibid.

²⁰⁰ 「ブラウン大学が提訴されたとき、同大学は全米大学において最も男女平等の進んだ運動競技プログラムを運営していた」と言われている。Tungate and Orie, p. 603.

²⁰¹ Gavora, Jessica. “Clinton’s Classroom Quotas.” *Wall Street Journal*, A-22, p. 4, Tuesday, April 21, 1998.

²⁰² 本章の前項(1)「ブラウン大学判決の概要」を参照。

²⁰³ 本論文の序章でも言及しているが、大学対抗運動競技のルーツは、男子学生が自発的に始めた課外活動にある。この自然発生的な男子の運動競技に対して、女子の大学対抗運動競技のルーツは、女子大学及び男女共修の教育機関において女子学生のためだけに計画された伝統的な身体教育 (physical education) プログラムにある。このような起源の違いから、女子学生は、長きに渡り、大学対抗運動競技に参加する機会を享受できないできたと言える。Wu, Ying. “Intercollegiate Athletics.” In *International Encyclopedia of Women & Sports*, eds. Christensen, Karen, Guttuman, Allen and Pfister, Gertrund, pp. 567-568. New York, NY: Macmillan Reference USA, 2001.

²⁰⁴ United States Department of Education, Office for Civil Rights, *Clarification of Intercollegiate Athletics Policy Guidance: The Three-Part Test*, (Jan 16, 1996). <<http://www2.ed.gov/about/offices/list/ocr/docs/clarific.html>> (2001/06/04).

²⁰⁵ Athletic Scholarships, 34 C.F.R. 106.37(c)

²⁰⁶ United States Department of Education, Office for Civil Rights, “Dear Colleagues Letter: Bowling Green State University.” (July 23, 1998). <<http://www2.ed.gov/about/offices/list/ocr/docs/bowlgrn.html>> (2001/06/04).

²⁰⁷ Mitchell and Ennis, p. 91. Santillo, Andrew. “Comment: National Wrestling Coaches Association v. United States Department of Education: The Potential Takedown of the Current Application of Title IX to Intercollegiate Athletics.” *13 Temple Policy & Civil Rights Law Review*, pp. 189-190, 2003.

²⁰⁸ National Wrestling Coaches Association v. United States Department of Education, 263 F. Supp. 2d 82 (D. D.C. 2003)

²⁰⁹ Santillo, p. 206. Wong, p. 320.

²¹⁰ Santillo, p. 206. National Wrestling Coaches Association v. United States Department of Education, 2003 U.S. Dist. LEXIS 9677 (D.D.C. 2003).

²¹¹ Santillo, p. 206.

²¹² Mitchell and Ennis, p. 91. Wong, p. 320. National Wrestling Coaches Association v. United States Department of Education, 2003 U.S. Dist. LEXIS 9677 (D.D.C. 2003).

²¹³ Wong, p. 320.

第3章 タイトルIXの改称

本章では、なぜタイトルIXがミンク法に改称されたのかということ明らかにする。まず、タイトルIX改称立法の目的を明らかにするために、第1節でミンク法への改称を検討する。次に、ミンクの半生を明らかにするために、第2節でパッツィ・タケモト・ミンクの経歴を検討する。続いて、タイトルIX改称立法の審議におけるミンクの評価を明らかにするために、第3節で連邦議会におけるパッツィ・タケモト・ミンクの評価を検討する。最後に、タイトルIXの改称にミンクの名が付された理由を明らかにするために、第1章及び第2章で得たタイトルIXとミンクとの関係の検討結果を踏まえて、第4節でタイトルIXからミンク法への改称の理由を検討する。

第1節 ミンク法への改称

タイトルIXはその制定からおよそ30年を経て、2002年10月29日に同法の一起草者であるミンクの名を取ってパッツィ・タケモト・ミンク平等教育法 (Patsy Takemoto Mink Equal Opportunity in Education Act) と改称された¹。

ミンク法の立法過程を概観すると²、まず、2002年10月2日に下院H. J. Res. 113決議案が下院議会において上程され³、7日の審議を経て⁴、9日に承認を受けた⁵。一方、上院議会では、2002年10月8日に上院S. J. Res. 49決議案が上程され⁶、連邦議会議事録への同決議法案の文言の記載が承諾された⁷。また、下院H. J. Res. 113決議法案は、10月9日に上院議会に送られてから2度の読会を経て⁸、11日に承認を受けた⁹。最後に、同決議法案は、10月17日にジョージ・ブッシュ大統領 (President of the United States George W. Bush) に送付され¹⁰、続き10月29日に署名を得て¹¹ミンク法¹²が成立したのであった。

同法の立法目的について法案をみると、ミンクの業績を称えることが同立法の主要目的の1つと考えられる。同決議法案には、法案の標記である「両院合同決議法案 (Joint Resolution)」に続き「パッツィ・タケモト・ミンクの貢献を評価している」 (Recognizing the Contribution of Patsy Takemoto Mink)」と表記されている。その後、ミンクの業績を評価する文言が以下のように列挙されている。

パッツィ・タケモト・ミンクは、アメリカにおける女性の権利、市民的権利及び勤労家族の主要な代弁者であるにして、生活水準を向上することとすべてのアメリカ人に経済と教育の機会を提供することに一身を捧げたゆえに、パッツィ・タケモト・ミンクは、ハワイ及びアメリカ全土における経済的及び社会的な不公正に対して情熱的で不屈の闘士であるがゆえに、パッツィ・タケモト・ミンクは、1964年に連邦議会議員になった初の有色人種女性であるにして、アメリカにおける何百万もの女性及び有色人種に機会に通ずる扉を開けたゆえに、パッツィ・タケモト・ミンクは、女性の健康問題、子供、学生・生徒及び子育てをしながら働く世帯に影響する問題に関する先例のない立法業績を挙げたゆえに、そして、歴史上、画期的なタイトルIX法案を通過させたパッツィ・タケモト・ミンクの勇敢で、構想力があり、疲れを知らないリーダーシップは、女性に学術及び運動競技における業績に通ずる扉を開けるにして、あらゆる世代の女性及び将来を担う姉妹のために何ができるかを再定義したゆえに、よって、いま招集されたアメリカ合衆国上下両議会は、タイトルIX (20 U.S.C. 1681 et seq. ; Public Law 92-318) を「パッツィ・タケモト・ミンク教育平等機会法」(Patsy Takemoto Mink Equal Opportunity in Education Act) として引用できることを決議する¹³。

以上の文言から、ミンクは特に女性や子供など社会的に弱い立場にある者のために一立法者として経済的、社会的及び教育的問題に熱心に取組んだことが理解でき、その功績を称えるためにタイトルIXをミンク法に改称することが同法の主な立法目的の1つであると考えられる。

第2節 パッツィ・タケモト・ミンクの経歴

ミンクはどのような生涯を送った人物なのだろうか。表 3-1 は、ミンクの経歴を示したものである。この経歴だけをみると、弁護士資格を取得したミンクが公人としてハワイやアメリカの歴史を築いてきたという輝かしい生涯を想像してしまいがちである。しかし、この経歴の裏には、差別を乗り越えてきたミンクの姿がある。

4歳のときから医者になることを夢みて、ミンクは大学に進学し医師になる基礎的

な資格を取得するために動物学及び化学の学位を取得し、10校以上のメディカル・スクールに願書を提出した¹⁴。しかし、どの大学もミンクが女性であることを理由に拒否した¹⁵。結局、ミンクは、医学から法律学に進路を変更した。医学部への進路が閉ざされたことについて、「誰も、女性がメディカル・スクールに入学することはできないと教えてくれなかった。自分が女性であるから排除されたのだと考えたことは一度もなかった。恐らく点数が足りなかったからか、あるいは入学するための経済的理由からと考えていた。しかし、そうではなかった。自分の目標達成を阻む、打ち勝ちがたい壁がそこにはあった¹⁶」とミンクは自叙伝の中で語っている。

この他にも、議員までの道のりにおいて、ミンクはさまざまな性差別的な制度に進路を阻まれている。医者になる道をあきらめたミンクは、1951年にシカゴ大学のロー・スクールで法学博士を取得し、いくつもの法律事務所の面接を受けた¹⁷。しかし、どの法律事務所もアジア系アメリカ人既婚女性であるミンクを採用せず、結局、ミンクは以前に就いていたシカゴ大学のロー・スクール図書館内の仕事に戻った¹⁸。これと同様のことはハワイに居を移した後も繰り返された。ハワイでは、子育て中の既婚女性であることを理由に、アジア系の法律事務所から採用を拒否され、ミンクは人種の壁以上に性の壁に直面したのである¹⁹。

さらに、ミンクの前には、婚姻によって女性のみが生じる差別的な制度の壁が立ちだかっていた。法律学博士号の取得、結婚そして出産を経て、家族と共にハワイ準州・ホノルルに転居してすぐに、ミンクはハワイ準州弁護士資格取得試験を受験しようとした²⁰。しかし、婚姻によってミンクの公的なハワイの住所登録が失われ、配偶者であるジョン・ミンクのペンシルバニア州の住所に変更されていたため、ミンクはハワイ準州弁護士資格取得試験の受験まで3年間待つよう告げられた²¹。ミンクは、女性が婚姻によって男性配偶者の住所に変更されたことから州弁護士資格試験をすぐに受けられないのは不当な差別と主張する文書を法務省に提出した²²。この主張が認められ、ミンクは3年を待たずにハワイ準州弁護士資格試験を受験することができた²³。

以上のような女性であることを理由に医学部入学制度をはじめ、数々の見えない性差別的な慣習・制度の壁にぶつかった経験が、輝かしいミンクの経歴の裏には存在するのである。

表 3-1： パッツィ・タケモト・ミンクの経歴

年号	出来事
1927	12月6日にアメリカ合衆国ハワイ準州マウイ郡パイアに誕生
1944	クラス会長及び総代生としてマウイ・ハイスクールを卒業
1944-1946	ハワイ大学にて就学
1946	ペンシルバニア州チャンバーズバーグのウィルソンカレッジに編入
1947	ネブラスカ大学リンカーン校に編入
1947-1948	ハワイ大学に編入および卒業、動物学と化学の学士号を取得
1949-1951	シカゴ大学ロースクールにて就学
1951	シカゴ大学で地質学を専攻する大学院生であるジョン・ミンクと結婚 シカゴ大学ロースクールを修了、法学博士を取得
1952	娘グウェンドリーを出産 家族と共にハワイ準州ホノルルに転居、法律事務所を開業
1952-1956	ハワイ大学で講義
1959-1962	(同上)
1979-1981	(同上)
1954	アメリカ民主党青年会(the Oahu Young Democrats)を組織
1955	ハワイ準州下院議員の担当弁護士に就任
1956-1958	ハワイ準州下院議員に就任
1958-1959	ハワイ準州上院議員に就任
1959	ハワイ準州がハワイ州に昇格
1962-1964	ハワイ州上院議員に就任
1965-1977	アメリカ合衆国下院議員に就任(1965年1月3日-1977年1月3日)
1977-1978	国務大臣補佐(Assistant Secretary of State for Oceans and International Environmental and Scientific Affairs)に就任
1978-1981	民主的行動のためのアメリカ人(the Americans for Democratic Action)の会長に就任
1983-1987	ホノルル市議会議員及び同市議会議長(1983-1985)に就任
1990-2002	アメリカ合衆国下院議員に就任(1990年9月22日-2002年9月28日)
2002	9月28日にハワイ州ホノルルにて死去

<参考資料>

Office of the Clerk U.S. Capital. “Patsy T. Mink.” In *Women in Congress*.
<<http://womenincongress.house.gov/profiles/index.html>> (6/2/2008).

Mitchell, Nicole, and Ennis, Lisa A. “Mink, Patsy Matsu Takemoto (December 6, 1927-September 28, 2002).” In *Encyclopedia of Title IX and Sports*, pp. 79-80. Westport, CT: Greenwood Publishing, 2007.

Mink, Patsy T. “A Change in Plans.” In *True to Ourselves: A Celebration of Women Making a Difference*, ed. Neuman, Nancy M. pp. 136-141. San Francisco, CA: Jossey-Bass Inc. Publishers, 1998.

Saeki, Patsy Sumie. *Japanese Women in Hawaii: The First 100 Years*, pp. 130-134. Honolulu, HI: Kiskeya Inc., 1985. 和訳書は、パッツィ・スミエ・サエキ(著)、伊藤美名子(訳)『ハワイ日系女性—最初の100年—』、202-212頁、秀英書房、1995年。



図3： パッツィ・タケモト・ミンクの肖像

<出典>

Office of the Clerk U.S. Capital. “Patsy T. Mink.” In *Women in Congress*.

<<http://womenincongress.house.gov/profiles/index.html>> (2008/06/02).

第3節 連邦議会におけるパッツィ・タケモト・ミンクの評価

ミンクの立法者としての功績は、同決議法案の審議における連邦議員らの言葉からも理解できる。例えば、ジョン・ベイナー下院議員（John Boehner、オハイオ州選出、共和党）は「21世紀の競争に関する小委員会の幹部委員として、パッツィ・ミンクは『どの子も置き去りにしない（No Child Left Behind）』法案を通過させるために重要な役割を果たし、議長であるマッキオン下院議員と共に官僚的形式主義と中等教育後の教育に関する厄介な規定を減らすための立法に取り組んだ」と教育問題を改善するための立法に取り組んだミンクを回想し、「この決議法案は、私たちの元同僚への弔辞及び彼女が残していった遺産としてふさわしく、「私の同僚が、優れた同僚であり友人にありがとうとさようならを一緒に言う手段としてこの決議案を支持してくれるとわかっている」と、同決議案の意義を述べて言葉を締めくくっている²⁴。

また、ハワード・マッキオン下院議員（Howard McKeon、カリフォルニア州選出、共和党）も「私たちが学生の学問的業績を向上させるために一緒に取り組んだ沢山の例についてお話したいが、最近、私たちが共に取り組んでいた、私たち両者が信じる中等教

育後の教育をよりよく、そして学生及び家族にとってより身近なものにすることに關する問題にしばらく光を当てたい」とミンクと共に中等教育後の教育の問題改善に重点を置いていたことに言及し、ミンクと共に高等教育法におけるいくつかの厄介な規則を簡素化することに本腰を入れたことを回想している²⁵。

さらに、同決議法案の起草者であるジョニー・アイザックソン下院議員（Johnny Isakson、ジョージア州選出、共和党）は「下院 H. R. 1 法案『どの子ども置き去りにしない』の特別調査委員会の一委員として、自分自身の信念のためにはっきりと発言をし、戦い、共通の立場を探り出し、経済的な援助を受けて当然である最も貧しい学生・生徒にこの議会及び国の注意を向けさせたのは、パッツィ・ミンクであった」と、教育問題の中でもとりわけ貧困学生・生徒に対する教育機会の経済的保障に懸命に取り組んだミンクを称えている²⁶。以上のような議員らの言葉から、ミンクがとりわけ中等教育後の教育と貧困家庭の学生・生徒への経済的支援に尽力してきたことが理解できる。

しかし、1990年以降にミンクと共に下院政府改革委員会（House Government Reform Committee）の委員を務めたエドルファス・タウンズ下院議員（Edolphus Towns、ニューヨーク州選出、民主党）が「特に、彼女の革新的な民主的方針を擁護するための熱烈な弁論に打たれた。このような方針への肩入れによって、彼女は1995年の福祉改革法（'95 Welfare Reform Act）に積極的に反対した。なぜなら、多くの貧しい女性やその子供に広く影響することが予想されたからである。彼女のその反対は、法案における情け容赦のない規定をある程度抑えることに役立った。パッツィは、いつも貧しくそして不利な条件におかれた人々全ての利益を守ることを期待されていた。しかし、教育及び運動競技における女性のための平等機会を保証することへの彼女のリーダーシップはいつも思い起こされるだろう」と述べるように、ミンクが立法者として教育問題だけでなく女子・女性に係わる問題にも尽力してきたことが業績として称えられる²⁷。

例えば、マッカーシー下院議員（Carolyn McCarthy、ニューヨーク州選出、民主党）は「最も重要なのは、1971年に高等学校で運動競技に参加していた女子は30万人足らずだったのに対して、高等学校における270万人以上の女子高校生が運動競技に参加していることである。これは、タイトルIXの成立において重要な役割を果たした下院議員であるミンクのおかげである」とタイトルIXの成立に果たしたミンクの役割の重要性を強調し、同議決法案の通過によって「今、女子は、学校運動競技に参加する

機会に感謝して、パッツィ・ミンクの名声を見失わぬよう心がける」と述べている²⁸。

また、ダニエル・アカカ上院議員 (Daniel Akaka、ハワイ州選出、民主党) は「決議法案は、ミンクの名を取って僅か 9 つの単語からなるけれど、数え切れないわが国における女子及び女性の生涯に無限且つ巨大な影響を与えたいわゆるタイトルIXを改称することによって、素晴らしい女性と平等機会及び教育のために成し遂げた彼女の業績に敬意を表する」とタイトルIXをミンク法に改称することこそがミンクの業績を称えることだと述べている²⁹。

さらに、40年前にミンクの選挙運動に携わり、その後、12年間、ミンクと共にハワイ州選出下院議員を務めたニール・アバクロンビ下院議員 (Neil Abercrombie、ハワイ州選出、民主党) も、「タイトルIXをミンク法に改称することによって、連邦議会が、勇敢で、先見の明があり、疲れを知らないこの偉大な国のリーダーとして彼女をしっかり記憶する」とタイトルIXのミンク法への改称こそが立法者としてのミンクの功績を称えるにふさわしいと述べている³⁰。

加えて、リン・ウースリー下院議員 (Lynn Woolsey、カリフォルニア州選出、共和党) は「ハワイ州選出のパッツィ・タケモト・ミンク下院議員がこの国の人々、特に、女子・女性に寄与したことを評価する H. J. Res. 113 の最初の共同起草者であることを光栄に思う。だから、この決議法案がタイトルIXをミンク法に改称することはふさわしいのである」と女子・女性に係わる問題に熱心に取り組んだミンクの名を取ってタイトルIXを改称することが意義あることとしつつも、「しかし、タイトルIXだけが、アメリカにおける女子・女性へのミンクの貢献ではない。彼女は、WEEA としてよく知られる女子教育均衡法 (Women's Educational Equity Act) を起草した。依然として、WEEA は学校及びコミュニティにおけるジェンダー・エクイティを保証するための証明された方法について情報を探している教員や親のための主要な財源となっている。WEEA は、女子の将来の選択及び成功が彼女らの性ではなく彼女ら自身の関心、熱望及び能力によって決定されることを確かなものにする連邦政府の義務を表明している」と女子・女性の教育のための財政確保へのミンクの取組みを称えている³¹。

以上のような同僚議員らの言葉から、ミンクの功績は教育問題の中でも中等教育後の教育問題に焦点をあて、とりわけ貧困学生・生徒や女子・女性の経済的保障に立法者として取り組んだことであり、それらの功績を称えることが同法の主要な目的の 1 つとも考えられる。

第4節 タイトルIXからミンク法への改称の理由

タイトルIX改称立法の法案及び同僚議員らのミンクの評価から、ミンクの功績を称えることがタイトルIX改称立法の理由であることが理解できた。しかし、彼女の功績を称えるために法律を改称するにしても、タイトルIX以外の法律であってもよいだろう。また、タイトルIXを改称するにしても、ミンク以外の議員の名前を付すこともできただろう。では、なぜタイトルIXの改称にはミンクの名前でなければならなかったのだろうか。

確かに、ミンクはタイトルIXに貢献してきた。タイトルIX立法では、のちにタイトルIXとなるタイトルXに対する修正法案を阻止しようと市民的権利の視点からサポートした。また、タイトルIX実施規則の立法においても、戦略を立てて規制対象から収益を生む大学対抗運動競技を除外しようとする修正法案を阻止した。さらに、タイトルIX実施規則が公布されても、教科体育における男女共修を求める規定に反対する修正法案の通過を阻止することに成功した。このように、ミンクがタイトルIXの適用を制限しようとする修正法案を阻止してきたことを理解すると、タイトルIX改称にはミンクの名が付されるべきだと考えられる。

しかし、先行研究³²では、タイトルIXに貢献した人物としてミンク以外の名前が挙がっている。中でも、1970年に下院H. R. 16098法案を起草してタイトルXが提案される公聴会を開催したグリーン下院議員や上院議会において1971年教育修正法及び1972年教育修正法の両法案に性差別の禁止規定を盛り込もうとする修正案を扱ったバイ上院議員は、タイトルIX立法に貢献した議員としてその名が挙がる。

なぜ、タイトルIX改称立法にグリーン下院議員やバイ上院議員の名前ではなくミンクの名前でなければならなかったのか。その理由を探るには「市民的権利」が重要な言葉だと考えられる。市民的権利という言葉はタイトルIXとミンクを繋ぐ。第1章でみてきたように、タイトルIXは連邦政府の支援を受けるプログラムにおける人種、皮膚の色及び出身国に基づく差別を禁止する市民的権利法タイトルVIを起源とする³³。また、第2章でみてきたように、タイトルIXは1984年のグローブシティカレッジ判決によって、一度は、大学対抗運動競技プログラムにおける実効力を失っているが、1987年の市民的権利復活法によって再び、実効力を取り戻している³⁴。タイトルIXは、「タ

イトルIX」として周知されているが、実は、一市民的権利法として捉えられるのである。

一方、ミンクは市民的権利を首尾一貫してきた人物である。上述したように、ミンクは、タイトルIX立法の審議において一貫して市民的権利の視点から大学学部の入学選抜制度の適用除外に反対した。また、ミンクの首尾一貫した市民的権利の視点は先行研究³⁵も支持している。ミンクを「不完全なフェミニスト」と表現したラッセルは、ミンクが市民的権利から視線を逸らさない「不完全なフェミニスト」であったからこそ、ミンク自身の生涯を送ることができたと分析している³⁶。さらに、ミンクは市民的権利を意識せずにはいられない生涯を歩んできた。上述したように、ミンクは日系人女性として性差別だけでなく人種差別という壁を乗り越えてきた。これらの差別問題を解消するためには、「フェミニスト」では不十分なのである。市民的権利という視点がなければ両者の差別問題を解消することは難しいのである

このようにタイトルIXとミンクを繋ぐ市民的権利という言葉が、タイトルIXからミンク法への改称理由を考えると透けて見えるのである。つまり、タイトルIXをミンク法に改称することによって、タイトルIXをタイトルIXとしてだけでなく、市民的権利法として伝播させようとしたのではないかと考えられるのである。

第5節 本章のまとめ

本章では、タイトルIX改称立法の目的、ミンクの半生、同僚議員らのミンクの評価及びタイトルIXからミンク法への改称の理由を検討した。その結果、以下のような知見を得た。

タイトルIX改称立法の決議案は、2002年10月2日に下院議会に、同年同月8日に上院議会に上程され、審議を経て、同年同月17日にブッシュ大統領の署名を得て成立した。同法の立法目的は、女性や子供など社会的に弱い立場の者のために経済的、社会的及び教育的問題に熱心に取組んだミンクの業績を称えることであった。ミンクの経歴からはハワイ及びアメリカの政界で活躍したミンクを想像しがちであるが、実際には、その半生において人種差別をはじめ性差別、婚姻の有無による差別を乗り越えてきてきた。そして、下院議員就任後、ミンクは教育問題の中でも中等教育後の教育問題に焦点をあて、とりわけ貧困学生・生徒や女子・女性の経済的保障に取り組み、

そのことは同僚議員から評価されている。このようにタイトルIX改称立法の目的はミンクの功績を称えることであるが、タイトルIXの改称にミンクの名前を付さなければならなかった理由を突き詰めると、市民的権利法としてのタイトルIXの周知が考えられた。

【註及び引用・参考文献】

¹ Joint Resolution Recognizing the Contributions of Patsy Takemoto Mink, Public Law 107-255, 116 Stat. 1734 (2002), U.S. Government Printing Office.
<<http://fdsys.gpo.gov/>> (2009/03/16).

² The Library of Congress THOMAS. “Bill Summary & Status 107th Congress (2001-2001) H. J. Res. 113.”
<<http://thomas.loc.gov/cgi-bin/bdquery/D?d107:1:./temp/~bdi3or:@@L&summ2=m&|/home/LegislativeData.php?n=BSS;c=107|>> (2013/01/22). The Library of Congress THOMAS. “Bill Summary & Status 107th Congress(2001-2001) S. J. Res. 49.”

<<http://thomas.loc.gov/cgi-bin/bdquery/D?d107:2:./temp/~bdi3or:|/home/LegislativeData.php?n=BSS;c=107|>> (2013/01/22).

³ Govtrack.us. “107th Congress 2D Session H. J. Res. 113 Recognizing the Contributions of Patsy T. Mink.”
<<http://www.govtrack.us/congress/bills/107/hjres113>> (2013/01/20).

⁴ *Congressional Record*, H7146-H7148, October 7, 2002.

⁵ Govtrack.us. “107th Congress 2D Session H. J. Res. 113 Joint Resolution Recognizing the Contributions of Patsy T. Mink.”
<<http://www.govtrack.us/congress/bills/107/hjres113>> (2013/01/20).

⁶ *Congressional Record*, S10129, October 8, 2002.

⁷ *Ibid.*, S10130, October 8, 2002.

⁸ “H. J. Res. 113.”

<<http://thomas.loc.gov/cgi-bin/bdquery/D?d107:1:./temp/~bdi3or:@@L&summ2=m&|/home/LegislativeData.php?n=BSS;c=107|>> (2013/01/22).

⁹ *Congressional Record*, S10395, October 10, 2002.

¹⁰ *Ibid.*

¹¹ *Ibid.*

¹² Govtrack.us. “Recognizing the Contributions of Patsy Takemoto Mink.” (2002; 107th Congress H. J. Res. 113)
<<http://www.govtrack.us/congress/bills/107/hjres113>> (2013/01/20).

¹³ Joint Resolution Recognizing the Contributions of Patsy Takemoto Mink, Public Law 107-255, 116 Stat. 1734 (2002), U.S. Government Printing Office.
<<http://fdsys.gpo.gov/>> (2009/03/16).

¹⁴ *Congressional Record*, H4861, July 17, 2002. Mink, Patsy T. “A Change in Plans.” In *True to Ourselves: A Celebration of Women Making a Difference*, ed. Neuman, Nancy M., p. 139. San Francisco, CA: Jossey-Bass Inc. Publishers, 1998. Davidson, Sue. “Patsy T. Mink.” In *A Heart in Politics: Jeannette Rankin and*

Patsy T. Mink, pp. 116-117. Seattle, Washington: Seal Press, 1994. Arinaga, Esther K., and Ojiri, Rene E. “Patsy Takemoto Mink.” In *Called From Within: Early Women Lawyers of Hawai’i*, ed. Matsuda, Mari J., p. 258. Honolulu, HI: University of Hawaii Press, 1992.

¹⁵ Ibid.

¹⁶ Mink, Patsy T., p. 139.

¹⁷ Arinaga and Ojiri, p. 260. Davidson, p. 128.

¹⁸ Ibid.

¹⁹ Mink, Patsy T., p. 140. Davidson, pp. 123-124. Arinaga and Ojiri, p. 261.

²⁰ Mink, Patsy T., p. 141. Arinaga and Ojiri, p. 261.

²¹ Ibid.

²² Ibid.

²³ Ibid.

²⁴ *Congressional Record*, H7147-H7148, October 7, 2002.

²⁵ Ibid., H7147, October 7, 2002.

²⁶ Ibid.

²⁷ Ibid., H7148, October 7, 2002.

²⁸ Ibid.

²⁹ Ibid., S10129, October 8, 2002.

³⁰ Ibid., H7148, October 7, 2002.

³¹ Ibid., H7147, October 7, 2002.

³² Sandler, Bernice R. “‘Too Strong for a Woman’: The Five Words That Created Title IX.” <<http://www.bernicessandler.com/id44.htm>> (2008/05/12).

Valentin, Iram. “Title IX: A Brief History.” In *25 Years of Title IX Digest. Women’s Educational Equity Act Resource Center*, 1997.

<<http://www2.edc.org/Womensequity/pdf/files/t9digest.pdf>> (2008/05/12).

Mink, Gwendolyn. “Title IX.” In *The Readers Companion to U.S. Women’s History*, eds. Mankiller, Wilma, Mink, Gwendolyn, Navarro, Marysa, Smith, Barbara, and Steinem, Gloria, pp. 593-594. New York, NY: Houghton Mifflin Company, 1998.

今野真希「米国連邦政府の男女別学教育政策—1972年改正教育法タイトルIXの成立を中心に—」、大桃敏行（代）『多元文化国家米国における学校の公共性論議に関する史的研究』、159-176頁、平成13-15年度科学研究費補助金研究成果報告書、2004年。

³³ 本論文の第1章第2節「下院H.R. 16098法案に関する公聴会」に示す通り、下院H.R. 16098法案に関する審議において、市民的権利法タイトルVIを雛型にしつつ、教育上の性差別の禁止事項を明記する法案の作成が提案された。それがのちの下院H.R. 7248法案のタイトルXの姿として登場し、「タイトルIXの起源」と言われている。

³⁴ 本論文の第2章第3節第2項「プログラム限定の解釈を決定付けたグローブシティカレッジ判決」に示す通り、グローブシティカレッジ判決において、最高裁判所が連邦支援を直接受けるプログラムだけがタイトルIXの適用を受けるとする判断を下したことから、連邦支援を直接受けない大学対抗運動競技プログラムは実質的にタイトルIXの適用対象ではなくなった。その後、グローブシティカレッジ判決を覆すために、1988年に制定された市民的権利復活法により、一教育機関に連邦支援を受けるプログラムが存在すれば、その教育機関全体がタイトルIXの適用を受けることになり、大学対抗運動競技プログラムは実質的にタイトルIXの適用対象に戻ったのである。つまり、タイトルIXは市民的権利復活法によって実効力を取り戻したのである。市民的権利復

活法によるタイトルIXの実効力の回復については、本論文の第2章第3節「プログラム限定の解釈を覆した市民的権利復活法の制定」を参照。

³⁵ Russell, Anne. *Patsy Takemoto Mink: Political Woman*. A Dissertation Submitted to the Graduate Division of the University of Hawaii in Fulfillment of the Requirements for the Degree of Doctor of Philosophy in American Studies, 1977.

³⁶ *Ibid.*, pp. 205-207.

第4章 OCRによる大学対抗運動競技プログラムへのタイトルIXの判断基準の適用の変化

第2章では、タイトルIXの制定後から改称前までの大学対抗運動競技プログラムにおけるタイトルIXの実施過程を分析した。その結果、タイトルIXの遵守状況を審査する際には、関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準が適用される一方で、同判断基準の適用によって男子チームの廃止が進み、同判断基準の適用を指導するOCRがNWCAに提訴されていることが明らかとなった。

そこで、本章では、OCRによる関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準の適用がどのように変化したのかということをはっきりさせるために、タイトルIXの改称後から2010年までの大学対抗運動競技プログラムにおけるタイトルIXの実施過程の行政的側面に焦点をあてて分析する。まず、上述した事態を打開するために、OCRはどのような行動をとり、どのような結果を得たのかということをはっきりさせるために、第1節で2002年の運動競技機会委員会によるタイトルIXの実施の再検討を検討する。次に、運動競技機会委員会がまとめた最終報告書を受けて、OCRがどのような方針を打ち出したのかということをはっきりさせるために、第2節でOCRのタイトルIXの実施に関する新たな方針を検討する。また、新たな方針の発表後、OCRはどのような追加方針を打ち出したのかということをはっきりさせるために、第3節でOCRのタイトルIXの実施に関する方針の転換を検討する。続いて、先の追加方針を撤回するために、OCRがどのような方針を発表したのかということをはっきりさせるために、第4節でOCRのタイトルIXの実施に関する方針の転換の撤回を検討する。

第1節 2002年の運動競技機会委員会によるタイトルIXの実施の再検討

第1項 運動競技機会委員会の設置

NWCA 対 DOE の判決が待たれる一方、2002年6月27日にロデリック・ページ DOE 長官 (U. S. Secretary of Education Roderick Paige、以下、ページ DOE 長官と表記) は、タイトルIXについて調査する初の諮問委員会として運動競技機会委員会 (The Secretary of Education's Commission on Opportunity in Athletics) を設置した¹。運動競技機会委員会の目的は、「情報収集、問題分析、及び運動競技に参加する男女のための平等機会について評価するための連邦政府の基準の適用の改善に向けて、市民から広く意見を得ること²」

であった。また、運動競技機会委員会の任務は、「運動競技に参加する男女の平等機会について評価するために DOE が適用する基準を改定するべきか否か、また改定するならば如何になされるべきか、さらに、如何にタイトルIXの有効性を向上させ、如何にタイトルIXのもとこれまで遂げてきた発展を維持するか、これらの問いに回答する勧告を示す報告書をページ DOE 長官に提出すること³」と、情報収集、問題分析及び市民からの意見収集のために、「全米各地において最低3つのタウンホールミーティングを開催すること⁴」であった。

運動競技機会委員会の設置の背景についてみると、タイトルIXの制定以来、女子の大学対抗運動競技プログラムが急増する一方で、DOE によるタイトルIXの実施の効果を問う声が高まっていたことが指摘されている⁵。カーペンター⁶によると、DOE に対してタイトルIXに関する調査を求める声は、1990年代中期に連邦議会から上がっていた。1992年のフランクリン判決以降、関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準を採用する裁判において原告側である女子学生が勝訴を繰り返した。一方、タイトルIXの実施が前進するにつれて、同判断基準のうち、「男女の大学対抗運動競技レベルに参加する機会は、男女学生総数の割合と実質的に均衡がとれているか」ということを判断するための男女比の実質的均衡基準をめぐる議論が高まっていった⁷。そのような中で1995年3月に、のちに下院議長となるデニス・ハスタート下院議員（Dennis Hastert、イリノイ州選出、共和党：以下、ハスタート下院議員と表記）は、男女比の実質的均衡基準の妥当性を問う公聴会を開催するよう要請した⁸。レスリングコーチの経験をもち、全米レスリング協会の前会長であり、さらにレスリング界の殿堂入りを果たしているハスタート下院議員は、中等・高等教育に関する下院議員分科委員会による公聴会において、大学運動競技局の平等な参加機会の提供について評価するための男女比の実質的均衡基準と男子マイナースポーツチームの廃止との間には直接的かつ破壊的な関係があると主張した⁹。ところが、ハスタート下院議員の思いはむなしく、タイトルIXの実施に影響を与えなかった。男女比の実質的均衡基準を含む同判断基準を全面的に支持する1996年の方針解説が発表されたのである¹⁰。これに加えて、男女比の実質的均衡基準を適用した12件のアメリカ合衆国上訴裁判所の裁判のうち8件が、男女比の実質的均衡基準を大学運動競技局の平等な参加機会の提供を評価するための法的手段として適当と支持したのである¹¹。しかし、2000年に入り、ハスタート下院議員は、再び、タイトルIXの実施に関する調査をDOEに迫った。ハスタート下院議員は、とりわけ男女比の実質的均衡基準を再検討するための委員会を設置するよう要求した。これに対して、新たにDOE長官に就任したページDOE長官は運動競技機会委員会を設置し

たのである¹²。

以上のように、NWCA 対 DOE の判決、つまり司法の判断が下される前に、DOE は長年のタイトルIXの実施に関する調査の要請に対して、運動競技機会委員会の設置という形で応えたのであった。このことから、まさに運動競技委員会設置の機は熟していたと言っても過言ではないだろう。

第2項 運動競技機会委員会メンバーの構成と活動プロセス

たとえ運動競技機会委員会の定款（Commission Charter：以下、委員会定款と表記）が委員会のメンバー構成や活動プロセスの公正さを約束していたとしても、その実態はかなり偏っていた。委員会定款は、運動競技機会委員会の構成に関して以下のように規定している。

運動競技機会委員会は、公的及び民間の分野から DOE 長官に任命された 15 名以下のメンバーと DOE から 3 名以下のメンバーで構成される。メンバーには、運動競技局長をはじめ、コーチ、その他、大学及び学区の職員の代表者と大学対抗運動競技や中学、高校の運動競技の代表者を含むものとする。また、研究者、州職員及び地方職員、そして大学対抗運動競技、中学及び高校の運動競技、或いは教育の平等機会の問題に詳しい専門家をメンバーに含めるものとする。運動競技機会委員会メンバーは、代表者らの男女の運動競技に関する幅広い興味と視点を反映させるために公正に調整される¹³。

しかし、実際に指名された運動競技機会委員会のメンバー構成には、かなりの偏りがみられた。委員会メンバーに指名された 15 名のうち 8 名が女性で 7 名が男性である¹⁴ことから、性別構成は妥当であるものの、女性メンバーのうち 3 名が NCAA ディビジョン I の関係者代表、2 名が政治的保守派の女性グループの代表、3 名が元或いは現役運動競技選手であり、男性メンバー 7 名すべては NCAA ディビジョン I-A の関係者代表であった。つまり、委員会全メンバー 15 名のうち 10 名が NCAA ディビジョン I の関係者代表であり¹⁵、NCAA において最も多くの教育機関が所属するディビジョン II や III の関係者の代表は皆無ということになる。また、2 年制大学（junior colleges）、コミュニティカレッジ（community colleges）及び高等学校や全米大学対抗運動競技協会（National Association of

Intercollegiate Athletics Conference) に所属する教育機関の運動競技プログラム関係者の代表も皆無であった¹⁶。以上のように、委員会定款は「運動競技機会委員会メンバーは、代表者らの男女の運動競技に関する幅広い興味と視点の範囲を反映させるために公正に調整される」と謳う¹⁷ものの、実際の運動競技機会委員会のメンバー構成はバイアスのかかったものであった。

また、運動競技機会委員会の活動プロセスについてみると、タウンホールミーティングでの発表者の構成にも偏りがみられた。運動競技機会委員会は4度のタウンホールミーティングを開催し¹⁸、これらのタウンホールミーティングにおいてOCR職員が参考人として指名した専門家らが運動競技機会委員会に対して意見を述べた¹⁹。この参考人についてみると、アトランタのタウンホールミーティングでは16名のうち4名が、シカゴでのタウンホールミーティングでは13名のうち4名が、コロラドスプリングスのタウンホールミーティングでは12名のうち2名が、そしてサンディエゴの最終タウンホールミーティングでは13名のうち5名が、現行のタイトルIX支持派であった²⁰。また、参考人全体をみると、チームの廃止を経験した男子チーム関係者が比較的多く、6名がレスリング関係者代表、2名が競泳関係者代表、2名が体操競技関係者代表、5名がタイトルIXを法的根拠として提訴された学校関係者代表であり、原告の代表者は皆無であった²¹。つまり、現行のタイトルIXに向かい風となるような参考人がOCRによって選ばれていたのである。

さらに、DOE長官に最終報告書を提出するにあたって、運動競技機会委員会に課せられた問いにも偏りがみられた。運動競技機会委員会は、7つの問いに回答するよう命じられていた²²。まず、その1つ目の問い—「運動競技における平等機会を評価するためのタイトルIXの基準は、男女のための運動競技の機会を推進するために役に立っているか²³」—は、すでにバイアスがかかっているという。オズボーン²⁴は、タイトルIX立法が男子のための運動競技の機会の推進と関係ないため、タイトルIXが「男女のための運動競技の機会を推進するために役に立っているか」という問いは誤りであり、「運動競技における平等機会を推進するために役に立っているか」と問われるべきだと指摘する。この問いは男子チームの廃止を懸念して設定されたと考えられるが²⁵、運動競技機会委員会の活動が開始される前に男子チームの廃止とタイトルIXとの間に関係があることを憶測して設定された問い1は、運動競技機会委員会の先入観を露呈しているのではないだろうか。また、その他の問いは、オリンピック大会をはじめ、コミュニティのレクリエーションプログラム、プロスポーツといったタイトルIXの適用範囲を超えるスポーツに言及しており²⁶、何の先入

観も含まれていないとは言い難い。

以上のように、委員会定款が委員会の公正性を規定しているにも関わらず、実際の運動競技機会委員会のメンバー構成と活動プロセスはバイアスのかかった内容であった。次に、この偏った運動競技機会委員会の手続きによって導き出された最終報告書についてみてみよう。

第3項 運動競技機会委員会による最終報告書の発行と勧告

2003年2月26日に運動競技機会委員会は、『『全ての人に』タイトルIX30周年²⁷』（以下、最終報告書と表記）と題した報告書をDOE長官に提出した。最終報告書には、同委員会に課せられた7つの問いに対する答申と23の勧告が示された。23のうち15の勧告は全会一致で可決された²⁸。また、同委員会の重視する勧告は、4つの主題—「公約（commitment）」、「明快さ（clarity）」、「公正（fairness）」、「執行（enforcement）」—に整理されている²⁹。

表4-1は、最終報告書に示された勧告を上述した4つの主題に整理したものである。上述したように、最終報告書に示されたすべての勧告が4つの主題に分類されたわけではなく、「勧告7」をはじめ、「勧告9」、「勧告10」、「勧告12」、「勧告16」、「勧告22」は分類されていない。しかし、ここではオズボーン³⁰による分類を参考にして、4つの主題に分類されなかった勧告を「勧告12」及び「勧告16」を除いて分類した。

全会一致で可決された勧告のみをみると、それらの内容は現行のタイトルIXの実施について力説するものであった。まず、「公約」の見出しのもと、運動競技機会委員会は、タイトルIXが主要な市民的権利法として社会を牽引し、女子のために新たな機会を創造してきたと認識して、「DOEに男女のために平等機会と差別撤廃への強い約束を再び断言すべきである³¹」と勧告した。

次に、「明快さ」の見出しのもと、タイトルIXの実施に関する誤解や誤った情報の広がりに対応する勧告が示された。まず、「勧告3」のもと、運動競技機会委員会は、タイトルIXの遵守を果たすための必要条件に関する情報が錯綜して混乱を招いている状況や地方のOCRの間でタイトルIXの遵守に関する情報が共通に認識されていない事態を受け止め、明快で一貫した理解しやすいタイトルIXの実施のためのガイドラインを作成し、そのガイドラインが確実に理解されるよう最善の努力を尽くし、さらに全てのOCRにおいてタイトルIXとその実施に関する教育を一貫させるようOCRに助言した³²。次に、「勧告9」で同委員会は、「運動競技エクイティ開示法³³」（Equity Athletic Disclosure Act：以下、EADAと

表記) の求める情報内容が関心と能力の効果的な受入れに関する 3 つの判断基準の男女比の実質的均衡基準をタイトルIXの遵守のための唯一の方法であるかのように印象づけているという証言に応じて、EADA の再立案を連邦議会に促すよう DOE に求めた³⁴。また、「勧告 10」で同委員会は、学校の提供しているどのような活動が運動競技の機会とみなされるのかを学校自身が判断できるようにするための OCR のガイダンスが十分に理解されていないことを認め、その判断基準に関する情報を普及させるよう OCR に促した³⁵。

さらに、「公正」の主題のもと、タイトルIXの実施を阻害しうる状況に応じる勧告が示された。まず「勧告 4」で運動競技機会委員会は、これまでタイトルIXの方針によって女子のための運動競技の機会が創造されてきたことを支持しつつ、「参加、サポートサービス及び奨学金の処遇におけるタイトルIXの実施を妨げることによって、現行のタイトルIXの方針を直接的あるいは間接的に変更しない」よう強調した³⁶。次に「勧告 5」で同委員会は、継続を打ち切られた男子チームの代表者からの証言を重要視して、OCR に対して「タイトルIXを遵守するためにチームを廃止することは冷遇慣行である」と明言するよう求め、また学校に対してタイトルIXの遵守のためにチームの継続を打ち切る判断を下す前に、他のあらゆる手だてを探るよう促している³⁷。最後に「勧告 13」のもと、同委員会は、「NCAA の奨学金や他のガイドラインが運動競技の機会を推進しているのか或いは妨げているのかを判断するために、NCAA に対して奨学金などに関するガイドラインの再検討を促すよう」DOE に求めた³⁸。この勧告で運動競技機会委員会は、直接、NCAA に対して奨学金に関するガイドラインの見直しを要請していないものの、NCAA の業務に介入する権限を持たない運動競技機会委員会がこのような勧告を示すのはとりわけ興味深いとオズボーンは指摘する³⁹。加えて、「勧告 7」で、同委員会は、より若い世代のスポーツ参加の拡大が女子の大学対抗運動競技プログラムへの参加の機会拡大を助長し、ひいては社会における平等機会に貢献すると信じて、初等教育と中等教育のレベルにおける男女の関心を運動競技に向かわせる努力をするよう DOE に促した⁴⁰。

最後に、「執行」の見出しのもと、主に関心と能力の効果的な受入れに関する 3 つの判断基準に関する勧告が示された。まず、「勧告 6」において、運動競技機会委員会は、これまで OCR がタイトルIXの遵守を促進させるために、学校に対して連邦支援の打ち切りという制裁措置よりも学校との協力という指導的措置を優先してきたことに言及したうえで、OCR に対して「タイトルIXの遵守を促進させる手だてを学校自身に探求させる⁴¹」よう促し、タイトルIXを「積極的に実施する (aggressively enforce)」よう要請した⁴²。次に、「勧

告 14」では、男女比の実質的均衡基準の「実質的な均衡 (substantial proportionality) 」という文言がタイトルIXの実施において「絶対的な均衡 (strict proportionality)」と解釈されている実情を主張する証言に応じて、同委員会はOCRに対してタイトルIXの「差別撤廃」という教義に忠実に従いつつ、運動競技に参加する男女の比率の「妥当な偏差 (reasonable variance)」を認めるために「実質的な均衡 (substantial proportionality)」という文言の意味を明確にするよう要求した⁴³。また、「勧告 19」では、教育機関が「地方、州又は全米の青年又は高等学校の参加率や全米統括団体によって明らかにされた関心及び能力と運動競技参加率の男女比率との比較や、大学入学予定者や在学生に対する調査の結果が示す関心度によって」、学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準、すなわち「現在のプログラムによってその学生数の低い性の学生の関心と能力が十分且つ効果的に受け入れられていることを明らかに示すことができるか」を判断する基準のもとタイトルIXの遵守を実証する可能性について検討するようOCRに促した⁴⁴。それから、「勧告 21」で同委員会は、1996年の方針解説において男女比の実質的均衡基準が法的暫定避難規定と表されたことによって、同基準のみがタイトルIXを遵守する唯一の方法のように強調されたという証言に応じて、同基準を法的暫定避難規定とすることを破棄し、関心と能力の効果的な受け入れに関する3つの判断基準のどの基準も同等に扱いながらタイトルIXの遵守を促進するようOCRに求めた⁴⁵。さらに「勧告 23」で同委員会は、関心と能力の効果的な受け入れに関する3つの判断基準とは別に男女間の均衡 (equity) を実証するための方法を探求するようDOEに促した⁴⁶。加えて、「勧告 22」で同委員会は、タイトルIXの制定以降、教育機関はタイトルIXを遵守しなければならないのであるから、「大学対抗運動競技において一方の性の学生数がもう一方のそれより低い場合には、教育機関は、その学生数の低い性の学生の発展過程にある関心や能力に明らかに対応するプログラムの拡大のあゆみ及び継続的な実施を証明できるか」を問うプログラム拡大の継続的な実施基準は必要とされず、同基準の不明瞭さが同基準によるタイトルIXの遵守の実証を不可能にしているという証言に応じて、OCRに対して同基準によるタイトルIXの遵守が困難であることを指摘するなどして、同基準を再検討するよう求めた⁴⁷。

以上のように、最終報告書に示された全会一致で可決した勧告を「責任」、「明快さ」、「公正」及び「執行」という4つの主題のもと概観すると、これまでのタイトルIXの成果を称えつつ、現行のタイトルIXの実施を後退させることなく関心と能力の効果的な受け入れに関する3つの判断基準を改良していこうとする運動競技機会委員会の姿勢が窺える。

運動競技機会委員会が最終報告書を発行する一方で、最終報告書に異議を唱える同委員会の少数派メンバーらは独自の最終報告書を発行した。次に、そのメンバーらの最終報告書についてみてみよう。

表 4-1： 最終報告書に示された勧告の分類

勧告	全会一致で可決された勧告													可決された勧告								
	1	3	4	5	6	7	9	10	13	14	16	19	21	22	23	2	8	11	12	15	17	18
公約 (Commitment)	●																					
明快さ (Clarity)		●						▲	▲							●		●				
公正 (Fairness)			●	●			▲			●						●						
執行 (Enforcement)					●					●		●	●	▲	●				●	●	●	●

●は、最終報告書で委員会が重視する勧告として4つの主題に整理されたことを示す。

▲は、オズボーンによって4つの主題に分類されたことを示す。

無印は、最終報告書でもオズボーンによっても4つの主題に分類されなかったことを示す。

<資料及び参考文献>

The Secretary of Education's Commission on Opportunity in Athletics. "Open to All, " Title IX at Thirty. (Feb. 28, 2003), pp. 33-40.

Varona, Donna de and Foudy, Julie. *Minority Views on the Report of the Commission on Opportunity in Athletics*. (Feb. 2003), pp. 12-18.

Osborne, Barbara. "Symposium: Title IX in the 21st Century." *14 Marq. Sports L. Rev.*, pp. 151-156, 2003.

第4項 運動競技機会委員会少数派による報告書の発行と答申

運動競技機会委員会が最終報告書を提出した日にドナ・デ・ヴァローナ (Donna de Varona) とジュリー・ファウディ (Julie Foudy) は「運動競技機会委員会少数派の報告書⁴⁸」(以下、マイノリティ報告書と表記)を公表した⁴⁹。同委員会のメンバーである両者がなぜマイノリティ報告書を発行したのか、その背景には、最終報告書が少数派の意見を反映していないという彼女らの強い考えがあった⁵⁰。ヴァローナとファウディは最終報告書を支持せず、その代わりに少数派の意見を示すマイノリティ報告書を作成し、ページ DOE 長官に公式記録として承認するよう求めた⁵¹。マイノリティ報告書には、最終報告書には示されなかった答申をはじめ、代替勧告、最終報告書に示されたいくつかの主要な勧告に対する反論、そして同委員会の活動プロセスの問題点が記された。

マイノリティ報告書に示された答申は、女子のスポーツ参加と関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準について強調する。まず、少数派メンバーはスポーツ参加の向上に貢献してきたタイトルIXと関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準のこれまでの成果を賞賛した⁵²うえて、高等学校及び大学において未だ女子の運動競技の機

会が制限されていることに言及し⁵³、運動競技の機会をさらに拡大することが女子にとって極めて重要であることを強調した⁵⁴。それから、同メンバーは、女子のスポーツへの関心について、男子と比較して低い女子のスポーツ参加率は永続する女子に対する差別と女子のスポーツ参加機会の歴史的な欠如を反映しているのものであって、女子のスポーツへの関心の欠如を表しているのではないと主張した⁵⁵。また、答申では、OCRがこれまで関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準に関する方針を提供してきたことを強調した⁵⁶。うえて、同メンバーは、それらの方針と矛盾しない、関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準を遵守する方法について、さらなる技術的な指導をするようOCRに奨励した⁵⁷。続いて、同メンバーは、裁判所が関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準を支持し続けてきたことについて言及した⁵⁸。うえて、これまでOCRがタイトルIXを遵守しない教育機関に対して一度も財政支援を打ち切る制裁措置を科したことがないことを指摘した⁵⁹。さらに、同メンバーは、性別でチームが編成される運動競技では教育機関自身が男女の参加人数枠を決定するのであって、関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準の男女比の実質的均衡基準が参加人数枠を指示しているのではないとした。うえて、男女比の実質的均衡基準について、教育機関に両性の参加人数枠を対等に設定しているか否かを判断する手段を提供しているにすぎず、男女の参加人数枠の設定を求める割当制度 (quota) や一方の性のみの特別優遇を強要していないと強調した⁶⁰。これに加えて、男女比の実質的均衡基準を遵守するために男子の参加機会を奪うことも教育機関に対して要求していないことを強調した。以上のように、マイノリティ報告書に示された答申は女子のスポーツ参加と関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準について力説しているのである。

第5項 運動競技機会委員会による最終報告書の特徴

前項でみてきたように、マイノリティ報告書の示す答申は女子のスポーツ参加とタイトルIXの遵守状況を判断するための関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準に重心を置く。では、同報告書はどのような特徴を有しているのだろうか。以下では、マイノリティ報告書の特徴を明らかにするために、最終報告書とマイノリティ報告書それぞれに示された勧告を比較し、さらにマイノリティ報告書に示された最終報告書に対する反論についてみてみよう。

(1) OCRによる積極的な現行のタイトルIX実施の推進

表4-2は、最終報告書に示された勧告の内容とマイノリティ報告書に示された代替勧告の内容を比較した結果を簡潔に示したものである。最終報告書の勧告とマイノリティ報告書の代替勧告を大まかに比較すると、代替勧告の内容が勧告の内容とほぼ同じもの、一部同じもの、そして同じでないものと3つに分類できる。まず、代替勧告の内容とほぼ同じ内容の勧告を挙げると、「代替勧告1」は「勧告4」と、「代替勧告2」は「勧告6」と、「代替勧告5」は「勧告8」と、「代替勧告6」は「勧告13」と内容が一致する。次に、代替勧告の内容と一部同じ内容の勧告を挙げると、「代替勧告3」は「勧告3」及び「勧告21」と、「代替勧告7」は「勧告9」と内容が一部一致する。最後に、「代替勧告4」の内容と同じ或いは一部同じの内容の勧告はなかった。以下では、代替勧告と勧告の内容を比較しながらさらに詳しくみてみよう。

マイノリティ報告書の7つの代替勧告を最終報告書の勧告と比較してみると、両者には共通する点が多々みられるものの、マイノリティ報告書の代替勧告はDOEによる積極的な現行のタイトルIXの実施をより強調している。まず、「代替勧告1」は、「スポーツにおける女子のために平等に向けて発展を遂げてきた現行のタイトルIXが、変更されることなく維持されるべきである⁶¹」と強調している。この代替勧告と「参加、サポートサービス及び奨学金の処遇におけるタイトルIXの実施を妨げることによって、現行のタイトルIXの方針を直接的或いは間接的に変更しない⁶²」よう求めている「勧告4」を比較すると、現行のタイトルIXの変更を支持しない点は共通するものの、現行のタイトルIXの維持を強調する程度は「勧告4」より「代替勧告1」の方が強い印象を受ける。

次に、「代替勧告2」は、タイトルIXを遵守しない教育機関への制裁措置を含めて、DOEがタイトルIXの判断基準を「強く実施する (strongly enforce) ⁶³」よう促している。この代替勧告は、タイトルIXを「積極的に実施する (aggressively enforce) ⁶⁴」よう要請する「勧告6」とほぼ内容が同じである。

また、「代替勧告3」は、「DOEの職員に、現存の手引きを利用しながら、教育機関におけるタイトルIXの柔軟性の理解を助長するための教育キャンペーンに着手し、関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準のそれぞれの基準が実行可能で独立したタイトルIXの遵守方法であることを説明し、そして学校がタイトルIXを遵守できる効果的な実例を示すよう⁶⁵」奨励する。この「代替勧告3」は、DOEに教育機関の理解を得るために努力するよう求める点で「勧告3」と共通するが、何をどう理解させる努力をするのかという

点では異なる。つまり、「勧告 3」はガイドラインを作成してタイトルIXの実施について理解をさせるよう促す⁶⁶のに対して、「代替勧告 3」は既存のガイドラインを利用し、タイトルIXの柔軟性について理解させることを促している⁶⁷。また、「代替勧告 3」は、関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準のそれぞれが同等に扱われることに言及している⁶⁸点で「勧告 21⁶⁹」と共通するが、「勧告 21」のように男女比の実質的均衡基準を法的暫定避難規定とすることを破棄することや、タイトルIXの遵守状況を判断する際に関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準を個々に判断するのではなく3つの基準を総合的にバランスよく検討する視点を持つことを奨励する⁷⁰までには至っていない。

それから、「代替勧告 4」は、現行のタイトルIXの方針に関する教育活動において、タイトルIXが男子チームの廃止や縮小を強制しないことや男子チームの廃止や縮小は冷遇慣行であるということをDOEが教育機関に指導するよう促す⁷¹。この代替勧告が「男子チーム」の廃止を「冷遇慣行」とする⁷²のに対して、「勧告 5」はDOEに「チーム」の廃止を「冷遇慣行」であると言明するよう求める⁷³。「代替勧告 4」と「勧告 5」の内容は同じように捉えられそうであるが、その論調は微妙に異なる。「勧告 5」は、「チームの廃止の理由は様々である⁷⁴」とはいえ、「タイトルIXの遵守のためにチームを廃止することは冷遇慣行である⁷⁵」と述べたうえで、「タイトルIXの基本的原理は、機会を制限する決定が性に基きなされるべきではないということである⁷⁶」と強調してから、「タイトルIXを遵守するためにチームを廃止するという決定を下す前に教育機関はあらゆる手を尽くすよう⁷⁷」奨励している。一方、「代替勧告 4」は、多くの市民的権利法が差別の改善策として「以前から利益を得てきたグループのための機会を縮小するよりも、むしろ不利益な扱いを受けているグループのための機会を拡大することによって市民的権利法を遵守する⁷⁸」という原理を適用してきたことに言及し、DOEが教育機関にこの原理を知らせるよう促している⁷⁹。つまり、「勧告 5」は、タイトルIXが男女の平等機会の推進のためにあることを前提に論じているのに対して、「代替勧告 5」は、男女の平等機会を達成するために、タイトルIXが「不利益な扱いを受けてきたグループ」つまり女子の機会の拡大のためにあることを前提に論じている。この両者の前提の違いが「冷遇慣行」についての見解を「男子チーム」の廃止と「チーム」の廃止に分けたと考えられる。

さらに、「代替勧告 5」は、DOEに、教育機関及び運動競技統轄団体が特に男子プログラムの一部で高騰している経費を削減し、そのための改革について協議を進展させるように促すことを奨励した⁸⁰。この「代替勧告 5」は、全会一致の承認を受けていない「勧告 8⁸¹」

と内容がほぼ一致する。

加えて、「代替勧告6」は、DOEに、運動競技奨学金の給付人数を制限するような組織の規約が平等な運動競技の参加機会に関するタイトルIXの規定の遵守を阻害しているかどうかについて教育機関や全米における運動競技統轄団体が注意を向けるように促すことを奨励した⁸²。この代替勧告は、DOEに対して「NCAAの奨学金や他のガイドラインが運動競技の機会を推進しているのか或いは妨げているのかについて判断するために、NCAAにそれらのガイドラインの再検討を促すよう⁸³」求める「勧告13」と内容がほぼ同じである。

最後に、「代替勧告7」は、EADAのもとカレッジや大学には運動競技プログラムに関するデータの編集及び報告が求められているように、中等教育機関にも同様にデータの編集及び報告を要請するようDOEに奨励した⁸⁴。この「代替勧告7」とEADAの再計画を奨励している⁸⁵「勧告9」を比較すると、EADAについて言及している点は共通するが、「勧告9」はDOEに対してEADAの再計画を連邦議会に提案するよう促している⁸⁶ものの、「代替勧告7」のようにEADAを中等教育機関にも適用することを奨励する⁸⁷までに至っていない。

以上のように、マイノリティ報告書の代替勧告を最終報告書の勧告と比較してみると、両者には多くの共通点があるものの、マイノリティ報告書は最終報告書よりDOEにもう一步踏み込んだ現行のタイトルIXの実施を強調するものであった。

表4-2： 最終報告書の勧告とマイノリティ報告書の代替勧告の比較

	全会一致で可決された勧告													可決された勧告								
	1	3	4	5	6	7	9	10	13	14	16	19	21	22	23	2	8	11	12	15	17	18
代替勧告1			●																			
代替勧告2					●																	
代替勧告3		▲											▲									
代替勧告4																						
代替勧告5																	●					
代替勧告6												●										
代替勧告7								▲														

●は、ほぼ同じ内容。

▲は、一部同じ内容。

<資料及び参考文献>

The Secretary of Education's Commission on Opportunity in Athletics. *"Open to All, " Title IX at Thirty.* (Feb. 28, 2003), pp. 33-40.

Varona, Donna de and Foudy, Julie. *Minority Views on the Report of the Commission on Opportunity in Athletics.* (Feb. 2003), pp. 12-18.

Osborne, Barbara. "Symposium: Title IX in the 21st Century." *14 Marq. Sports L. Rev.*, pp. 151-156, 2003.

(2) 関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準の保持

マイノリティ報告書が最終報告書の勧告に対して反論していることについてはすでに述べたが、ここで、最終報告書のどのような主張に対してどのような反論がなされているのかについてみてみよう。

表4-3は、マイノリティ報告書で反対された最終報告書の勧告を示している。反対された勧告は、「勧告12」、「勧告14」、「勧告15」、「勧告17」、「勧告18」、「勧告19」、「勧告20」及び「勧告23」の8つの勧告である。このうち、全会一致で可決された勧告は「勧告14」、「勧告19」及び「勧告23」で、その他の勧告は可決された勧告である。

表4-3： マイノリティ報告書で反対された最終報告書の勧告

	全会一致で可決された勧告													可決された勧告								
	1	3	4	5	6	7	9	10	13	14	16	19	21	22	23	2	8	11	12	15	17	18
代替勧告1			●																			
代替勧告2					●																	
代替勧告3		▲											▲									
代替勧告4																						
代替勧告5																	●					
代替勧告6									●													
代替勧告7								▲														

●は、ほぼ同じ内容。

▲は、一部同じ内容。

網掛けは、マイノリティ報告書で反対されたことを示す。

<資料及び参考文献>

The Secretary of Education's Commission on Opportunity in Athletics. "Open to All, " *Title IX at Thirty*. (Feb. 28, 2003), pp. 33-40.

Varona, Donna de and Foudy, Julie. *Minority Views on the Report of the Commission on Opportunity in Athletics*. (Feb. 2003), pp. 12-18.

Osborne, Barbara. "Symposium: Title IX in the 21st Century." *14 Marq. Sports L. Rev.*, pp. 151-156, 2003.

マイノリティ報告書は、最終報告書の示す8つの勧告が「タイトルIXの立法意思に反し、この重要な市民的権利法をあやうく無力にし、そして女子の参加機会と奨学金の実質的な損失に帰する」と主張する⁸⁸。この8つの勧告のうち、「勧告12」を除くすべてが先述した4つの主題の分類の「執行(enforcement)」に該当し、且つ関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準に関わるものであった。以下では、全会一致で可決された「勧告14」、「勧告19」及び「勧告23」に対するマイノリティ報告書の反論に焦点をあて、それぞ

れの内容をみてみよう。

表 4-4 は、最終報告書の「勧告 14」、「勧告 19」及び「勧告 23」とそれぞれに対するマイノリティ報告書の反論を簡潔に示したものである。マイノリティ報告書は、最終報告書の「勧告 14」が採用された場合には、実際には平等の機会を提供していない教育機関が平等の機会を提供しているとみなされ、その結果、現在のタイトルIXの方針のもと女子の享受している運動競技の参加機会が縮小されると指摘する⁸⁹。「勧告 14」には、「もし実質的な均衡 (substantial proportionality) がタイトルIXの遵守を果たす方法として保持されるのであれば、OCR はタイトルIXの基本方針に従いながら、運動競技の機会の男女比率の妥当な偏差 (reasonable variance) を認めるために、実質的な均衡の意味を明確にするべきである⁹⁰」と記されている。「もし実質的な均衡 (substantial proportionality) がタイトルIXの遵守を果たす方法として保持されるのであれば」という文言は、言い換えれば、現状の男女比の実質的均衡基準を維持する場合を意味する。男女比の実質的均衡基準は、教育機関に対して運動競技に参加する機会の男女比率が在学生の男女比率に「実質的に均衡である (substantially proportionate)」よう求めている⁹¹。つまり、「勧告 14」は、男女比の実質的均衡基準のもと運動競技に参加する機会の男女比率の「妥当な偏差」 (reasonable variance) を認める方向で「実質的な均衡」 (substantial proportionality) の文言を明確にするよう DOE に求めているのである。

しかし、これに対してマイノリティ報告書は、教育機関における運動競技に参加する機会の男女比率を 50%、50%に設定した場合を想定して⁹²反論する。運動競技に参加する機会の男女比率を 50%、50%に設定し、2%から 3%の「妥当な偏差」 (reasonable variance) が許されるとすれば、教育機関に求められる女子の運動競技に参加する機会の割合は 47%でも認められるが、この場合には、とりわけ大規模大学における女子の運動競技に参加する機会が奪われると主張する⁹³。例えば、フロリダ州立大学やジョージ大学のような大規模大学では、女子在学生の割合が 50%を超えるのが現状であり⁹⁴、現状の男女比の実質的均衡基準に従えば、女子の運動競技に参加する機会の割合は女子在学生の割合に相当する 50%以上にしよう求められる。しかし、「妥当な偏差」 (reasonable variance) を認めれば、上記の大学は女子在学生の割合が 50%を超えるにもかかわらず、47%の女子の運動競技に参加する機会の割合を満たせばよいことになる⁹⁵。つまり、「妥当な偏差」 (reasonable variance) を認めてしまうと、上記のような女子在校生の割合が 50%を超える大学では、女子の運動競技に参加する機会の割合は、現行の男女比の実質的均衡基準のもと与えられ

る女子の運動競技に参加する機会の割合を下回り、女子の運動競技に参加する機会が奪われてしまうというのである。以上のように、マイノリティ報告書は、現行のタイトルIXの男女比の実質的均衡基準からみれば、最終報告書の「勧告 14」が女子の運動競技に参加する機会を奪い、平等の機会を提供していない教育機関をあたかも平等の機会を提供しているようにみなしてしまうと反論するのである。

また、マイノリティ報告書は、最終報告書の「勧告 19」が「運動競技への関心に関する調査」の誤った利用法を許し、その利用法が女子の運動競技に参加する機会を制限し、ひいては学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準自体を無力にしまうと反論する⁹⁶。「勧告 19」は、「地方、州又は全米の青年又は高等学校の参加率や全米統括団体によって明らかにされた関心及び能力と運動競技参加率の男女比率との比較や、大学入学予定者や在学生に対する調査の結果が示す関心度によって、学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準の遵守を判断することについて、OCR は吟味するべきである⁹⁷」と明言している。

しかし、マイノリティ報告書は、「勧告 19」が『運動競技への関心に関する調査』を根拠として女子のための運動競技の参加機会を制限することを正当化するために⁹⁸ 教育機関に利用される可能性が高いと主張する⁹⁹。また、「勧告 19」は、教育機関が女子の運動競技の関心と能力を「完全」でなくとも「単なる適切」に満たせばよいことを認めてしまい、その結果、学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準を変更してしまうだけでなく無力にってしまうという¹⁰⁰。そして、マイノリティ報告書は、裁判所の判示を引用しながら、「運動競技への関心に関する調査」のあるべき姿について主張する。1996年のコーエンら対ブラウン大学のケースにおいて、裁判所は『運動競技への関心に関する調査』は女子のスポーツに参加する機会を阻害している差別について慎重に検討するために利用されるものであり、女子が自由にプレーする機会を与えられている状況下においてスポーツへの関心について検討するために利用されるものではない」という認識を示した¹⁰¹。また、同裁判所は、女子のスポーツへの関心と能力について、「関心や能力は何もないところで育まれるものではなく、機会と経験があって伸びるもので、…運動競技に参加する女子の割合が低いのは、歴史的に女子がスポーツに参加する機会に恵まれなかったことを反映する」と言明している¹⁰²。マイノリティ報告書は、これらの裁判所の言葉を引き合いに出しながら、運動競技への関心や能力がその機会を与えられて初めて発達するものであるならば、女子の運動競技に参加する機会を制限してしまうような「運動競技への関心に関す

る調査」の利用法は、全くタイトルIXの意図からはずれていると反論するのである¹⁰³。さらに、マイノリティ報告書は、学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準に基づく関心と能力について評価する合法的な方法のガイダンスがすでに 1996 年の方針解説に明示されていることに言及し、「勧告 19」を認めず、その OCR のガイダンスに従うべきだと主張した¹⁰⁴。以上のように、マイノリティ報告書は、「勧告 19」が女子の運動競技に参加する機会を制限し、現行の学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準の「運動競技への関心に関する調査」を無力化すると反論するのである。

最後に、マイノリティ報告書は、運動競技機会委員会において十分な審議を経ずしてなされた「勧告 23」が新たなタイトルIXの遵守方法を決定する裁量を DOE に委ねてしまうと反論する¹⁰⁵。「勧告 23」は、現在の関心と能力の効果的な受入れに関する 3 つの判断基準の他に男女間の均衡 (equity) を実証するための方法を探求するよう DOE に呼びかける¹⁰⁶。マイノリティ報告書は、この「勧告 23」がタイトルIXの実施のメカニズムを変更させることに利用されるのではないかと懸念を示し、運動競技機会委員会がそのような変更を承認していないことや、これまで DOE や裁判所がタイトルIXを支持してきたことについて言及した¹⁰⁷。また、改善されるべき差別が未だ存在する状況の中で、なぜ現状の関心と能力の効果的な受入れに関する 3 つの判断基準を放棄する必要があるのかと、マイノリティ報告書は「勧告 23」の意義を問う姿勢を示した¹⁰⁸。さらに、この「勧告 23」について検討する十分な時間が運動競技機会委員会に与えられなかったことから、「勧告 23」の採用を承認できないというマイノリティ報告書の意味が強調された¹⁰⁹。このように、マイノリティ報告書は、運動競技機会委員会で十分に検討されず、新たなタイトルIXの遵守方法を自由に追加することを許してしまう「勧告 23」に反対したのである。

以上のように最終報告書の「勧告 14」、「勧告 19」及び「勧告 23」に対するマイノリティ報告書の反論に焦点をあててみると、マイノリティ報告書はタイトルIXの遵守状況を判断する関心と能力の効果的な受入れに関する 3 つの判断基準を変更することなく保持することを主張するものであった。

表 4-4： 最終報告書の勧告 14、19 及び 23 に対するマイノリティ報告書の反論

	最終報告書の内容	マイノリティ報告書の反論
勧告14	OCRは、タイトルIXの「差別撤廃」という教義に忠実に従いつつ、運動競技に参加する男女比率の「妥当な偏差」(reasonable variance)を認めるために「実質的な均衡」(substantial proportionality)の意味を明確にするべきである。	「妥当な偏差」(reasonable variance)を認めた場合には、女子在校生の割合が50%を超える大学では、女子の運動競技の参加機会の割合が、男女比の実質的均衡基準のもと与えられる女子の運動競技の参加機会の割合を下回る。よって、妥当な偏差 (reasonable variance) は女子の運動競技の参加機会を奪い、平等機会を提供していない教育機関をあたかも平等機会を提供しているようにみなしてしまう。
勧告19	OCRは、学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準に基づくタイトルIXの遵守方法として、地方、州又は全米の青年又は高等学校の参加率や全米統括団体によって明らかにされた関心及び能力と運動競技参加率の男女比率との比較や、大学入学予定者や在学生に対する調査の結果が示す関心度を用いることができるのか検討するべきである。	「勧告19」は「運動競技への関心に関する調査」を根拠に女子の運動競技の参加機会を制限することを正当化するために利用される可能性が高く、教育機関が女子の運動競技の関心と能力を「完全」でなくとも「単なる適切」に満たせばよいことを認めてしまい、その結果、学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準を変更してしまうだけでなく無力にしてしまう。運動競技への関心や能力がその機会を与えられて初めて発達するものならば、女子の運動競技の参加機会を制限してしまう「運動競技への関心に関する調査」の利用法は全くタイトルIXの意図からはずれている。学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準に基づき関心と能力を評価する合法的な方法のガイダンスが1996年の方針解説に明示されているのだからそれに従うべき。
勧告23	OCRは、関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準とは別に男女間の均衡 (equity) を実証するための方法を探求するべきである。	「勧告23」は十分な審議を経していない。裁判所やDOEは現行のタイトルIXを支持している。改善されるべき差別が未だ存在する中で、関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準を放棄し、新たに男女間の均衡 (equity) を実証するための方法を探求する必要はない。

第2節 OCRのタイトルIXの実施に関する新たな方針

第1項 2003年の大学対抗運動競技に関する方針の追加説明の発行と概要

2003年2月26日にページDOE長官は、最終報告書の全会一致で可決された勧告のみをその後の方針のために考慮すると発表した¹¹⁰。言うまでもなく、2003年にタイトルIXの方針追加説明が発表されるまで、最終報告書がどのように扱われるのかに注目は集まった。そのような中、ページDOE長官のアナウンスから5ヶ月が過ぎようとしていた2003年7月11日に、ジェラルド・レイノルズDOE市民権局次官補 (Assistant Secretary for Civil Rights Gerald Reynolds) は、「タイトルIXの遵守のための大学対抗運動競技に関する方針の追加説明¹¹¹」(以下、2003年の方針追加説明と表記)を発表した。2003年の方針追加説明は、その表題が示す通り、OCRが発行した1979年の方針解釈の内容をさらに明確に説明した1996年の方針解説に続く文書である。1996年の方針解釈の発行から実に7年ぶりにOCRがタイトルIXの遵守のためのガイドラインについて解説する文書が発行した背景には、先の運動競技機会委員会の報告を受け、教育機関に対して運動競技プログラムにおけるタイトルIXの遵守に関する指導がさらに必要であると判断したことにある¹¹²。

2003年の方針追加説明は運動競技プログラムにおける性差別の撤廃というタイトルIXの約束を強固にすることを目的として、以下の7つの点を強調している。1点目は、教育機関がそれぞれの状況に応じて関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準のそれぞれの基準を柔軟に扱うことである。1979年の方針解釈に示された関心と能力の効果的

な受入れに関する3つの判断基準とは、「(1) 男女の大学対抗運動競技レベルに参加する機会は、男女学生総数の割合と実質的に均衡がとれているか」(男女比の実質的均衡基準)、「(2) 大学対抗運動競技において一方の性の学生数がもう一方のそれより低い場合には、教育機関は、その学生数の低い性の学生の発展過程にある関心や能力に明らかに対応するプログラムの拡大のあゆみ及び継続的な実施を証明できるか」(プログラム拡大の継続的実施基準)、「(3) 大学対抗運動競技において一方の性の学生数がもう一方のそれより低く、しかも、上述したように、教育機関がその学生数の低い性の学生の発展過程にある関心や能力に明らかに対応するプログラムの拡大のあゆみ及び継続的な実施を証明できない場合には、現在のプログラムによってその学生数の低い性の学生の関心と能力が十分且つ効果的に受入れられていることを明らかに示すことができるか」(学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準)である。

この関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準について、1996年の方針解説は男女比の実質的均衡基準を法的暫定避難規定 (safe harbor) としている¹¹³。つまり、男女比の実質的均衡基準もとタイトルIXの遵守を実証すれば、教育機関は法的なペナルティから回避されるということが1996年の方針解説では強調されたことになる。しかし、2003年の方針追加説明では、タイトルIXを遵守するために関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準のいずれも同等に且つ柔軟に扱うことが強調されている¹¹⁴。言い換えれば、OCRは関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準のいずれの基準も特別視しないということである。このように関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準の扱い方について解説したうえで、OCRは教育機関に対して割当制度 (quota) を求めていることも強調した¹¹⁵。また、DOEはタイトルIXが柔軟に対応する法律であることを教育機関に理解してもらうために、教育的キャンペーンに着手することも強調した¹¹⁶。さらに、DOEは1996年の方針解説で関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準が柔軟に対応する基準であることを理解してもらうために様々な例証を示したことに言及したうえで、2003年の方針追加説明でもそれらの内容を引き継ぎながら、個々の教育機関の指導に努めることを明言している¹¹⁷。

2点目は、OCRがタイトルIXの遵守のためにチームを廃止することを要求していないことである。タイトルIXの遵守という目的を達成するためにこれまで差別に苦しんできた学生のために大学対抗運動競技に参加する機会を作り出すのではなく、チームを廃止する、つまり大学対抗運動競技の参加に関心を持つ学生からその参加機会を奪うことは、「タイトル

IXの精神」(the spirit of Title IX)¹¹⁸に反すると OCR は強調している¹¹⁹。さらに、OCR はタイトルIXの遵守を実証する手段としてチームを廃止する行為を「冷遇慣行」(disfavored practice) とし、それを奨励しないとしている¹²⁰。

3 点目は、タイトルIXを遵守しない教育機関に対して、OCR は制裁措置を含めてタイトルIXの判断基準を「積極的に実施する」(aggressively enforce)¹²¹ことである。タイトルIXを遵守していないと判断された場合には、その教育機関は制裁措置として連邦補助金を打ち切られる。この制裁措置の執行を避けるために、OCR は教育機関にタイトルIXの遵守を果たすための技術的な指導を行っていくことを付言した¹²²。

4 点目は、DOE が運動競技プログラムへの私的援助 (private sponsorship) を引き続き容認することである。OCR は、これまで教育機関が大学対抗運動競技プログラムへの個人的な寄付金を受け取ることを許可してきた。それについて OCR は引き続き許可するものの、私的援助の授受によって教育機関がタイトルIXの遵守努力から免れることはないことを強調している¹²³。つまり、個人的な寄付金の授受に関わらず、教育機関はタイトルIXの遵守義務を果たさなければならないということである。

5 点目は、OCR が地域格差なく一貫してタイトルIXを実施していくことである。OCR は、全米各地方に局を設置し、各局がその管轄下にある教育機関にタイトルIXの遵守に関する指導を行っている。ここでは、OCR が地方局間でタイトルIXの実施にむらが生じないように情報などの調整を徹底することを強調しているのである¹²⁴。

6 点目は、教育機関が男女学生に運動競技の機会を提供するために柔軟に対処できるよう、従来通り関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準が機能することである。

最後は、OCR が男女の機会均等に献身すると公約していることである。OCR は、タイトルIXの約束が確実に現実のものとなるように、教育機関と引き続き協力していくと明言しているのである¹²⁵。

以上のように 2003 年の方針追加説明では、関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準のそれぞれが同等に且つ柔軟に扱われることをはじめ、タイトルIXの遵守という目的のためにチームの廃止という手段をとらないこと、OCR が関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準を積極的に実施していくこと、私的な資金援助を受けても教育機関にはタイトルIXの遵守に努める義務があること、OCR が地域格差なく一貫してタイトルIXを実施していくこと、関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準が従来通りに機能していくこと、そして男女が平等機会を享受できるよう OCR が努めることの7

点が強調されたのである。

第2項 2003年の大学対抗運動競技に関する方針の追加説明の分析

上述したように、2003年の方針追加説明は、運動競技機会委員会の報告を受けたDOEが運動競技プログラムにおけるタイトルIXの遵守に関する更なる指導が必要であると判断したことから発行された。では、2003年の方針追加説明に先の最終報告書の勧告やマイノリティ報告書の代替勧告が如何に反映されたのだろうか。

表4-5及び表4-6は、それぞれ2003年の方針追加説明に採用された最終報告書の勧告とマイノリティ報告書の代替勧告を、前項で述べた2003年の方針追加説明の強調点ごとに整理したものである。まず、表4-5をみると、2003年の方針追加説明が強調する7点すべてに、程度の差はあるものの最終報告書の勧告が反映されていることがわかる。次に、表4-6をみると、2003年の方針追加説明が強調する7点のうち3点に、程度の差はあるもののマイノリティ報告書の代替勧告が反映されていることがわかる。以下では、2003年の方針追加説明に採用された勧告及び代替勧告の内容を2003年の方針追加説明の強調点ごとにさらに詳しくみてみよう。

表4-5： 2003年の方針追加説明に採用された最終報告書の勧告

2003年の方針 追加説明	全会一致で可決された勧告													可決された勧告								
	1	3	4	5	6	7	9	10	13	14	16	19	21	22	23	2	8	11	12	15	17	18
強調点1		△											△									
強調点2				○																		
強調点3					△																	
強調点4																	○					
強調点5		△																				
強調点6			○																			
強調点7	○																					

○は、ほぼ同じ内容。

△は、一部同じ内容。

網掛けは、マイノリティ報告書で反対されたことを示す。

<資料及び参考文献>

The Secretary of Education's Commission on Opportunity in Athletics. "Open to All," *Title IX at Thirty*. (Feb. 28, 2003), pp. 33-40.

Varona, Donna de and Foudy, Julie. *Minority Views on the Report of the Commission on Opportunity in Athletics*. (Feb. 2003), pp. 12-18.

Osborne, Barbara. "Symposium: Title IX in the 21st Century." *14 Marq. Sports L. Rev.*, pp. 151-156, 2003.

U.S. Department of Education, Office for Civil Rights, *Further Clarification of Intercollegiate Athletics Policy Guidance Regarding Title IX Compliance* (July 11, 2003).

表 4-6： 2003 年の方針追加説明に採用されたマイノリティ報告書の代替勧告

2003年の方針 追加説明	代替勧告						
	1	2	3	4	5	6	7
強調点1			△				
強調点2							
強調点3		○					
強調点4							
強調点5							
強調点6	○						
強調点7							

<資料及び参考文献>

Varona, Donna de and Foudy, Julie. *Minority Views on the Report of the Commission on Opportunity in Athletics*. (Feb. 2003), pp. 10-12.

U.S. Department of Education, Office for Civil Rights, *Further Clarification of Intercollegiate Athletics Policy Guidance Regarding Title IX Compliance* (July 11, 2003).

表 4-7 は、2003 年の方針追加説明に採択された勧告及び代替勧告の内容を 2003 年の方針追加説明の強調点ごとに整理したものである。まず、2003 年の方針追加説明の強調点 1 には、「勧告 3」と「勧告 21」の一部と「代替勧告 3」が反映されている。それぞれの勧告の内容を確認すると、まず「勧告 3」は、「OCR は、国家的な教育的取り組みを通じて、明快で一貫した理解しやすいタイトル IX 実施のためのガイドラインを作成し、そのガイドラインが確実に理解されるよう最善の努力を尽し、タイトル IX の実施及びタイトル IX に関する教育を全ての OCR の間で確実に徹底させるべきである」と明言している¹²⁶。次に「勧告 21」は、「OCR は、関心と能力の効果的な受入れに関する 3 つの判断基準のいずれも同等に扱うことを支持して、男女比の実質的均衡基準を法的暫定避難規定 (safe harbor) とすることをやめるべきであり、加えて、タイトル IX の遵守状況を評価する視点として、関心と能力の効果的な受入れに関する 3 つの判断基準のそれぞれを個別的にみるだけでなく、総合的に或いは 1 つの基準に決めずに判断する視点を持つべきである」と明言している¹²⁷。さらに「代替勧告 3」は、「DOE は、既存のガイドラインを利用しながら、タイトル IX の柔軟性について教育機関の理解を得られるよう教育的キャンペーンに着手し、関心と能力の効果的な受入れに関する 3 つの判断基準のそれぞれがタイトル IX を遵守する方法として実行可能であることを説明し、教育機関がタイトル IX を遵守できる実践的な方法の例証を示

すべきである」と言明している¹²⁸。これらの勧告を強調点 1 と突き合わせると¹²⁹、強調点 1 で関心と能力の効果的な受入れに関する 3 つの判断基準の柔軟な扱い方が再確認されている点や、タイトル IX が柔軟に対応する法律であることを教育機関に理解してもらうように教育的キャンペーンを展開していく意思を表明している点、そして 1996 年の方針解説に関心と能力の効果的な受入れに関する 3 つの判断基準の遵守を助長するために例証を示したことを確認したうえで個々の教育機関の指導に努めることを明言している点から、「勧告 3」と「代替勧告 3」は 2003 年の方針追加説明に幾分か味されている。また、強調点 1 において、以前に男女比の実質的均衡基準を法的暫定避難規定 (safe harbor) と表したことに触れたうえで、OCR が関心と能力の効果的な受入れに関する 3 つの判断基準のいずれも同等に扱う姿勢を明確にしている点から、「勧告 21」の 2003 年の方針追加説明への影響をみてとれる。

次に、2003 年の方針追加説明の強調点 2 には「勧告 5」が反映されている。「勧告 5」は、「OCR は、タイトル IX を遵守するためにチームを廃止することは冷遇慣行であるとはっきり示すべきである」と言明している¹³⁰。一方、チームの廃止について、2003 年の方針追加説明は、「タイトル IX の遵守を実証するためにチームを廃止することをタイトル IX がまったく求めていること、そして、そうすることは冷遇慣行であることを OCR ははっきりさせる」と言明している¹³¹。このことから、「勧告 5」は文字通り、2003 年の方針追加説明に反映されているといえよう。

また、2003 年の方針追加説明の強調点 3 には「勧告 6」及び「代替勧告 2」が影響している。「勧告 6」は、「OCR は、タイトル IX を遵守していない教育機関に対する制裁措置も含めて、積極的にタイトル IX の基準を実施するべきであり、また DOE は制裁措置のみを実行するよりも、むしろタイトル IX の遵守を促進するための新たな方法を探求するべきである」と言明している¹³²。また、「代替勧告 2」には、「DOE は、タイトル IX を遵守していない教育機関に対する制裁措置も含めて、タイトル IX の基準を強く実施するべきである」と明快に記されている¹³³。この 2 つの勧告では、先に述べたように、制裁措置を視野に入れた DOE による積極的なタイトル IX の実施を促している点では共通している。これに対して、2003 年の方針追加説明は、「OCR は、タイトル IX を遵守していない教育機関に対する制裁措置も含めて、積極的にタイトル IX の基準を実施することを教育機関に忠告する」と言明している¹³⁴。以上のこのことから、「勧告 6」は部分的にそして「代替勧告 2」は全面的に 2003 年の方針追加説明に反映されているといえよう。

それから、2003年の方針追加説明の強調点4には「勧告11」が反映されている。「勧告11」は、「OCRは、特定のスポーツの廃止を阻止することや特定のスポーツを追加することを目的として行われる私的な資金提供を律する基準について、教育機関を指導するべきである」と言明する¹³⁵。私的な資金援助について、強調点4には「DOEが運動競技プログラムへの私的援助(private sponsorship)を引き続き容認し」、「それによって教育機関がタイトルIXを遵守する義務から解放されることは当然ない」と明記されている。このように2003年の方針追加説明において、OCRが私的な資金提供の取り扱いについて指導していることから、「勧告11」は2003年の方針追加説明に反映されているといえよう。

さらに、2003年の方針追加説明の強調点5には「勧告3」が少なからず反映されている。「勧告3」は、「OCRは、国家的な教育的取り組みを通じて、…タイトルIXの実施及びタイトルIXに関する教育を全てのOCRの間で確実に徹底させるべきである」と言明している¹³⁶。一方、2003年の方針追加説明において、OCRは、教育機関から明瞭且つ一貫したタイトルIXの遵守方法を求められていることを認識したうえで、地域格差なく一貫してタイトルIXを実施していく意思を表明している¹³⁷。よって、「勧告3」は2003年の方針追加説明に少なからず反映されているといえよう。

加えて、2003年の方針追加説明の強調点6には「勧告4」及び「代替勧告1」が反映されている。まず「勧告4」は、「OCRは、参加やサポートサービス及び奨学金の処遇におけるタイトルIXの実施を妨げることによって、現行のタイトルIXの方針を直接的或いは間接的に変更するべきではない」と言明している¹³⁸。また、「代替勧告1」には、「スポーツ界における女子のための平等に向けて進化を促進させてきた、現行の運動競技に関するタイトルIXの方針は、変更されることなく維持されるべきである」と明記されている¹³⁹。現行のタイトルIXの方針に対するOCRの姿勢に関して、2003年の方針追加説明では、「OCRは、教育機関が男女学生に運動競技の機会を提供するために柔軟に対処できるように関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準はこれまで機能してきたと信じ、またこれからもそう機能すると信じている」と表明している¹⁴⁰。この意思表示から、OCRがこれまでのタイトルIXの方針の成果を認め、今後も変わらず継続して現行のタイトルIXの方針のもと任務を遂行していく意思が窺える。よって、「勧告4」及び「代替勧告1」は2003年の方針追加説明に反映されているといえよう。

最後に、2003年の方針追加説明の強調点7には「勧告1」が反映されている。「勧告1」は、「DOEは、男女のための平等機会と差別撤廃に強い責任を有していることを再び断言す

るべきである」と言明している¹⁴¹。この「勧告 1」の通り、OCR は 2003 年の方針追加説明の強調点 7 において「今日、OCR は、男女の機会均等に献身すると再び断言する」と宣言している¹⁴²。よって、「勧告 1」は 2003 年の方針追加説明に十分反映されているといえる。

以上の分析結果をまとめると、まず、教育機関がそれぞれの状況に応じて 3 つの判断基準のそれぞれを柔軟に扱うことを強調した 1 点目には、最終報告書の「勧告 3」及び「勧告 21」とマイノリティ報告書の「代替勧告 3」がそれぞれ幾分か反映されていた。次に、タイトル IX がチームの廃止を要求していないことを強調した 2 点目には、最終報告書の「勧告 5」が十分に反映されていた。また、OCR がタイトル IX を遵守しない教育機関に対して制裁措置を含めてタイトル IX の判断基準を積極的に実施することを強調した 3 点目には、最終報告書の「勧告 6」が部分的に、マイノリティ報告書の「代替勧告 2」が全体的に反映されていた。それから、DOE が運動競技プログラムへの私的な援助を引き続き容認することを強調した 4 点目には、最終報告書の「勧告 11」が十分に反映されていた。続いて、OCR が地域格差なく一貫してタイトル IX を実施していくことを強調した 5 点目には、最終報告書の「勧告 3」が幾分か反映されていた。さらに、教育機関が男女学生に運動競技の機会を提供するために柔軟に対処できるように、従来通り、関心と能力の効果的な受入れに関する 3 つの判断基準が機能することを強調した 6 点目には、最終報告書の「勧告 4」とマイノリティ報告書の「代替勧告 1」が十分に反映されていた。最後に、OCR が男女の機会均等に献身することを公約していることを強調した 7 点目には、最終報告書の「勧告 1」が全体的に反映されていた。

表4-7: 2003年の方針追加説明に採用された勧告及び代替勧告の内容

2003年の方針追加説明	最終報告書						可決された勧告	マイノリティ報告書				
	1	2	3	4	5	6		21	11	1	2	3
<p>1</p> <p>関心と能力の効率的な受入れに関する3つの判断基準を柔軟に柔軟に目同等に扱うこととその他の理解を得るために指導を行っていく。制当制度を求めないこととその他の理解を得るために教育的キャンペーンに着手する。</p>			国家的な教育的取り組みを通じて、明快で一貫した理解しやすいためタイトルのガイドラインを作成し、そのガイドラインが確実に理解されるよう最善の努力を尽し、タイトルのガイドラインに関する教育を全てのOCRの間で確実に徹底させるべきである。				関心と能力の効率的な受入れに関する3つの判断基準のいずれも同等に扱うことを支持し、男女比の質的的均等基準を法的的規定を定めるべきである。タイトルのガイドラインを評価する視点として、関心と能力の効率的な受入れに関する3つの判断基準のいずれかを個別的にみればはたして、総合的に見ればはたして、判断する視点を持つべきである。				既存のガイドラインを利用しながら、タイトルの柔軟性について教育機関の理解を得られるよう教育的キャンペーンに着手し、関心と能力の効率的な受入れに関する3つの判断基準のいずれがタイトルのガイドラインを遵守できる具体的な方法の例証を示すべきである。	
<p>2</p> <p>チームの廃止は命運運賃として奨励しない。</p>				タイトルのガイドラインを遵守することは命運運賃である。								
<p>3</p> <p>制裁措置を含めてタイトルの判断基準を積極的に実施する。制裁措置の執行を回避するために技術的な措置を行っていく。</p>				制裁措置を含めて、積極的にタイトルの判断基準を実施するべきである。制裁措置のみを執行するよりも、むしろタイトルのガイドラインの遵守を促進するための新たな方法を探索するべきである。						制裁措置も含めて、タイトルの判断基準を積極的に実施するべきである。		
<p>4</p> <p>運動競技プログラムへの私的援助を引き続き承認する。私的援助の控除によってタイトルのガイドラインの遵守義務から免れることはしない。</p>												
<p>5</p> <p>地域格差なく一貫してタイトルのガイドラインを実施していく。OCR地方間においてタイトルのガイドラインの実施にむかいないように受入れに関する3つの判断基準は機能する。</p>			国家的な教育的取り組みを通じて、タイトルのガイドラインの実施及びタイトルのガイドラインに関する教育を全てのOCRの間で確実に徹底させるべきである。									
<p>6</p> <p>教育機関が男女学生に運動競技の機会を提供するために柔軟に対処できるように、従来通り、関心と能力の効率的な受入れに関する3つの判断基準は機能する。</p>				参加やサポートサービス及び奨学金の処遇におけるタイトルのガイドラインの実施を妨げることによつて、現行のタイトルのガイドラインの方針を直接的に変更するべきではない。								
<p>7</p> <p>男女の機会均等に献身する。タイトルのガイドラインの約束に現実のものとなるよう引き続き教育機関と協力していく。</p>												スポーツ界における女子のための平等に向けて進歩を促進させてきた、現行の運動競技に関するタイトルのガイドラインの方針は、変更されることなく維持されるべきである。

第3項 2003年の大学対抗運動競技に関する方針の追加説明の評価

2003年の方針追加説明はどの程度の評価を受けるものとなったのだろうか。以下では、最終報告書、マイノリティ報告書及びNWCAらの視点から2003年の方針追加説明を評価してみよう。

表4-8は、2003年の方針追加説明の強調点ごとに、2003年の方針追加説明に採用された最終報告書の勧告とマイノリティ報告書の代替勧告を一緒に示したものである。まず、2003年の方針追加説明に反映された勧告についてみると、一部の内容が同じであった勧告を含めて全部で7つあり、そのうち全会一致で承認された勧告が6つ、過半数の賛成を得て可決された勧告が1つであった。最終報告書を概観した項で述べたとおり、全会一致で承認された勧告の数が全部で15であったことを踏まえれば、全会一致で承認された全勧告のうち5割近くが2003年の方針追加説明に反映されたことになる。また、運動競技機会委員会の少数派が反対した最終報告書の8つの勧告、すなわち「勧告12」、「勧告14」、「勧告15」、「勧告17」、「勧告18」、「勧告19」、「勧告20」及び「勧告23」は、どれも2003年の方針追加説明に採用されなかった。このことから、2003年の方針追加説明は最終報告書に対するマイノリティ報告書の反対意見を十分考慮したものと考えられる。

表4-8： 2003年の方針追加説明に採用された勧告及び代替勧告

2003年の方針追加説明	全会一致で可決された勧告														可決された勧告							
	1	3	4	5	6	7	9	10	13	14	16	19	21	22	23	2	8	11	12	15	17	18
強調点1		△											△									
強調点2				○																		
強調点3					△																	
強調点4																		○				
強調点5		△																				
強調点6			○																			
強調点7	○																					

○は、ほぼ同じ内容。

△は、一部同じ内容。

薄い網掛けは、マイノリティ報告書で反対されたことを示す。

濃い網掛けは、マイノリティ報告書の代替勧告と内容が重複することを示す。

<資料及び参考文献>

The Secretary of Education's Commission on Opportunity in Athletics. "Open to All, " Title IX at Thirty. (Feb. 28, 2003), pp. 33-40.

Varona, Donna de and Foudy, Julie. *Minority Views on the Report of the Commission on Opportunity in Athletics*. (Feb. 2003), pp. 10-18.

Osborne, Barbara. "Symposium: Title IX in the 21st Century." *14 Marq. Sports L. Rev.*, p. 141, 2003.

U.S. Department of Education, Office for Civil Rights, *Further Clarification of Intercollegiate Athletics Policy Guidance Regarding Title IX Compliance* (July 11, 2003).

次に、2003年の方針追加説明に反映された代替勧告について表4-6をみると、一部の内容が同じである代替勧告を含めて全部で「代替勧告1」、「代替勧告2」及び「代替勧告3」の3つであった。マイノリティ報告書を概観した項で述べたとおり、代替勧告が全部で7つであることを踏まえると、全ての代替勧告のうち4割以上が2003年の方針追加説明に反映されたことになる。

さらに、2003年の方針追加説明の強調点について表4-8をみると、7つの強調点全てに最終報告書の勧告が反映されている。つまり、2003年の方針追加説明は、最終報告書の勧告を十分踏まえて作成されたことになる。

以上の考察から、2003年の方針追加説明はマイノリティ報告書に十分配慮しつつ、最終報告書の勧告を反映した仕上がりになったといえよう。つまり、2003年の方針追加説明の内容は、運動競技機会委員会の報告書支持派が多少の不满を抱いたとしても強く抵抗することのない、また、マイノリティ報告書支持派が多少の不满を抱いたとしても強く抵抗することのないものとなったということである。

また、ページDOE長官の「最終報告書の全会一致で可決された勧告のみをその後の方針のために考慮する¹⁴³」という約束も2003年の方針追加説明によって、十分とは言えないまでも、一応、果たされたといえよう。

しかし、NWCAら対DOEの原告側支持派の立場からみれば、2003年の方針追加説明はまさに2回目の敗北といえよう。NWCAら対DOEの訴訟において、原告側はレスリングチームの廃止の原因にタイトルIXを挙げ、とりわけ男女比の実質的均衡基準を割当制度(quota)に値すると指摘した。しかし、2003年の方針追加説明は1996年の方針解説と同様に「OCRは割当制度を要求しない」と明言している¹⁴⁴。また、2003年の方針追加説明は、「タイトルIXの遵守のためのチームの廃止は冷遇慣行であり」、「タイトルIXの精神に反する」と言明している¹⁴⁵。このように2003年の方針追加説明は、NWCAら対DOEの判決と同様に、原告側の主張を聞き入れていないのである。さらに、NWCAらは2003年6月11に連邦地方裁判所で主張が棄却されたとしても、その後、再審理の申立てを提出していることから、NWCAらにとって2003年の方針追加説明は納得のいかないものであったことは明らかである。

以上のように、2003年の方針追加説明は、NWCAらの支持者らに敗北の烙印を押すような内容となったが、最終報告書とマイノリティ報告書の支持者らの強い抵抗にあうことのない仕上がりになったといえよう。

第3節 OCRのタイトルIXの実施に関する方針の転換

第1項 2005年の大学対抗運動競技の3つの判断基準に関する追加説明の発行

2003年の方針追加説明の発表によって、関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準をめぐる議論は収束したかのようにみえた。しかし、タイトルIXには新たな展開が待っていた。同判断基準をめぐる議論の焦点は、男女比の実質的均衡基準から学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準にシフトされていくのであった。その契機となったのが、2005年にDOEが発表した3つの判断基準に関する追加説明である。

2005年3月17日にDOEは、「タイトルIXの遵守のための大学対抗運動競技に関する方針の追加説明—3つの判断基準の判断基準3について¹⁴⁶」（以下、2005年の追加説明と表記）とそれに付随する「タイトルIXに関する学生の関心調査のユーザーガイド¹⁴⁷」（以下、ユーザーガイドと表記）とそれに関連する技術的補助マニュアルを発表した。2005年の追加説明は、その文書の表題が「3つの判断基準の判断基準3」（Three-Part Test—Part Three）と示すとおり、関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準の3つ目の基準、すなわち学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準に関する方針について解説する。

関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準とは、タイトルIXのもと教育機関が男女学生の運動競技への関心を効果的に受入れているか否かを判断する際に、OCRが適用する基準であり、男女比の実質的均衡基準、プログラム拡大の継続的实施基準及び学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準の3つの基準から成っている。このうち、2005年の追加説明は学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準に関する指針について詳細を述べているのである。また、同追加説明に添付されたユーザーガイドとそれに関連した技術的補助マニュアルは、「大学対抗運動競技プログラムの参加への学生の関心について調査するためのモデル調査手法¹⁴⁸」について解説している。

2005年の追加説明の発表の背景についてみると、苦情申立ての調査と学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準に基づくタイトルIXの遵守状況の調査経験に基づき、同実施基準に関するより明確な指標を示すことが教育機関の利益に繋がるとOCRが判断したことにある¹⁴⁹。確かに、これまでにOCRが発行したタイトルIXの遵守のための方針文書を見ると、学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準だけに焦点をあてた文書はみあたらない。先述したように、関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準

は、教育機関が学生の運動競技への関心を効果的に受入れているか否かを OCR が判断する際に適用する基準として、1979 年の方針解釈に示された。それ以降、OCR は、タイトルIXの遵守のための方針について解説するために、1996 年の方針解説と 2003 年の方針追加説明を発行している。しかし、両者とも、学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準に焦点をあてて解説していないのである。このように学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準に関して OCR が積極的に指導を行ってこなかったことが、2005 年の追加説明の発行背景の 1 つに挙げられよう。

第 2 項 2005 年の大学対抗運動競技の 3 つの判断基準に関する追加説明の概要

2005 年の追加説明は、学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準を用いてタイトルIXの遵守状況を判断するために OCR が検討するいくつかの事項について説明している。その内容は、以下の 5 点に要約される。

1 点目は、教育機関が学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準のもとタイトルIXを遵守していると判断される条件についてである。大学対抗運動競技プログラムは以下に記す 3 つの状況になれば、学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準のもとタイトルIXを遵守していると判断される¹⁵⁰。

- 1) 大学代表チームを維持できるだけの十分な関心はあるものの、その関心がまだ充足されていない (unmet interest sufficient to sustain a varsity team in the sport(s)) (以下、充足されていない関心と表記)
- 2) 大学対抗運動競技チームを維持できるだけの十分な競技能力がある (sufficient ability to sustain an intercollegiate team in the sport(s)) (以下、十分な競技能力と表記)
- 3) 通常、競合する地方の範囲内でチームが大学対抗運動競技で競合する穏当な期待がある (reasonable expectation of intercollegiate competition for a team in the sport(s) within the school's normal competitive region) (以下、競合への穏当な期待と表記)¹⁵¹

つまり、充足されていない関心、十分な競技能力及び競合への穏当な期待が確認されるスポーツが存在すれば、学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準―「現在のプログラムによってその学生数の低い性の学生の関心と能力が十分且つ効果的に受入れられていることを明らかに示すことができるか」―が満たされていないため、教育機関は学生の関心と能力に配慮することや、特定のスポーツの追加或いは昇格の要請に応じることを求められるのである¹⁵²。

2点目は、タイトルIXを遵守していないことを実証する責任の所在についてである。学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準のもと、教育機関がタイトルIXを遵守していない状況を立証する場合には、OCRの実施する調査においてはOCRに、教育機関の苦情申立ての処理においては学生にその立証責任が課せられるということである¹⁵³。つまり、OCRによる調査においても、教育機関による苦情申立ての処理においても、教育機関に実証責任はないのである。

3点目は、ユーザーガイドが示した「インターネットを基にしたプロトタイプの調査¹⁵⁴」（以下、モデル調査と表記）の有効性についてである。ユーザーガイドに従ってモデル調査を実施した場合には、その教育機関はスポーツ参加への学生の関心について評価する適切な手法を用いているとみなされる。また、フルタイムの全学生或いは大学対抗運動競技プログラムに参加する男女学生のうち、人数の割合が過少な方の性に属する全学生を対象にモデル調査を実施し、その学生の関心度が新たに追加しようとする大学代表チームを維持するには不十分であると示した場合には、その教育機関は学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準のもと差別なく運動競技の参加機会を提供しているとみなされ、タイトルIXを遵守していると判断される。しかし、大学対抗運動競技プログラムに参加する男女学生のうち人数の割合が過小な方の性のためのチームが存続可能であるにも関わらず、そのチームを廃止する或いはクラブレベルから大学代表レベルにチームを昇格するよう嘆願されている場合には、「教育機関は、大学代表チームを維持できるだけの十分な関心はあるものの、その関心がまだ充足されていない¹⁵⁵」状況にあると判断され、その教育機関はタイトルIXを遵守していないとみなされる。さらに、学生の関心度が大学代表チームを有するほどに達していないというモデル調査の結果が出た場合には、その教育機関に対してOCRはタイトルIXの遵守状況の調査を実施する決定権を行使しないとしている¹⁵⁶。

4点目は、学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準の有効性についてである。OCRが同実施基準をタイトルIXの遵守方法として教育機関に奨励する背景には、同実

実施基準のもと考慮する点について教育機関が疑念を抱いているのではないかという OCR の懸念がある¹⁵⁷。OCR は、2005 年の追加説明及びユーザーガイドがこの疑念をクリアにする役割を果たすとし、今後、教育機関がタイトルIXの遵守を実証するために学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準を利用するよう促している¹⁵⁸。

5 点目は、OCR による学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準の扱いについてである。OCR は、同実施基準が他の 2 つの基準と共にタイトルIXの遵守方法として「同等に重要」であり、法的暫定避難規定であると強調している¹⁵⁹。つまり、教育機関は学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準のもとタイトルIXの遵守を実証すれば、法的ペナルティから免れるということである。

以上のように、2005 年の追加説明は、学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準のもとタイトルIXの遵守状況を判断する際に考慮する点として、タイトルIXの遵守を実証する 3 つの条件、教育機関のタイトルIX不履行を実証する責任の所在、モデル調査の有効性、同実施基準の有効性及びその扱いについて解説しているのである。

しかし、2005 年の追加説明は多くの問題を抱えており、スポーツ関係団体や女性団体、さらには連邦議会から強く反対されることになる。

第 3 項 OCR の方針転換に対する関係団体の抵抗

2005 年の追加説明は、スポーツ関係団体や女性団体、さらには連邦議会から強い抵抗を受けた。2005 年 4 月 28 日に NCAA 執行委員会 (The NCAA Executive Committee) は、DOE に対して 2005 年の追加説明の無効を求める決議を採択し、NCAA メンバーに対して学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準のもと女子の運動競技への関心を評価する際には、2005 年の追加説明ではなく 1996 年の方針解説に従うよう求めた¹⁶⁰。また、WSF は「DOE は巨大なタイトルIXの抜け穴を作り出した—女性スポーツ財団の見解」と題する声明文書を発表し、DOE に対して 2005 年の追加説明の撤回を求めた¹⁶¹。さらに、全米女性法律センター (National Women's Law Center : 以下、NWLC と表記) のマルシア・グリーンバーガー (Marcia D. Greenberger) 会長は、2005 年 4 月 25 日に「2005 年の追加説明の無効を求める」という件から始まる書簡をマーガレット・スペリングス DOE 長官 (U. S. Secretary of Education Margaret Spellings) にあてて送っている¹⁶²。加えて、連邦議会は、2006 年下旬に 2005 年の追加説明に反対することを表明する決議案を通過させた¹⁶³。

スポーツ関係団体、女性団体及び連邦議会が 2005 年の追加説明の撤回を求める背景に

は、同方針が現行のタイトルIXを無力化するのではないかという危惧がある。2005年の追加説明が如何に現行のタイトルIXを無力にするのか、それについて関係団体らの見解をみると6点に整理することができる。

1点目は、2005年の追加説明がモデル調査のみによってタイトルIXの遵守の実証を可能にすることである。これまで、学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準によってタイトルIXの遵守を実証する場合には、教育機関は、調査の他に学生からの特定のスポーツを追加する要望をはじめ、クラブや校内スポーツの参加率、高等学校、アマチュアスポーツ協会そして教育機関が学生を引き抜く地域のコミュニティスポーツリーグのスポーツ参加率、そして学生、コーチ、経営管理職員に対するインタビューなど、多くの要因を検討しなければならなかった。しかし、2005年の追加説明は、教育機関がそれらの要因を検討しなくとも、モデル調査さえ実施すればタイトルIXの遵守を実証できるようにした。つまり、2005年の追加説明は、教育機関が学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準によってタイトルIXの遵守を実証する際に果たすべき義務をまったく無視しているというのである。

2点目は、モデル調査が女子の参加機会を阻害する差別を永続させるということである。これまでのタイトルIXに関する裁判は、学生のスポーツ参加への関心をスポーツの参加機会と切り離して考えることはできないと判示している。NWLCは、映画「フィールド・オブ・ドリーム」の「機会を与えれば、参加する人はやってくる」を引用し、モデル調査の女子の回答には、以前の参加機会を与えられていない状況が反映されてしまい、その調査結果から女子のスポーツ参加への関心度が導かれて、その後の女子のスポーツの参加機会が制限されるとなれば、差別は永続するというのである。さらに、NWLCは、「2005年の追加説明は、とりわけ高等学校の生徒に損害を与える」と強調する。女子高校生は、男子ほどスポーツに参加する機会を持たない。そのような女子高校生を対象にモデル調査を実施しても、女子のスポーツ参加への関心の乏しさが調査結果に出る可能性は高く、女子に対する差別のサイクルを永続させることになるというのである。

3点目は、2005年の追加説明が調査対象を在學生及び入学予定者に制限することを認め、それによって、教育機関が運動競技への関心を幅広く評価する責任を免れるということである。一般的に、学生は自身が関心を寄せる運動競技プログラムを提供しない教育機関に入学する可能性が低いという現実を踏まえると、在學生或いは入学予定者のみにモデル調査の対象を絞ることは、その教育機関の提供する運動競技プログラムにある程度興味を寄

せる学生に対して調査を実施するということになる。このような調査では、教育機関の提供する運動競技プログラムの枠を超えた、高等学校やコミュニティのスポーツ及びレクリエーションスポーツへの関心度を調査することは期待できないと NWLC は主張する。よって、2005 年の追加説明は、より広い視点からスポーツへの関心について評価するという教育機関の法的義務を無視しているという。

4 点目は、2005 年の追加説明が欠点のある調査の方法論を公認していることである。例えば、全ての女子学生に対して実施した E メール調査への無回答を「運動競技に関心がない」と解釈してもよいとしていることが指摘されている。また、女子の大学代表レベルで競技する能力の自己評定の回答が実際のその能力の欠落に影響することも認めていると指摘されている。

5 点目は、2005 年の追加説明が女子の平等機会を享受する権利の実証責任を教育機関からその女子学生自身に転嫁するということである。タイトル IX のもと、教育機関は女子学生の関心と能力を十分に満たしていることを実証する責任があった。しかし、同追加説明は、教育機関が女子学生の関心と能力を十分に満たしてない場合には、女子学生自身がそのことを証明し、自らのスポーツに参加する権利を立証するよう要求する。つまり、2005 年の追加説明は、女子学生の関心と能力を実証する義務を教育機関から女子学生に転嫁するというのである。

6 点目は、2005 年の追加説明がモデル調査の実施或は調査結果の監視を OCR に要求していないということである。同追加説明は、教育機関によるモデル調査の実施の監督について何も言及していない。つまり、教育機関がモデル調査や調査結果の解釈を適切に行っているかどうかは不問とされているというのである。

以上のような理由から、関係団体らは、2005 年の方針説明が現行のタイトル IX を衰えさせ、これまでのタイトル IX の方針とその基本的原理に相反すると主張し、2005 年の追加説明の無効を求めたのであった。

第 4 項 タイトル IX の実施のゆくえ

スポーツ関係団体をはじめ、女性団体、連邦議会の抵抗にあい、2005 年の追加説明は数々の欠点を露呈した。このような同追加説明は、DOE による政策の失敗だったのだろうか。その判断を下すことは難しいが、少なくとも教育機関にとって 2005 年の追加説明に従う選択を下すことは容易ではないと言えるだろう。その理由として、まず、大学対抗運動競技

プログラムをコントロールする上位組織の間で同追加説明に対する姿勢が一貫していないことが指摘される。上述したように、スポーツ関係団体や女性団体は2005年の追加説明に反対する意思を表明しており、とりわけNCAAは所属メンバーである教育機関に対して、学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準を用いてタイトルIXの遵守を実証する場合には、2005年の追加説明ではなく1996年の方針解説に示された手続きに従うよう要請した。つまり、タイトルIXに規定されている「運動競技への学生の関心と能力」を評価するにあたり、教育機関はOCRの提示したモデル調査のみに頼るのではなく、学生の運動競技プログラムへの関心と能力に関する調査に加えて他の要因についても検討するよう求められているのである。また、連邦下院議会も2006年3月にDOEに対して2005年の追加説明の撤回を求める決議案を通過させている。しかし、タイトルIXの執行機関であるDOEは、2005年の追加説明について再検討する動きをみせていない。つまり、大学対抗運動競技プログラムの上位機関であるスポーツ関係団体や女性団体及び連邦議会とDOEとの間で2005年の追加説明に対する姿勢が一致しておらず、このような状況で2005年の追加説明に従うことは教育機関にとってリスクが伴い、1996年の方針解説に従う方がリスクを回避できるのである。

また、以上のような状況を助長させるのは、DOEの発行した2005年の追加説明に関する調査結果¹⁶⁴である。2005年の追加説明の発行から1年後の2006年3月17日にOCRは、連邦上院歳出委員会（the Senate Appropriation Committee）から要請を受けて、2005年の追加説明に関する調査報告書を提出した。その報告書によると、1992年10月から2006年1月31日までにOCRが学生の運動競技への関心と能力に関する調査を行った54件のケースうち、6件の教育機関が学生の運動競技への関心と能力に関する調査の結果のみで学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準のもとタイトルIXの遵守の実証を試みているが、OCRはその6件全ての主張を却下し、学生の運動競技への関心と能力を評価するための追加事項を検討している¹⁶⁵。OCRは、これらの教育機関の実施した学生の運動競技への関心と能力に関する独自の調査のいずれにも欠陥があったことを指摘し、これらの不備な点をすでに十分に考慮した2005年の追加説明とモデル調査を付属のマニュアルに従って利用すれば、より正確な情報を得る可能性が高まると報告書を結んでいる¹⁶⁶。OCRは、自らの発行した2005年の追加説明の有用性を強調するために6件のケースを挙げているのだろうが、教育機関にはこれらのケースがリスクだと写ったであろう。2005年の追加説明は、付属のユーザーガイドの示すモデル調査をマニュアルに従って実施し、新たな運動競

技チームを立ち上げるほどの学生の運動競技への関心と能力がないという判断を下せる結果が得られた場合には、教育機関はタイトルIXを遵守していると判断されるとし、また、このような教育機関に対してOCRはタイトルIXの遵守状況の調査を行使しないとしている¹⁶⁷。その一方で、そのモデル調査が正確に実施されているのかをOCRが監督するとは記されていない¹⁶⁸。モデル調査が正確に実施されているかをチェックする体制がないまま、教育機関が2005年の追加説明に従って学生の運動競技への関心と能力を評価するために調査のみの結果に頼り、タイトルIXを遵守していると判断され、そしてOCRもそれを調査する権限を行使しないとなれば、学生がその教育機関の判断に異議がある場合には、即訴訟というリスクが高まるのではないだろうか。先述の6件のケースはそのリスクを示唆しているといえる。

2006年6月27日に連邦下院議会は、引き続き2005年の追加説明の撤廃を要請していくことを表明している¹⁶⁹。一方、DOEは、上述したとおり2005年の追加説明に関して具体的な動きをみせていない。さらに、裁判所も2005年の追加説明に関する判決をまだ下していない。しかし、学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準を採用する教育機関が次第に増えてくることを想定すれば、その増加に伴い、裁判所への提訴の可能性も高まることは否めない。2005年の追加説明がDOEの一政策の失敗であるか否を判断するためには、もうしばらく司法をはじめ立法及び行政の動向を注視していく必要があろう。

第4節 OCRのタイトルIXの実施に関する方針の転換の撤回

第1項 2010年の大学対抗運動競技の3つの判断基準に関する追加説明の発行

2005年の追加説明の実施動向が見守られる中、オバマ政権は方針転換の撤回を発表した。2010年4月20日にジョセフ・ロビネット・バイデン副大統領（Vice President Joseph Robinette Biden）は、同日にOCRが2005年の追加説明を撤回するために高等教育機関に向けて「タイトルIXの遵守のための大学対抗運動競技に関する方針の説明—3つの判断基準の判断基準3について¹⁷⁰」（以下、2010年の説明と表記）を発表したことを伝えた¹⁷¹。

2005年の追加説明の撤回の背景には、「2005年の追加説明とそれに付随するユーザーガイドが、1979年の方針解釈と1996年の方針解説で解説されている差別のない評価手法と矛盾し、学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準のもと実施する調査を含む差別のない評価手法について適切且つ明快な説明をしていない¹⁷²」ことがある。1996年の

方針解説は、関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準のうち学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準のもとタイトルIXの遵守を実証するには、教育機関に多様な調査項目を設定するよう求めていた。ところが、2005年の追加説明は、DOEの提供するモデル調査さえ利用すれば、学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準のもとタイトルIXの遵守を実証できるとし、NCAAをはじめスポーツ関係団体や女性団体などの反発を呼んだ。この反発を受けて、2010年の説明は2005年の追加説明を白紙に戻し、学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準のもとタイトルIXの遵守を実証する場合には、2005年の追加説明の発行前と同じように教育機関に多様な調査項目を設定するよう求めた。つまり、OCRは学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準に基づきタイトルIXの遵守状況を判断する際には、2005年の追加説明ではなく、1975年のタイトルIX実施規則、1979年の方針解釈及び1996年の方針解説に従うことを表明したのである。

第2項 2010年の大学対抗運動競技の3つの判断基準に関する追加説明の概要

2010年の説明は、OCRが学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準に基づき、どのような点を考慮してタイトルIXの遵守状況を判断するのかということを説明している。教育機関が差別なく運動競技の参加機会を提供しながらタイトルIXを遵守しているか否かを判断する際には、OCRは関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準を適用する。また、教育機関は同判断基準のいずれかひとつを満たせばタイトルIXを遵守していると判断される。このうち学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準を選択してタイトルIXの遵守を果たそうとする際に考慮すべき点を2005年の説明は解説しているのである。

OCRは、学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準に基づきタイトルIXの遵守を判断する際には、さらに3つの点、すなわち①充足されていない関心、②十分な競技能力、③競合への穏当な期待を考慮する。この3点に対して肯定する回答をした場合には、OCRはその教育機関の大学対抗運動競技プログラムが過少な性の学生運動競技者の関心と能力を十分且つ実質的に受入れていないとし、タイトルIXを遵守していないと判断する。ただし、この3点に対する回答を導き出すまでに、OCRは様々な指標を用いて教育機関を評価する。

まず、充足されていない特定スポーツへの関心とそのスポーツチームを維持できるほどの十分な能力があるか否かを評価する際に、OCRは5つの判断基準を用いる。その判断基

準とは、①教育機関は、学生の競技スポーツへの関心と能力について判断する際に差別のない評価手法を用いているか、②過少な性のチームが存続可能であるにも関わらず、最近、そのチームの存続を停止したか否か、③関心について測定する多様な指標、④能力について測定する多様な指標、⑤評価を実施する頻度である。①では、学生の関心と能力を評価するプロセスにおいて全国的に向上している女子の関心と能力のレベルを考慮することをはじめ、学生の関心と能力を評価する方法が過少な性の学生を不利にするようなものでないこと、学生の能力を判断する方法においてチームパフォーマンスを考慮すること、学生の関心と能力を評価する方法が大学対抗運動競技レベルで競うことのできる過少な性の学生の関心に応えるものであることを評価指標として挙げる。②については、存続可能である過少な性のチームがその存続を絶たれた場合には、教育機関がそのチームの学生の関心と能力及びそのチームの競える大会が存在しないことを実証しない限り、そのチームの学生が示している関心と能力に応えていないとして、タイトルIXを遵守していないと判断されるとする。③には、学生及び入学許可を得た学生からの特定のスポーツの追加要請をはじめ、クラブレベルから大学対抗運動競技レベルへの昇格の要請やクラブ或は校内スポーツへの参加、学生及び入学許可を得た学生、コーチ及び運動競技局経営職員などに対する特定のスポーツへの関心に関するインタビュー、学生及び入学許可を得た学生を対象に実施した特定のスポーツへの関心に関するアンケート結果、入学許可を得た学生の高等学校対校競技への参加、そして、高等学校、アマチュア競技スポーツ協会及び教育機関が学生を引き抜いてくる地域において運営されているコミュニティスポーツリーグへの参加率などが指標として含まれる。④には、過少な性の学生とスポーツ活動に関心を持つ入学許可を得た学生の学校対抗運動競技、クラブレベルの運動競技、及び校内運動競技の経験とそれらの戦績や、運動競技に関心を持つ学生と入学許可を得た学生の大学対抗競技チームを維持する潜在能力の有無に関するコーチ、運動競技局経営職員及び学生競技者の意見、そして、以前にクラブレベル或は校内運動競技レベルで競技していたチームの競技経験に基づく大学対抗競技レベルを維持する潜在能力の有無が指標として含まれる。また、学生の運動競技の経験が広範に渡ることを予期し、能力を測定する指標として、他のスポーツ、大学対抗運動競技プログラム或は高等学校対抗運動競技プログラムへの参加経験、検討対象となっている特定のスポーツの基本的な技術と能力を実証する参加経験、及びトライアウト或は関心が持たれた特定のスポーツへの参加観察を挙げる。⑤には、以前に実施した評価結果から得た学生及び入学許可を得た過少な性の学生の関心と能力の程度をはじめ、

人口統計の変化或は学生総数の変化や、過少な性の学生による運動競技の機会の欠如に関する苦情申立て或は新チームの立ち上げ要請の有無などが指標として含まれる。

また、以上の5つの判断基準に加えて、OCRは、有効な評価手順と過少な性の学生の関心と能力を評価するための一手法である調査の技術的なサポートとして、チームの追加要求と参加について評価する有効な手順を紹介している。また、学生の関心と能力に関する情報を入手するために調査を実施することが有効な手段であると強調した上で、その調査のデザインと実施方法について解説し、さらに特定のスポーツチームを維持できるだけの関心と能力を持った学生が十分に存在するか否かを評価するための指標を挙げている。

さらに、OCRは、特定のスポーツチームがエントリーできる競技会がその教育機関の地域で開催されているか否かを評価する際に、とりわけ2つの判断基準を用いる。その指標とは、①教育機関が競争相手とする他の教育機関によって提供される競争機会、②現在、教育機関が競争相手としない他の教育機関によって提供される競争機会及び教育機関の地域における他の教育機関によって提供される競争機会である。

以上のように、2010年の説明は、タイトルIXの遵守状況を判断する際に用いる関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準のうち、学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準についてOCRが考慮する点を中心に詳細を示しているのである。具体的には、①まだ充足されていない特定スポーツへの関心が存在するか、②そのスポーツチームを維持できるだけの十分な能力はあるか、③そのスポーツチームが競技会で競えるという穏当な期待はあるか、という3つの問いに対して肯定的な回答が導きだされた大学対抗運動競技プログラムに対しては、タイトルIXを遵守していないと判断するが、その判断を下すにあたっては、さらに、①教育機関は、学生の競技スポーツへの関心と能力について判断する際に差別のない評価手法を用いているか、②過少な性のチームが存続可能であるにも関わらず、最近、そのチームの存続を停止したか否か、③関心について測定する多様な指標、④能力について測定する多様な指標、⑤評価を実施する頻度という5つの判断基準を適用する。これに加えて、学生の関心と能力の調査に関する指標や、大会や競技会などのエントリーの可能性について判断する指標として、①教育機関が競争相手とする他の教育機関によって提供される競争機会、②現在、教育機関が競争相手としない他の教育機関によって提供される競争機会及び教育機関の地域における他の教育機関によって提供される競争機会という2つの指標も適用する。

第3項 2010年の大学対抗運動競技の3つの判断基準に関する追加説明の意義

2005年の追加説明の撤廃は何を意味するのだろうか。一見すると、1996年の方針解説の内容を再確認する2010年の説明の発行は、ただタイトルIXの実施を2005年の追加説明の発行前の状況に戻しただけである。しかし、2005年の追加説明に抵抗してきたNCAAをはじめとする各種団体や教育機関、学生にとって、2010年の説明の発行はそれ以上のものとなったと考えられる。

例えば、NCAAや女性団体にとって、2010年の説明の発行は彼らの主張がDOEに受け入れられたことを意味する。NCAAや女性団体は、2005年の追加説明に対して徹底して抵抗してきた。とりわけNCAAは、学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準のもとタイトルIXの遵守を実証する場合には、1996年の方針解釈に従うよう所属メンバーである教育機関に対して要求し、OCRの方針に対抗してきた。しかし、2010年の説明の発行によって2005年の追加説明が撤回された。これによって、NCAAや女性団体はその抵抗の成果を得たといっても過言ではないであろう。

また、NCAAの所属メンバーである教育機関にとっても2010年の説明の発行は意義深い。2005年の追加説明の発行から2010年の説明の発行まで教育機関は身動きができないような状況にあった。行政執行機関であるOCRがモデル調査さえ利用すればタイトルIXの遵守を実証できるとする一方で、大学対抗運動競技プログラム統括団体であるNCAAは2005年の追加説明ではなく1996年の方針解説に従うよう求めたからである。しかし、2010年の説明によって2005年の追加説明が撤回され、OCRとNCAAの方針は合致し、教育機関は安心してタイトルIXを実施する環境を得た。このことから、2010年の説明の発行は、教育機関にとって意義あるものであったと言えるだろう。

さらに、学生にとっても、2010年の説明の発行は意義深い。なぜなら、2010年の説明によって、学生はタイトルIXを取り戻し、競技に集中できるようになったからである。2005年の追加説明は、教育機関がタイトルIXを遵守していない状況を立証する場合には、OCRによる調査ではOCRに、教育機関による苦情申立ての処理では学生にその立証責任があるとしていた。教育機関のタイトルIX不履行を立証する責任の所在が学生であれば、学生は予想される膨大な立証証拠の収集作業に圧倒され、教育機関に対する苦情申立てを躊躇しかねない。そうなるタイトルIXは実質的な機能を果たさないことになる。しかし、2010年の説明によって立証責任の所在が教育機関にあるとなれば、学生は教育機関に対して躊躇することなく苦情を申立てることができるだろう。つまり、タイトルIXの

もと学生の苦情申立てをする権利が実質的に守られているということである。このことから、学生は、2010年の説明によって、タイトルIXを取り戻したと言えるだろう。加えて、2010年の説明は、学生にとって競技に集中させてくれるものとなった。教育機関がタイトルIXを遵守していない状況を立証するためには多くの作業が要されることを考えると、この立証責任の所在の変更によって、学生は、安心してより競技に集中できるようになったと言えるだろう。

以上のことから、2010年の説明の発行によって、NCAAや女性団体は自らの方針を貫く環境を、NCAAの所属メンバーである教育機関は安心してタイトルIXの遵守努力をできる環境を、そして学生は実質的なタイトルIXの効力と安心して競技に打ち込める環境を得たと言えるだろう。

第5節 本章のまとめ

本章では、タイトルIXの改称後から2010年までの大学対抗運動競技プログラムにおけるタイトルIXの実施過程の行政的側面に焦点をあて分析した。その結果、以下のような知見を得た。

NWCAらに提訴されていたDOEは、タイトルIXの実施を再検討することを目的として2002年6月27日に初の運動競技機会委員会を設置した。同委員会の主な任務は、タイトルIXの実施に関する勧告をページDOE長官に提示することであった。同委員会は、定款に従って、幅広い視点を勧告に反映させるために公正に調整されるはずであったが、実際のメンバー構成をはじめその活動プロセス、同委員会に課された問いにはかなりの偏りがみられた。同委員会は、その設置から約1年後の2003年2月26日にページDOE長官に最終報告書を提出した。最終報告書には、同委員会に課された7つの問いに対する答申と23の勧告が示され、このうち同委員会が重視する勧告は「公約」、「明快さ」、「公正」及び「執行」という4つの主題に整理された。勧告のなかでも全会一致で可決したものに限定して主題ごとに概観した結果、従来のタイトルIXの成果を維持しつつ、関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準を改良しようとする同委員会の姿勢が窺えた。

ところが、同日、最終報告書に異を唱える少数派メンバーがマイノリティ報告書をページDOE長官に提出し、同委員会の公式記録として承認するよう求めた。マイノリティ報告書は、独自の答申をはじめ、代替勧告、最終報告書の示す主要な勧告に対する反論、同委

委員会の活動プロセスの問題点を示した。答申は、女子のスポーツ参加及び関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準を強調する内容であった。また、代替勧告は、最終報告書の勧告と共通する点が多々見受けられるものの、最終報告書より積極的な現行のタイトルIXの実施を強調するものであった。さらに、主要な勧告に対する反論は、最終報告書の示す勧告が市民的権利法であるタイトルIXの立法意思を無視し、女子のためのスポーツの参加機会と奨学金に実質的な損害を与え、タイトルIXの遵守状況を判断する関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準の保持を強く主張した。結局、両報告書の発行日に、ページDOE長官は最終報告書が示した勧告の中でも全会一致で可決されたもののみをその後の方針作成のために考慮すると発表した。

DOE長官の発表からおよそ5ヶ月後に、DOEは2003年の方針追加説明を発行した。同方針追加説明は、関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準のそれぞれが同等に且つ柔軟に扱われること、タイトルIXを遵守するためにチームを廃止又は降格しないこと、OCRが関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準を積極的に実施していくこと、私的な支援を受けてもタイトルIXを遵守する義務があること、OCRが地域格差なくタイトルIXを実施していくこと、従来通り、関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準が機能すること、及びOCRが男女の平等機会の提供に努めることの7点を強調した。また、最終報告書とマイノリティ報告書が同方針追加説明に如何に反映されたのかを分析したうえで、同方針追加説明を両報告書及びNWCAらそれぞれの支持者の視点から評価した結果、同方針追加説明が、最終報告書の全会一致で可決された勧告のみを考慮するというページDOE長官の約束を果たしつつマイノリティ報告書に配慮しているものの、NWCAらの支持者らには敗北の烙印を押すような内容であった。

2003年の方針追加説明から約2年後にDOEは新たな方針を打ち出した。それが、2005年の追加説明である。同追加説明は、それまでOCRが取り立てて解説してこなかった学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準によるタイトルIXの遵守方法について詳細を示した。具体的には、学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準のもとタイトルIXの遵守を実証する3つの条件（①充足されていない関心、②十分な競技能力、及び③競合への穏当な期待）、教育機関のタイトルIX不履行を実証する責任の所在、モデル調査の利用の有効性、学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準の有効性及びその扱いについて解説している。

ところが、2005年の追加説明は、従来のタイトルIXの方針とその基本的原理に相反し、

現行のタイトルIXを無力化するとして、スポーツ関係組織や女性団体の抵抗にあった。如何にタイトルIXを無力化するのかについて、スポーツ関係組織や女性団体は、モデル調査のみの結果からタイトルIXの遵守の実証を可能にする点、モデル調査が女子の参加機会を阻害する差別を永続させる点、調査対象を在學生及び入学予定者に制限することによって、運動競技への関心を幅広い視点から評価することを阻む点、モデル調査の無回答を運動競技に関心がないと解釈することを可能にするような欠点のある調査方法論を公認している点、女子學生の運動競技への参加機会の権利を実証する責任を教育機関から女子學生自身に転嫁している点、DOE に対してモデル調査の実施の監視を要求していない点を指摘した。さらに、連邦議会も同追加説明に反対することを表明する決議案を通過させるに至った。このように、同追加説明について連邦議会、DOE 及びスポーツ関係団体と女性団体らのコンセンサスを得られない状況において、同追加説明に従ってタイトルIXを遵守することは、教育機関にとってリスクの高い選択になると理解された。また、時間の経過とともに同追加説明に従う教育機関の絶対数の増加を想定すれば、それに伴い訴訟の確率も高まり、同追加説明のゆくえを探るには、司法、立法及び行政の動向が注目されることも指摘された。

2010年4月にDOEは、2005年の追加説明とそれに付随するユーザーガイドが1979年の方針解釈と1996年の方針解説の内容と矛盾し、學生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準に基づくタイトルIXの遵守を判断するための評価手法を適切かつ明快に解説していないとして、同追加説明を撤回して2010年の説明を発行した。2010年の説明は、學生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準に基づきタイトルIXの遵守状況を判断する際に考慮される点を解説する。具体的には、3つの状況すなわち①充足されていない関心、②十分な競技能力、③競合への穏当な期待、が確認された大学対抗運動競技プログラムに対して、OCRがタイトルIXを遵守していないと判断を下すにあたって、さらに①學生の競技スポーツへの関心と能力について判断する際に差別のない評価手法を用いているか、②過少な性のチームが存続可能であるにも関わらず、最近、そのチームの存続を停止したか否か、③関心について測定する多様な指標が用いられているか、④能力について測定する多様な指標が用いられているか、⑤どれほどの頻度で評価を実施しているかという5つの判断基準を適用することや、學生の関心と能力の調査に関する指標や大会や競技会などのエントリーの可能性について判断する際に、①教育機関が競争相手とする他の教育機関によって提供される競争機会、②現在、教育機関が競争相手としない他の教育機関によって提供される競争機会及び教育機関の地域における他の教育機関によって提供される

競争機会という2つの指標を適用することについて解説している。さらに、2010年の説明は、2005年の追加説明を破棄して、1975年のタイトルIX実施規則をはじめ、1979年の方針解釈、1996年の方針解説に従ってタイトルIXを実施していくことを言明している。このような2010年の説明の発表は、2005年の追加説明に抵抗してきたNCAAや女性団体にとっては自らの主張が認められたことを、2005年の追加説明に対して異なる姿勢をとってきたDOEとNCAAとの板挟みにあっていたNCAAの所属メンバーにとってはタイトルIXの遵守に邁進できる環境を手に入れたことを、さらに学生運動競技者にとっては従来のタイトルIXの実効力と競技に打ち込む環境を取り戻したことを意味すると捉えられた。

【註及び引用・参考文献】

¹ The Secretary of Education's Commission on Opportunity in Athletics. "Open to All," *Title IX at Thirty*, p. 2, (Feb. 28, 2003).

<<http://www2.ed.gov/about/bdscomm/list/athletics/title9report.pdf>>
(2009/10/14).

² Ibid.

³ Ibid., p. 47.

⁴ Ibid.

⁵ Ibid.

⁶ Carpenter, Linda J. and Acosta, R. Vivian. *Title IX*, pp. 188-189. IL: Human Kinetics, 2005.

⁷ Ibid., p. 188.

⁸ Ibid.

⁹ Ibid.

¹⁰ United States Department of Education, Office for Civil Rights. *Clarification of Intercollegiate Athletics Policy Guidance: The Three-Part Test*, (Jan. 16, 1996).

<<http://www2.ed.gov/about/offices/list/ocr/docs/clarific.html#two>>
(2009/10/14).

¹¹ Ibid., p. 189.

¹² Ibid., p. 189.

¹³ Ibid.

¹⁴ 女性メンバーは、シンシア・クーパー (Cynthia Cooper)、ドナ・デ・ヴァロウナ (Donna de Varona)、ジュリー・ファウディ (Julie Foudy)、キャリー・グロス (Cary Groth)、リサ・グラハム・キーガン (Lisa Graham Keegan)、マフエット・マックグロウ (Muffet McGraw)、リタ・シモン (Rita Simon)、デボラ・ヨウ (Deborah Yow) の8名。男性メンバーは、テッド・リーランド (Ted Leland)、パーシー・ベイツ (Percy Bates)、ボブ・ボウルズビー (Bob Bowlsby)、ジーン・デフィリポ (Gene DeFilippo)、トム・グリフィス (Tom Griffith)、マイク・スライヴ (Mike Slive)、グラハム・スパニア (Graham Spanier) の7名。Ibid., pp. 53-56.

¹⁵ The Secretary of Education's Commission on Opportunity in Athletics, pp. 53-56.

U. S. Department of Education. “Members–Secretary’s Commission on Opportunity in Athletics.” <<http://www.ed.gov/about/bdscomm/list/athletics/members.html>> (2004/04/01).

¹⁶ Varona, Donna de and Foudy, Julie. *Minority Views on the Report of the Commission on Opportunity in Athletics*, p. 19, (Feb. 2003).
<http://www.wnba.com/media/minority_report.pdf> (2004/04/01).

¹⁷ The Secretary of Education’s Commission on Opportunity in Athletics, p. 47.

¹⁸ Ibid., p. 4.

¹⁹ Ibid., p. 7.

²⁰ Ibid., pp. 50–52.

²¹ The Secretary of Education’s Commission on Opportunity in Athletics, pp. 50–47.
Varona and Foudy, p. 19.

²² The Secretary of Education’s Commission on Opportunity in Athletics, p. 3.

²³ 1つ目の問いの英訳は以下の通りである。” Are Title IX standards for assessing equal opportunity in athletics working to promote opportunities for male and female athletics?” Ibid., p. 3.

²⁴ Osborne, Barbara. *Title IX in the 21st Century*, Marq. Sports L. Rev., 14:1, p. 154, Fall, 2003.

²⁵ Varona and Foudy, pp. 18–19.

²⁶ The Secretary of Education’s Commission on Opportunity in Athletics, p. 3.

²⁷ The Secretary of Education’s Commission on Opportunity in Athletics. “*Open to All*” : *Title IX at Thirty*, (Feb. 28, 2003).

²⁸ Ibid., p. 4.

²⁹ Ibid., pp. 4–5.

³⁰ Osborne, Barbara, pp. 141–162.

³¹ Ibid., p. 33.

³² Ibid., pp. 33–34.

³³ Equity in Athletic Disclosure Act は、1994年10月20日に制定された1994年の全米学校改善法 (Improving American’s Schools Act of 1994) (Public Law 103-382) の380B項にあたる。「情報公開法」(sunshine law)と呼ばれるように、高等教育機関に入学を希望する学生或いは競技者に、各高等教育機関が男女平等に運動競技スポーツの機会を提供する責務を担っていることを認識してもらうことを目的としている。同法のもと、毎年、各大学は大学代表チーム (varsity teams) に当てられる財政的資源及び人的資源に関する情報を開示しなければならない。具体的には、大学代表チームに所属する男女学生競技者数をはじめ、男女コーチ数、男女職員数、男女運動競技プログラムに当てられた経費などの割合を開示する。EADAの適用を受ける高等教育機関が“EADA Report”と呼ばれる年次報告書を毎年10月15日までに準備することによって同法を遵守しているとされる。EADAに関する詳細は、DOEのインターネットサイトから入手できる。U. S. Department of Education, Office of Postsecondary Education. *User’s Guide for the Equity in Athletics Act Web-Based Data Collection*, (2007), (Revised 2008).
<https://surveys.ope.ed.gov/athletics/documents/users_guide.pdf> (2004/04/01).

³⁴ The Secretary of Education’s Commission on Opportunity in Athletics, p. 35.

³⁵ Ibid., pp. 35–36.

³⁶ Ibid., p. 34.

³⁷ Ibid.

-
- ³⁸ Ibid., pp. 36–37.
- ³⁹ Osborne, p. 156.
- ⁴⁰ The Secretary of Education’s Commission on Opportunity in Athletics, pp. 34–35.
- ⁴¹ Ibid., p. 34.
- ⁴² Ibid.
- ⁴³ Ibid., p. 37.
- ⁴⁴ Ibid., p. 39.
- ⁴⁵ Ibid., p. 39.
- ⁴⁶ Ibid., p. 40.
- ⁴⁷ The Secretary of Education’s Commission on Opportunity in Athletics, p. 40.
- ⁴⁸ Varona, Donna de and Foudy, Julie. *Minority Views on the Report of the Commission on Opportunity in Athletics*, (Feb. 2003).
<http://www.wnba.com/media/minority_report.pdf> (2004/04/01).
- ⁴⁹ Ibid., p. 1.
- ⁵⁰ Ibid.
- ⁵¹ Ibid.
- ⁵² Ibid., p. 2.
- ⁵³ Ibid.
- ⁵⁴ Ibid., pp. 2–3.
- ⁵⁵ Ibid., p. 3.
- ⁵⁶ Ibid., p. 6.
- ⁵⁷ Ibid.
- ⁵⁸ Ibid., p. 7.
- ⁵⁹ Ibid.
- ⁶⁰ Ibid., pp. 7–8.
- ⁶¹ Ibid., p. 10.
- ⁶² The Secretary of Education’s Commission on Opportunity in Athletics, p. 34.
- ⁶³ Varona and Foudy, p. 10.
- ⁶⁴ The Secretary of Education’s Commission on Opportunity in Athletics, p. 34.
- ⁶⁵ Varona and Foudy, p. 11.
- ⁶⁶ The Secretary of Education’s Commission on Opportunity in Athletics, pp. 33–34.
- ⁶⁷ Varona and Foudy, p. 11.
- ⁶⁸ Ibid.
- ⁶⁹ The Secretary of Education’s Commission on Opportunity in Athletics, p. 39.
- ⁷⁰ Ibid.
- ⁷¹ Varona and Foudy, p. 11.
- ⁷² Ibid.
- ⁷³ The Secretary of Education’s Commission on Opportunity in Athletics, p. 34.
- ⁷⁴ Ibid., p. 35.
- ⁷⁵ Ibid.
- ⁷⁶ Ibid.
- ⁷⁷ Ibid.
- ⁷⁸ Varona and Foudy, p. 11.
- ⁷⁹ Ibid.
- ⁸⁰ Varona and Foudy, pp. 11–12.

-
- ⁸¹ The Secretary of Education's Commission on Opportunity in Athletics, p. 35.
- ⁸² Varona and Foudy, p. 12.
- ⁸³ The Secretary of Education's Commission on Opportunity in Athletics, pp. 36-37.
- ⁸⁴ Varona and Foudy, p. 12.
- ⁸⁵ The Secretary of Education's Commission on Opportunity in Athletics, p. 35.
- ⁸⁶ Ibid.
- ⁸⁷ Varona and Foudy, p. 12.
- ⁸⁸ Ibid.
- ⁸⁹ Ibid., p. 15.
- ⁹⁰ The Secretary of Education's Commission on Opportunity in Athletics, p. 37.
- ⁹¹ United States Department of Health, Education, and Welfare, Office for Civil Rights. *Title IX of the Education Amendments of 1972; a Policy Interpretation; Title IX and Intercollegiate Athletics*, 44 Fed. Reg. 71,413 (December 11, 1979).
- ⁹² マイノリティ報告書は、独自に運動競技の参加機会の男女比率を50%、50%に設定して論を展開しているのではない。この男女比の設定については運動競技機会委員会において審議されている。運動競技機会委員会にこの男女比の設定の賛否を問う投票を行った結果、賛成票と反対票が同数であったことから、この提案は無効となっている。最終報告書には、この男女比の設定の提案が「運動競技機会委員会が賛成も反対もしなかった勧告」として以下のように記されている。「タイトルIXの基準のもと教育機関は、参加機会の均衡を満たす1つのアプローチとして、学生の参加機会の50%を男子に、50%を女子に分配すべきである。その際、2-3%の偏差は認められる。」
- ⁹³ Varona and Foudy, p. 15.
- ⁹⁴ Ibid.
- ⁹⁵ Ibid.
- ⁹⁶ Ibid., p. 17.
- ⁹⁷ The Secretary of Education's Commission on Opportunity in Athletics, p. 39.
- ⁹⁸ Varona and Foudy, p. 17.
- ⁹⁹ Ibid.
- ¹⁰⁰ Ibid.
- ¹⁰¹ Ibid.
- ¹⁰² Ibid.
- ¹⁰³ Ibid.
- ¹⁰⁴ Ibid.
- ¹⁰⁵ Ibid., p. 18.
- ¹⁰⁶ The Secretary of Education's Commission on Opportunity in Athletics, p. 40.
- ¹⁰⁷ Varona and Foudy, p. 18
- ¹⁰⁸ Ibid.
- ¹⁰⁹ Ibid.
- ¹¹⁰ U.S. Department of Education. "Rod Paige, Statement of U.S. Secretary of Education." *Press Release*. (Feb. 26, 2003).
<<http://www.ed.gov/news/PressReleases/2003/02/02262003a.html>> (2009/10/14).
- ¹¹¹ United States Department of Education, Office for Civil Rights. *Further Clarification of Intercollegiate Athletics Policy Guidance Regarding Title IX Compliance*, (July 11, 2003).
<<http://www2.ed.gov/about/offices/list/ocr/title9guidanceFinal.html>>

(2004/04/01).

¹¹² Ibid.

¹¹³ United States Department of Education, Office for Civil Rights. *Clarification of Intercollegiate Athletics Policy Guidance: The Three-Part Test*, (Jan. 16, 1996).

¹¹⁴ United States Department of Education, Office for Civil Rights. *Further Clarification of Intercollegiate Athletics Policy Guidance Regarding Title IX Compliance*, (July 11, 2003).

¹¹⁵ Ibid.

¹¹⁶ Ibid.

¹¹⁷ Ibid.

¹¹⁸ Ibid.

¹¹⁹ Ibid.

¹²⁰ Ibid.

¹²¹ Ibid.

¹²² Ibid.

¹²³ Ibid.

¹²⁴ Ibid.

¹²⁵ Ibid.

¹²⁶ The Secretary of Education's Commission on Opportunity in Athletics, pp. 33-34.

¹²⁷ Ibid., p. 39.

¹²⁸ Varona and Foudy, p. 11.

¹²⁹ 本節の前項を参照。

¹³⁰ The Secretary of Education's Commission on Opportunity in Athletics, p. 34.

¹³¹ Office for Civil Rights. *Further Clarification of Intercollegiate Athletics Policy Guidance Regarding Title IX Compliance*.

¹³² The Secretary of Education's Commission on Opportunity in Athletics, p. 34.

¹³³ Varona and Foudy, p. 10.

¹³⁴ Office for Civil Rights. *Further Clarification of Intercollegiate Athletics Policy Guidance Regarding Title IX Compliance*.

¹³⁵ The Secretary of Education's Commission on Opportunity in Athletics, p. 36.

¹³⁶ 「勧告3」の後半の件を参照。The Secretary of Education's Commission on Opportunity in Athletics, p. 33.

¹³⁷ Office for Civil Rights. *Further Clarification of Intercollegiate Athletics Policy Guidance Regarding Title IX Compliance*.

¹³⁸ The Secretary of Education's Commission on Opportunity in Athletics, p. 34.

¹³⁹ Varona and Foudy, p. 10.

¹⁴⁰ Office for Civil Rights. *Further Clarification of Intercollegiate Athletics Policy Guidance Regarding Title IX Compliance*.

¹⁴¹ The Secretary of Education's Commission on Opportunity in Athletics, p. 33.

¹⁴² Office for Civil Rights. *Further Clarification of Intercollegiate Athletics Policy Guidance Regarding Title IX Compliance*.

¹⁴³ U.S. Department of Education. "Rod Paige, Statement of U.S. Secretary of Education." Press Release, (February 26, 2003).

<<http://www.ed.gov/news/PressReleases/2003/02/02262003a.html>> (2009/10/14).

¹⁴⁴ Office for Civil Rights. *Further Clarification of Intercollegiate Athletics*

Policy Guidance Regarding Title IX Compliance.

¹⁴⁵ Ibid.

¹⁴⁶ United States Department of Education, Office for Civil Rights. *Additional Clarification of Intercollegiate Athletics Policy: Three-Part Test*, (March 17, 2005). <<http://www.ed.gov/about/offices/list/ocr/docs/title9guidanceadditional.html>> (2005/04/18).

¹⁴⁷ United States Department of Education, Office for Civil Rights. *User's Guide to Student Interest Surveys under Title IX*, (March 17, 2005). <http://nces.ed.gov/pubs2005/2005173_1.pdf> (2009/10/14).

¹⁴⁸ United States Department of Education, Office for Civil Rights. *Additional Clarification of Intercollegiate Athletics Policy: Three-Part Test.*

¹⁴⁹ Ibid.

¹⁵⁰ Ibid.

¹⁵¹ Ibid.

¹⁵² Ibid.

¹⁵³ Ibid.

¹⁵⁴ a Web-Based Prototype Survey と呼ばれる。

¹⁵⁵ Ibid.

¹⁵⁶ Ibid.

¹⁵⁷ Ibid.

¹⁵⁸ Ibid

¹⁵⁹ Ibid.

¹⁶⁰ Brown, Gary T. "Executive Committee Urges against Title IX Compliance Option." *The NCAA News*. (May 9, 2005). <http://www2.ncaa.org/media_and_events/association_news/ncaa_news_online/2005/05_09_05/association_wide/4210n08.html> (2009/10/14).

¹⁶¹ Women's Sports Foundation. "Department of Education Creates Huge Title IX Compliance Loop Hole: The Foundation Position." (June. 16, 2005). <<http://www.womenssportsfoundation.org/cgi-bin/iowa/issues/rights/article.html?record=1009>> (2009/10/14).

¹⁶² Natinal Women's Law Ceneter. "NWLC Letter to Margaret Spellings, Secretary, United States Department of Education re: the Prong Three Clarification." (April 21, 2005). <<http://www.nwlc.org>> (2009/10/14).

¹⁶³ Expressing the Sense of the House of Representatives that the "Additional Clarification of Intercollegiate Athletics Policy: Three-Part Test—Part Three" , Issued by the United States Department of Education without Notice or Opportunity for Public Comment on March 17, 2005, is Inconsistent with Longstanding Department Policies and Fundamental Principles of Equality, is a Disservice to Our Nation's Young Women, and Should Be Withdrawn by the Department of Education, HRES 735, 109th Cong. (2006). <<http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/BILLS-109hres735ih/pdf/BILLS-109hres735ih.pdf>> (2009/10/14).

¹⁶⁴ Office for Civil Rights, United States Department of Education. *Response to the Senate Committee on Appropriations: Intercollegiate Athletics: Additional Factors Considered by Post-Secondary Institutions*, (March 17, 2006).

<<http://www.napequity.org/pdf/intercollegiate%20Athletics-OCR.pdf>>
(2010/09/26).

¹⁶⁵ Ibid., p. 9.

¹⁶⁶ Ibid., p. 10.

¹⁶⁷ United States Department of Education, Office for Civil Rights. *Additional Clarification of Intercollegiate Athletics Policy: Three-Part Test*, (March 17, 2005).

¹⁶⁸ Ibid.

¹⁶⁹ 2006年6月27日に連邦議会においてダニー・デイビス下院議員 (Danny K. Davis、イリノイ州選出、民主党) はタイトルIX制定34周年を記念するスピーチの中で、2005年の追加説明の撤廃を議会に訴えている。同議員は、スピーチの冒頭で、同追加説明を「2005年3月17日に連邦教育省が創り出したタイトルIXの抜け穴」と表し、「この抜け穴が主要な市民権法の1つであるタイトルIXを衰えさせる」と述べてから、「教育機関が男女のスポーツにおける平等を擁護するために任務を遂行していくことよりも、この変更が女子学生・生徒に自らの参加機会の権利・資格を実証する責任を負わせ・・・この抜け穴は女子スポーツに破壊的な影響をもたらしている」と批判した。そして同議員は、「アメリカ合衆国大統領にこの新しい規則 (2005年の追加説明：括弧内は著者) を撤廃するよう促すことに加えて、私は、この変更が長年のDOEの方針と平等の原理原則に相反することを明確にしている下院決議735の起草者として、タイトルIXが築きあげた34年間の進歩を後退させる不平等を訴え続けていく」とスピーチを締めくくっている。“34th Anniversary of Title IX.” *Congressional Record—Extensions of Remarks*, E1294, June 27, 2006.

¹⁷⁰ United States Department of Education, Office for Civil Rights. *Intercollegiate Athletics Policy Clarification: Three Part Test—Part Three*, (April 20, 2010). <<http://www2.ed.gov/about/offices/list/ocr/letters/colleague-20100420.pdf>> (2012/09/16).

¹⁷¹ U.S. Department of Education. “Vice President Biden Announces Strengthening of Title IX.” (April 20, 2010). <<http://www.ed.gov/news/press-releases/vice-president-biden-announces-strengthening-title-ix>> (2011/02/13).

¹⁷² United States Department of Education, Office for Civil Rights. *Intercollegiate Athletics Policy Clarification: Three Part Test—Part Three*, (April 20, 2010).

第5章 大学対抗運動競技プログラムにおけるタイトルIXの遵守状況

第2章では、タイトルIXの制定後から改称前までの大学対抗運動競技プログラムにおけるタイトルIXの実施過程を分析した結果、大学対抗運動競技プログラムにおけるタイトルIXの遵守を審査する際には、関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準を適用することが明らかとなった。また、第4章では、タイトルIXの改称後から2010年までの大学対抗運動競技プログラムにおけるタイトルIXの実施過程の行政的側面に焦点をあて分析した結果、OCRが数々の方針発表を通じて関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準の適用について明確化を図る中で、タイトルIXの実施をめぐる論争の焦点が男女比の実質的均衡基準から学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準にシフトされていったことが明らかとなった。

本章では、以上のような実施過程を経たタイトルIXが大学対抗運動競技プログラムにおいてどの程度遵守されているのかということをはっきりさせる。このために、タイトルIXの改称前（2000年）とタイトルIX改称後（2010年）のタイトルIXの遵守状況を比較及び検討する。また、タイトルIXの遵守がどのような要因に左右されるのかということを探るために、大学規模別、OCR管区別及びERA批准の有無別に2000年と2010年の遵守状況を検討する。

第1節 研究方法

第1項 男女比の実質的均衡基準に基づくタイトルIXの遵守状況の把握

本研究では、関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準のうち男女比の実質的均衡基準に基づき大学対抗運動競技プログラムにおけるタイトルIXの遵守状況を把握、検討する。大学対抗運動競技プログラムにおけるタイトルIXの遵守状況を判断する際には、関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準が採用される。関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準とは、①男女の大学対抗運動競技レベルに参加する機会、②男女学生総数の割合と実質的に均衡がとれているか（男女比の実質的均衡基準）、③大学対抗運動競技において一方の性の学生数がもう一方のそれより低い場合には、教育機関は、その学生数の低い性の学生の発展過程にある関心や能力に明らかに対応するプログラムの拡大のあゆみ及び継続的な実施を証明できるか（プログラム拡大の継続的実施基準）、

③大学対抗運動競技において一方の性の学生数がもう一方のそれより低く、しかも、上述したように、教育機関がその学生数の低い性の学生の発展過程にある関心や能力に明らかに対応するプログラムの拡大のあゆみ及び継続的な実施を証明できない場合には、現在のプログラムによってその学生数の低い性の学生の関心と能力が十分且つ効果的に受入れられていることを明らかに示すことができるか（学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準）、である。ここでは、①男女比の実質的均衡基準に基づき、大学対抗運動競技プログラムにおいてどの程度タイトルIXが遵守されているのかということを検討する。

タイトルIXの遵守状況を判断する際には、①男女比の実質的均衡基準のみが適用されるわけではない。大学対抗運動競技プログラムにおけるタイトルIXの遵守状況を把握するために、①男女比の実質的均衡基準、②プログラム拡大の継続的实施基準或いは③学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準が適用される。また、この判断基準を示しているOCRも当然そのような方法で大学対抗運動競技プログラムにおけるタイトルIXの遵守状況を審査する。加えて、裁判所もOCRの方針が示すとおり、①男女比の実質的均衡基準を満たせなければ②プログラム拡大の継続的实施基準を、②プログラム拡大の継続的实施基準を満たせなければ③学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準を適用し、大学対抗運動競技プログラムにおけるタイトルIXの遵守状況を審査してきたし、そのことはタイトルIXの実施過程を分析した第2章でみてきた。

以上のことから、①男女比の実質的均衡基準に基づき大学対抗運動競技プログラムにおけるタイトルIXの遵守状況を把握するという本研究は、幾分、強引のように捉えられるかもしれない。大学対抗運動競技プログラムにおいて①男女比の実質的均衡基準が満たされてないからといって、即、タイトルIXを遵守していないと判断することは難しいからである。また、①男女比の実質的均衡基準を満たせなかったとしても、②プログラム拡大の継続的实施基準或いは③学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準を満たすことによってタイトルIXを遵守している大学対抗運動競技プログラムが存在すると十分考えられるからである。

しかし、そのことが本研究の意義を無にするとは言いがたい。タイトルIXの実施過程を踏まえたうえで、大学対抗運動競技プログラムにおいてどの程度タイトルIXが遵守されているのかということをも1つの判断基準を用いて検討することは、タイトルIX（法律）の目的の実施状況を実証することになる。また、本研究では大学対抗運動競技プログラムにおける男女比の実質的均衡基準に基づくタイトルIXの遵守状況に影響を与えうる要因につい

でも検討することから、大学対抗運動競技プログラムにおいて生じているタイトルIXの実施効果と実施状況との乖離の原因を提示できると考えられる。さらに、男女比の実質的均衡基準の今後のあり方や扱い方について幾分かの提言を見出せると考えられる。以上のことを本研究の意義と限界として受け止め研究を進めていく。

第2項 割合値の検討

男女比の実質的均衡基準に基づきタイトルIXの遵守状況を検討するために、「割合値」を検討する。割合値とは、女子学生運動競技者数の割合値と女子学生数の割合値の差である。つまり、「女子学生運動競技者数の割合値 ^{マイナス} 女子学生数の割合値」から導きだされる数値である。例えば、ある大学の「割合値」が+10%の場合には、当該大学の女子学生運動競技者数の割合値が女子学生数の割合値を10%上回っていると同時に、男子学生運動競技者数の割合値が男子学生数の割合値を10%下回っていることになる。また、割合値が-10%の場合には、当該大学の女子学生運動競技者数の割合値が女子学生数の割合値を10%下回っていると同時に、男子学生運動競技者数の割合値が男子学生数の割合値を10%上回っていることになる。さらに、割合値が0の場合には、当該大学の女子学生運動競技者数の割合値と女子学生数の割合値が同値であると同時に、男子学生運動競技者数の割合値と男子学生数の割合値が同値であることになる。つまり、割合値が0であるということは、当該大学が男女比の実質的均衡基準を理想的に満たし、よってタイトルIXを遵守していると判断できるということである。

第3項 達成度の検討

各側面からの比較検討を行う上で、「割合値」の他に「達成度」からも分析検討を行う。達成度は、女子学生運動競技者数の割合値を女子学生数の割合値で割った値より求められる。したがって、達成度1は両者の割合が一致し、それ以下の値は、女子学生運動競技者数の割合値が女子学生数の割合値を満たしておらず、また、値が1以上になると、女子学生数の割合値に対して女子学生運動競技者数の割合値が上回っていることを意味している。

第4項 研究対象の特徴

本研究では、大学対抗運動競技プログラムの中でもNCAAのディビジョンI-Aに所属する大学対抗運動競技プログラムの割合値を研究の対象とした。そこで、以下では、NCAAの

ディビジョン I-A の特徴を明らかにするために、大学対抗運動競技プログラムを統括する主要な団体の相違点と NCAA のそれぞれのディビジョンの相違点について検討する。

(1) 大学対抗運動競技プログラム統括団体と NCAA

アメリカには大学対抗運動競技プログラムを統括する 5 つの主要な団体が存在する¹が、中でも NCAA は、最も早く設立され、最も多くの所属メンバー大学を有し、最も多様な構成メンバーを認める統括団体である。

アメリカにおける大学対抗運動競技プログラムを統括する 5 つの主要団体の 1 つ目は、全米大学対抗運動競技協会 (National Association of Intercollegiate Athletics : 以下、NAIA と表記) である。NAIA は、1940 年に全米大学対抗バスケットボール協会 (National Association of Intercollegiate Basketball) として設立されたが、開催する競技種目の拡大によって 1952 年に現在の名称である NAIA に改称された²。NAIA は、学士号を授与する全米及びカナダにおける 4 年制カレッジ及び大学や 2 年制教育機関などを構成メンバーとし³、現在では 300 近くの所属メンバー大学を有している。一時は 500 の所属メンバー大学を有していたが、多くの大学が NCAA に所属を変更したという⁴。

2 つ目の団体は、米国カレッジ運動競技協会 (United States College Athletic Association : 以下、USCAA と表記) である。USCAA は、1966 年に全米小規模大学運動競技協会 (National Little College Athletic Association : NLCAA と表記) として設立され、10 校の構成メンバー大学から始まった⁵。後に、構成メンバー大学と開催する運動競技種目を徐々に増やし、NLCAA は 1989 年に全米小規模大学運動競技協会 (National Small College Athletic Association) へと名称を変更し、さらに 2001 年に現在の USCAA に改称した⁶。USCAA は、500 人から 2500 人の学生を有する小規模な教育機関から構成され、2009 年時点では 82 の構成メンバー大学を有している⁷。

3 つ目の団体は、全米クリスチャンカレッジ運動競技協会 (National Christian College Athletic Association : 以下、NCCAA と表記) である。1968 年に設立された⁸NCCAA は、キリスト教の教義に賛同する 4 年制の教育機関を構成メンバーとする⁹。2011 年から 2012 年のシーズンでは 104 の構成メンバー大学を有している¹⁰。

4 つ目の団体は、全米短期大学運動競技協会 (National Junior College Athletic Association : NJCAA と表記) である。1938 年に設立された¹¹NJCAA は、2 年制の教育機関を構成メンバーとしている¹²。2010 年時点において、NJCAA は 513 の大学から構成されて

いる¹³。

最後の団体は、本研究の対象である NCAA である。NCAA は、1906 年に非営利の教育的スポーツ団体として米国大学対抗運動競技協会 (Intercollegiate Athletic Association of the United States) から始まり、1910 年にその団体名称を変更し NCAA となり¹⁴、他の 4 つの主要団体と比べてその歴史は最も長い。大学規模や大学の宗教的信条などによって構成メンバーを限定する他の団体と比べて、NCAA は「多様な構成メンバーシップの母体¹⁵」として、多くの教育機関に門戸を開く。2010 年時点において、NCAA に所属する大学数は 1062 校¹⁶であり、大学対抗運動競技プログラムを統括する主要な 5 団体の中でも最も規模の大きい団体であるといえる。

以上のように、NCAA はアメリカの大学対抗運動競技プログラムを統括する主要な団体の中でも最も歴史が長く、その構成メンバーは多様性に富み、最も規模が大きい団体なのである。

(2) ディビジョン I-A の特徴

1973 年以来、NCAA に所属する構成メンバー大学は、ディビジョン I、ディビジョン II、ディビジョン III という 3 つの競技部門 (competitive divisions) に分類されている。ディビジョン I は、1978 年に I-A と I-AA に細分化され、さらに 2007 年には I-A がフットボール・ボウル・サブディビジョン (Football Bowl Subdivision : 以下、FBS と表記) に、I-AA がフットボール・チャンピオンシップ・サブディビジョン (Football Championship Subdivision : 以下、FCS と表記) に名称を変更している¹⁷。

構成メンバー大学は、それぞれのディビジョンに要求される事項などによって特徴付けられる。まず、ディビジョン I に所属するメンバー大学の特徴についてみると、メンバー大学は、少なくとも男女それぞれのために 7 つの運動競技、或いは男子のために 6 つの運動競技と女子のために 8 つの運動競技と男女それぞれのために 2 つのチーム運動競技を主催しなければならない¹⁸。それぞれの運動競技種目には、最低限に満たすべき試合数及び参加者数や予定表の作成基準があり、アメリカンフットボール及びバスケットボール以外の運動競技において、各メンバー大学は全ての試合のうちの半分を同じディビジョン I に所属するメンバー大学と対戦しなければならない¹⁹。また、男女それぞれのバスケットボールチームは、2 試合以外の全ての試合を同じディビジョン I に所属するメンバー大学と対戦しなければならないが、男子チームに限っては、全試合の 3 分の 1 をホームアリーナ

で行わなければならない²⁰。アメリカンフットボールチームを有するメンバー大学は、FBSとFCSに分けられ、FBSに分類されたメンバー大学には最低限満たすべきアメリカンフットボールの試合観戦者数が設定されている一方で、FCSに分類されたメンバー大学にはそのような最低限の観戦者数は求められていない²¹。メンバー大学は、制限された範囲内で運動競技奨学金を授与しなければならない²²、それぞれの運動競技ごとの運動競技奨学金の最大授与額を超えてはならない²²。

次に、ディビジョンⅡに所属するメンバー大学の特徴についてみてみよう。メンバー大学は、少なくとも男女それぞれのために5つの運動競技、或いは男子のために4つの運動競技と女子のために6つの運動競技と男女それぞれのために2つのチーム運動競技を主催しなければならない²³。ディビジョンⅠと同様にディビジョンⅡにおいてもそれぞれの運動競技種目には、最低限に満たすべき試合数及び参加者数や予定表の作成基準がある。アメリカンフットボール及び男女それぞれのバスケットボールチームは、少なくとも全試合の半分を同じディビジョンⅡに所属するメンバー大学、或いはFBSかFCSのメンバー大学と対戦しなければならない²⁴。アメリカンフットボール及びバスケットボール以外の運動競技においては予定表の作成基準は設定されていない²⁵。ディビジョンⅠでは最低限満たすべきアメリカンフットボールの試合観戦者数や男子バスケットボールのホームアリーナにおける試合数が設定されているが、ディビジョンⅡではそのような設定はない²⁶。ディビジョンⅠと同様にディビジョンⅡに所属するメンバー大学は、制限された範囲内で運動競技奨学金を授与しなければならない²⁷。ディビジョンⅡに所属するメンバー大学の学生競技者の多くが地元出身者或いは大学が所在する州の出身者であり、彼らは奨学金、奨学補助金、学生ローン、労働収入などから授業料を捻出している²⁸。また、ディビジョンⅡに所属するメンバー大学が提供する運動競技プログラムは、大学の他の学部のように大学の予算で運営されている²⁹。ディビジョンⅡの試合予定は、地元のライバル大学との競技会の予定に大きく左右される³⁰。

最後に、ディビジョンⅢに所属するメンバー大学の特徴についてみてみよう。メンバー大学は、少なくとも男女それぞれのために5つの運動競技と男女それぞれのために2つのチーム運動競技を主催しなければならない³¹。ディビジョンⅠ及びⅡと同様に、ディビジョンⅢにおいてもそれぞれの運動競技種目には、最低限に満たすべき試合数及び参加者数や予定表の作成基準がある³²。ディビジョンⅠ及びⅡとは異なり、ディビジョンⅢに所属するメンバー大学の学生競技者には、運動競技奨学金が給付されていない³³。また、ディ

ビジョンⅢに所属するメンバー大学の運動競技局には、大学の他の学部のように職員が配置され、資金が供給されている³⁴。ディビジョンⅢに所属するメンバー大学の運動競技局は、試合観戦者よりも、運動競技に参加する学生競技者を重要視しており、学生競技者の運動競技の経験に何よりも価値をおいている³⁵。ディビジョンⅢは、地域の季節にあった競技会に重きを置きつつ、最大限に多様な運動競技の機会を提供することによって、運動競技への参加を奨励している³⁶。

以上のように、各ディビジョンの相違点について検討した結果、本研究の対象であるディビジョン I-A (FBS) には、唯一、最低限、満たすべきアメリカンフットボールの試合観戦者数が設定されていることから、この点がディビジョン I-A (FBS) に所属するメンバー大学の最大の特徴といえるだろう。

第5項 タイトルIXの遵守状況に影響を与える要因の検討

大学対抗運動競技プログラムにおけるタイトルIXの遵守に影響を与える要因には、様々なものが考えられるが、本研究においては、先述したように大学規模の違い、大学が属するOCRの管区の違い及び大学が所在する州のERA批准の有無に焦点を当てて検討を加える。以下では、タイトルIXの遵守に影響を与えうる要因として、以上の3つの視点から検討する意図について述べる。

(1) 大学規模別比較

大学規模の違いがタイトルIXの遵守に影響を与えると考えた背景には、タイトルIXの制定後における女子学生の増加に伴い、大規模大学に比べて小規模大学にとって、よりタイトルIXの遵守を果たすことが難しくなっていると考えたからである。図5-1は、男女別大学生数及び女子学生比率の歴史的推移を示したものである。1960年代中期にベビーブーマーが大学進学年齢に達したことと、大学進学者が増加したことによって、高等教育は劇的に拡大した³⁷。とりわけ女子学生比率の伸びは目覚しく、タイトルIX制定後の1979-1980年のアカデミックイヤーには男子学生比率を越え、50.9%に達している。それから女子学生比率は徐々に上昇し、2005-2006年のアカデミックイヤーには57.4%へと上昇している。その後、女子学生比率は停滞するものの57%代を維持しつつ、2009-2010年のアカデミックイヤーには57.1%となっている。このように、タイトルIXが制定されてから、女子学生比率はじわじわと上昇しつつ、男子学生比率を上回っているのである。さらに、2020年ま

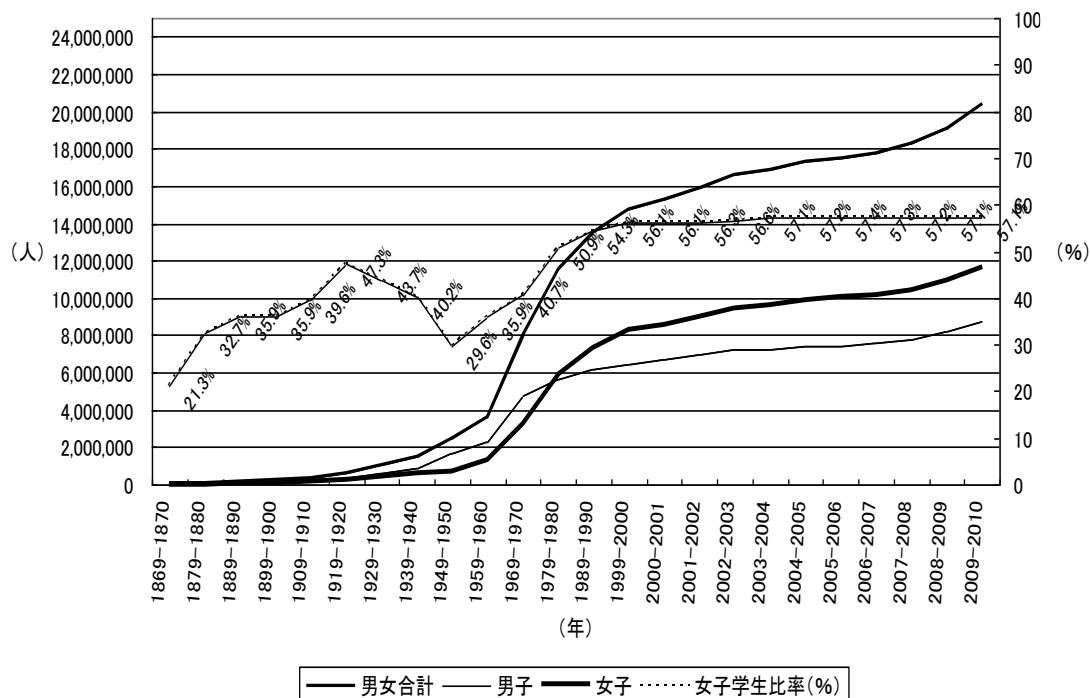
での男女学生比率を予想する DOE によると、今後、男女学生数はともに上昇しながら、女子学生比率が男子学生比率との差を少しずつ広げていくというのである³⁸。

以上のように、タイトルIXの制定後、女子学生比率が男子学生比率を上回り、さらに男子学生比率との差を徐々に広げている中、大学は、タイトルIXを遵守するために女子学生の大学対抗運動競技プログラムに参加する機会を拡大し続けなければならない。タイトルIXの遵守状況を判断するための男女比の実質的均衡基準は、男女学生運動競技者数の割合値を男女学生数の割合値に相当させるよう規定している。この判断基準のもとタイトルIXを遵守するためには、男子学生運動競技者数の割合値を下げるか、女子学生運動競技者数の割合値を上げるか、いずれかの選択が考えられる。しかし、男子学生運動競技者数の割合値を下げる選択は、「冷遇慣行」としてOCRから指摘されている。そうなると、女子学生運動競技者数の割合値を高める選択を大学はせざるを得ない。よって、大学は、男女比の実質的均衡基準のもとタイトルIXを遵守するために、女子学生運動競技者数の割合値を上昇させるためのプログラムの変革を求められるのである。

しかし、本研究の対象となるディビジョン I-A (FBS) に属する大学にとって、女子学生運動競技者数の割合値を上昇させることは困難であると考えられる。タイトルIX実施過程でもみてきたが、財政緊縮の影響を受けて、大学対抗運動競技プログラムの運営は決して容易ではない。このような状況の中、とりわけ、アメリカンフットボールの最低観客数が設定されているディビジョン I-A (FBS) に属する大学運動競技局の運営は困難である。なぜなら、ディビジョン I-A (FBS) に属する大学運動競技局は、アメリカンフットボールの集客力を維持・向上しつつ、女子学生のための大学対抗運動競技プログラムの拡充を迫られ、多大なコストを強いられるからである。

さらに、ディビジョン I-A (FBS) に属する大学の中でも、小規模大学の運動競技局は、大規模大学のそれに比べて、難しい運営を強いられ、タイトルIXを遵守することは困難であると考えられる。なぜなら、小規模大学は、大規模大学に比べて、学生総数が少ないにもかかわらず、大規模大学と同様にアメリカンフットボールの集客力を維持・向上しつつ、女子学生運動競技者数の割合値の上昇を求められるからである。つまり、小規模大学は、大規模大学に比べて学生総数が少ないにもかかわらず、大規模大学と同じような規模の大学対抗運動競技プログラムの運営を強いられることになるのである。そうなると、小規模大学にとって、男女比の実質的均衡基準のもとタイトルIXを遵守することは容易ではないと考えられる。

以上のような考えから、本研究では、大学規模の違いがタイトルⅨの遵守に影響を与えるのかどうかについて検討する。



左軸は大学生数、右軸は女性比率を示す。
 <資料>

Snyder, T.D. and Hoffman, C.M. *Digest of Education Statistics 2002*, (NCES 2003-060), p. 209, U.S. Department of Education, National Center for Education Statistics. Washington, DC: U.S. Government Printing Office, 2003.

Snyder, T.D., Tan, A.G., and Hoffman, C.M. *Digest of Education Statistics 2003*, (NCES 2005-025), p. 221, U.S. Department of Education, National Center for Education Statistics. Washington, DC: U.S. Government Printing Office, 2004.

Snyder, T.D., Tan, A.G., and Hoffman, C.M. *Digest of Education Statistics 2005*, (NCES 2006-030), p. 285, U.S. Department of Education, National Center for Education Statistics. Washington, DC: U.S. Government Printing Office, 2006.

Snyder, T.D., Dillow, S.A., and Hoffman, C.M. *Digest of Education Statistics 2006*, (NCES 2007-017), p. 269, U.S. Department of Education, National Center for Education Statistics. Washington, DC: U.S. Government Printing Office, 2007.

Snyder, T.D., and Dillow, S.A. *Digest of Education Statistics 2009*, (NCES 2010 -013), p. 278, U.S. Department of Education, National Center for Education Statistics. Washington, DC: U.S. Government Printing Office, 2010.

Snyder, T.D., and Dillow, S.A. *Digest of Education Statistics 2010*, (NCES 2011 -015), p. 290, U.S. Department of Education, National Center for Education Statistics. Washington, DC: U.S. Government Printing Office, 2011.

Snyder, T.D., and Dillow, S.A. *Digest of Education Statistics 2011*, (NCES 2012 -001), p. 289, U.S. Department of Education, National Center for Education Statistics. Washington, DC: U.S. Government Printing Office, 2012.

U.S. Department of Education, National Center for Education Statistics. "Historical summary of faculty, students, degrees, and finances in degree-granting institutions: selected years, 1869-70 to 2002-03." *Digest of Education Statistics 2004*, 2005. <http://nces.ed.gov/programs/digest/d04/tables/dt04_170.asp?referrer=list> (2012/06/15).

図 5-1 : 男女別大学生数及び女子学生比率の歴史的推移

(2) OCR 管区別比較

OCR 管区別にタイトルIXの遵守状況を把握しようとした背景には、OCR 局間に何らかの格差が存在し、それがタイトルIXの遵守に影響を与えているのではないかという考えがある。後に詳細を述べるが、OCR の執行業務は 12 の地方局によって執り行われている。それぞれの地方局には管轄州があり、タイトルIXの執行業務において OCR 地方局は管轄州に所在する大学を監視・指導する。つまり、OCR は、1つの機関として全米における大学のタイトルIXの実施について監視・指導するのではなく、実際には 12 の地方局によって機能しているのである。そして、この 12 の地方局の間で何らかの格差が生じているのではないかと考えたのである。

タイトルIXを執行する行政機関である OCR には、アメリカ全土において地域格差が生じることのないようにタイトルIXを実施することが求められている。そのことについては、OCR 自身も 2003 年の方針追加説明において強調している。そうであるならば、OCR 管区別にタイトルIXの遵守状況を把握し、格差が確認されれば、なぜそのような格差が生じているのか、また、その格差が OCR 地方局間のなんらかの違いに起因するようであるならば、改善していくことが必要であると考えられる。このような着想から、本研究では OCR 管区別にタイトルIXの遵守状況を把握しようとするのである。

(3) ERA 批准の有無別比較

ERA 批准の有無別に比較検討を行う背景には、ERA 批准の有無がタイトルIXの遵守に影響を及ぼしているのではないかという考えがある。そこで、まず ERA について解説してから、ERA 批准の有無別比較検討の背景について述べる。

アメリカは男女平等の国とイメージされがちであるが、実際には、アメリカには男女平等を謳い、性差別を禁止する連邦レベルの憲法は存在しない。しかし、これまでアメリカ国民は、男女平等と性差別の禁止を規定しないアメリカ合衆国憲法を易々と受入れてきたわけではない。「憲法によって男女の平等を実現しようとする趣旨の ERA³⁹」をアメリカ合衆国憲法に盛り込むよう要求する法案が、1923 年に初めて連邦議会に提出され、半世紀を経てから、女性運動が高まりを見せる中で、強い支持を受けて連邦議会を通過したものの、アメリカ合衆国憲法の修正に必要な 38 州の批准を得るまでに至らず、1982 年 6 月 30 日に批准の期限が切れると同時に廃案となり、不成立に終わっているという経緯が存在する⁴⁰。

では、ERA とはどのような条項なのかをみてみよう。ERA の条文は以下のとおりである⁴¹。

- 第1項 性を理由として法の下での平等な権利が連邦または州によって拒否され、または制限されることはない。
- 第2項 連邦議会は適切な立法によって本条の規定を執行する権限を有する。
- 第3項 この修正は批准の日から2年後に効力を生ずる⁴²。

このような文言の ERA は、性を分類の指標として用いることを絶対的に禁止しており、武田は、その絶対的禁止の3つの論拠とともに、絶対的禁止の2つの例外を挙げる⁴³。まず、絶対的禁止の3つの論拠の1つ目は「性による分類にあてはまらない女性が多数いるので、性による分類をする法は必然的に女性差別を生むこと」、2つ目は「差別が1つの領域で法的に認められると、そのことが次々といろいろな局面での性差別につながっていくこと」、3つ目は「権利義務の二重構造は、必然的に権利主体の地位の優劣をもたらすこと、すなわち女性が劣位に置かれること」である。また、絶対的禁止の2つの例外の1つ目は「プライバシー権を守るための男女別施設（更衣室・トイレなど）」と、2つ目は「どちらかの性にしかない身体上の特徴を規制し、考慮に入れ、別の方法で取り扱う場合」である。加えて、武田は、ERAのもと「女性のみを対象とする労働者保護法は認められない」と付言している⁴⁴。このような規範内容をもつ ERA は、上述したように1923年に初めて法案として提出され、1970年代まで長らく放置されてきた多くの性差別的な法律を一掃するいわば特効薬として、1970年代の女性運動の最重要課題とされたという⁴⁵。

しかし、以上のような性差別的な法律を一掃することを目指した ERA は不成立に終わっている⁴⁶。ERA は、1971年10月に354対23で下院議会を、そして1972年3月に84対8という圧倒的多数で上院議会を通過した。ERA が連邦議会を通過して数時間後に批准したハワイ州を筆頭に30州が早くに批准をしたものの、その後、1974年に3州、1975年と1977年にそれぞれに1州が批准しただけであった。その結果、ERAの条文に規定されていた1979年3月までにERA発効に必要な38州の批准を得られなかった。連邦議会は批准期限をさらに1982年6月3日までに延長したものの、その後、1州の批准も得られないどころか、5州が批准を撤回し、ERAはついに不成立に終わったのであった。

では、なぜ ERA は不成立に終わったのだろうか。ERA 不成立の意義をアメリカのフェミニズム運動の歴史の中に位置づける有賀は、「70年代のアメリカでは、男女の役割の変化、すなわち女性の労働参加は確実に進行し、女性観、家族観も伝統的なものから新しい多様

なものへと変わり、ERA に対する一般的な支持もむしろふえている。それにもかかわらず、ERA は成立しなかった⁴⁷」と述べた上で、ERA 不成立の主な理由に3つを挙げる。

まず、1つ目に、ERA 反対者側による運動が大きな成果をあげたことを挙げる⁴⁸。最初、ERA 批准に反対していたのは女性労働者保護を主張する女性組織であったが、それが ERA 支持側に回ると、ERA 反対運動は極端な反共産主義的な組織をはじめ、人種差別主義的な組織、モルモン教会、南部中心に組織された全国州権党、白人市民会議など、公民権運動に反対してきた組織によって進められていった。そして、それらの組織を統合したのが、自称主婦で、実際には右翼活動家のフィリス・シュラフリー (Phyllis Schlafly) であり、一般家庭の主婦に対して恐怖を植え付けるような語りかけをして、ERA 批准を阻止していた。また、これら反対側は3つの議論から ERA 批准を阻止しようとした⁴⁹。その3つの議論とは、「伝統的な女性観、性役割、家族を擁護する立場」、「現代社会における強力な国家を維持しなければならないという立場」、「州権論の立場」からの議論である。1点目について、先のフィリス・シュラフリーを中心に、ERA によって男女別の公衆便所が禁止されるとか、専業主婦が無理やり職場に引っ張りだされるといった極論が展開され、ERA 反対が主張された。これに対して ERA 賛成側は、男女別の公衆便所についてはプライバシーの権利によって守られるとか、ERA は働きたい女性に男性と同等の機会を与えるのであって、女性を無理に家庭から職場に引っ張りだすのではないとか、ERA は連邦政府や州政府を拘束するのであって、個人を直接に拘束するものではないなどと、反対側の議論に対して説明した。2つ目の強力な国家の維持について、ERA には徴兵の平等が含まれることから、女性が国防を担えば軍事的な支障をきたすのではないかと主張したのである。このような主張をする人々は、強い国家と軍備を求めていたことから、女性は家庭を守るべきとする伝統的な女性観を支持する立場でもあった。3つ目の州権論については、奴隷制度や黒人の市民権に反対してきた者たちが用いてきた議論であり、州における人種や性による差別の撤廃のために連邦政府が介入しようとするときに、州権を主張し抵抗するための議論であった。このような「伝統的な女性観、性役割、家族を擁護する立場」、「現代社会における強力な国家を維持しなければならないという立場」、「州権論の立場」という3つの立場から議論を展開した ERA 反対派の運動の効果が ERA 不成立の要因のひとつとして挙げられるのである。

ERA 不成立の2つ目の理由に、アメリカのフェミニズム運動の展開を挙げる。1960代末から女性解放運動が展開される中で、女権運動の性格の強かった比較的穏健派の女性組織

が急進派の影響を受けて、人工中絶や同性愛者の権利などを ERA とともに主張するようになった。こうなると、保守派には、ERA が家族崩壊に通じる過激な主張であるかのように映った。また、過激な女性解放運動を進める組織も ERA を支持し、従来穏健派の女性組織は人工中絶や同性愛者の権利などに反対したとしても ERA を支持した。このような展開に対して反対派は、ERA は過激なフェミニスト集団の求めるものであるという印象を世の中に持たせる運動を展開し、ERA 不成立に影響を与えたというのである。

ERA 不成立の 3 つ目の理由に、1964 年の市民的権利法などの法律の整備によって平等化が促進されたことを挙げる。市民的権利法の成果によって、ERA をわざわざ制定しなくとも現行の憲法及び法律によって男女平等は十分に達成できるという議論が持ち上がった。この議論が ERA の支持を増やすことを妨げる原因の一つとなり ERA 不成立に繋がったというのである。

以上のような ERA 不成立の要因を挙げる有賀は、ERA 不成立の意義について考察しながら、ERA は異なる思想を持つ女性組織を結束させ、その結果、政治的な力を増した女性組織らは市民的権利法による男女平等の推進を図ることができたものの、一方、ERA のもと女性組織らの結束はより急進的な女性解放思想に傾倒したがために ERA は不成立に終わったのだと主張する⁵⁰。当初、ERA は、女性の平等な権利が獲得されることによって男女平等が達成されると考える女性組織が中心となって展開した女権運動に受け入れられていた。しかし、1960 年代に入ると、男女平等は権利の問題というよりも根本的な性に関する意識の問題であるとする急進派の女性組織が中心となって展開した女性解放運動が影響力を増して、この急進派の女性たちも ERA を女性解放の手がかりとして受け入れるようになった。このようにして ERA 成立という統一目標のもと女権運動を展開する穏健派女性組織と女性解放運動を展開する急進派女性組織が結束し、政治的な力をつけていった。しかし、ERA 成立という統一目標を掲げて結束した女性組織はより急進的な女性解放思想に支配され、その結果、ERA 成立は達成できなかったが、その政治的な力は市民的権利法によって男女平等を推進することに効果をあげ、これが ERA 不成立の意義と捉えられるというのである。つまり、有賀の ERA 不成立の意義の考察から、当時、男女平等の問題を女性の権利保障の問題として受け止めることはできても、人工中絶や同性愛者などの性の解放の問題として受け止める素地は十分でなかったことが窺え、それが ERA 不成立につながったと考えられるのである。

以上のような理由から ERA は不成立に終わったが、では、ERA が存在しない現在のアメ

リカにおいて、女性差別の禁止はいかに規制されているのだろうか。武田は、連邦憲法修正第 14 条の平等保護条項は 1970 年代以降の性差別の禁止に目覚しい役割を果たしていると評価した上で、平等保護条項による性差別の禁止の限界についても指摘している⁵¹。平等保護条項は、南北戦争後の 1968 年に人種の平等を目指して連邦憲法修正第 13 条及び 15 条とともに制定された。平等保護条項は、州管轄内の何人に対しても法の平等な保護を拒んではならないと規定しており、女性の平等要求の根拠となる条項であるが、1960 年代においては女性差別に対して役に立っていなかった。1960 年代の連邦最高裁判所は、平等保護条項の違憲性審査において厳格審査と合理性審査の 2 つの審査基準を採用していた。人種による分類には厳格審査が適用され、その人種による分類は違憲の推定を受ける。この違憲の推定を覆すために、政府はその分類が非常に重要な政府の利益に仕え且つその目的を達成するために不可欠であることを立証しなければならないが、この立証は非常に困難であり、ほとんど不可能であった。一方、性による分類には、合理性審査が適用され、その性による分類は合憲性の推定を受ける。政府の何らかの正当な目的が考えられ、その目的の実現にその分類が何らかの関連性を有していれば、その分類の合憲性は認められる。つまり、1960 年代においては、厳格審査が適用される人種による分類に比べ、合理性審査が適用される性による分類は違憲性を認められにくく、合憲とされる可能性が高かったのである。よって、平等保護条項は女性差別に対して役に立っていなかったというのである。

しかし、1971 年以降、最高裁判所は性による分類に厳格審査と合理性審査の中間にあたる中間審査を適用し、違憲判決を重ねていった⁵²。中間審査において、性による分類は違憲の推定を受け、その性による分類を正当化するためには、政府にとって重要な目的が存在し、性による分類がその目的の達成に相当な関連性を有することを政府が立証しなければならない。しかし、政府が男女のステレオタイプ的な役割を前提とすることを最高裁判所は認めなくなったので、政府は多くの法律について立証できなかった。つまり、1971 年以降は、性による分類に対して中間審査が適用され、違憲とされる可能性が高まったゆえに、平等保護条項は女性差別に対して以前より役に立つようになったということである。

以上のように性による分類に中間審査が適用されることによって、その分類の違憲性が認められる可能性は高まったものの、その基準のあいまいさは裁判所の判断をみるとぬぐいきれないという⁵³。例えば、合意に基づく未成年の性行為に対して男性だけを処罰の対象とする州の法定強姦法は、未成年者の妊娠を防ぐという目的にかなった合憲の分類とされたが、この合憲という判断は性行為において男性がイニシアチブをとるというステレオ

タイプを前提にしない限りありえないという。また、男性のみに徴兵予備登録を要求する連邦法について、男性のみが戦闘行為に適していることを理由に合憲とすることは非論理的であるといわれている。つまり、性による分類に対して中間審査が適用されるようになると、女性差別の違憲性がより認められやすくなったとはいえ、基準のあいまいさから、平等保護条項による女性差別の撤廃には限界があると考えられるのである。

吉田によると1976年に下されたクレッグ対ボーレンの判決⁵⁴から中間審査は性差別に対して適用されるようになり、その中間審査は1982年のミシシッピ女子大学対ホーガンの判決⁵⁵以降、次第に厳しくなっており、厳格審査に近づいているという⁵⁶。中間審査がより厳格審査に近い審査基準になってきているのであれば、女性差別が違憲とされる可能性はさらに高まり、平等保護条項による女性差別の完全撤廃に期待が寄せられるところだろう。しかし、人種差別に対しては厳格審査が適用されることを考えると、平等保護条項による女性差別の完全撤廃にはやはり限界があるといえる。

しかし、ERAが不在の中、平等保護条項による女性差別の撤廃には限界があると結論づける前に、アファーマティブ・アクションの動向についてもみておく必要があるだろう。アファーマティブ・アクション (affirmative action) とは、「人種や性といった、本来なら分類の指標としてはならない要素を考慮に入れた、差別解消のための積極的措置⁵⁷」、優遇措置であり、ヨーロッパや日本ではポジティブ・アクションと呼ばれている⁵⁸。一口にアファーマティブ・アクションと言っても、その実施方法は、議会が法律に定める場合や、大統領令の行政命令が連邦政府と契約した企業に課す場合、裁判所が市民的権利法に違反する雇用慣行に対して救済として命じる場合、裁判上の和解による場合、使用者が採用する場合など多様である⁵⁹。また、実施の手段にしても採用枠のパーセンテージを設定し一定の結果達成を強制する割当制度 (quota) や、目標数値とその数値を達成のためのタイムテーブルを設ける方法、人種や性を「プラスの要素」と捉える方法など多様である⁶⁰。

以上のようなアメリカにおけるアファーマティブ・アクションの合憲審査基準に最も影響を与えたといわれているのが、1995年のアダランド判決⁶¹であろう。アダランド判決は、人種を理由としたアファーマティブ・アクションが平等保護条項に違反するか否かを審査する際には、厳格審査を適用するとした⁶²。アダランド判決が下されるまで、アファーマティブ・アクションの合憲性審査基準は、人種を理由とするアファーマティブ・アクションにおいて一定ではなかった⁶³。上述したように、人種を理由とする差別に対する審査には厳格審査が適用され、ほとんどの場合には違憲の判断が下されていたが、人種を理由と

するアファーマティブ・アクションに適用される審査基準は事件ごとに異なり、どの基準が適用されたのかを特定することが難しい状況にあったという⁶⁴。このような中、人種を理由とするアファーマティブ・アクションにも、人種を理由とする差別に適用される厳格審査を適用すべきだという批判があがり、それに答えたのがアダランド判決だという⁶⁵。

アダランド判決は、性別を理由とするアファーマティブ・アクションの合憲性審査基準にも大きな影響を与えたとされる⁶⁶。性別を理由とするアファーマティブ・アクションの事例でも、アダランド判決以前は、その審査基準は一定ではなかったという⁶⁷。その原因について吉田は、「性別に基づくアファーマティブ・アクションに中間審査を採用すると、厳格審査が適用される人種に対するアファーマティブ・アクションは、性別に対するアファーマティブ・アクションよりも厳しい基準に服することになるということであった。その結果、より深刻だととらえられてきた人種差別を救済しようとするアファーマティブ・アクションのほうが、より違憲無効とされる可能性が高くなることが問題視された」と述べている⁶⁸。

武田は、性別を理由とするアファーマティブ・アクションへのアダランド判決の影響について、「性による分類に対しては中間的な審査が行われている。そのため、女性に対する差別法は放置されているにもかかわらず、女性差別を是正するためのアファーマティブ・アクションは廃止される、という矛盾がおきかねない状況にある」と述べている⁶⁹。確かに、先に述べたように性別を理由とする差別には、中間審査が適用され、合憲性が認められる可能性を残している一方で、性別を理由とするアファーマティブ・アクションには、厳格審査が適用され、違法とされるとなれば、女性差別の完全撤廃は遠のいてしまうと考えられる。

一方、吉田は、武田とは違った角度からアダランド判決を捉えている。「差別を受けているとされるのがどの人種であるかにかかわらず、一律に、アファーマティブ・アクションに厳格審査を適用するとした」アダランド判決と同様の論理で考えれば、性別を理由とするアファーマティブ・アクションには、性別を理由とする差別に適用されると同様に中間審査が適用されると吉田は主張する⁷⁰。つまり、吉田は、性別を理由とする差別にも、性別を理由とするアファーマティブ・アクションにも中間審査が適用されると考えるのである。吉田の考えに従えば、性別を理由とする差別に中間審査が適用されれば、合憲性が認められる可能性があり、よって性差別的な法律が放置される可能性がある一方で、性別を理由とするアファーマティブ・アクションに中間審査が適用されれば、合憲性が認めら

れる可能性があり、よってアファーマティブ・アクションの廃止の可能性は低くなり、武田の主張に比べれば、女性差別の撤廃に希望が見出せる。

しかし、上述したように性別を理由とする差別に適用される中間審査はより厳格な基準になってきている。そうすると、吉田の主張に従えば、性別を理由とする差別に厳しい中間審査が採用され、違憲とする可能性が高まるとともに、性差別的な法律の撤廃が徐々に進む可能性も高まる一方で、性別を理由とするアファーマティブ・アクションに厳しい中間審査が採用され、違憲とする可能性が高まるとともに、性別を理由とするアファーマティブ・アクションの衰退の可能性も高まると考えられる。また、武田の主張に立てば、性別を理由とする差別に厳しい中間審査が採用され、違憲とする可能性が高まるとともに、性差別的な法律の撤廃が徐々に進む可能性も高まる一方で、性別を理由とするアファーマティブ・アクションに厳格審査が採用され、ほぼ違憲とされることから、性別を理由とするアファーマティブ・アクションは廃止されると考えられる。

以上のように性別を理由とするアファーマティブ・アクションの動向についてみてきた。武田と吉田はそれぞれアダランド判決を違った角度から捉えているが、両者に共通する点は性別を理由とする差別に適用される審査基準が中間審査であるということである。そして、人種を理由とする差別やアファーマティブ・アクションには、厳格審査が適用される一方で、性別を理由とする差別には中間審査が適用されているのである。確かに、性別を理由とする差別に適用される中間審査はより厳格になってきているので、「厳格審査に近づいたことで、人種に基づくアファーマティブ・アクションが性別に基づくものより違憲と判断されやすいという矛盾を解消するのではないかという観測がある⁷¹」という吉田の主張に納得できる。しかし、そこにはやはり平等保護条項による女性差別の禁止の限界が指摘されるのではないだろうか。

このような平等保護条項による女性差別の禁止の限界を乗り越えようとするのが、ERAである。ウォンは、ERAの一般的な認識について「一般に、ERA法案は断固として性差別を禁止し、分類の基礎として性別を用いているあらゆる法律が裁判において厳格審査の適用を受けることを求めるものだ」と述べる⁷²。また、ウォンは、性差別を申立てるための法的手段がいくつかある中で、近年において性差別を全国規模で包括的に禁止しようとする努力がなされてきていると述べた上で、憲法修正条項の通過つまりERAが全般的な性差別の禁止に向けて欠けている点を補うとするERA支持派の主張に言及している⁷³。さらに、武田は、連邦国家であるアメリカでは、州によっては州憲法に男女同権規定を有するとは

いえ、連邦レベルの男女同権規定つまり ERA の有無は極めて重要であると述べ、その理由に「合州国でダイナミックに法改革がなされるのは州が実験室になっているからだといわれるが、連邦レベルの規定ができて初めて合州国全体に一定の基準が確保されるからである」と主張する⁷⁴。これらの主張を集約すると ERA は、性差別的な法律に厳格審査を適用することを求め、全国レベルにおける性差別の一扫を目指す基準を確保するといえるだろう。

このような連邦レベルにおける性差別の禁止基準を確保しようとする ERA を批准している州としていない州の間には、何らかの格差が存在し、それが大学対抗運動競技プログラムにおける性差別を禁止する連邦法であるタイトルIXの遵守に影響を与えているのではないかと考えられる。よって、本研究では ERA 批准の有無別にタイトルIXの遵守状況を把握しようとするのである。

第6項 研究資料

上述したように、2000年及び2010年におけるNCAAのディビジョンI-A（FBS）に所属する大学対抗運動競技プログラムの割合値と達成度を検討の対象とする。2000年の検討対象となるデータは、クロニクル高等教育新聞（Chronicle Higher Education）のインターネットで公開されている1999-2000年アカデミックイヤーのデータのうち、NCAAディビジョンI-Aに所属する大学114校のものに絞り込んだ。また、2010年の検討対象となるデータは、EADAのもとDOEが公開している2009-2010年アカデミックイヤーのデータのうち、2000年のデータと同様にNCAAディビジョンI-A（FBS）に所属する大学123校に絞り込んだ。なお、2000年以降、所属するディビジョンを変更している大学がいくつかあったため、2000年と2010年の検討対象となる大学の内容と数は若干異なる。

第2節 全国的にみた割合値及び達成度

第1項 全国的にみた割合値

（1）男女学生数の比較及び男女学生運動競技者数の比較

表5-1は、2000年における対象大学114校の男女学生数と男女学生運動競技者数を示したものである。まず、男女学生数を比較すると、男子学生が876,403人であるのに対して女子学生は921,795人であり、女子学生数が男子学生数を45,392人上回っている。次に、

男女学生運動競技者数を比較すると、男子学生運動競技者が 38,448 人であるのに対して女子学生運動学生競技者は 26,788 人であり、男子学生運動競技者数が女子学生運動競技者数を 11,660 人上回っている。以上の結果から、学生数については女子が男子を上回り、学生運動競技者数については男子が女子を上回っていることがわかる。

表 5-2 は、2010 年における対象大学 123 校の男女学生数と男女学生運動競技者数を示したものである。まず、男女学生数を比較すると、男子学生が 1,021,450 人に対して女子学生は 1,066,290 人であり、女子学生数が男子学生数を 44,844 人上回っている。次に、男女学生運動競技者数を比較すると、男子学生運動競技者数が 32,873 人であるのに対して女子学生運動競技者数が 26,175 人であり、男子学生運動競技者数が女子学生運動競技者数を 6,698 人上回っている。以上の結果から、学生数については女子が男子を上回り、学生運動競技者数については男子が女子を上回っていることがわかる。

2000 年における男女学生数と男女学生競技者数との比較の結果を 2010 年におけるそれと比較すると、どちらも同じように学生数については女子が男子を上回り、学生運動競技者数については男子が女子を上回っていることがわかる。

表 5-1： 2000 年（大学 114 校）の男女学生数と男女学生運動競技者数

	総数	男子	女子
	A+B	A	B
学生数	1,798,198	876,403	921,795
学生運動競技者数	65,236	38,448	26,788

表 5-2： 2010 年（大学 123 校）の男女学生数と男女学生運動競技者数

	総数	男子	女子
	A+B	A	B
学生数	2,087,740	1,021,450	1,066,290
学生運動競技者数	59,048	32,873	26,175

(2) 対象大学全体の割合値の比較

表 5-3 は、2000 年における対象大学 114 校の男女学生数と男女学生運動競技者数の割合を示したものである。まず、男子学生数と男子学生運動競技者数の割合を比較すると、男子学生数の割合が 48.7% であるのに対して、男子学生運動競技者数の割合は 58.9% であり、男子学生運動競技者数の割合が男子学生数の割合を 10.2% 上回っている。次に、女子学生数と女子学生運動競技者数の割合を比較すると、女子学生数の割合が 51.3% であるのに対して、女子学生運動競技者数の割合は 41.1% であり、女子学生運動競技者数の割合が女子学生数の割合を 10.2% 下回っている。つまり、大学 114 校全体の割合値は -10.2% になる。

表 5-3： 2000 年（大学 114 校）の男女学生数の割合と男女学生運動競技者数の割合の差

	男子	女子
学生数の割合 (A)	48.7%	51.3%
学生運動競技者数の割合 (B)	58.9%	41.1%
割合の差 (B-A)	10.2%	-10.2%

表 5-4 は、2010 年における対象大学 123 校の男女学生数と男女学生運動競技者数の割合をそれぞれ示したものである。まず、男子学生数と男子学生運動競技者数の割合を比較すると、男子学生数の割合が 48.9% であるのに対して、男子学生運動競技者数の割合は 55.7% であり、男子学生運動競技者数の割合が男子学生数の割合を 6.7% 上回っている。次に、女子学生数と女子学生運動競技者数の割合を比較すると、女子学生数の割合が 51.1% であるのに対して、女子学生運動競技者数の割合は 44.3% であり、女子学生運動競技者数の割合が女子学生数の割合を 6.7% 下回っている。つまり、大学 123 校全体の割合値は -6.7% になる。

さらに、2000 年における割合値を 2010 年におけるそれと比較すると、2010 年における割合値 (-6.7%) は、2000 年におけるそれ (-10.2%) から 3.5 上昇したことがわかる。

以上の結果から、2000 年と 2010 年における全大学の割合値について傾向は把握できたものの、これらの割合値は各大学の割合値を反映していない。そこで 2000 年と 2010 年における各大学の割合値について、以下で検討する。

表 5-4： 2010 年（大学 123 校）の男女学生数の割合と男女学生運動競技者数の割合の差

	男子	女子
学生数の割合 (A)	48.9%	51.1%
学生運動競技者数の割合 (B)	55.7%	44.3%
割合差 (B-A)	6.7%	-6.7%

(3) 各大学の割合値の傾向

巻末付録の資料 1 は、2000 年における各大学の割合値等を示したものである。まず、割合値がプラスを示す大学についてみると、その数は 114 校中 10 校であり、それらの大学を割合値の高い順に述べると、1 位がアメリカ合衆国陸軍士官学校、2 位がアメリカ合衆国空軍士官学校、3 位がテキサス A&M 大学、4 位がアメリカ合衆国海軍士官学校、5 位がジョージア科学技術研究所、6 位がサンディエゴ州立大学、7 位がメリーランド大学カレッジパーク校、8 位がミシガン大学アナーバー校、9 位がパードゥ大学、10 位がノートルダム大学であった。次に、割合値がマイナスを示す大学についてみると、その数は 114 校中 104 校であり、それらの大学を割合値の低い順に述べると、最下位がテキサスクリスチャン大学 (114 位)、次いでメンフィス大学 (113 位)、アーカンソー州立大学 (112 位)、イースタンミシガン大学 (111 位)、ルイジアナ大学ラフェイエット校 (110 校)・・・ジョージア科学技術研究所 (10 位) であった。また、割合値がゼロを示す大学はなかった。女子学生運動競技者数の割合が女子学生数の割合を上回る 10 校の割合は全体の約 8.8%であり、女子学生運動競技者数の割合が女子学生数の割合を下回る 105 校は全体の 91.1%であることから、全体的にみて割合値がゼロより高い値を示す大学は少ないといえる。

巻末付録の資料 2 は、2010 年における各大学の割合値等を示したものである。まず、割合値がプラスを示す大学についてみると、その数は 123 校中 8 校であり、それらの大学を割合値の高い順に並べると、1 位がアメリカ合衆国陸軍士官学校、2 位がカンザス大学、3 位がマイアミ大学、4 位がアイオワ州立大学、5 位がバッファロー大学、6 位がコネチカット大学、7 位がカンザス州立大学、8 位がオレゴン州立大学であった。次に、割合値がマイナスを示す大学についてみると、その数は 123 校中 114 校であり、それらの大学を割合値の低い順に並べると、最下位がハンプトン大学 (123 位)、次いでトロイ大学 (122 位)、メンフィス大学 (121 位)、サザンミシシッピ大学 (120 位)、ルイジアナ大学モンロー校 (119

位)・・・ジョージア科学技術研究所(10位)であった。また、割合値がゼロを示す大学はクレムソン大学1校のみであった。女子学生運動競技者数の割合が女子学生数の割合を上回る8校の割合は全体の6.5%であり、女子学生運動競技者数の割合が女子学生数の割合を下回る114校は全体の92.7%であることから、全体的にみて割合値がゼロより高い値を示す大学は少ないといえる。

2000年における各大学の割合値を2010年におけるそれと比較すると、どちらも割合値がゼロより高い値を示す大学は少ないといえるが、割合値がゼロを示す大学数については、2000年にはゼロであったものが2010年は1校あった。

さらに、割合値の理想値であるゼロを基準として、ゼロから最も遠い大学の割合値についてみると、2000年においては、アメリカ合衆国陸軍士官学校の11.8%とテキサスクリスマン大学の-29.5%であった。これは、女子学生運動競技者数の割合と女子学生数の割合の差(11.8%)より、男子学生運動競技者数の割合と男子学生数の割合の差(29.5%)が17.7%上回っていることを示している。また、女子学生運動競技者数の割合と女子学生数の割合の差が11.8%以上にある大学は1校であるのに対して、男子学生運動競技者数の割合と男子学生数の割合の差が11.8%以上にある大学は38校であった。以上のことから、2000年については、女子学生運動競技者数の割合が女子学生数の割合を上回る大学数や程度は、男子学生運動競技者数の割合が男子学生数の割合を上回る大学数や程度より低いことがわかる。

次に、ゼロの割合値から最も遠い大学の割合値について巻末付録の資料2をみると、2010年においては、アメリカ合衆国陸軍士官学校の27%とハンプトン大学の-27.9%であった。これは、女子学生運動競技者数の割合と女子学生数の割合の差(27%)より、男子学生運動競技者数の割合と男子学生運動競技者数の割合の差(27.9%)が0.9上回っていることを示している。また、女子学生運動競技者数の割合と女子学生数の割合の差が27%以上にある大学は1校であるのに対して、男子学生運動競技者数の割合と男子学生数の割合の差が27%以上にある大学は2校であった。以上のことから、女子学生運動競技者数の割合が女子学生数の割合を上回る大学数や程度は、男子学生運動競技者数の割合が男子学生数の割合を上回る大学数や程度とほぼ同じであることがわかる。

この2010年の傾向を2000年のものと比較すると、2000年では、女子学生運動競技者数の割合が女子学生数の割合を上回る大学数や程度は男子学生運動競技者数の割合が男子学生数の割合を上回る大学数や程度より低かったが、2010年では、女子学生運動競技者数の

割合が女子学生数の割合を上回る大学数や程度が男子学生運動競技者数の割合が男子学生数の割合を上回る大学数や程度とほぼ同じであったことから、学生運動競技者数の割合が学生数の割合を上回る大学数や程度が男女間においてバランスをとる傾向にあることがわかる。

第2項 全国的にみた達成度

分析の対象となった大学の2000年と2010年の達成度からみた比較を行うと、達成度の平均ならびに標準偏差（かっこ内）は表5-5のような結果であった。両年ともに達成度は1以下となり、そこでの平均差は統計的に有意とまではいかないが、その傾向を認めることができ、2010年の方がやや高い値を示した（ $t(235)=1.70$, $p < .10$ ）。

表5-5： 全国的にみた2000年と2010年の達成度の平均と標準偏差

2000年 (n=114)		2010年 (n=123)	
.83	(.17)	.87	(.21)

第3項 考察

考察に入る前に、結果全体を整理してみよう。まず、全国的にみた割合値の検討では、2000年と2010年における男女学生数及び男女学生競技者数を比較した結果、両年とも同じように学生数については女子が男子を上回り、学生運動競技者数については男子が女子を上回ることが明らかとなった。また、2000年と2010年における大学全体の割合値を比較した結果、2010年における大学全体の割合値（-6.7%）が、2000年における大学全体の割合値（-10.2%）を若干上回ることが明らかとなった。最後に、2000年と2010年における各大学の割合値の傾向を把握し、それらを比較した結果、両年とも割合値の理想値であるゼロより高い値を示す大学は少なく、割合値がゼロの値を示す大学は2010年に1校のみであることが明らかとなった。さらに、男女間において学生運動競技者数の割合が学生数の割合を上回る大学数や程度を比較した結果、2000年には、女子学生運動競技者数の割合が女子学生数の割合を上回る大学数や程度が、男子学生運動競技者数の割合が男子学

生数の割合を上回る大学数や程度より低かったのに対して、2010年には、女子学生運動競技者数の割合が女子学生数の割合を上回る大学数や程度が、男子学生運動競技者数の割合が男子学生数の割合を上回る大学数や程度とほぼ同じであった。このことから、学生運動競技者数の割合が学生数の割合を上回る大学数や程度が男女間においてバランスをとる傾向にあることが明らかとなった。

次に、達成度の検討では、2000年と2010年ともに達成度は1以下となり、両年の平均差は統計的に有意と言えないものの、2010年の方がやや高い値を示し、達成度が上昇する傾向を認めることができた。

以上の検討結果から指摘できることは、男女比の実質的均衡基準を理想的に満たしている大学がほぼ皆無であったことである。2000年と2010年において男女比の実質的均衡基準を理想的に満たしている、つまり割合値が0である大学は1校のみであった。では、なぜ、ほとんどの大学が男女比の実質的均衡基準を達成できていないのだろうか。これについては、以下の2つの理由が考えられる。

まず1つ目は、多くの大学が男女比の実質的均衡基準以外の基準、つまりプログラム拡大の継続的实施基準或いは学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準に基づきタイトルIXを遵守しようとしているからだと考えられる。OCRは、タイトルIXを遵守しているとみなす割合値の基準値の範囲を具体的に提示していない。また、裁判によって基準値の範囲が異なることはタイトルIXの実施過程をみてきて確認している。そうすると、大学対抗運動競技プログラムにとって、男女比の実質的均衡基準のもとタイトルIXの遵守を実証するということは、プログラム拡大の継続的实施基準及び学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準に比べて一見単純明快であるものの、実際には比較的风险のある選択をすることになる。この点から、ほぼ全大学が割合値を理想的に満たしていないという結果をみれば、それらの大学は男女比の実質的均衡基準以外のプログラム拡大の継続的实施基準或いは学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準を選択して、タイトルIXを遵守しようとしていると考えられる。

2つ目の理由は、分析対象の特徴に起因する。先述したように、ディビジョン I-A (FBS) は、ディビジョンの中でも唯一、最低限満たすべきアメリカンフットボールの試合観戦者数を要求される。このことから、ディビジョン I-A (FBS) において、アメリカンフットボールチームは大学運動競技局の収入源となる、いわば「花形スポーツ」の地位を確保しているといっても過言ではないだろう。また、ディビジョン I-A (FBS) に所属するメンバー

大学においては、アメリカンフットボールチームの競技力の保持・向上が重要課題となるであろう。しかし、アメリカンフットボールチームが大学運動競技局にとって収入源になるとしても、アメリカンフットボールチームの競技力の保持・向上にはコストを強いられる。なぜなら、アメリカンフットボールチームの編成には、他の運動競技とは比較できないほどの多くのプレーヤーを要するからである。もちろん、女子の大学対抗運動競技プログラムにおいても、アメリカンフットボールチームに匹敵するほど多くの学生運動競技者を要する運動競技は存在しない。そうすると、男女比の実質的均衡基準のもと、タイトルIXを遵守するために、大学運動競技局はアメリカンフットボールに参加する男子学生数を保持しつつ、女子の学生運動競技者数を増加させなければならない。しかし、タイトルIXの実施過程でもみてきたが、大学運動競技局にとって、予算緊縮の中、女子学生運動競技者数を増加させることは容易ではない。つまり、最低限満たすべきアメリカンフットボールの試合観戦者数を要求されるディビジョン I-A (FBS) にとって、アメリカンフットボールチームの競技力の保持・向上は重要事項であり、その重要事項を満たしつつ、女子学生競技者数を増加させ、男女比の実質的均衡基準のもとタイトルIXを遵守することは、財政緊縮の状況下では困難なのである。そして、このことが、男女比の実質的均衡基準の理想値の達成を困難にしていると考えられるのである。

しかし、男女比の実質的均衡基準をめぐる議論の高まりを背景に運動競技機会委員会が設置されたことから、1990年代から2000年にかけて唯一の法的暫定避難規定 (safe harbor) であった男女比の実質的均衡基準に基づくタイトルIXの遵守が注目されたと考えられると、なぜ2000年において割合値を理想的に満たす大学が皆無であるのかという疑問が生じるが、これはおそらく、割合値を理想的に満たすことの困難さを示しているのではないだろうか。タイトルIXの実施過程でもみてきたが、1990年代中期から後期にかけて割合値を理想的に満たそうとする大学によって男子チームが廃止されるという問題が持ち上がった。この問題に対して、OCRは1996年の方針解説において、男女比の実質的均衡基準が法的暫定避難規定といえども、男子学生の参加機会を奪うことを要求しないし、男子学生の参加機会を奪うことは、プログラム拡大の継続的实施基準或いは学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準を選択してタイトルIXを遵守する際に大学を不利な状況にすると指摘した。この方針を受け、男女比の実質的均衡基準のもとタイトルIXを遵守しようとする大学は、男子チームを廃止することによって割合値を理想的に満たすことは難しくなった。それでも男女比の実質的均衡基準のもとタイトルIXを遵守しようとなれば、女子

学生の参加機会を拡大するしかない。しかし、それを果たせなければ、男女比の実質的均衡基準に基づきタイトルIXの遵守を実証することをあきらめなければならない。つまり、プログラム拡大の継続的实施基準或いは学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準を選択し、タイトルIXの遵守を実証するしか道はないということである。大学にとって男女比の実質的均衡基準は法的暫定避難規定で魅力的ではあるものの、実際には男子チームの廃止なしに割合値を理想的に満たしてタイトルIXの遵守を実証することは難しい。よって、プログラム拡大の継続的实施基準或いは学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準のもと、タイトルIXの遵守を実証するという選択肢を選ばざるを得ない。つまり 2000 年において割合値を理想的に満たす大学が皆無であるということは、男女比の実質的均衡基準を選択し割合値を理想的に満たすことの難しさを表しているのではないだろうか。

ただし、ここでの割合値の検討結果は慎重に扱われるべきだと考えられる。なぜなら、達成度の検討結果が 2010 年の方がやや高い値を示したものの、統計的には有意と認められなかったからである。

第 3 節 大学規模別にみた割合値及び達成度

本節では、対象大学を学生総数の高い順から並べ、上位 20 校を大規模大学、下位 20 校を小規模大学とし、それぞれの 2000 年及び 2010 年における割合値及び達成度を検討する。

第 1 項 大学規模別にみた割合値

表 5-6 と表 5-7 は、それぞれ 2000 年と 2010 年における大規模大学 20 校と小規模大学 20 校の割合値の平均値を示したものである。まず、2000 年の割合値の平均値についてみると、大規模大学は-12.2%、小規模大学は-21.2%であった。割合値の理想値であるゼロに近いのは大規模大学の割合値の平均値（-12.2%）であった。次に、2010 年の割合値の平均値についてみると、大規模大学は-8.0%、小規模大学は-19.7%であった。割合値の理想値であるゼロに近いのは、2000 年と同様に大規模大学の割合値の平均値（-8.0%）であった。また、大規模大学と小規模大学それぞれの割合値の平均値を 2000 年と 2010 年とで比較すると、大規模大学と小規模大学のどちらも 2000 年より 2010 年の割合値の平均値の方が割合値の理想値に近いことがわかる。

以上の結果から、小規模大学に比べて大規模大学の方が、割合値の理想値に近い割合値の平均値を示すことが明らかとなった。また、大規模大学と小規模大学ともに 2000 年よりも 2010 年の方が、割合値の理想値に近い割合値の平均値を示すことが明らかとなった。

表 5-6： 2000 年における大規模大学と小規模大学の割合値の平均値

	大学数	割合値の合計	割合値の平均値
	A	B	B/A
大規模大学	10	-122.0%	-12.2%
小規模大学	10	-212.5%	-21.2%

表 5-7： 2010 年における大規模大学と小規模大学の割合値の平均値

	大学数	割合値の合計	割合値の平均値
	A	B	B/A
大規模大学	10	-79.8%	-8.0%
小規模大学	10	-197.3%	-19.7%

第 2 項 大学規模別にみた達成度

表 5-8 と図 5-2 は、大学規模からみた 2000 年と 2010 年の達成度の平均と標準偏差を示したものである。ここでは、年度（2000 年・2010 年度）と大学規模（大・小規模）の二要因分散分析により検討を行った。年度 ($F(1, 76)=.31, n. s.$) ならびに大学規模 ($F(1, 76)=.29, n. s.$) における主効果そして交互作用 ($F(1, 76)=.00, n. s.$) において有意差が認められなかった。

表 5-8： 大学規模からみた 2000 年と 2010 年の達成度の平均と標準偏差

	2000年	2010年
大規模校 (n=20)	.89 (.09)	.92 (.06)
小規模校 (n=20)	.85 (.85)	.89 (.46)

()内は標準偏差

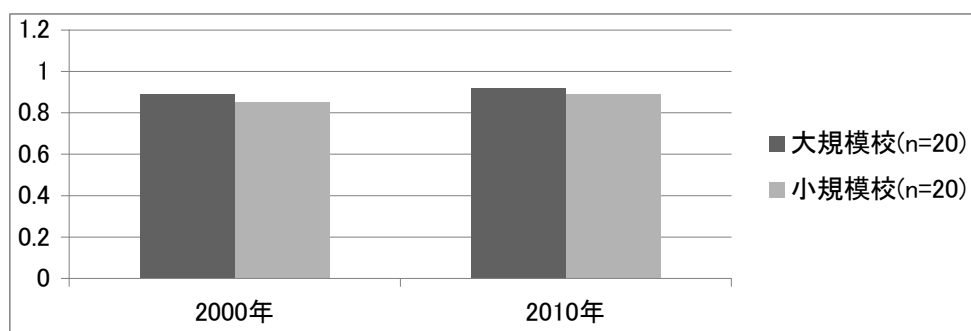


図 5-2： 大学規模からみた 2000 年と 2010 年の達成度の平均と標準偏差

第 3 項 考察

本節では、割合値及び達成度の大学規模別比較検討を行った。その考察に入るまえに、結果を整理してみよう。まず、割合値の検討において、大規模大学と小規模大学の割合値の平均値を比較した結果、2000 年及び 2010 年ともに大規模大学が割合値の理想値に近い値を示した。また、2000 年及び 2010 年とで割合値の平均値を比較した結果、大規模大学及び小規模大学ともに 2010 年の方が割合値の理想値に近い値を示した。

次に、達成度の検討において、年度ならびに大学規模における主効果と交互作用において有意差が認められなかった。

以上の結果から、以下の 2 点が指摘される。1 点目は、2000 年と 2010 年ともに、大規模大学の割合値の平均値が小規模大学のそれより割合値の理想値に近いことである。つまり、大規模大学の割合値の平均値が小規模大学のそれを上回っているということである。なぜ、2000 年と 2010 年ともに、小規模大学に比べて、大規模大学における女子学生運動競技者数の割合が女子学生数のそれを上回る程度が高いのだろうか。この結果の理由の 1

つに、女子学生数の割合が増加する中、大規模大学に比べて小規模大学にとって、女子学生運動競技者数の割合を高めることが困難であることを指摘できる。先に述べたようにタイトルIXの制定後、男女学生数の割合はともに増加しているものの、とりわけ女子学生数の割合は男子学生数の割合を上回りながら徐々に高まっている。このような状況の中、大学運動競技局は男女比の実質的均衡基準もとタイトルIXを遵守しようとなれば、男子学生運動競技者数の割合を低下させるか、或いは女子学生運動競技者数の割合を向上させるか、どちらかの選択を迫られる。しかし、前者は、OCRによって「冷遇慣行」と指摘されており、事実上、選択肢から消えてしまう。そうなれば、大学運動競技局は、必然的に女子学生運動競技者数の割合を向上させる選択をしなければならなくなる。これが、ディビジョンI-A (FBS) ともなれば、より困難な選択となる。なぜなら、ディビジョンI-A (FBS) に所属する大学運動競技局は、アメリカンフットボールの集客力を維持・向上しつつ、女子学生運動競技者数の割合を上昇させなければならないからである。女子学生運動競技者数の割合を上昇させるということは、女子のために大学対抗運動競技プログラムの拡充を迫られるということであり、大学運動競技局にとっては多大なコストを強いられるのである。これが小規模大学となれば、さらに困難な選択となるだろう。なぜなら、小規模大学は大規模大学に比べて学生総数が少ないにもかかわらず、大規模大学と同等の大学対抗運動競技プログラムの運営を強いられるからである。そうすると、大規模大学に比べて小規模大学にとって、女子学生運動競技者数の割合を上昇することはより困難であると考えられるのである。

ただし、第4章でみてきたように、大学対抗運動競技プログラムへの個人的な寄付金が許可されていることから⁷⁵、膨大な額の私的な援助を受けている小規模大学は、上記の理由にあてはまらないと考えられ、これについてはさらに小規模大学間における財政状況と割合値及び達成度との関係を検討する必要があると考えられる。

2点目は、大規模大学と小規模大学ともに2000年より2010年の方が割合値の平均値が高いことである。なぜ、2010年の方が大学規模を問わず割合値の平均値が高くなるのだろうか。全国的にみた割合値の検討のところでも言及したが、1990年代から2000年にかけて男女比の実質的均衡基準に基づくタイトルIXの遵守が注目されたと考えれば、2000年の方が大学規模を問わず割合値の平均値が高くなるはずである。1996年の方針解説は、男女比の実質的均衡基準を法的暫定避難規定 (safe harbor) としたが、男女比の実質的均衡基準を満たすために男子学生運動競技者を減員することはプログラム拡大の継続的实施基準

或いは学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準を選択してタイトルIXを遵守する際に大学を不利な状況にすると付言した。しかし、2003年の方針追加説明は、関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準のいずれも同等且つ柔軟に扱うことを強調した。このような状況を考慮すると、2000年時点では、男女比の実質的均衡基準は法的暫定非難規定であり、男女比の実質的均衡基準さえ満たせばタイトルIXの遵守を実証したことになるのであるから、大学は大学規模に関係なく男女比の実質的均衡基準を選択したくなる。しかし、2010年の時点においては、男女比の実質的均衡基準は法的暫定非難規定ではなく、プログラム拡大の継続的实施基準及び学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準と同等に扱われており、大学の視線は以前のように男女比の実質的均衡基準に注がれることはなくなったと考えられ、2010年に比べて2000年では大学が大学規模にかかわらず、男女比の実質的均衡基準を選択し、タイトルIXを遵守しようとし、その結果、2000年の方が割合値の平均値が高くなったという説明がつくのである。

しかし、結果は2010年の方が大学規模を問わず割合値の平均値が高くなっている。なぜ、予想に反してこのような結果が出たのであろうか。これについては、大学規模を問わず、大学全体においてタイトルIXが浸透してきているという理由からしか説明ができない。たとえ2010年の時点において、男女比の実質的均衡基準は法的暫定非難規定ではなくなり、プログラム拡大の継続的实施基準及び学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準と同等に扱われ、注目されなくなっていたとしても、2000年の時よりも、大学間でタイトルIXがより定着していたと考えられるのである。

ただし、上述した2点の指摘については、再考の余地が残されていると考えられる。なぜなら、達成度の検討結果が、割合値の検討結果に反して年度と大学規模において有意差が認められなかったからである。分析対象の大学数をそれぞれ20校に絞ったことが結果を左右しているのかもしれないが、ここでの割合値の検討結果は慎重に扱われるべきであろう。

第4節 OCR管区別にみた割合値及び達成度

表5-9は、OCR管区とそれを構成するOCR地方局及び各OCR地方局の管轄州を示したものである。OCR管区は、東部、南部、中西部及び西部の4管区に区分される。また、各管区はOCR地方局から構成されている。まず、東部管区は、ボストン局、ニューヨーク局及

びフィラデルフィア局の3つのOCR 地方局から構成されている。次に、南部管区は、アトランタ局、ダラス局及びコロンビア特別区局の3つのOCR 地方局から構成されている。それから、中西部管区は、シカゴ局、クリーブランド局及びカンザスシティ局の3つのOCR 地方局から構成されている。最後に、西部管区は、デンバー局、サンフランシスコ局及びシアトル局の3つのOCR 地方局から構成されている。

さらに、各 OCR 地方局は、それぞれに管轄する州或いはアメリカ自治領を有している。まず、東部管区を構成する3つのOCR 地方局の管轄州・管轄自治領をみると、ボストン局は、コネチカット、メイン、マサチューセッツ、ニューハンプシャー、ロードアイランド及びバーモントの6つの州を管轄している。ニューヨーク局は、ニュージャージー及びニューヨークの2つの州とプエルトリコ及びバージン諸島を管轄している。フィラデルフィア局は、デラウェア、メリーランド、ケンタッキー、ペンシルバニア及びウエストバージニアの5つの州を管轄している。次に、南部管区を構成する3つのOCR 地方局の管轄州・管轄自治領をみると、アトランタ局は、アラバマ、フロリダ、ジョージア、サウスカロライナ及びテネシーの5つの州を管轄している。ダラス局は、アーカンソー、ルイジアナ、ミシシッピ、オクラホマ及びテキサスの5つの州を管轄している。コロンビア特別区局は、ノースカロライナ及びバージニアの2つの州とコロンビア特別区を管轄している。それから、中西部管区を構成する3つのOCR 地方局の管轄州・管轄自治領をみると、シカゴ局は、イリノイ、インディアナ、ミネソタ及びウイスクンシンの4つの州を管轄している。クリーブランド局は、ミシガン及びオハイオの2つの州を管轄している。カンザスシティ局は、アイオワ、カンザス、ミズーリ、ネブラスカ、ノースダコタ及びサウスダコタの6つの州を管轄している。最後に、西部管区を構成する3つのOCR 地方局の管轄州・管轄自治領をみると、デンバー局は、アリゾナ、コロラド、モンタナ、ニューメキシコ、ユタ及びワイオミングの6つの州を管轄している。サンフランシスコ局は、カリフォルニア州のみを管轄している。シアトル局は、アラスカ、ハワイ、アイダホ、ネバダ、オレゴン及びワシントンの6つの州とアメリカンサモア、グアム及び信託統治地域太平洋諸島を管轄している。これを視覚的に捉えるために、各 OCR 管区に属する州を地図上に示したものが図5-3である。

表 5-9： OCR 管区を構成する OCR 地方局とその管轄州及び管轄自治領

東部管区			
OCR地方局	ボストン局	ニューヨーク局	フィラデルフィア局
管轄州	コネチカット	ニュージャージー	デラウェア
	メイン	ニューヨーク	メリーランド
	マサチューセッツ	プエルトリコ	ケンタッキー
	ニューハンプシャー	バージン諸島	ペンシルバニア
	ロードアイランド		ウエストバージニア
	バーモント		
南部管区			
OCR地方局	アトランタ局	ダラス局	コロンビア特別区局
管轄州	アラバマ	アーカンソー	ノースカロライナ
	フロリダ	ルイジアナ	バージニア
	ジョージア	ミシシッピ	コロンビア特別区
	サウスカロライナ	オクラホマ	
	テネシー	テキサス	
中西部管区			
OCR地方局	シカゴ局	クリーブランド局	カンザスシティ局
管轄州	イリノイ	ミシガン	アイオワ
	インディアナ	オハイオ	カンザス
	ミネソタ		ミズーリ
	ウイスコンシン		ネブラスカ
			ノースダコタ
			サウスダコタ
西部管区			
OCR地方局	デンバー局	サンフランシスコ局	シアトル局
管轄州	アリゾナ	カリフォルニア	アラスカ
	コロラド		ハワイ
	モンタナ		アイダホ
	ニューメキシコ		ネバダ
	ユタ		オレゴン
	ワイオミング		ワシントン
			アメリカンサモア
			グアム
			信託統治地域太平洋諸島

<参考資料>

OCR: Contact OCR. <<http://bc0101.ed.gov/CFAPPS/OCR/contactusresultscfm?state1=>>
(2002/01/26).

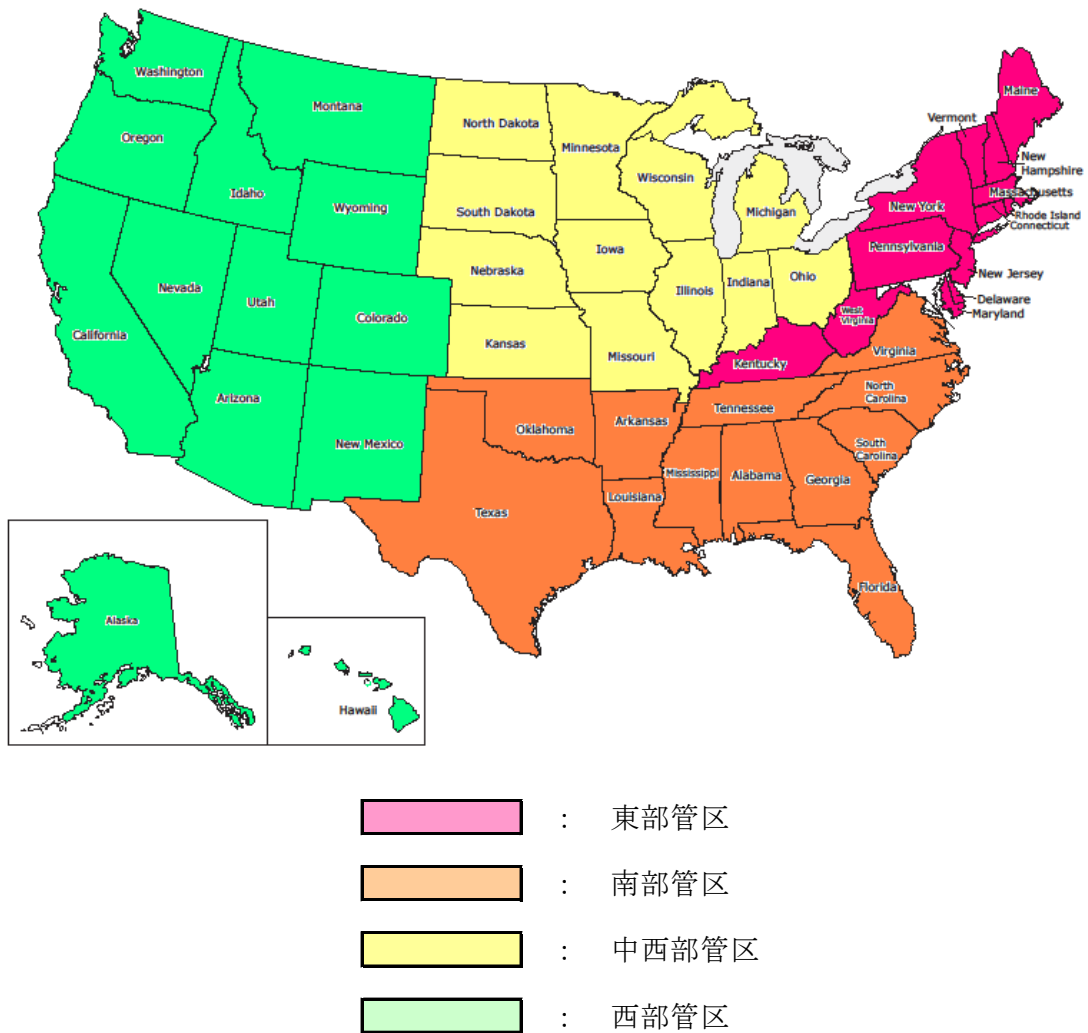


図 5-3 : OCR 管轄区分

<参考資料>

About.com.: Women's History. <<http://womenshistory.about.com>> (2012/04/14).
 Alice Paul Institute: The Equal Rights Amendments. <<http://www.equalrightsamendment.org/>> (2012/04/14).

表 5-10 から表 5-13 と表 5-14 から表 5-17 は、それぞれ 2000 年と 2010 年における各管区に属する OCR 地方局とその管轄州及び管轄州に所在する対象大学を示したものである。

これらの表を通じて、州によっては管轄する大学が存在しないことがわかる。また、それに伴い OCR 管区によって管轄する大学数が異なることもわかる。このように管区間で管轄する大学数が異なる背景には、対象大学を NCAA のディビジョン I-A に所属する大学のみに絞ったことがある。このような管区間の大学数の差異を明確にするために、各管区が管轄する大学の割合を次にみてみよう。

表 5-10： 2000 年における東部管区に属する OCR 地方局とその管轄州と大学

OCR 地方局	管轄州	大学 (和語)	大学 (英語)
ボストン	コネチカット		
	メイン		
	マサチューセッツ	ボストンカレッジ	Boston College
	ニュージャージー	ラットガーズ大学	Rutgers Univ.
	ロードアイランド		
ニューヨーク	バーモント		
	ニュージャージー		
	ニューヨーク	ニューヨーク州立大学バッファロー校	State Univ. of New York at Buffalo
		シラキュース大学	Syracuse Univ.
		アメリカ合衆国陸軍士官学校	United States Military Academy
フィラデルフィア	プエルトリコ		
	バージン諸島		
	デラウェア		
	メリーランド	アメリカ合衆国海軍士官学校	United States Naval Academy
		メリーランド大学カレッジパーク校	Univ. of Maryland at College Park
	ケンタッキー	ケンタッキー大学	Univ. of Kentucky
		ルイビル大学	Univ. of Louisville
	ペンシルバニア	ペンシルバニア州立大学ユニバーシティパーク校	Pennsylvania State Univ. at University Park
		テンブル大学	Temple Univ.
		ピッツバーグ大学	Univ. of Pittsburgh
ウエストバージニア	マーシャル大学	Marshall Univ.	
	ウエストバージニア大学	West Virginia Univ.	

<参考資料>

Chronicle of Higher Education: Gender Equity. <<http://www.chronicle.com/stats/genderequity/2001/index.php3>> (2002/01/18).
 OCR: Contact OCR. <<http://bcol01.ed.gov/CFAPPS/OCR/contactusresultscfm?state1=>>> (2002/01/26).

表 5-11： 2000 年における南部管区に属する OCR 地方局とその管轄州と大学

OCR地方局	管轄州	大学 (和語)	大学 (英語)	
アトランタ	アラバマ	オーバン大学	Auburn Univ.	
		アラバマ大学	Univ. of Alabama	
	フロリダ	アラバマ大学バーミンガム校	Univ. of Alabama at Birmingham	
		フロリダ州立大学	Florida State Univ.	
		セントラルフロリダ大学	Univ. of Central Florida	
		フロリダ大学	Univ. of Florida	
	ジョージア	マイアミ大学	Univ. of Miami	
		ジョージア科学技術研究所	Georgia Institute of Technology	
	サウスカロライナ	ジョージア大学	Univ. of Georgia	
		クレムソン大学	Clemson Univ.	
	テネシー	サウスカロライナ大学コロンビア校	Univ. of South Caroline at Columbia	
		ミドルテネシー州立大学	Middle Tennessee State Univ.	
		メンフィス大学	Univ. of Memphis	
		テネシー大学ノックスビル校	Univ. of Tennessee at Knoxville	
ダラス	アーカンソー	バンダービルト大学	Vanderbilt Univ.	
		アーカンソー州立大学	Arkansas State Univ.	
		アーカンソー大学	Univ. of Arkansas	
	ルイジアナ	ルイジアナ州立大学農学・機械学カレッジ	Louisiana State Univ. and Agricultural and Mechanical College	
		ルイジアナ工業大学	Louisiana Tech Univ.	
		トゥレーン大学	Tulane Univ.	
		ルイジアナ大学ラフェエット校	Univ. of Louisiana at Lafayette	
	ミシシッピ	ルイジアナ大学モンロー校	Univ. of Louisiana Monroe	
		ミシシッピ州立大学	Mississippi State Univ.	
		ミシシッピ大学	Univ. of Mississippi	
	オクラホマ	サザンミシシッピ大学	Univ. of Southern Mississippi	
		オクラホマ州立大学	Oklahoma State Univ.	
	テキサス	オクラホマ大学ノーマン校	Univ. of Oklahoma at Norman	
		タルサ大学	Univ. of Tulsa	
		バイラー大学	Baylor Univ.	
		ライス大学	Rice Univ.	
		サザンメソジスト大学	Southern Methodist Univ.	
		テキサスA&M大学	Texas A & M Univ.	
		テキサスクリスチャン大学	Texas Christian Univ.	
		テキサス工業大学	Texas Tech Univ.	
		ヒューストン大学	Univ. of Houston	
		ノーステキサス大学	Univ. of North Texas	
	テキサス大学オースティン校	Univ. of Texas at Austin		
	テキサス大学エルパソ校	Univ. of Texas at El Paso		
	コロンビア特別区	ノースカロライナ	デューク大学	Duke Univ.
			イーストカロライナ大学	East Carolina Univ.
			ノースカロライナ州立大学	North Carolina State Univ.
ノースカロライナ大学チャペルヒル校			Univ. of North Carolina at Chapel Hill	
ウェイクフォレスト大学			Wake Forest Univ.	
バージニア		バージニア大学	Univ. of Virginia	
		バージニア科学技術州立大学	Virginia Tech	
コロンビア特別区				

<参考資料>

Chronicle of Higher Education: Gender Equity. <<http://www.chronicle.com/stats/genderequity/2001/index.php3>> (2002/01/18).
 OCR: Contact OCR. <<http://bco101.ed.gov/CFAPPS/OCR/contactusresultscfm?state1=>> (2002/01/26).

表 5-12： 2000 年における中西部管区に属する OCR 地方局とその管轄州と大学

OCR地方局	管轄州	大学（和語）	大学（英語）
シカゴ	イリノイ	ノーザンイリノイ大学	Northern Illinois Univ.
		ノースウエスタン大学	Northwestern Univ.
		イリノイ大学アーバナシャンペーン校	Univ. of Illinois at Urbana-Champaign
	インディアナ	ボール州立大学	Ball State Univ.
		インディアナ大学ブルーミントン校	Indiana Univ. at Bloomington
		パードゥ大学	Purdue Univ.
	ミネソタ	ノートルダム大学	Univ. of Notre Dame
		ミネソタ大学トゥインシティズ校	Univ. of Minnesota-Twin Cities
	ウイスコンシン	ウイスコンシン大学マディソン校	Univ. of Wisconsin at Madison
		セントラルミシガン大学	Central Michigan Univ.
クリーブランド	ミシガン	イースタンミシガン大学	Eastern Michigan Univ.
		ミシガン州立大学	Michigan State Univ.
		ミシガン大学アン Arbor 校	Univ. of Michigan at Ann Arbor
	オハイオ	ウエスタンミシガン大学	Western Michigan Univ.
		ボーリンググリーン州立大学	Bowling Green State Univ.
		セント州立大学	Kent State Univ.
		マイアミ大学オックスフォード校	Miami Univ. at Oxford
		オハイオ州立大学	Ohio State Univ.
		オハイオ大学	Ohio Univ.
		アクロン大学	Univ. of Akron
カンザスシティ	アイオワ	シンシナティ大学	Univ. of Cincinnati
		トレド大学	Univ. of Toledo
		アイオワ州立大学	Iowa State Univ.
カンザス	アイオワ大学	Univ. of Iowa	
	カンザス州立大学	Kansas State Univ.	
	カンザス大学	Univ. of Kansas	
	ミズーリ大学コロムビア校	Univ. of Missouri at Columbia	
	ネブラスカ	Univ. of Nebraska at Lincoln	
	ネブラスカ大学リンカーン校	Univ. of Nebraska at Lincoln	
サウスダコタ			
サウスダコタ			

<参考資料>

Chronicle of Higher Education: Gender Equity. <<http://www.chronicle.com/stats/genderequity/2001/index.php3>> (2002/01/18).
 OCR: Contact OCR. <<http://bcol101.ed.gov/CFAPPS/OCR/contactusresultscfm?state1=>>> (2002/01/26).

表 5-13： 2000 年における西部管区に属する OCR 地方局とその管轄州と大学

OCR地方局	管轄州	大学（和語）	大学（英語）
デンバー	アリゾナ	アリゾナ州立大学	Arizona State Univ.
		アリゾナ大学	Univ. of Arizona
	コロラド	コロラド州立大学	Colorado State Univ.
		アメリカ合衆国空軍士官学校	United States Air Force Academy
		コロラド大学ボルダー校	Univ. of Colorado at Boulder
	モンタナ		
	ニューメキシコ	ニューメキシコ州立大学	New Mexico State Univ.
		ニューメキシコ大学	Univ. of New Mexico
	ユタ	ブリンガムヤング大学	Brigham Young Univ.
		ユタ大学	Univ. of Utah
ユタ州立大学		Utah State Univ.	
ワイオミング	ワイオミング大学	Univ. of Wyoming	
	カリフォルニア		
サンフランシスコ	カリフォルニア州立大学フレズノ校	California State Univ. at Fresno	
	サンディエゴ州立大学	San Diego State Univ.	
	サンホセ州立大学	San Jose State Univ.	
	スタンフォード大学	Stanford Univ.	
	カリフォルニア大学バークレー校	Univ. of California at Berkeley	
	カリフォルニア大学ロサンゼルス校	Univ. of California at Los Angeles	
	サザンカリフォルニア大学	Univ. of Southern California	
シアトル	アラスカ		
	ハワイ	ハワイ大学マノア校	Univ. of Hawaii-Manoa
	アイダホ	ボイシ州立大学	Boise State Univ.
	アイダホ大学	Univ. of Idaho	
	ネバダ	ネバダ大学ラスベガス校	Univ. of Nevada at Las Vegas
		ネバダ大学 Reno 校	Univ. of Nevada at Reno
	オレゴン	オレゴン州立大学	Oregon State Univ.
		オレゴン大学	Univ. of Oregon
	ワシントン	ワシントン大学	Univ. of Washington
		ワシントン州立大学	Washington State Univ.
アメリカンサモア			
グアム			
信託統治地域太平洋諸島			

<参考資料>

Chronicle of Higher Education: Gender Equity. <<http://www.chronicle.com/stats/genderequity/2001/index.php3>> (2002/01/18).
 OCR: Contact OCR. <<http://bcol101.ed.gov/CFAPPS/OCR/contactusresultscfm?state1=>>> (2002/01/26).

表 5-14： 2010 年における東部管区に属する OCR 地方局とその管轄州と大学

OCR地方局	管轄州	大学（和語）	大学（英語）
ボストン	コネチカット	コネチカット大学	Univ. of Connecticut
	メイン		
	マサチューセッツ	ボストンカレッジ	Boston College
	ニューハンプシャー		
	ロードアイランド		
ニューヨーク	バーモント		
	ニュージャージー	ラットガーズ大学ニューブランズウィック	Rutgers Univ.-New Brunswick
	ニューヨーク	バッファロー大学	Univ. of Buffalo
		シラキュース大学	Syracuse Univ.
		アメリカ合衆国陸軍士官学校	UNITED STATES MILITARY ACADEMY
フィラデルフィア	コネチカット		
	デラウェア		
	メリーランド	メリーランド大学カレッジパーク校	Univ. of Maryland-College Park
	ケンタッキー	ケンタッキー大学	Univ. of Kentucky
		ルイビル大学	Univ. of Louisville
		ウエスタンケンタッキー大学	Western Kentucky Univ.
	ペンシルバニア	ペンシルバニア州立大学メインキャンパス	Pennsylvania State Univ.-Main Campus
		ピッツバーグ大学ピッツバーグ校	Univ. of Pittsburgh-Pittsburgh Campus
		テンプル大学	Temple Univ.
	ウエストバージニア	マーシャル大学	Marshall Univ.
		ウエストバージニア大学	West Virginia Univ.

<参考資料>

U.S. Department of Education: The Equity in Athletics Data Analysis Cutting Tool. <<http://ope.ed.gov/athletics/InstList.aspx>> (2011/07/23).
 OCR: Contact OCR. <<http://bc0101.ed.gov/CFAPPS/.../contactusresultscfm?state1=>> (2002/01/26).

表 5-15： 2010 年における南部管区に属する OCR 地方局とその管轄州と大学

OCR地方局	管轄州	大学 (和語)	大学 (英語)	
アトランタ	アラバマ	アラバマ大学バーミンガム校	Univ. of Alabama at Birmingham	
		アラバマ大学	the Univ. of Alabama	
		オーバン大学メインキャンパス	Auburn Univ. Main Campus	
		ジェファーソン州立コミュニティカレッジ	Jefferson State Community College	
		トロイ大学	Troy Univ.	
	フロリダ	セントラルフロリダ大学	Univ. of Central Florida	
		チボラカレッジ	Chinola College	
		フロリダアトランティック大学	Florida Atlantic Univ.	
		フロリダインターナショナル大学	Florida International Univ.	
		フロリダ州立大学	Florida State Univ.	
		フロリダ大学	Univ. of Florida	
		マイアミ大学	Univ. of Miami	
		サウスフロリダ大学メインキャンパス	Univ. of South Florida-Main Campus	
		ジョージア	ジョージア科学技術研究所	Georgia Institute of Technology-Main Campus
		ジョージア大学	Univ. of Georgia	
	サウスカロライナ	クレムソン大学	Clemson Univ.	
		サウスカロライナ大学コロムビア校	Univ. of South Carolina-Columbia	
	テネシー	ベルモント大学	Belmont Univ.	
		メンフィス大学	Univ. of Memphis	
		ミドルテネシー州立大学	Middle Tennessee State Univ.	
		テネシー大学	Univ. of Tennessee	
		バンダービルト大学	Vanderbilt Univ.	
	ダラス	アーカンソー	アーカンソー大学	Univ. of Arkansas
			アーカンソー州立大学メインキャンパス	Arkansas State Univ.-Main Campus
		ルイジアナ	ルイジアナ州立大学農学・機械学カレッジ	Louisiana State Univ. and Agricultural & Mechanical College
			ルイジアナ工業大学	Louisiana Tech Univ.
			ニューオーリンズ大学	Univ. of New Orleans
			ルイジアナ大学モンロー校	Univ. of Louisiana Monroe
			ルイジアナ大学ラファイエット校	Univ. of Louisiana at Lafayette
			トカレン大学	Tulane Univ. of Louisiana
		ミシシッピ	ミシシッピ大学メインキャンパス	Univ. of Mississippi Main Campus
			ミシシッピ州立大学	Mississippi State Univ.
		オクラホマ	サザンミシシッピ大学	Univ. of Southern Mississippi
オクラホマ州立大学メインキャンパス			Oklahoma State Univ.-Main Campus	
テキサス		オクラホマ大学ノーマン校	Univ. of Oklahoma Norman Campus	
		タルサ大学	Univ. of Tulsa	
		ベイラー大学	Baylor Univ.	
		ヒューストン大学	Univ. of Houston	
		ノーステキサス大学	Univ. of North Texas	
		ライス大学	Rice Univ.	
		サザンメソジスト大学	Southern Methodist Univ.	
		テキサスA&M大学	Texas A & M Univ.	
		テキサス大学オーースティン校	The Univ. of Texas at Austin	
		テキサス大学エルパソ校	The Univ. of Texas at El Paso	
		テキサスクリスチャン大学	Texas Christian Univ.	
		テキサス工業大学	Texas Tech Univ.	
コロムビア特別区		ノースカロライナ	デューク大学	Duke Univ.
			イーストカロライナ大学	East Carolina Univ.
			ノースカロライナ大学チャペルヒル校	Univ. of North Carolina at Chapel Hill
			ノースカロライナ州立大学	North Carolina State Univ. at Raleigh
			ウェイクフォレスト大学	Wake Forest Univ.
		バージニア	ハンプトン大学	Hampton Univ.
	バージニア科学技術州立大学		Virginia Tech	
	バージニア大学メインキャンパス		Univ. of Virginia-Main Campus	
	コロムビア特別区			

<参考資料>

U.S. Department of Education: The Equity in Athletics Data Analysis Cutting Tool. <<http://ope.ed.gov/athletics/Index.aspx>> (2011/07/23).
 OCR: Contact OCR. <[http://bc0101.ed.gov/CFAPPS/OCR/contactresultscfm?statel="](http://bc0101.ed.gov/CFAPPS/OCR/contactresultscfm?statel=)> (2002/01/26).

表 5-16： 2010 年における中西部管区に属する OCR 地方局とその管轄州と大学

OCR地方局	管轄州	大学 (和語)	大学 (英語)
シカゴ	イリノイ	イリノイ大学アーバナシャンペーン校	University of Illinois at Urbana-Champaign
		ノーザンイリノイ大学	Northern Illinois University
		ノースウェスタン大学	Northwestern University
	インディアナ	ボール州立大学	Ball State University
		インディアナ大学ブルーミントン校	Indiana University-Bloomington
		ノートルダム大学	University of Notre Dame
	ミネソタ	パードゥ大学メインキャンパス	Purdue University-Main Campus
		ミネソタ大学トウィンシティズ校	University of Minnesota-Twin Cities
	ワイソコンシン	ワイソコンシン大学マディソン校	University of Wisconsin-Madison
		セントラルミシガン大学	Central Michigan University
クリーブランド	ミシガン	イースタンミシガン大学	Eastern Michigan University
		ミシガン大学アンアバー校	University of Michigan-Ann Arbor
		ミシガン州立大学	Michigan State University
		ウェスタンミシガン大学	Western Michigan University
		アクロン大学メインキャンパス	University of Akron Main Campus
	オハイオ	ボウリンググリーン州立大学	Bowling Green State University-Main Campus
		シンシナティ大学メインキャンパス	University of Cincinnati-Main Campus
		ケント州立大学ケント校	Kent State University Kent Campus
		マイアミ大学オックスフォード校	Miami University-Oxford
		オハイオ州立大学メインキャンパス	Ohio State University-Main Campus
カンザスシティ	アイオワ	アイオワ州立大学	Iowa State University
		アイオワ大学	University of Iowa
	カンザス	カンザス大学	University of Kansas
		カンザス州立大学	Kansas State University
	ミズーリ	ミズーリ大学コロンビア校	University of Missouri-Columbia
	ネブラスカ	ネブラスカ大学リンカーン校	University of Nebraska-Lincoln
	ネブラスカ		
	サウスダコタ		
	サウスダコタ		

<参考資料>

U.S. Department of Education: The Equity in Athletics Data Analysis Cutting Tool. <<http://ope.ed.gov/athletics/Index.aspx>> (2011/07/23).
 OCR: Contact OCR. <<http://bcol01.ed.gov/CFAPPS/OCR/contactusresultscfm?state1=>> (2002/01/26).

表 5-17： 2010 年における西部管区に属する OCR 地方局とその管轄州と大学

OCR地方局	管轄州	大学 (和語)	大学 (英語)
デンバー	アリゾナ	アリゾナ州立大学	Arizona State University
		アリゾナ大学	University of Arizona
	コロラド	コロラド大学ボルダー校	University of Colorado at Boulder
		コロラド州立大学	Colorado State University
	モンタナ		
	ニューメキシコ	ニューメキシコ大学メインキャンパス	University of New Mexico-Main Campus
		ニューメキシコ州立大学メインキャンパス	New Mexico State University-Main Campus
	ユタ	ブリガムヤング大学	Brigham Young University
		ユタ州立大学	Utah State University
	ワイオミング	ワイオミング大学	University of Wyoming
スタンフォード大学		Stanford University	
サンフランシスコ	カリフォルニア	カリフォルニア州立大学フレズノ校	California State University-Fresno
		カリフォルニア大学バークレー校	University of California-Berkeley
		カリフォルニア大学ロサンゼルス校	University of California-Los Angeles
		サンディエゴ州立大学	San Diego State University
		サンホセ州立大学	San Jose States University
		サザンカリフォルニア大学	University of Southern California
シアトル	アラスカ		
	ハワイ	ハワイ大学マノア校	University of Hawaii at Manoa
	アイダホ	ボイシ州立大学	Boise State University
		アイダホ大学	University of Idaho
	ネバダ	ネバダ大学ラスベガス校	University of Nevada-Las Vegas
		ネバダ大学リノ校	University of Nevada-Reno
	オレゴン	オレゴン州立大学	Oregon State University
		オレゴン大学	University of Oregon
	ワシントン	ワシントン州立大学	Washington State University
	ワシントン	ワシントン大学シアトル校	University of Washington-Seattle Campus
アメリカンサモア			
グアム			
信託統治地域太平洋諸島			

<参考資料>

U.S. Department of Education: The Equity in Athletics Data Analysis Cutting Tool. <<http://ope.ed.gov/athletics/Index.aspx>> (2011/07/23).
 OCR: Contact OCR. <<http://bcol01.ed.gov/CFAPPS/OCR/contactusresultscfm?state1=>> (2002/01/26).

表 5-18 と表 5-19 は、それぞれ 2000 年と 2010 年における全大学数に対する各 OCR 管区に

属する大学の割合を示したものである。まず、2000年における各 OCR 管区に属する大学の数は、東部が 14 校、南部が 45 校、中西部が 28 校、西部が 27 校であった。それらを割合にすると、東部が 12.3%、南部が 39.5%、中西部が 24.6%、西部が 23.7%であった。次に、2010 年における全大学数に対する各 OCR 管区に属する大学の数は、東部が 15 校、南部が 54 校、中西部が 28 校、西部が 26 校であった。それらを割合にすると、東部が 12.2%、南部が 43.9%、中西部が 22.8%、西部が 21.1%であった。

表 5-18： 2000 年における各 OCR 管区に属する対象大学数とその割合

管区	大学数	大学数の割合
東部	14	12.3%
南部	45	39.5%
中西部	28	24.6%
西部	27	23.7%
合計	114	100.0%

表 5-19： 2010 年における各 OCR 管区に属する対象大学数とその割合

管区	大学数	大学数の割合
東部	15	12.2%
南部	54	43.9%
中西部	28	22.8%
西部	26	21.1%
合計	123	100.0%

第 1 項 OCR 管区別にみた割合値

表 5-20 と表 5-21 は、それぞれ 2000 年と 2010 年における OCR 管区別にみた割合値の平均値を示したものである。まず、2000 年についてみると、西部に属する大学 27 校の割合値の平均値は-6.6%、東部に属する大学 14 校の割合値の平均値は-7.8%、中西部に属する大学 28 校の割合値の平均値は-8.7%、南部に属する大学 45 校の割合値の平均値は-12.6%であった。割合値の理想値であるゼロに最も近い平均値は、西部に属する大学の割合値の

平均値（-6.6%）で、最も遠い平均値は、南部に属する大学の割合値の平均値（-12.6%）であった。

次に、2010年についてみると、東部に属する大学15校の割合値の平均値は-3.2%、中西部に属する大学28校の割合値の平均値は-5.2%、西部に属する大学26校の割合値の平均値は-5.4%、南部に属する大学54校の割合値の平均値は-10.9%であった。割合値の理想値であるゼロに最も近い平均値は、東部に属する大学の割合値の平均値（-3.2%）で、最も遠い平均値は、南部に属する大学の割合値の平均値（-10.9%）であった。

また、OCR管区それぞれの割合値の平均値を2000年と2010年とで比較すると、全ての管区において、2000年より2010年の方の割合値の平均値がより割合値の理想値に近いことがわかる。加えて、2000年と2010年ともに南部管区が、割合値の理想値から最も遠い割合値の平均値を示した。

以上の結果から、全てのOCR管区において2000年より2010年の方の割合値の平均値が、より割合値の理想値に近いことが明らかとなった。また、2000年と2010年ともに南部管区が割合値の理想値から最も遠い割合値の平均値を示すことが明らかとなった。

表 5-20： 2000年における OCR 管区別にみた割合値の平均値

	大学数	割合値の合計	割合値の平均値
	A	B	B/A
西部	27	-177.0%	-6.6%
東部	14	-109.3%	-7.8%
中西部	28	-245.0%	-8.7%
南部	45	-567.9%	-12.6%

表 5-21： 2010年における OCR 管区別にみた割合値の平均値

	大学数	割合値の合計	割合値の平均値
	A	B	B/A
東部	15	-48.7%	-3.2%
中西部	28	-146.1%	-5.2%
西部	26	-140.1%	-5.4%
南部	54	-590.0%	-10.9%

第2項 OCR 管区別にみた達成度

表 5-22 と図 5-4 は、OCR 管区別にみた 2000 年と 2010 年の達成度の平均と標準偏差を示したものである。ここでは、年度（2000 年・2010 年度）と OCR 管区（東・南・中西・西部）の二要因分散分析により検討を行った。ここでもまた交互作用は認められなかったが、管区（ $F(3, 229)=9.12, p.<.01$ ）と年度（ $F(1, 229)=4.489, p.<.05$ ）の主効果においてそれぞれ有意差が認められた。さらに 4 つの管区の間での多重比較（Tukey 法）の結果、南部と比較すると、その他の 3 地区は有意に高い値を示しており、中でも東部地区の達成度の高いことがわかる。

表 5-22： OCR 管区からみた 2000 年と 2010 年の達成度の平均と標準偏差

OCR管区	対象校(n)/達成度	2000年	2010年
東部	対象校	14.00	15.00
	達成度	.90 (.30)	1.02 (.49)
南部	対象校	45.00	54.00
	達成度	.77 (.14)	.80 (.13)
中西部	対象校	28.00	28.00
	達成度	.83 (.11)	.90 (.08)
西部	対象校	27.00	26.00
	達成度	.88 (.13)	.90 (.08)

()内は標準偏差

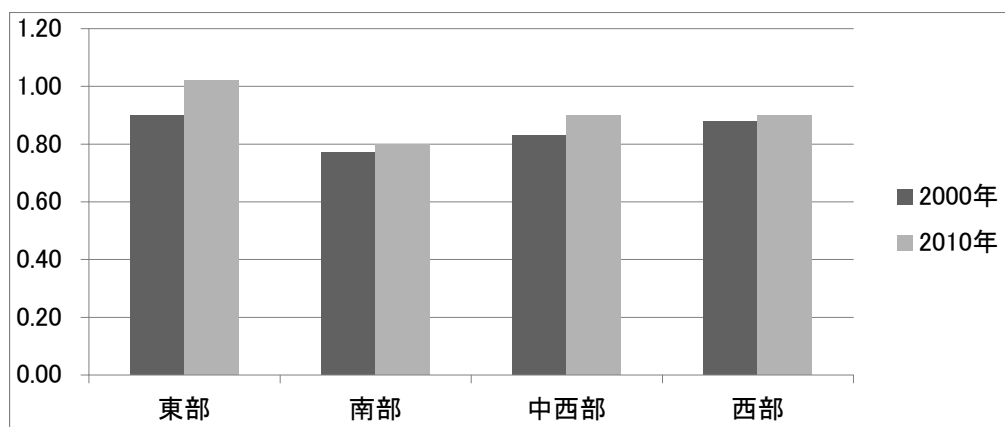


図 5-4： OCR 管区からみた 2000 年と 2010 年の達成度の平均と標準偏差

第3項 考察

本節では、割合値及び達成度の OCR 管区別比較検討を行った。その結果、次のような知見を得た。まず、割合値の検討において、各 OCR 管区の割合値の平均値を比較した結果、2000 年と 2010 年ともに南部管区が割合値の理想値から最も遠い値を示した。また、2000 年と 2010 年とで割合値の平均値を比較した結果、全ての OCR 管区が 2000 年より 2010 年に割合値の理想値に近い値を示した。

次に、達成度の検討において、年度と OCR 管区の二要因分散分析を行った結果、交互作用は認められなかったものの、管区と年度の主効果においてそれぞれ有意差が認められた。また、4 つの管区の間での多重比較 (Tukey 法) を行った結果、南部と比較すると、他の 3 地区は有意に高い値を示しており、なかでも東部地区の達成度の高いことがわかった。

ここで最も注目したいのは、2000 年と 2010 年ともに、南部管区に属する大学の割合値の平均値が、割合値の理想値から最も遠い値を示したことである。南部管区に属する大学の割合値の平均値が最低値を示すということは、他の管区とは異なる特徴を南部管区が有しているということが推測される。

では、その特徴について OCR の組織上の構造をみていくと、上述したように、OCR は 12 の地方局から構成されており、それらは 4 つのタイトル IX の実施ディビジョンに分かれている。この 4 つのディビジョンは地方で括られているので、それぞれの管区の名称には地方名が付されている。ここまで見ると、管区間に相違はない。しかし、各管区が所管する州の数は異なる。それぞれの管区の所管州の数は、東部は 13 州と 2 地域 (プエルトリコ及びバージン諸島)、南部は 12 州とコロンビア特別区、中西部は 12 州、西部は 13 州と 3 地域 (アメリカンサモア、グアム、信託統治地域太平洋諸島) である。もし OCR の管轄州の多さが OCR の業務になんらかの影響を及ぼし、大学の割合値を左右しているのであれば、南部管区が 12 州と 1 特区を所管しているのに対して、南部管区より割合値の平均値が理想値に近く、且つ達成度が高い東部管区が 13 州と 2 地域を所管していることから、うまく説明がつかない。

では、何が南部管区に属する大学の割合値の平均値を低くしているのだろうか。これは予測の域を超えないが、例えば、管轄州の数や管轄州における大学数に対する担当職員の割合や担当職員の専門性といった組織人員上の相違が影響しているのではないだろうか。タイトル IX は体育及びスポーツを含む教育全般に適用されるため、教育領域だけでなく体育及びスポーツ領域、さらには女性に関わる法律に精通した専門性が職員には求められる

だろう。このような専門性を十分に考慮した人員編成をしている管区は、大学に対してよりきめ細かい指導や情報提供を敏速に行うことができると考えられる。このような管区を組織する職員の専門性について、東部管区と南部管区を比較検討すると、南部管区に所属する大学の割合値の平均値の低さについて説明ができるかもしれない。

しかし、上述したように、これはあくまでも推測の域を超えず、このような職員の数や専門性についてはさらなる調査やインタビューが必要であろう。

第5節 ERA 批准の有無別にみた割合値及び達成度

表 5-23 は、ERA 批准州と非批准州を示したものである。ERA 批准州が 30 州（マサチューセッツ、ニューハンプシャー、ロードアイランド、ニュージャージー、ニューヨーク、デラウェア、メリーランド、ペンシルバニア、ウエストバージニア、コネチカット、バーモント、メイン、テキサス、ウイスコンシン、ミシガン、アイオワ、カンザス、ミネソタ、オハイオ、ノースダコタ、インディアナ、コロラド、カリフォルニア、アラスカ、ハワイ、ニューメキシコ、ワイオミング、オレゴン、ワシントン、モンタナ）であるのに対して、ERA 非批准州は 20 州（ケンタッキー、テネシー、アラバマ、フロリダ、ジョージア、サウスカロライナ、アーカンソー、ルイジアナ、ミシシッピ、オクラホマ、ノースカロライナ、バージニア、ネブラスカ、サウスダコタ、イリノイ、ミズーリ、アイダホ、アリゾナ、ユタ、ネバダ）である。ERA 批准州それぞれに付された括弧内の番号は ERA 批准年を示す。ERA 非批准州には、後に批准を撤回した 5 州（ケンタッキー、テネシー、ネブラスカ、サウスダコタ、アイダホ）が含まれており、その 5 州それぞれに付された括弧内の番号は ERA 批准撤回年を示す。また、ERA 批准州、批准撤回州及び非批准州を視覚的に捉えるために、それぞれの州を色分けして地図上に示したものが図 5-5 である。

表 5-23 : ERA 批准州と非批准州

批准州 (批准年)	非批准州 (批准撤回年)
マサチューセッツ (1972)	ケンタッキー (1972)
ニューハンプシャー (1972)	テネシー (1972)
ロードアイランド (1972)	ネブラスカ (1972)
ニュージャージー (1972)	サウスダコタ (1973)
ニューヨーク (1972)	アイダホ (1972)
デラウェア (1972)	アラバマ
メリーランド (1972)	フロリダ
ペンシルバニア (1972)	ジョージア
ウエストバージニア (1972)	サウスカロライナ
コネチカット (1973)	アーカンソー
バーモント (1973)	ルイジアナ
メイン (1974)	ミシシッピ
テキサス (1972)	オクラホマ
ウイスコンシン (1972)	ノースカロライナ
ミシガン (1972)	バージニア
アイオワ (1972)	イリノイ
カンザス (1972)	ミズーリ
ミネソタ (1973)	アリゾナ
オハイオ (1974)	ユタ
ノースダコタ (1975)	ネバダ
インディアナ (1977)	
コロラド (1972)	
カリフォルニア (1972)	
アラスカ (1972)	
ハワイ (1972)	
ニューメキシコ (1973)	
ワイオミング (1973)	
オレゴン (1973)	
ワシントン (1973)	
モンタナ (1974)	

< 参考資料 >

About.com.: Women's History. <<http://womenshistory.about.com>> (2012/04/14).
 Alice Paul Institute: The Equal Rights Amendments. <<http://www.equalrightsamendment.org/>> (2012/04/14).

ERA 批准州に属する大学が 62 校、ERA 批准撤回州に属する大学が 11 校、ERA 非批准州に属する大学が 50 校であった。これらの大学数を踏まえ、次に、割合値の平均値を比較してみよう。

表 5-24： 2000 年及び 2010 年における ERA 批准州、批准撤回州及び非批准州に属する大学数

	批准州に属する大学	批准撤回州に属する大学	非批准州に属する大学	総数
2000年	63	8	43	114
2010年	62	11	50	123

第 1 項 ERA 批准の有無別にみた割合値

表 5-25 と表 5-26 は、それぞれ 2000 年と 2010 年における ERA 批准州、批准撤回州、及び非批准州に属する大学の割合値の平均値を示したものである。まず、2000 年についてみると、ERA 批准州に属する大学 63 校の割合値の平均値は -7.9%、ERA 批准撤回州に属する大学 8 校の割合値の平均値は -14.8%、ERA 非批准州に属する大学 43 校の割合値の平均値は -11.2% であった。割合値の理想値であるゼロに最も近い平均値は、ERA 批准州に属する大学の割合値の平均値 (-7.9%) で、最も遠い平均値は、ERA 批准撤回州に属する大学の割合値の平均値 (-14.8%) であった。

次に、2010 年についてみると、ERA 批准州に属する大学 62 校の割合値の平均値は -4.8%、ERA 批准撤回州に属する大学 11 校の割合値の平均値は -10.0%、ERA 非批准州に属する大学 50 校の割合値の平均値は -10.4% であった。割合値の理想値であるゼロに最も近い平均値は、ERA 批准州に属する大学の割合値の平均値 (-4.8%) で、最も遠い平均値は、ERA 非批准州に属する大学の割合値の平均値 (-10.4%) であった。

さらに、ERA 批准州に属する大学、批准撤回州に属する大学及び非批准州に属する大学それぞれの割合値の平均値を 2000 年と 2010 年とで比較すると、どの平均値も 2000 年より 2010 年の方が割合値の理想値に近いことがわかる。

以上の結果から、ERA 批准州に属する大学は、割合値の理想値であるゼロに最も近い平

均値を示す傾向にあることが明らかとなった。しかし、割合値の理想値であるゼロから最も遠い平均値を示す大学の傾向については、2000年にERA 批准撤回州に属する大学が割合値の理想値であるゼロから最も遠い平均値を示す一方で、2010年にはERA 非批准州に属する大学がそれを示したことから、明確にすることができなかった。また、全体的にすべての大学は2000年より2010年の方が、より割合値の理想値に近い平均値を示す傾向にあることが明らかとなった。

表 5-25： 2000 年における ERA 批准州、批准撤回州及び非批准州に属する大学の割合値の
平均値

	大学数	割合値の合計	割合値の平均値
	A	B	B/A
批准州に属する大学	63	-500.3%	-7.9%
批准撤回州に属する大学	8	-118.6%	-14.8%
非批准州に属する大学	43	-480.3%	-11.2%

表 5-26： 2010 年における ERA 批准州、批准撤回州及び非批准州に属する大学の割合値の
平均値

	大学数	割合値の合計	割合値の平均値
	A	B	B/A
批准州に属する大学	62	-296.3%	-4.8%
批准撤回州に属する大学	11	-110.5%	-10.0%
非批准州に属する大学	50	-518.2%	-10.4%

次に、割合値の理想値であるゼロから最も遠い平均値を示す大学の傾向を探ることを含め、ERA 批准撤回州に属する大学を非批准州に属する大学に含めて割合値の平均値を示したものが表 5-27 と表 5-28 である。まず、2000 年における ERA 批准州に属する大学と非批准州に属する大学の割合値の平均値を示した表 5-27 をみると、ERA 批准州に属する大学の割合値の平均値が-7.9%で、ERA 非批准州に属する大学の割合値の平均値は-11.7%であった。

次に、2010年における ERA 批准州に属する大学と非批准州に属する大学の割合値の平均値を示した表 5-28 をみてみると、ERA 批准州に属する大学の割合値の平均値が-4.8%で、ERA 非批准州に属する大学の割合値の平均値は-10.3%であった。

さらに、ERA 批准州に属する大学と非批准州に属する大学それぞれの割合値の平均値を 2000 年と 2010 年とで比較すると、どの平均値も 2000 年より 2010 年の方が割合値の理想値に近いことがわかる。

以上の結果から、ERA 批准州に属する大学は、ERA 非批准州に属する大学より割合値の理想値であるゼロに近い平均値を示す傾向にあることが明らかとなった。また、ERA 批准州に属する大学及び ERA 非批准州に属する大学は、ともに 2000 年よりも 2010 年の方が割合値の理想値に近い平均値を示す傾向にあることが明らかとなった。

表 5-27： 2000 年における ERA 批准州及び非批准州（批准撤回州を含む）に属する大学の割合値の平均値

	大学数	割合値の合計	割合値の平均値
	A	B	B/A
批准州に属する大学	63	-500.3%	-7.9%
非批准州に属する大学	51	-598.9%	-11.7%

表 5-28： 2010 年における ERA 批准州及び非批准州（批准撤回州を含む）に属する大学の割合値の平均値

	大学数	割合値の合計	割合値の平均値
	A	B	B/A
批准州に属する大学	62	-296.3%	-4.8%
非批准州に属する大学	61	-628.7%	-10.3%

第 2 項 ERA 批准の有無別にみた達成度

ERA 批准の有無（批准・非批准・撤回）を 1 つの要因として、年度を加えた二要因分散分析をさらに行った。各条件の平均、標準偏差は表 5-29 と図 5-6 の通りであった。分析の結果、ERA 批准の有無のみの主効果がここでは認められた ($F(1, 233)=18.20, p.<.01$)。

2000年と2010年ともに ERA 批准州の達成度の高いことがわかる。

表 5-29： ERA 批准の有無からみた 2000 年と 2010 年の達成度の平均と標準偏差

		対象校 (n)/達成度	2000年	2010年
批准	対象校		63	62
	達成度		.87 (.19)	.92 (.26)
非批准・撤回	対象校		51	61
	達成度		.78 (.13)	.81 (.13)

()内は標準偏差

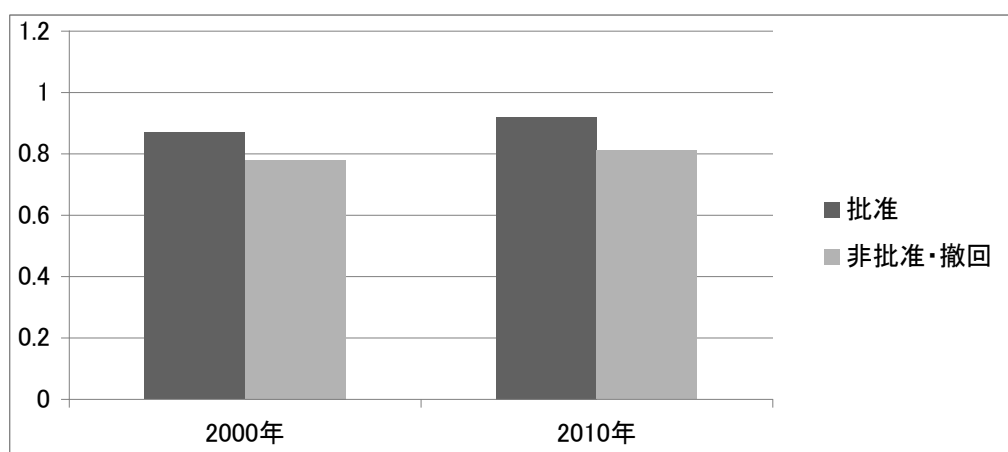


図 5-6： ERA 批准の有無からみた 2000 年と 2010 年の達成度の平均と標準偏差

第3項 考察

考察に入るまえに、全体の結果を整理してみよう。まず、割合値の検討において、2000年と2010年における ERA 批准州、批准撤回州及び非批准州に属する大学の割合値の平均値を比較すると、両年ともに ERA 批准州に属する大学が割合値の理想値であるゼロに最も近い平均値を示す一方で、割合値の理想値から最も遠い平均値を示したのは、2000年では ERA 批准撤回州に属する大学であったのが、2010年には ERA 非批准州に属する大学であり、入れ替わりをみせた。また ERA 批准州、批准撤回州及び非批准州それぞれに属する大学は、

2000年より2010年の方がより割合値の理想値に近い平均値を示した。

また、ERA 批准撤回州を非批准州に含めて、2000年と2010年におけるERA 批准州と非批准州に属する大学の割合値の平均値を比較すると、両年ともに、ERA 批准州に属する大学の方が、ERA 非批准州に属する大学より、割合値の平均値の理想値であるゼロに近い平均値を示した。また、ERA 批准州、非批准州それぞれに属する大学は、2000年より2010年の方がより割合値の理想値に近い平均値を示した。

次に、達成度の検討において、ERA 批准の有無を一要因として年度を加えた二要因分散分析を行った結果、ERA 批准の有無のみの主効果が認められ、両年ともにERA 批准州の達成度の高いことがわかった。

以上のように全体の結果を整理して、次の2点が指摘される。1点目は、実質的にERAを批准していない州、つまりERA 批准撤回州を含めた非批准州に属する大学の割合値の平均値がERA 批准州に属する大学のそれらに比べて低い傾向にあることである。なぜこのような結果になったのだろうか。その理由に、伝統的な家族観及び女性観と州権主張の強さが指摘できる。ERA 不成立の理由の1つに、ERA 反対者側が「伝統的な女性観、性役割、家族を擁護する立場」、「現代社会における強力な国家を維持しなければならないという立場」及び「州権論の立場」から議論を展開し、それがERA 批准阻止に効果を上げたことはすでに述べた。有賀は、この反対側の運動の効率性・効果性について以下のように説明する。

「反対運動は確かに批准阻止に効果を発揮したが、それは全国的に見れば限られた範囲においてであった。つまり、すでに過半数の州は批准をすませている、まだ批准をしていない州はほとんどが南部にあり、それら南部の州はいずれにしても、伝統的な家族観、女性観が強く、州権を楯に公民権法に抵抗してきたところであった、しかし、わずか、あと三州でも批准しないことにはERAは成立しないのであり、反対派は、もともと存在する強い反対意見をフェミニストの挑戦から守ればよいだけであった。合衆国全体の人口の比率で見れば、人口の三分の二を占める州が批准を行っているものであり、ERAの支持率は、全国的な世論調査では八〇年から八一年にかけて、五八%から六三%にふえた。このことは、ERAの不成立が、限られた地域に住む少数の強力なそして効果的な反対によることを示していた。」この有賀の説明から、ERA 反対者側は、強い伝統的な家族観及び女性観と州権主張を持った州をターゲットにして戦略的に運動を展開し、まだERA 批准を済ませていなかったターゲットをがっちり引き込んだことが読み取れる。また、この反対者側の運動に賛同したのは、紛れもなくERA 非批准州であり、強い伝統的な家族観及び女性観と州権主張

を持った州であることが理解できる。この強い伝統的な家族観及び女性観と州権主張が ERA 非批准州の特徴であり、ERA 批准州とは異なる点だといえるのである。そしてこの特徴が、割合値の平均値に何らかの影響を与えていると考えられるのである。もう一步踏み込んで言えば、伝統的な家族観及び女性観と州権主張の強さが、女子学生運動競技者数の割合を抑制しているのだと考えられるのである。

加えて、伝統的な家族観や女性観とタイトルIXの実施の関係について、ハワイ大学のジル・ヌノカワ (Jill Leilani Nunokawa, JD) 市民権顧問弁護士は興味深いコメントをしている。同氏は、ハワイ州におけるタイトルIXの実施が本土よりも遅れていると述べ、その理由の1つにハワイ州の人口の多くを占める日系人との関係を挙げ、「日系人の間で伝統的な日本人の女性観をはじめ家族観、日本文化が代々伝えられていることがハワイ州におけるタイトルIXの実施に影響を及ぼしているのではないか」と伝統的な女性観や家族観がタイトルIXの実施に及ぼす影響を示唆している⁷⁶。

2点目は、ERA 批准州、批准撤回州及び非批准州に属する大学の割合値の平均値のすべてにおいて、2000年より2010年の方が割合値の理想値に近い値を示していることである。なぜERAの批准の有無を問わず2000年より2010年の方の割合値が高いのだろうか。この結果には多くの要因が関係していると考えられるが、ここでは2つの理由から考えてみる。1つは、上述したように2000年の時よりもタイトルIXが浸透し、ERAの批准の有無を問わず大学全体においてタイトルIXが遵守される方向に向かっているということが考えられる。もう1つは、各州においてタイトルIXによる性差別の禁止を補完するような州憲法の修正や州法の制定が進んでいるということが考えられる。ウォンによれば、ERA非批准州であってもERAのような条項を持つ州憲法を有する州は存在し、それらの州においてタイトルIXと同様の州法が制定されてきており、州レベルでの性差別の撤廃を求めるケースに対してそれらは効果的だという⁷⁷。つまり、このような性差別を禁止する州憲法の修正や州法の制定とそれらの実効力が、タイトルIXの遵守を促進させているのではないかというのである。しかし、この理由の確実性を上げるには、州法の制定状況の把握や、それらの実証的な研究が必要とされるであろう。また、達成度の検討を行った結果、年度の主効果が認められなかったことを考慮すると、2000年と2010年の割合値の比較結果は慎重に扱った方がよいのかもしれない。

第6節 本章のまとめ

本章では、男女比の実質的均衡基準の基づくタイトルIXの遵守状況を明らかにするために、NCAA ディビジョン I-A (FBS) に属する大学対抗運動競技プログラムを分析の対象として、2000年（タイトルIX改称前）と2010年（タイトル改称後）の割合値と達成度をそれぞれ比較検討した。また、タイトルIXの遵守状況を左右する要因として大学規模、OCR 管区及びERA 批准の有無に注目し、それぞれの要因からみた2000年と2010年の割合値と達成度をそれぞれ比較検討した。これらの検討結果から、以下のような知見を得た。

まず、年度ごとに対象大学全体の割合値と達成度をそれぞれ比較検討した結果、男女比の実質的均衡基準を理想的に満たしている大学がほぼ皆無であり、この結果の理由として、多くの大学による男女比の実質的均衡基準以外の判断基準の採用と、財政緊縮の中、アメリカンフットボールチームの競技力の保持・向上と女子学生運動競技者数の増員を両立することの困難さが示唆された。また、この結果の理由として、男女比の実質的均衡基準のもとタイトルIXを遵守することの困難さも示唆された。ただし、達成度の検討において、統計上、両年度の達成度の平均に有意差が認められなかったことから、2000年と2010年の割合値の比較結果を慎重に扱うことが指摘された。

次に、年度ごとに大規模大学及び小規模大学の割合値と達成度をそれぞれ比較検討した結果、両年ともに大規模大学の割合値の平均値が小規模大学のそれより割合値の理想値に近く、この結果の理由として、女子学生数が増加する中、大規模大学に比べて小規模大学にとっては女子学生運動競技者を増員することが困難であることが示唆された。しかし、多額の私的援助を受ける小規模大学にはこの理由があてはまらないとして、小規模大学間における財政状況と割合値及び達成度との関係を検討する必要性が指摘された。また、大学規模を問わず2000年より2010年の方が割合値の平均値が高く、この結果の理由として、大学規模を問わず大学全体においてタイトルIXが浸透してきていることが示唆された。ただし、達成度の検討において年度と大学規模における有意差が認められなかったことから、割合値の検討結果については、再考の余地が残されていることが指摘された。

さらに、年度とOCR 管区ごとに割合値と達成度をそれぞれ比較検討した結果、両年ともに、南部管区に属する大学の割合値の平均値が割合値の理想値から最も遠い値を示し、この結果の理由としてOCR 管区間における組織上の構造や人員構成の相違が指摘されたものの、推測の域をでないとして実証研究の必要性が指摘された。

最後に、年度とERA 批准の有無ごとに割合値と達成度をそれぞれ比較検討した結果、ERA

批准撤回州を含めた ERA 非批准州に属する大学の割合値の平均値が ERA 批准州に属する大学のそれに比べて低く、この結果の理由として、伝統的な家族観及び女性観と州権主張の強さによって ERA 非批准州における大学の女子学生運動競技者数の割合が抑制されていることが示唆された。また、ERA 批准の有無を問わず、割合値の平均値において 2000 年より 2010 年の方が割合値の理想値に近い値を示し、この結果の理由として、ERA 批准の有無を問わず大学全体においてタイトルⅨが遵守される方向に向かっていることが示唆された。また、この結果の理由として、各州においてタイトルⅨを補完するような州憲法や州法の制定が進んでいることも示唆されたが、この理由の確実性を高めるためにはさらに実証研究が必要であることが指摘された。加えて、達成度の分析の結果、ERA 批准の有無のみの主効果が認められたことから、両年の割合値の比較検討の結果を慎重に扱う必要があることが指摘された。

【註及び引用・参考文献】

¹ Wong, Glenn M. *Essentials of Sports Law 4th Edition*, p. 16. Santa Barbara, CA: Praeger, 2010.

² National Association of Intercollegiate Athletics. “About the NAIA.” <http://www.naia.org/ViewArticle.dbml?DB_OEM_ID=27900&ATCLID=205323019> (2012/06/14).

³ National Association of Intercollegiate Athletics. “NAIA Membership Basics.” <http://www.naia.org/fls/27900/1NAIA/membership/NAIA_Membership_Basics.pdf?DB_OEM_ID=27900> (2012/06/14).

⁴ Wong, p. 170.

⁵ United States College Athletic Association. *USCAA: Leveling the Play Field for Americans Small Colleges*. <http://www.theuscaa.com/USCAA_Marketing_Packet_-_2011_Updated.pdf> (2012/06/14).

⁶ Ibid.

⁷ Ibid.

⁸ National Christian College Athletic Association. *NCCAA 2011-2012 Membership Directory*, p. 3. <<http://www.thenccaa.org/Downloads/Membership%20Directory/2011-12%20Member%20Directory.pdf>> (2012/06/14).

⁹ Ibid.

¹⁰ Ibid, p. 6.

¹¹ National Junior College Athletic Association. “History.” <https://www.njcaa.org/todaysNJCAA_History.cfm?category=History> (2012/06/14).

¹² National Junior College Athletic Association. “Information for a Prospective NJCAA Student-Athlete.”

<https://www.njcaa.org/njcaaforms/100617_2_Prospective%20student%20brochure%2010-11.pdf> (2012/06/14).

¹³ Ibid.

¹⁴ National Collegiate Athletic Association. “History.”

<<http://www.ncaa.org/wps/wcm/connect/public/ncaa/about+the+ncaa/who+we+are/about+the+ncaa+history>> (2012/06/14).

¹⁵ Wong, p. 17.

¹⁶ National Collegiate Athletic Association. *2009-10 NCAA Membership Report*, pp.

3-4. <<http://catalog.proemags.com/publication/0affe96d#/0affe96d/6>>

(2012/06/14).

¹⁷ National Collegiate Athletic Association. “History.”

¹⁸ National Collegiate Athletic Association. “What’s the Difference between Divisions I, II and III?”

<http://www.ncaa.org/wps/wcm/connect/ncaa/NCAA/About+The+NCAA/Membership/div_criteria.html> (2011/12/27).

¹⁹ Ibid.

²⁰ Ibid.

²¹ Ibid.

²² Ibid.

²³ Ibid.

²⁴ Ibid.

²⁵ Ibid.

²⁶ Ibid.

²⁷ Ibid.

²⁸ Ibid.

²⁹ Ibid.

³⁰ Ibid.

³¹ Ibid.

³² Ibid.

³³ Ibid.

³⁴ Ibid.

³⁵ Ibid.

³⁶ Ibid.

³⁷ ホーン川嶋瑤子『大学教育とジェンダー—ジェンダーはアメリカの大学をどう変革したか—』、37 頁、東信堂、2004 年。

³⁸ Aud, S., Hussar, W., Kena, G., Bianco, K., Frohlich, L., Kemp, J., and Tahan, K. *The Condition of Education 2011* (NCES 2011-033), p. 35, U. S. Department of Education, National Center for Education Statistics. Washington, DC: U. S. Government Printing Office, 2011.

³⁹ 有賀夏紀「ERA 不成立の意義—アメリカ・フェミニズム運動史の中で—」、女性学研究会 (編)『女は世界をかえる<講座女性学3>』、136 頁、勁草書房、1986 年。

⁴⁰ 武田万里子「女性と法—雇用を中心に」、渡辺和子 (編)『アメリカ研究とジェンダー』、152-153 頁、世界思想社、1997 年。

⁴¹ 武田による和訳を採用した。上掲、153 頁。

⁴² ERA の原文は、以下の通りである。Section 1. Equality of rights under the law shall

not be denied or abridged by the United States or by any State on account of sex. Section 2. The Congress shall have the power to enforce, by appropriate legislation, the provisions of this article. Section 3. This amendment shall take effect two years after the date of ratification. United States House of Representatives.

“Constitutional Amendments Not Ratified.”

<<http://www.house.gov/house/Amendnotrat.shtml>> (2012/07/15).

⁴³ 武田、153 頁。

⁴⁴ 上掲、153-154 頁。

⁴⁵ 上掲、152 頁。

⁴⁶ 有賀、149-152 頁。

⁴⁷ 上掲、157 頁。

⁴⁸ 上掲、152-156 頁。

⁴⁹ 上掲、152-154 頁。

⁵⁰ 上掲、156-158 頁。

⁵¹ 武田、152 頁。

⁵² 上掲、155 頁。

⁵³ 上掲。

⁵⁴ *Craig v. Boren*, 429 U.S. 190 (1976)

⁵⁵ *Mississippi University for Women v. Hogan*, 458 U.S. 718 (1982).

⁵⁶ 吉田仁美「アメリカにおける女性に対するアファーマティブ・アクションの動向」、『同志社アメリカ研究』38、97 頁、2002 年。

⁵⁷ 武田、160 頁。

⁵⁸ 吉田、87 頁。

⁵⁹ 武田、161 頁。

⁶⁰ 上掲。

⁶¹ *Adarand Constructors v. Peña*, 515 U.S. 200

⁶² 武田、161 頁。吉田、95 頁。

⁶³ 吉田、95 頁。

⁶⁴ 吉田、95 頁。

⁶⁵ 上掲。

⁶⁶ 上掲。

⁶⁷ 上掲。

⁶⁸ 上掲。

⁶⁹ 武田、161-162 頁。

⁷⁰ 吉田 96 頁。

⁷¹ 吉田、100 頁。

⁷² Wong, p. 331.

⁷³ Ibid, p. 330.

⁷⁴ 武田、152 頁。

⁷⁵ 第 4 章第 2 節第 1 項「2003 年の大学対抗運動競技に関する方針の追加説明の発行」を参照。

⁷⁶ 2001 年 7 月 28 日、ハワイ大学内のヌノカワ氏のオフィスにおいて筆者が聞き取り調査を実施した。

⁷⁷ Wong, pp. 330-334.

結章

第1節 研究のまとめ

本研究では、大学対抗運動競技プログラムにおけるタイトルIXの実施過程を立法部、司法部及び行政部のそれぞれの対応と関係の動態として捉えて、なかでも行政部を中軸に据えて分析することを目的とした。また、タイトルIXを大学対抗運動競技プログラムに適用するにあたって、性差別を禁止し、男女の平等を実現するための原理原則及び基準を実証し、理論や課題を考察した。加えて、タイトルIXの一起草者であるパッツィ・タケモト・ミンクのタイトルIXへの関与を実証し、ミンクのタイトルIXへの貢献を考察した。以上のような研究の目的のもと、以下のように章ごとに研究課題を設定して、それらの検討結果を得た。

第1章では、タイトルIXの立法過程でどのような審議がなされ、運動競技に関してどのような議論がなされ、どのような教育上の性差別の規制政策の大枠がタイトルIXに定められたのかということと、のちにタイトルIXとなるタイトルXの審議でミンクがどのような主張をし、どのような意図をもってタイトルIXの成立を目指したのかということ明らかにすることが研究課題であった。これを検討した結果、以下のような知見を得た。市民的権利法の不備を背景に、市民的権利法タイトルVIを雛形にして起草されたタイトルXは、下院 H. R. 7248 法案の教育上の性差別の禁止規定として誕生した。同法案に対して、アーレンバーン下院議員は、大学学部の入学選抜制度をタイトルXの適用除外にしようとする修正法案を提出した。しかし、ミンクは、一貫して市民的権利を根拠にタイトルXの正当性を主張し、同修正法案に反対した。なぜなら、ミンクは、女性が一市民として当然、保障されるべき教育機会の平等をタイトルXによって実現しようとしていたからである。一方、上院議会には、教育上の性差別の禁止を規定する上院 S. AMDT. 398 修正法案が提出されるが、規制対象の不透明さから男女共学への強制的変更や連邦政府の権限強化を危惧した議員の抵抗にあって廃案となる。しかし、再度、提出された上院 S. ADMT874 修正法案は、大学学部の入学選抜制度における性差別の規制対象を公立大学に限定し、公立の伝統的な男女別学教育機関の適用除外を求める S. ADMT. 948 修正法案と共に議会を通過し、タイトルIXは誕生した。連邦議会において、運動競技は性に基づく異な

る処遇を認める例外的なケースとして例証される程度で、議論は深まらなかった。このような審議を経て制定したタイトルIXは、連邦補助金を受ける教育プログラムや活動における性差別の禁止を規定し、違反した対象者に対する連邦補助金打ち切りという制裁措置と制裁措置を受けた者の司法審査権の行使について定め、運動競技プログラムにおける性差別の禁止或は性に基づく異なる処遇の許可について規定しなかった。

第2章では、タイトルIXがどのように大学対抗運動競技プログラムに適用され、実施されたのかということタイトルIX制定後から改称前までの時期に絞り、関連立法、関連方針及び関連判例の対応から明らかにすることを研究課題とした。これを検討した結果、以下のような知見を得た。タイトルIX実施規則の公布にあたり、連邦議会は収益を得る大学対抗運動競技プログラムを適用対象から除外することを求める修正法案を通過させた。同修正法案は、タイトルIXの適用によって大学対抗運動競技プログラムの稼ぎ頭であるスポーツ活動の資金が減損し、その結果、プログラム全体の存続危機を招くことを危惧した議員らによって提出された。しかし、ミンクの戦略によって、同修正法案は、大学対抗運動競技プログラムの特定スポーツの独自性に配慮したタイトルIX実施規則をHEWが作成・公布するよう求める修正法案に取って代えられた。これによってHEWはタイトルIX実施規則を作成・公布するが、連邦議会にはタイトルIX実施規則が定めた教科体育の男女共修の規定に反対するケーシー修正法案が提出された。同修正法案の審議において、ケーシー下院議員は、教科体育の男女共修を連邦政府が強制することに強く抵抗する一方で、ミンクは、教科体育の男女共修をタイトルIXの適用除外にして、子供の身体的能力の発達に損害を与える権限を連邦政府が有していないことを主張した。最終的に、下院議会はケーシー修正法案を否決し、教科体育の男女共修の規定は守られた。

タイトルIX実施規則は、タイトルIXの定めた教育における性差別の禁止という政策目的を達成するために「運動競技奨学金」と「運動競技」について規定し、運動競技における性差別を規制対象にすることを明らかにした。運動競技奨学金の規定は、男女間の運動奨学金の配分方法を規制し、男女学生運動競技者数の割合に比例した運動競技奨学金の分配を求めた。一方、運動競技の規定は、教育機関の提供する運動競技プログラムにおける性差別を規制し、身体接触のある運動競技種目以外での男女別チームの編成を禁じ、運動競技の男女平等機会の提供のための10項目の

視点を提示した。

タイトルIX実施規則の公布後、HEW は運動競技における性差別に関する多くの質問や苦情申立てを受け、これを解消するためにタイトルIX実施規則の運動競技奨学金と平等機会の規定の遵守方法を「運動競技奨学金」、「同等なその他の運動競技の恩恵及び機会」及び「学生・生徒の関心と能力の効果的な受入れ」から解説する 1979 年の方針解釈を発行した。「運動競技奨学金」の規定は、利用可能な奨学金の総額を男女学生運動競技者数で割り、その結果の比較によって同規定の遵守の判断を求める。「同等なその他の運動競技の恩恵及び機会」の規定は、タイトルIX実施規則の運動競技の規定が示す「(2)設備や支給物の提供」から「(10)広報」までの遵守方法を定める。「学生・生徒の関心と能力の効果的な受入れ」の規定は、タイトルIX実施規則の学生の関心と能力に適応した運動競技種目と競技水準の規定の遵守を審査する際に考慮すべき 3 点、すなわち「学生の運動競技への関心と能力の効果的な受入れ」、「提供される運動競技種目の選定」及び「チーム競技の機会を含む有用な競技水準」を定める。なかでも「チーム競技の機会を含む有用な競技水準」は、教育機関に「男女運動競技者の関心と能力を効果的に受入れる中で、それぞれの性の個々人が大学対抗運動競技に参加する機会とそれぞれの性の運動競技者が等しく能力に応じた競技のチームスケジュールを持つ機会」を提供するよう求め、その判断基準として関心と能力の効果的な受入れに関する 3 つの判断基準を定めた。同判断基準とは、①男女比の実質的均衡基準、②プログラム拡大の継続的实施基準、③学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準であった。また、同方針解釈は、特殊なスポーツによって生じる性に基づく異なる処遇を許可し、アメリカンフットボールを例証した。

1979 年の方針解釈は運動競技に関する規定の遵守方法や判断基準を定めたものの、タイトルIXが連邦補助金を受けるプログラムのみ適用されるのか（プログラム限定）、或は連邦補助金を受けるプログラムを提供する教育機関全体に適用されるのか（教育機関全体）、その適用対象は不明確であった。裁判所においてその裁定は統一されなかったが、最高裁判所は 1984 年にプログラム限定の解釈を採用したグローブシティカレッジ判決を下した。同判決によって、大学対抗運動競技プログラムは連邦補助金を直接受けないため、実質的にタイトルIXの適用対象外となり、DOE の大学運動競技プログラムにおける性差別の苦情審査も打ち切りとなった。ところが、連

邦議会は教育機関全体の解釈を取り戻すために、1987年に市民的権利復活法の法案を通過させた。これに対して大統領は拒否権を発動させるが、連邦議会がこれを覆して市民的権利復活法は成立し、大学対抗運動競技プログラムはタイトルIXの適用対象に戻った。

1990年にDOEは運動競技プログラム調査マニュアルを発行し、タイトルIXの実施は本格化しようとしていた。そのような中、1992年に最高裁判所は、タイトルIXを法的根拠として損害賠償を求める原告の主張を認めたフランクリン判決を下した。同判決は、性差別の立証によって教育機関が多額の損害賠償責任を負う可能性を示唆し、大学対抗運動競技プログラムにタイトルIXの実施を促す一要因として捉えられた。

市民的権利復活法とフランクリン判決によってタイトルIXの実施が促されると、学生運動競技者が平等な参加機会を求める訴訟が顕著となった。運動競技予算の緊縮を背景に、多くの大学運動競技局はタイトルIXのもと平等な参加機会を提供しようと学生の参加機会を縮小した。この当事者となった学生は大学を訴え、裁判所は関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準を採用した。原告が女子の場合には大学が敗訴し、男子の場合には大学が勝訴した。このような中、最高裁判所はブラウン大学判決を下し、大学対抗運動競技プログラムへの同判断基準の適用が決定づけられると、大学運動競技局は女子の参加機会を拡大せず、男子の参加機会を縮小してタイトルIXの遵守を目指した。この結果、多く男子チームが廃部或は格降された。これらを背景に、大学運動競技局は関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準の説明を求めていた。この要求に応えたのが1996年の方針解説である。

1996年の方針解説は、関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準についてOCRの立場を明確にした。OCRは、①同判断基準のいずれかを遵守すること、②同判断基準が割当制度ではないこと、③男子チームの廃止を求めていること、④男女の参加人数枠ではなく実在する男女学生運動競技者数を採用すること、⑤男女比の実質的均衡基準が法的暫定避難規定であることを強調した。

第3章では、なぜタイトルIXがミンク法に改称されたのかということ明らかにすることを研究課題とした。この検討結果から、以下のような知見を得た。タイトルIX改称立法は、女性や子供など社会的に弱い立場にある者のために経済的、社会

的及び教育的問題に熱心に取組んだミンクの業績を称えることを目的として、2002年10月17日に成立した。ミンクの経歴によると、彼女は、下院議員に就任するまでに人種差別、性差別、婚姻の有無による差別といった様々な差別を乗り越えてきた。その後、彼女は、下院議員として中等教育後の貧困学生・生徒や女子・女性の経済的保障に取り組み、そのことは同僚議員から評価されている。このような半生と功績をもつミンクの名がなぜ付されなければならなかったのか、その改称理由を探るとミンクとタイトルIXをつなぐキーワードとして「市民的権利」が浮かび上がり、タイトルIXを市民的権利法として周知させようとして、ミンク法に改称されたことが明らかとなった。

第4章では、OCRによる大学対抗運動競技プログラムへのタイトルIXの判断基準の適用がどのように変化したのかということタイトルIX改称後から2010年までの時期に絞って明らかにすることを研究課題とした。この検討結果から、以下のような知見を得た。OCRは、関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準を採用した裁判で敗訴を重ねていた男子チームへの対応を迫られていた。NWCAらは、関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準とそれを実施するDOEの解釈が原因で損害を被ったとしてDOEを提訴した。また、男子チームが廃止される中、タイトルIXの実施を再検討する声が連邦議会で高まっていた。これらを背景に、DOEは運動競技機会委員会を設置して関係者の間で利害調整を行わせた。この委員会の最終報告書をもとに発行されたのが2003年の方針追加説明である。

2003年の追加説明は、OCRによる大学対抗運動競技プログラムにおけるタイトルIXの実施について改めて説明した。OCRは、①関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準のそれぞれを同等に且つ柔軟に扱い、その理解を得るために教育的キャンペーンに着手し、教育機関の指導に努めること、②チームの廃止は冷遇慣行として奨励しないこと、③制裁措置を含めてタイトルIXを積極的に実施し、制裁措置の執行回避のために技術的な指導を行うこと、④個人的な寄付金授受によりタイトルIXの遵守義務を免れないこと、⑤地域格差なくタイトルIXを実施すること、⑥関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準が従来通り機能すること、⑦タイトルIXの約束の実現のために教育機関と協力していくことを強調した。

大学対抗運動競技プログラムにおけるタイトルIXの遵守方法として関心と能力の効果的な受入れに関する3つの判断基準に焦点が当てられる中、さらにその中心と

なるのが学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準である。OCR がとりたてて同実施基準について説明してこなかったことを背景に、同実施基準に基づくタイトルIXの遵守方法を解説したのが2005年の追加説明である。

2005年の追加説明は、学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準に基づくタイトルIXの実施に関して以下の5点を強調した。第一に、①大学代表チームを維持できるだけの十分な関心はあるものの、その関心が充足されていない（充足されていない関心）、②大学対抗運動競技チームを維持できるだけの十分な競技能力がある（十分な競技能力）、③通常、競合する地域の範囲内でチームが大学対抗運動競技で競合する穏当な期待がある（競合への穏当な期待）という3つの審査条件に大学対抗運動競技プログラムが該当すれば、同実施基準を遵守していないと判断され、学生の関心と能力への配慮や特定のスポーツの追加又は昇格の要請への対応を求められるとした。第二に、タイトルIX不履行の立証責任について、OCRの調査ではOCRに、教育機関内調査では学生にあるとした。第三に、付随のユーザーガイドの解説に従ってモデル調査を実施した場合には、当該教育機関は学生のスポーツ参加の関心を評価する適切な手法を用いていると判断されるとした。第四に、タイトルIXの遵守を実証するために同実施基準が有効であるとした。第五に、同実施基準が男女比の実質的均衡基準及びプログラム拡大の継続的実施基準と同等で、共に法的暫定避難規定とした。

ところが、2005年の追加説明はNCAA、女性団体及び連邦議会の反発を招いた。NCAAからは、同追加説明の不備について、①従来検討すべき様々な要因を無視してモデル調査のみによってタイトルIXの遵守の実証を可能にすること、②モデル調査の結果が示す女子のスポーツ参加の関心度が以前の参加機会を得られない状況を反映し、その結果、女子のスポーツの参加機会が制限され、差別が永続すること、③モデル調査の対象を在学学生及び入学予定者に限定し、より広い視点でスポーツの関心度を評価する法的義務を無視すること、④Eメール調査の無回答を「運動競技に関心がない」と解釈することや女子の大学代表レベルに参加する能力の自己評価が実際の能力の評価に影響すること、⑤女子の平等機会を享受する権利の実証責任を教育機関から女子学生自身に転嫁することを指摘した。このような反発が高まる中、DOEは同追加説明を撤廃するために新たな方針を発表した。それが2010年の説明である。

2010年の説明は、タイトルIX実施規則、1979年の方針解釈及び1996年の方針解

説に従ってタイトルⅨを実施することを前提に、学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準の遵守を判断する際に用いる指標を提示した。大学対抗運動競技プログラムは3つの審査条件、すなわち①充足されていない関心、②十分な競技力、③競合への穏当な期待に該当すると、学生の関心と能力への配慮や特定のスポーツの追加或は昇格の要請への対応を求められるが、この検討の際に、OCRは様々な指標を用いて大学対抗運動競技プログラムを評価するとした。その指標とは、充足されていない特定のスポーツへの関心とそのスポーツチームを維持する十分な能力があるか否かを評価する5つの指標と教育機関の地域で特定のスポーツチームがエントリーできる競技会が開催されているか否かを評価する2つの指標である。前者は、①学生の運動競技への関心と能力について判断する際に差別のない評価手法を用いているか、②過少な性のチームが存続可能であるにも関わらず、そのチームの存続を停止したか、③学生の関心度を測定する多様な指標を用いているか、④学生の能力を測定する多様な指標を用いているか、⑤どのくらいの頻度で評価を実施しているかである。後者は、①教育機関が競争相手とする他の教育機関によって提供される競争機会、②教育機関が競争相手としない他の教育機関によって提供される競争機会と教育機関の地域における他の教育機関によって提供される競争機会である。

第2章及び第4章で明らかになったタイトルⅨの実施過程は、図6-1のようなイメージになる。また、大学対抗運動競技プログラムへのタイトルⅨの判断基準の適用の遷移は図6-2のようになる。

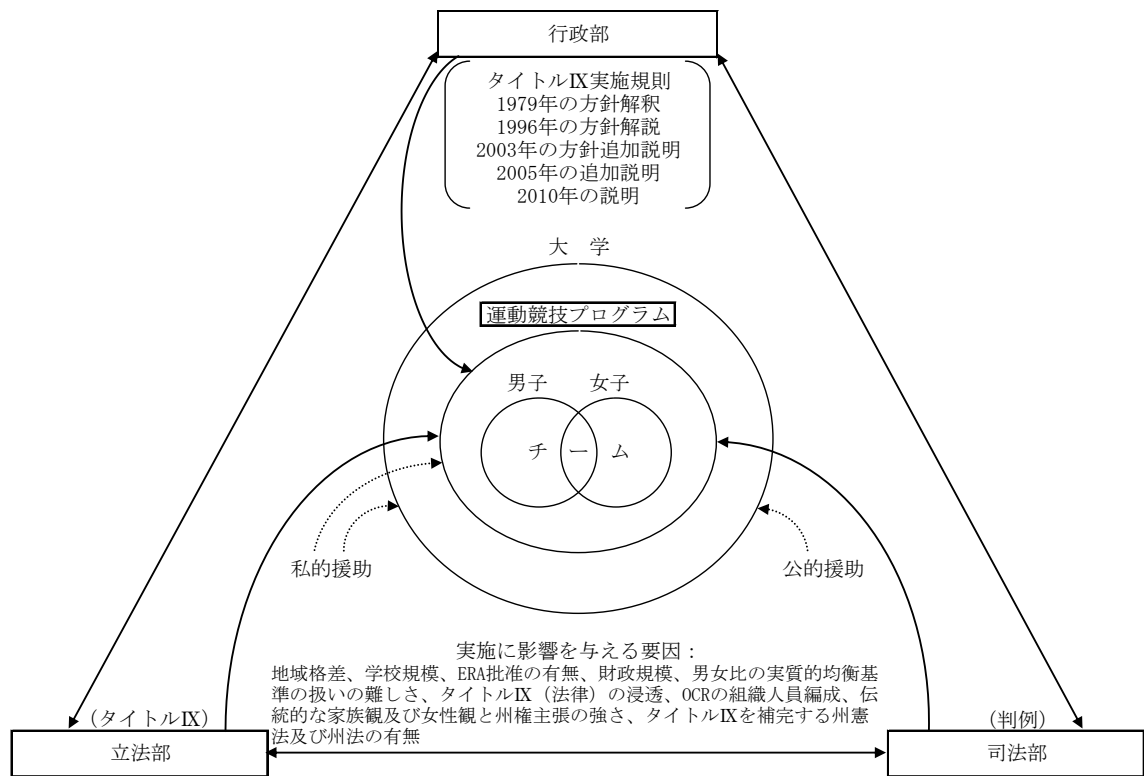
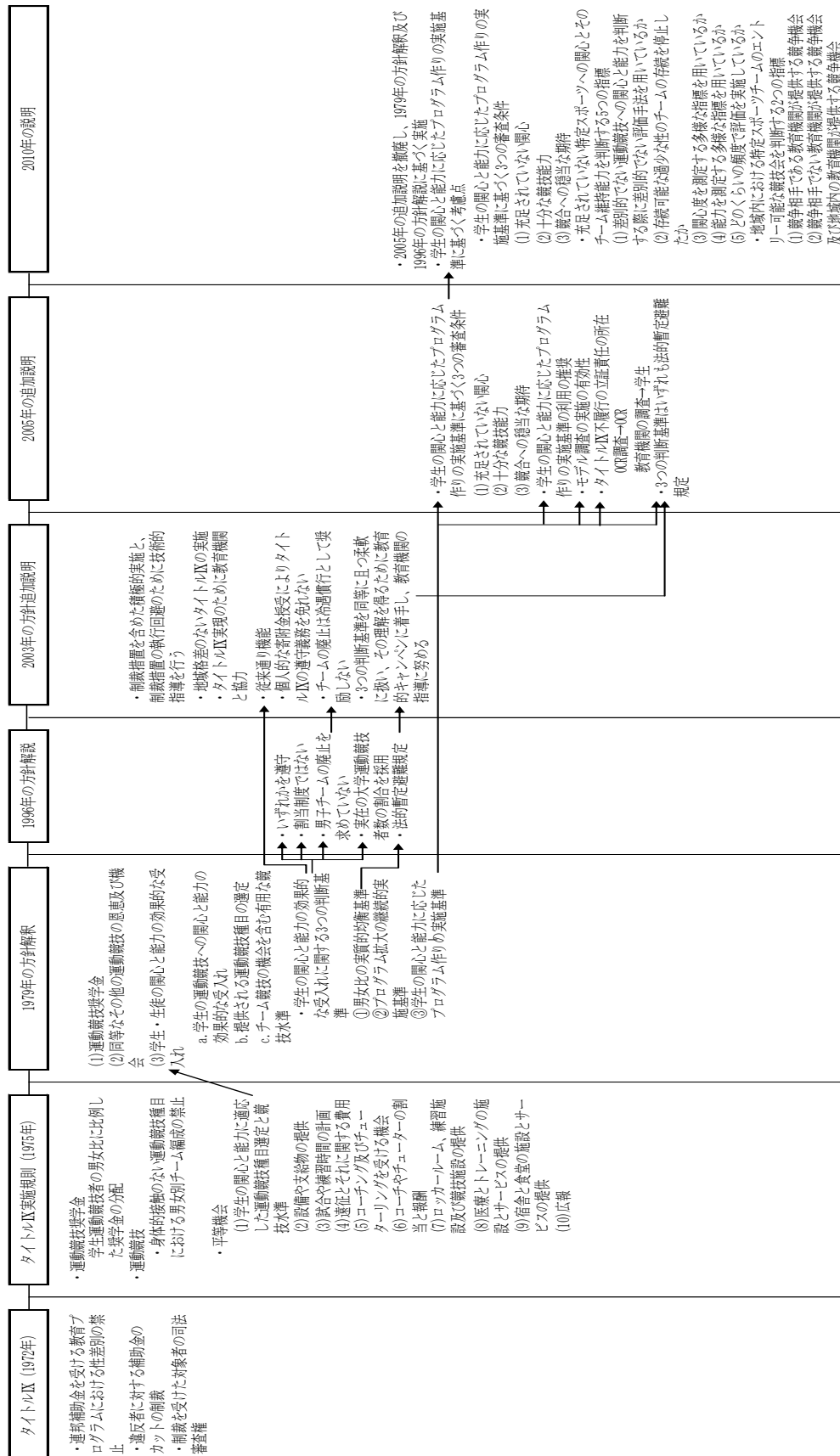


図 6-1: 大学対抗運動競技プログラムにおけるタイトルIXの実施の構造イメージ

図6-2: 大学対抗運動競技プログラムへのタイトルIXの判断基準の適用の遷移



第5章では、2000年と2010年の大学対抗運動競技プログラムにおいてどの程度タイトルIXが遵守され、両者間においてどのようなタイトルIXの遵守状況の傾向の違いがあり、どのような要因にタイトルIXの遵守状況が左右されるのかということをもそれぞれ明らかにすることを研究課題とした。これらを検討した結果、次の6点が明らかとなった。①男女比の実質的均衡基準を理想的に満たす大学がほぼ皆無であり、この理由として男女比の実質的均衡基準以外の判断基準の採用、財政緊縮下でのアメリカンフットボールチームの競技力の保持・向上と女子学生運動競技者数の増員との両立の困難さ、及び男女比の実質的均衡基準によるタイトルIXの遵守の困難さが示唆されたものの、両年の割合値の比較結果を慎重に扱うことが付言された、②両年ともに大規模大学の割合値の平均値が小規模大学のそれより割合値の理想値に近く、この理由として小規模大学にとって女子学生数が増加する中で女子学生運動競技者を増員することが困難であることが示唆されたが、小規模大学間における財政状況と割合値及び達成度との関係を検討する必要があることが指摘された、③大学規模を問わず2000年より2010年の方が割合値の平均値が高く、この理由として大学全体にタイトルIXが浸透してきていることが示唆されたが、再考の余地が残されていることが付言された、④両年ともに南部管区の大学の割合値の平均値が割合値の理想値から最も遠い値を示し、この理由としてOCR管区間における組織上の構造や人員構成の相違が示唆されたものの、実証研究の必要性が付言された、⑤ERA批准撤回州を含めた非批准州の大学の割合値の平均値が批准州に属する大学のそれに比べて低く、この理由として伝統的な家族観及び女性観と州権主張の強さが非批准州の大学の女子学生運動競技者数の割合を抑制していることが示唆された、⑥ERA批准の有無を問わず、割合値の平均値は2000年より2010年の方がその理想値に近い値を示し、この理由として大学全体におけるタイトルIXの浸透とタイトルIXの補完的州憲法や州法の制定が進んでいることが示唆されたが、後者については実証研究の必要性が付言された。また、両年の割合値の比較検討の結果を慎重に扱う必要があることも付言された。

第2節 結論

タイトルIXが立法部、司法部及び行政部の相互作用によって実施される中、OCRはタイトルIXの遵守を判断する基準として関心と能力の効果的な受入れに関する3

つの判断基準を大学対抗運動競技プログラムに適用し、1996年の方針解説では①男女比の実質的均衡基準を法的暫定避難規定とし、2003年の方針追加説明では①男女比の実質的均衡基準、②プログラム拡大の継続的实施基準、③学生の関心と能力に応じたプログラム作りの実施基準のいずれも同等且つ柔軟に扱うとし、さらに2005年の追加説明では①、②、③のいずれも法的暫定避難規定として、タイトルIXの遵守を誘引してきたが、実際にタイトルIXの遵守状況を①からみると、タイトルIXの遵守は大学全体で進んでおらず、とりわけ小規模大学、OCR南部管区に属する大学及びERA非批准州に属する大学では遅れている。

第3節 タイトルIXの実施の展望

本研究は、大学対抗運動競技プログラムにおけるタイトルIXの実施効果（アウトカム）と実施状況（アウトプット）との間に生じているギャップに対する問題意識から出発した。このギャップの理由を検討してみると、タイトルIXの男女平等の実現という理念レベルでは大学運動競技局の支持が得られ、男女の参加機会の均等化という一定の効果が得られても、男女平等の実現のための男女の実質的均衡基準の適用という実施レベルになると財政問題や態度変容といった課題が立ち塞がり、タイトルIXの実施がなかなか進展しないという実情が浮かびあがる。

OCRは大学運動競技局にタイトルIXを遵守させようと誘引してきた。また、州レベルではタイトルIXと同様の州憲法や州法が性差別撤廃を求める裁判で効果を上げていることは第5章で述べた。このOCRの誘引と補完的な州憲法及び州法が大学運動競技局の性差別撤廃の意識を高め、女子学生運動競技者数の上昇に繋がったと考えられる。

しかし、女子学生運動競技者数が増えたと男女の実質的均衡基準を遵守できるとは限らない。女子学生運動競技者数の割合が増えたと、タイトルIXの制定以来、女子学生総数の割合が増える中、割合値（女子学生運動競技者数の割合^{マイナス}女子学生総数の割合）の上昇は難しく、結果、男女の実質的均衡基準の遵守は果たせないのである。大学運動競技局は、男女の実質的均衡基準を遵守するために男子学生運動競技者数の割合を縮小するという行動をとった。ところが、この行動をOCRは冷遇慣行としたことから、大学運動競技局には、男子学生運動競技者数の割合を維

持しつつ、女子学生運動競技者数の割合を上昇させる遵守方法しかなかった。しかし、財政緊縮の中、アメリカンフットボールの集客力と競技力の維持・向上を求められる NCAA ディビジョン I-A の大学運動競技局にとって、この方法を用いることは財政上容易ではない。これが小規模大学となるとさらに厳しくなる。加えて、OCR の組織人員編成に偏りのある管轄下や伝統的家族観及び女性観と州権主張の強い州にある大学にとって、男女の実質的均衡基準の実施に対する態度変化が求められる度合いは大きく、これがさらに男女の実質的均衡基準の遵守を困難にしたと考えられるのである。

以上のようなギャップの理由を踏まえて、今後のタイトルIXの実施の課題を検討した結果、以下の3点が指摘できる。

1点目は、アメリカンフットボールの必要参加人数の見直しである。第5章でみたように、アメリカンフットボールの集客力と競技能力を維持すると共に女子の参加機会を拡大することは、大学運動競技局にとってコストがかかる。しかし、アメリカンフットボールの必要参加人数を下方修正すれば、それによって浮いた予算を女子の参加機会の拡大にあて、男女の実質的均衡基準を遵守しやすくなると考えられる。

ハワイ大学運動競技局のマリリン・モーニス・カホオハノハノ (Marilyn Moniz-Kaho' ohanohano) 副局長は、インタビューの中で「運動競技に参加する機会を男女平等に提供することが最重要である」と述べた上で、「もしあなたに娘と息子がいて、2人がスポーツをしたいと言った時、あなたは2人にスポーツをやらせてあげたいでしょう。もし娘か息子のどちらかにしかスポーツをさせてあげることができないとしたらどちらかを選べる？」と、実際に生じうる状況を想定し参加機会を男女平等に提供することの重要性を強調する¹。また、3人の娘の母でもある同氏のコメントは、「スポーツ＝男子」が過去の遺産とさえ思わせる。タイトルIXが平等のアクセスを求めた市民的権利法の一つとして周知されるとともに、性別に関係なくスポーツに参加したい者が参加できるプログラム作りのために男女比の実質的均衡基準を遵守することは当然だと考えられる日は近いのかもしれない。

2点目は、地域性を踏まえたOCRの指導の工夫である。第5章でみたように、OCR管区別の検討結果から、南部管区に属する大学が女子学生運動競技者数の割合を増加させることに消極的であることが明らかとなり、その理由として南部管区の人員

編成の偏りに起因することが1つの要因として考えられた。また、ERA 批准の有無別の検討結果から、実質的に批准をしていない州に属する大学が女子学生運動競技者数の割合を増加させることに消極的であることも明らかとなり、その理由として伝統的な家族観及び女性観と州権主張の強さに起因することが指摘された。加えて、南部管区に属する12州のうち11州はERA 非批准州である。以上のことから、南部地方局は、伝統的な家庭観及び女性観と州権主張の強さを踏まえて指導を行うといった工夫が必要であると考えられる。

3点目は、男女の体育及びスポーツの振興に向けたOCRとNCAAの協働である。千葉が「欧米諸国では、スポーツ自体の普及が、同時にプロの進展と営利主義、さらに放送・放映の発達を促し、この商業化の急速な進行が、選手の労働や人権、団体規制や税制、さらに環境や犯罪などさまざまな問題を噴出させた。そこで国家法も、立ち入らない原則を守りつつも、ある程度の規制に踏み出さざるをえなくなった²⁾」と指摘するように、アメリカ連邦政府は性差別撤廃のためにタイトルIXを制定し、スポーツに介入せざるをえなくなり、これをNCAAは受け止めざるを得なくなっている。このような両者の関係の中で、男女の体育及びスポーツの機会均等化に寄与するタイトルIXの実施には、諏訪が「体育及びスポーツに関係する法規を含めたいわゆる体育・スポーツ法規について言えば、それは本質的に国民ないし住民のものとしての体育・スポーツの振興に貢献すべきものでなければならず、具体的には、体育・スポーツをいつでも、どこでも、誰でもが、自由に行えるいわゆる基本的人権としての体育・スポーツの機会均等の具現化のためにあるといえる³⁾」と論じるように、男女の体育及びスポーツの振興という最終ゴールを据えて、それに向けて両者がタイトルIXの目的である男女平等の実現に邁進することが求められているといえよう。そうすれば、第2章でみたような、男子の機会を奪って女子の機会と釣り合いを図ろうとする間違っただけの方向に向くことは回避できるであろう。諏訪が「予想された体育・スポーツ法規上の問題或いは全く予測さえできなかった体育・スポーツ法規上の問題の出現も含めてこれら諸問題の解消・解決をめざして、まさに現代の体育・スポーツ法規に関する組織的・体系的な取り組みとその精力的な展開が今日切実に要請されている」と述べる⁴⁾ように、まさに、OCRとNCAAが協働して、男女の体育及びスポーツの振興に向けて、タイトルIXのもと男女平等の具現化に取り組むことが期待されているのではないだろうか。

第4節 今後の課題

本研究の課題としては、主に以下の3点が指摘できる。1点目は、タイトルIXの実施過程の分析についてである。本研究では、タイトルIXの実施過程を3つの国家権力それぞれの対応と関係の動態として捉えたが、実際に研究を進めると、3つの国家権力の一側面から捉えることだけでも一つの大きな研究になることに気が始めた。今後は、立法関係資料、判例及び行政文書などを再検証し、タイトルIXの実施過程の分析の緻密化に努めたい。そうすれば、大学対抗運動競技プログラムにおけるタイトルIXの実施効果と実施状況とのギャップの考察をより深められるであろう。

2点目は、タイトルIXの実施と財政問題についてである。タイトルIXの実施過程の検討結果から、大学対抗運動競技プログラムの財政状況がタイトルIXの遵守状況を既定すると言っても過言ではない。しかし、本研究では、大学対抗運動競技プログラムにおけるタイトルIXの遵守状況と財政状況との関係性を検討するまでに至っていない。今後は、タイトルIXの実施に影響を与える要因を探る研究として、この関係性を探ってみたい。

3点目は、タイトルIXの実施とスポーツ関係団体との関係性についてである。本研究では、タイトルIXの実施を連邦政府機関が行う行為と捉えたことから、タイトルIXの実施とスポーツ関係団体との関係性について掘り下げることができなかった。とりわけ、大学対抗運動競技プログラムを統括する代表的な団体であるNCAAとの関係性を把握することは、タイトルIXの実施に影響を与える要因を探るために重要であると考えられる。今後は、タイトルIXに関わる連邦議会議事録や公聴会資料を用いてNCAAの主張や大学対抗運動競技プログラムに関する審議を検証したり、NCAAの関係資料等を用いてタイトルIXの実施とNCAAの規約との関係性を検討したりするなどしてこの課題を克服したい。また、これによって、大学対抗運動競技プログラムにおけるタイトルIXの実施の独自性を明確化することにも努めたい。

その他にも、タイトルIXの実施に影響を与える他の要因の検討など、やり残したことは多いが、今後の研究課題としたい。

【註及び引用・参考文献】

¹ 2001年7月28日にハワイ大学内のカホオハノハノ氏のオフィスにおいて筆者が聞き取り調査を実施した。

² 千葉正士『スポーツ法学序説』、41頁、信山社、2001年。

³ 諏訪伸夫「現代体育・スポーツ法規の構造と展開」『演習研究 体育・スポーツ行財政研究第8号』、1頁、筑波大学体育行財政研究室、1993年。

⁴ 上掲、1-2頁。

資料1：2000年におけるアメリカの大学の学生総数等の概括
 (内訳：学生総数、女子学生数、学生運動競技者総数、女子学生運動競技者数、女子学生数の割合、女子学生運動競技者数の割合、割合値、及び達成度)

順位	大学	学生総数		女子学生数		学生運動競技者総数		女子学生運動競技者数		女子学生数の割合		女子学生運動競技者数の割合		割合値	達成度
		A	B	B	C	D	B/A	D/C	D/C-B/A	(D/C)/(B/A)					
1	アメリカ合衆国陸軍士官学校	4,171	639	847	230	15.3%	27.2%	11.8%	1.77						
2	アメリカ合衆国空軍士官学校	4,171	678	1101	246	16.3%	22.3%	6.1%	1.37						
3	テキサスA&M大学	36,077	17,197	706	371	47.7%	52.5%	4.9%	1.10						
4	アメリカ合衆国海軍士官学校	4,054	606	1561	291	14.9%	18.6%	3.7%	1.25						
5	ジョージア科学技術研究所	10,257	2,990	432	137	29.2%	31.7%	2.6%	1.09						
6	サンディエゴ州立大学	20,808	11,673	585	340	56.1%	58.1%	2.0%	1.04						
7	メリーランド大学カレッジパーク校	21,845	10,683	675	334	48.9%	49.5%	0.6%	1.01						
8	ミシガン大学アンアパー校	24,493	12,228	855	431	49.9%	50.4%	0.5%	1.01						
9	ハーバード大学	29,073	12,422	538	231	42.7%	42.9%	0.2%	1.00						
10	ノートルダム大学	8,014	3,642	972	427	45.4%	43.9%	-1.5%	0.97						
11	ワイオミング大学	6,968	3,539	445	219	50.8%	49.2%	-1.6%	0.97						
12	マイアミ大学オックスフォード校	14,382	7,942	576	304	55.2%	52.8%	-2.4%	0.96						
13	セントラルフロリダ大学	25,712	14,130	478	280	55.0%	52.3%	-2.7%	0.95						
14	ユタ大学	12,935	5,844	424	180	45.2%	42.5%	-2.7%	0.94						
15	バージニア工業大学	21,810	8,833	602	227	40.5%	37.7%	-2.8%	0.93						
16	ノースカロライナ州立大学	19,027	7,811	600	229	41.1%	38.2%	-2.9%	0.93						
17	ノースウェスタン大学	7,902	4,157	430	212	52.6%	49.3%	-3.3%	0.94						
18	ワイスロンシン大学マディソン校	26,014	13,808	854	425	53.1%	49.8%	-3.3%	0.94						
19	シンシナティ大学	15,947	7,510	466	204	47.1%	43.8%	-3.3%	0.93						
20	ペンシルバニア州立大学ユニバーシティパーク校	34,505	15,939	906	386	46.2%	42.6%	-3.6%	0.92						
21	サンホセ州立大学	14,588	7,614	350	170	52.2%	48.6%	-3.6%	0.93						
22	カリフォルニア州立大学フレズノ校	12,117	6,837	645	340	56.4%	52.7%	-3.7%	0.93						
23	アイダホ大学	7,988	3,675	404	169	46.0%	41.8%	-4.2%	0.91						
24	バンタービルト大学	6,037	3,194	382	186	52.9%	48.7%	-4.2%	0.92						
25	オハイオ州立大学	30,958	14,974	901	396	48.4%	44.0%	-4.4%	0.91						
26	コロラド大学ボルダー校	20,595	9,680	415	176	47.0%	42.4%	-4.6%	0.90						
27	オレゴン大学	13,208	6,985	518	250	52.9%	48.3%	-4.6%	0.91						
28	テキサス工業大学	20,227	9,397	456	190	46.5%	41.7%	-4.8%	0.90						
29	イリノイ大学アーバナシャンペーン校	27,452	12,952	661	280	47.2%	42.4%	-4.8%	0.90						
30	プリンストン大学	33,024	17,266	724	343	52.3%	47.4%	-4.9%	0.91						
31	ミシシッピ州立大学	11,005	4,838	474	185	44.0%	39.0%	-4.9%	0.89						
32	ワシントン州立大学	14,254	7,025	538	238	49.3%	44.2%	-5.0%	0.90						
33	テキサス大学オースティン校	32,118	16,386	631	290	51.0%	46.0%	-5.1%	0.90						
34	ワシントン大学	21,674	11,294	641	301	52.1%	47.0%	-5.2%	0.90						
35	オクラホマ州立大学	16,539	7,836	468	197	47.4%	42.1%	-5.3%	0.89						
36	ネバダ大学リノ校	6,371	3,444	397	193	54.1%	48.6%	-5.4%	0.90						

37	コロラド州立大学	18,800	9,709	535	246	51.6%	46.0%	-5.7%	0.89
38	ノーステキサス大学	20,449	10,964	374	179	53.6%	47.9%	-5.8%	0.89
39	アイオワ州立大学	21,503	9,615	653	254	44.7%	38.9%	-5.8%	0.87
40	ミシガン州立大学	29,450	15,823	713	338	53.7%	47.4%	-6.3%	0.88
41	ニューヨーク州立大学バップアロー校	13,806	6,371	581	231	46.1%	39.8%	-6.4%	0.86
42	インディアナ州立大学ブルーミントン校	36,201	19,199	799	372	53.0%	46.6%	-6.5%	0.88
43	スタテンフォード大学	6,594	3,238	876	373	49.1%	42.6%	-6.5%	0.87
44	カリフォルニア大学バークレー校	22,786	11,596	894	394	50.9%	44.1%	-6.8%	0.87
45	ハーヴィア大学	12,440	6,731	719	340	54.1%	47.3%	-6.8%	0.87
46	カリフォルニア大学ロサンゼルス校	24,668	13,539	697	333	54.9%	47.8%	-7.1%	0.87
47	デューク大学	6,132	2,906	653	262	47.4%	40.1%	-7.3%	0.85
48	テネシー大学ノックスビル校	17,991	9,106	633	272	50.6%	43.0%	-7.6%	0.85
49	オーバン大学	19,327	9,330	564	229	48.3%	40.6%	-7.7%	0.84
50	マイアミ大学	7,704	4,146	425	196	53.8%	46.1%	-7.7%	0.86
51	クレムソン大学	13,526	6,137	603	227	45.4%	37.6%	-7.7%	0.83
52	ユタ州立大学	11,690	6,088	413	183	52.1%	44.3%	-7.8%	0.85
53	カンザス大学	16,905	8,828	666	296	52.2%	44.4%	-7.8%	0.85
54	ネバダ大学ラスベガス校	9,521	5,188	406	189	54.5%	46.6%	-7.9%	0.85
55	サザンカリフォルニア大学	15,510	7,720	526	219	49.8%	41.6%	-8.1%	0.84
56	ルイビル大学	14,710	7,954	491	225	54.1%	45.8%	-8.2%	0.85
57	トレド大学	11,849	6,135	481	209	51.8%	43.5%	-8.3%	0.84
58	タルサ大学	2,656	1,396	376	166	52.6%	44.1%	-8.4%	0.84
59	テンソル大学	14,268	8,331	535	267	58.4%	49.9%	-8.5%	0.85
60	ウエストバージニア大学	15,417	7,107	609	229	46.1%	37.6%	-8.5%	0.82
61	ニューメキシコ州立大学	12,831	6,929	339	154	54.0%	45.4%	-8.6%	0.84
62	オレゴン州立大学	12,783	5,839	476	175	45.7%	36.8%	-8.9%	0.80
63	オハイオ大学	15,373	8,355	628	285	54.3%	45.4%	-9.0%	0.84
64	アリゾナ大学	26,258	13,875	484	212	52.8%	43.8%	-9.0%	0.83
65	アイオワ大学	16,884	9,192	724	327	54.4%	45.2%	-9.3%	0.83
66	オクラホマ大学ノーマン校	21,339	10,166	563	215	47.6%	38.2%	-9.5%	0.80
67	ミネソタ大学トウインシティズ校	20,926	10,898	635	268	52.1%	42.2%	-9.9%	0.81
68	ハワイ大学マノア校	11,931	6,556	443	199	54.9%	44.9%	-10.0%	0.82
69	ボールドウィン州立大学	14,551	7,693	552	236	52.9%	42.8%	-10.1%	0.81
70	サザンメソジスト大学	5,552	2,978	453	194	53.6%	42.8%	-10.8%	0.80
71	ケンタッキー州立大学	17,133	10,126	581	280	59.1%	48.2%	-10.9%	0.82
72	ボストンカレッジ	9,188	4,849	859	356	52.8%	41.4%	-11.3%	0.79
73	ピッツバーグ大学	14,600	7,591	517	215	52.0%	40.6%	-11.4%	0.78
74	シラキュース大学	11,267	6,177	585	254	54.8%	43.4%	-11.4%	0.79
75	カンザス州立大学	20,517	9,864	476	173	48.1%	36.3%	-11.7%	0.76
76	フロリダ大学	28,324	14,972	630	289	52.9%	41.1%	-11.7%	0.78
77	ネブラスカ大学リンカーン校	17,804	8,386	812	287	47.1%	35.3%	-11.8%	0.75

78	フロリダ州立大学	26,075	14,444	577	251	55.4%	43.5%	-11.9%	0.79
79	サウスカロライナ大学コロンビア校	12,676	6,942	524	224	54.8%	42.7%	-12.0%	0.78
80	ルイジアナ工業大学	6,792	3,142	351	119	46.3%	33.9%	-12.4%	0.73
81	ウエスタンミシガン大学	17,917	9,555	566	231	53.3%	40.8%	-12.5%	0.77
82	ボーンズグザリオン州立大学	15,444	8,862	602	270	57.4%	44.9%	-12.5%	0.78
83	ルイジアナ州立大学農学・機械学カレッジ	25,922	13,709	601	242	52.9%	40.3%	-12.6%	0.76
84	ミズーリ大学コロンビア校	17,811	9,359	638	294	52.5%	39.8%	-12.7%	0.76
85	ワトガーズ大学	24,712	13,145	1062	427	53.2%	40.2%	-13.0%	0.76
86	ヒューストン大学	16,593	9,030	408	168	54.4%	41.2%	-13.2%	0.76
87	アリゾナ州立大学	33,948	17,842	581	225	52.6%	38.7%	-13.8%	0.74
88	ボイシ州立大学	8,661	4,686	434	170	54.1%	39.2%	-14.9%	0.72
89	ミシシッピ大学	8,410	4,336	449	163	51.6%	36.3%	-15.3%	0.70
90	ジョージア大学	21,808	12,016	652	259	55.1%	39.7%	-15.4%	0.72
91	ワイス大学	2,701	1,276	403	128	47.2%	31.8%	-15.5%	0.67
92	セントラルミシガン大学	14,466	8,481	550	236	58.6%	42.9%	-15.7%	0.73
93	アラバマ大学バーミンガム校	6,836	3,997	348	148	58.5%	42.5%	-15.9%	0.73
94	ノースカロライナ大学チャペルヒル校	15,434	9,355	879	388	60.6%	44.1%	-16.5%	0.73
95	ノーザンイリノイ大学	16,893	9,093	398	148	53.8%	37.2%	-16.6%	0.69
96	テキサス大学エルパス校	12,533	6,694	291	107	53.4%	36.8%	-16.6%	0.69
97	トレイン大学	5,621	2,857	353	120	50.8%	34.0%	-16.8%	0.67
98	アーカンソー大学	11,999	5,896	518	160	49.1%	30.9%	-18.2%	0.63
99	ウェイクフォレスト大学	3,857	1,984	452	149	51.4%	33.0%	-18.5%	0.64
100	アラバマ大学	13,134	6,807	542	180	51.8%	33.2%	-18.6%	0.64
101	アクロン大学	12,550	6,743	418	145	53.7%	34.7%	-19.0%	0.65
102	ケンタッキー大学	14,852	7,713	551	177	51.9%	32.1%	-19.8%	0.62
103	ペイラー大学	11,338	6,548	532	197	57.8%	37.0%	-20.7%	0.64
104	サザンミシシッピ大学	12,588	7,515	426	161	59.7%	37.8%	-21.9%	0.63
105	イーストカロライナ大学	15,493	9,081	476	168	58.6%	35.3%	-23.3%	0.60
106	マーシャル大学	7,768	4,190	438	134	53.9%	30.6%	-23.3%	0.57
107	ルイジアナ大学モンロー校	7,404	4,487	383	141	60.6%	36.8%	-23.8%	0.61
108	ニューメキシコ大学	11,945	6,719	509	163	56.2%	32.0%	-24.2%	0.57
109	ミドルテネシー州立大学	17,395	9,567	361	110	55.0%	30.5%	-24.5%	0.55
110	ルイジアナ大学ラファイエット校	12,016	6,604	369	112	55.0%	30.4%	-24.6%	0.55
111	イースタンミシガン大学	12,281	7,451	701	243	60.7%	34.7%	-26.0%	0.57
112	アーカンソー州立大学	7,448	4,215	335	101	56.6%	30.1%	-26.4%	0.53
113	メンフィス大学	11,126	6,464	389	119	58.1%	30.6%	-27.5%	0.53
114	テキサスクリスチアン大学	6,267	3,719	532	159	59.3%	29.9%	-29.5%	0.50

註1) 色分けは、OCR各管区を示す。ピンクは東部管区、オレンジは南部管区、黄は中西部管区、緑は西部管区を表す。

註2) 114校は、すべてNCAAディビジョン1-AIに属する大学である。

註3) 2種目以上の競技に参加する一女子学生運動競技者を1人とみなす。

<参考資料>

Chronicle of Higher Education. "Gender Equity." <http://www.chronicle.com/stats/genderequity/2001/index.php3> (2002/01/18)
 United States Department of Education, Office for Civil Rights. "Contact OCR." <http://bco101.ed.gov/CFAPPS/OCR/contactusresultscfm?state1=> (2002/01/26).

資料2：2010年におけるアメリカの大学の学生総数等の概括
 (内訳：学生総数、女子学生数、学生運動競技者総数、女子学生数の割合、女子学生運動競技者数の割合、女子学生運動競技者数の割合、及び達成度)

順位	大学	学生総数		女子学生数		学生運動競技者総数		女子学生運動競技者数		女子学生数の割合		女子学生運動競技者数の割合		割合値		達成度	
		A	B	B/A	C	D	B/A	D/C	D/C-B/A	(D/C)/(B/A)							
1	アメリカ合衆国陸軍士官学校	4,207	642	15.3%	168	71	42.3%	27.0%	2.77								
2	カンザス大学	18,809	9,345	49.7%	676	382	56.5%	6.8%	1.14								
3	マイアミ大学	9,268	4,768	51.4%	417	224	53.7%	2.3%	1.04								
4	アイオワ州立大学	21,081	9,209	43.7%	440	201	45.7%	2.0%	1.05								
5	ハットアロー大学	17,917	8,143	45.4%	539	255	47.3%	1.9%	1.04								
6	コネチカット大学	16,240	8,108	49.9%	635	328	51.7%	1.7%	1.03								
7	カンザス州立大学	16,413	7,827	47.7%	465	225	48.4%	0.7%	1.01								
8	オレゴン州立大学	15,041	6,950	46.2%	484	227	46.9%	0.7%	1.02								
9	ワシントン大学	14,326	6,588	46.0%	491	226	46.0%	0.0%	1.00								
10	ジョージア科学技術研究所	12,351	3,779	30.6%	387	118	30.5%	-0.1%	1.00								
11	ミネソタ大学トウインシテイズ校	27,636	14,424	52.2%	841	438	52.1%	-0.1%	1.00								
12	トレド大学	14,883	7,325	49.2%	365	179	49.0%	-0.2%	1.00								
13	インディアナ大学ブルーミントン校	30,983	15,417	49.8%	643	318	49.5%	-0.3%	0.99								
14	ワシントン州立大学	18,620	9,410	50.5%	484	243	50.2%	-0.3%	0.99								
15	ノースウエスタン大学	8,499	4,419	52.0%	463	239	51.6%	-0.4%	0.99								
16	ウイスコンシン大学マディソン校	27,145	14,050	51.8%	802	412	51.4%	-0.4%	0.99								
17	ウエストバージニア大学	20,260	8,995	44.4%	539	237	44.0%	-0.4%	0.99								
18	サンディエゴ州立大学	22,512	12,801	56.9%	502	283	56.4%	-0.5%	0.99								
19	ワシントン大学シアトル校	28,052	14,203	50.6%	646	321	49.7%	-0.9%	0.98								
20	スタンフォード大学	6,564	3,192	48.6%	838	399	47.6%	-1.0%	0.98								
21	オハイオ州立大学メインキャンパス	37,629	17,410	46.3%	969	488	45.2%	-1.1%	0.98								
22	ルーイビル大学	11,855	6,116	51.6%	562	283	50.4%	-1.2%	0.98								
23	ワットガンズ大学ニューブランズウィック	27,537	13,321	48.4%	611	287	47.0%	-1.4%	0.97								
24	ミシガン大学アンアールパー校	25,261	12,449	49.3%	764	365	47.8%	-1.5%	0.97								
25	タルサ大学	2,911	1,356	46.6%	400	180	45.0%	-1.6%	0.97								
26	ユタ大学	14,953	6,647	44.5%	397	170	42.8%	-1.6%	0.96								
27	ボストンカレッジ	9,501	4,914	51.7%	687	344	50.1%	-1.6%	0.97								
28	テキサス大学オースティン校	35,107	18,225	51.9%	560	281	50.2%	-1.7%	0.97								
29	サンホセ州立大学	18,220	9,473	52.0%	428	212	49.5%	-2.5%	0.95								
30	アイダホ大学	8,190	3,790	46.3%	309	135	43.7%	-2.6%	0.94								
31	バードウドウ大学メインキャンパス	30,306	12,564	41.5%	464	202	38.8%	-2.7%	0.94								
32	伊利ノイ大学アーバナシャンペーン校	30,319	14,121	46.6%	530	232	43.8%	-2.8%	0.94								
33	ボールド州立大学	16,400	8,492	51.8%	437	214	49.0%	-2.8%	0.95								
34	コロラド州立大学	19,843	10,324	52.0%	378	185	48.9%	-3.1%	0.94								
35	テキサスA&M大学	35,344	16,953	48.0%	568	254	44.7%	-3.2%	0.93								
36	ニューメキシコ州立大学メインキャンパス	12,577	6,834	54.3%	382	195	51.0%	-3.3%	0.94								
37	ミシガン州立大学	33,238	17,529	52.7%	699	345	49.4%	-3.4%	0.94								
38	オーバン大学メインキャンパス	18,385	9,013	49.0%	477	216	45.3%	-3.7%	0.92								
39	ユタ州立大学	11,522	5,707	49.5%	389	178	45.8%	-3.8%	0.92								

40	ジェフアーツン州立コミュニケーションカレッジ	3,052	1,643	54	27	53.8%	50.0%	-3.8%	0.93
41	アイオワ大学	18,319	9,356	618	291	51.1%	47.1%	-4.0%	0.92
42	ノーステキサス大学	21,298	11,552	339	170	54.2%	50.1%	-4.1%	0.92
43	アラバマ大学	21,552	11,320	597	288	52.5%	48.2%	-4.3%	0.92
44	テネシー大学	19,686	9,602	456	202	48.8%	44.3%	-4.5%	0.91
45	ネバダ大学リノ校	10,650	5,724	427	210	53.7%	49.2%	-4.6%	0.92
46	メリーランド大学カレッジパーク校	24,520	11,685	642	276	47.7%	43.0%	-4.7%	0.90
47	サザンメソジスト大学	5,910	3,122	428	206	52.8%	48.1%	-4.7%	0.91
48	オクラホマ州立大学メインキャンパス	15,266	7,368	489	213	48.3%	43.6%	-4.7%	0.90
49	サウスカロライナ大学コロンビア校	18,881	10,221	520	257	54.1%	49.4%	-4.7%	0.91
50	カリフォルニア州立大学フレズノ校	15,463	8,902	445	235	57.6%	52.8%	-4.8%	0.92
51	オクラホマ大学ノーマン校	17,131	8,663	544	249	50.6%	45.8%	-4.8%	0.91
52	ボイシ州立大学	12,138	6,544	425	208	53.9%	48.9%	-5.0%	0.91
53	チボラカレッジ	965	552	71	37	57.2%	52.1%	-5.1%	0.91
54	ペンシルバニア州立大学ユニバーシティパーク校	37,077	16,864	709	286	45.5%	40.3%	-5.1%	0.89
55	ノースカロライナ州立大学	21,840	9,580	531	205	43.9%	38.6%	-5.3%	0.88
56	マイアミ大学オックスフォード校	14,387	7,660	500	239	53.2%	47.8%	-5.4%	0.90
57	サザンカリフォルニア大学	15,984	8,063	609	274	50.4%	45.0%	-5.5%	0.89
58	テンプル大学	23,958	12,737	559	266	53.2%	47.6%	-5.6%	0.90
59	ノーートルダム大学	8,351	3,861	748	304	46.2%	40.6%	-5.6%	0.88
60	セントラルフロリダ大学	34,126	18,732	465	227	54.9%	48.8%	-6.1%	0.89
61	カリフォルニア大学ロサンゼルス校	25,772	14,424	755	376	56.0%	49.8%	-6.2%	0.89
62	ハワイ大学マノア校	11,117	5,926	454	214	53.3%	47.1%	-6.2%	0.88
63	コロラド大学ボルダー校	24,774	11,856	358	149	47.9%	41.6%	-6.2%	0.87
64	プリンガムヤング大学	28,048	13,830	576	246	49.3%	42.7%	-6.6%	0.87
65	アーカンソー大学	13,534	6,560	438	183	48.5%	41.8%	-6.7%	0.86
66	フロリダ州立大学	27,513	15,253	633	307	55.4%	48.5%	-6.9%	0.87
67	デューク大学	6,400	3,113	647	269	48.6%	41.6%	-7.1%	0.85
68	オハイオ大学メインキャンパス	16,497	8,379	433	188	50.8%	43.4%	-7.4%	0.85
69	アリゾナ州立大学	45,490	23,303	521	228	51.2%	43.8%	-7.5%	0.85
70	バルモント大学	4,025	2,290	210	103	56.9%	49.0%	-7.8%	0.86
71	ネブラスカ大学リンカーン校	17,737	8,154	623	237	46.0%	38.0%	-7.9%	0.83
72	ペイラー大学	11,880	6,968	490	248	58.7%	50.6%	-8.0%	0.86
73	バージニア科学技術州立大学	23,052	9,964	546	191	43.2%	35.0%	-8.2%	0.81
74	ハンダーベルト大学	6,729	3,511	337	148	52.2%	43.9%	-8.3%	0.84
75	ピッツバーグ大学ピッツバーグキャンパス	16,690	8,460	474	201	50.7%	42.4%	-8.3%	0.84
76	テキサス工業大学	22,048	9,830	452	164	44.6%	36.3%	-8.3%	0.81
77	シラキュース大学	12,731	7,152	621	296	56.2%	47.7%	-8.5%	0.85
78	ジンシナイ大学メインキャンパス	18,128	8,546	439	169	47.1%	38.5%	-8.6%	0.82
79	ワイオミング大学	8,124	4,089	382	159	50.3%	41.6%	-8.7%	0.83
80	サウスフロリダ大学メインキャンパス	22,563	12,793	465	221	56.7%	47.5%	-9.2%	0.84
81	オレゴン大学	16,942	8,550	412	170	50.5%	41.3%	-9.2%	0.82
82	ジョージア大学	24,551	14,196	516	247	57.8%	47.9%	-10.0%	0.83
83	アクロン大学メインキャンパス	16,273	7,771	465	175	47.8%	37.6%	-10.1%	0.79

84	フロリダ大学	31,133	17,275	547	248	55.5%	45.3%	-10.1%	0.82
85	ウェスタンミシガン大学	17,030	8,316	348	134	48.8%	38.5%	-10.3%	0.79
86	ノーザンイノイ大学	16,334	8,296	418	167	50.8%	40.0%	-10.8%	0.79
87	ワシントン大学	3,245	1,563	369	136	48.2%	36.9%	-11.3%	0.77
88	ミシシッピ州立大学	13,206	6,276	384	139	47.5%	36.2%	-11.3%	0.76
89	ネバダ大学ラスベガス校	16,356	9,001	391	170	55.0%	43.5%	-11.6%	0.79
90	アリゾナ大学	26,989	14,242	448	184	52.8%	41.1%	-11.7%	0.78
91	ルイジアナ工業大学	6,326	2,810	297	97	44.4%	32.7%	-11.8%	0.74
92	ケンタッキー大学	17,549	8,777	495	188	50.0%	38.0%	-12.0%	0.76
93	マーンシャー大学	8,004	4,366	396	168	54.5%	42.4%	-12.1%	0.78
94	ボーンリンググリーン州立大学	13,092	7,054	386	161	53.9%	41.7%	-12.2%	0.77
95	ミズーリ大学コロンビア校	22,325	11,604	523	208	52.0%	39.8%	-12.2%	0.77
96	テキサスクリスチャン大学	7,303	4,348	482	226	59.5%	46.9%	-12.6%	0.79
97	ルイジアナ州立大学農学・機械学カレッジ	21,376	10,905	493	189	51.0%	38.3%	-12.7%	0.75
98	テキサス大学エルパス校	11,401	6,093	284	115	53.4%	40.5%	-12.9%	0.76
99	バージニア大学メインキャンパス	13,849	7,775	677	291	56.1%	43.0%	-13.2%	0.77
100	カリフォルニア大学バークレー校	24,796	13,128	894	355	52.9%	39.7%	-13.2%	0.75
101	ニューオーリンズ大学	6,662	3,347	128	47	50.2%	36.7%	-13.5%	0.73
102	トウレイン大学	5,452	2,936	286	114	53.9%	39.9%	-14.0%	0.74
103	ノースカロライナ大学チャペルヒル校	17,267	10,190	337	114	59.0%	44.9%	-14.1%	0.76
104	イースタンミシガン大学	12,762	7,218	525	222	56.6%	42.3%	-14.3%	0.75
105	ニューメキシコ大学メインキャンパス	15,845	8,632	472	189	54.5%	40.0%	-14.4%	0.74
106	ミシシッピ大学メインキャンパス	11,972	6,338	363	139	52.9%	38.3%	-14.6%	0.72
107	ヒューストン大学	20,771	10,594	423	153	51.0%	36.2%	-14.8%	0.71
108	セントラルミシガン大学	18,037	9,906	432	170	54.9%	39.4%	-15.6%	0.72
109	ケンタッキー州立大学セント校	17,393	10,147	323	138	58.3%	42.7%	-15.6%	0.73
110	フロリダインターナショナル大学	19,191	10,753	386	155	56.0%	40.2%	-15.9%	0.72
111	ワシントン州立大学	4,511	2,313	407	144	51.3%	35.4%	-15.9%	0.69
112	ミッドルテネシー州立大学	18,879	9,691	361	122	51.3%	33.8%	-17.5%	0.66
113	ワエスタンケンタッキー大学	13,857	7,733	426	160	55.8%	37.6%	-18.2%	0.67
114	アラバマ大学バーミンガム校	7,876	4,554	321	126	57.8%	39.3%	-18.6%	0.68
115	イーストカロライナ大学	18,266	10,595	441	171	58.0%	38.8%	-19.2%	0.67
116	フロリダアトランティック大学	13,015	7,244	469	166	55.7%	35.4%	-20.3%	0.64
117	ルイジアナ大学ラファイエット校	12,516	7,030	382	130	56.2%	34.0%	-22.1%	0.61
118	アーカンソー州立大学メインキャンパス	7,643	4,409	319	112	57.7%	35.1%	-22.6%	0.61
119	ルイジアナ大学モンロー校	6,007	3,762	350	133	62.6%	38.0%	-24.6%	0.61
120	サザンミシシッピ大学	10,660	6,546	350	127	61.4%	36.3%	-25.1%	0.59
121	メンフィス大学	12,465	7,454	383	132	59.8%	34.5%	-25.3%	0.58
122	トロイ大学	11,066	6,839	399	138	61.8%	34.6%	-27.2%	0.56
123	ハンプトン大学	4,236	2,728	260	95	64.4%	36.5%	-27.9%	0.57

註1) 色分けは、OCR各管区を示す。ピンクは東部管区、オレンジは南部管区、黄は中西部管区、緑は西部管区を表す。

註2) 123校は、すべてNCAAのディビジョン1-A (FBS) に属する大学である。

註3) 2種目以上の競技に参加する一女子学生運動競技者を1人とみなす。

<参考資料>

United States Department of Education. "The Equity in Athletics Data Analysis Cutting Tool." <http://ope.ed.gov/athletics/Index.aspx> (2011/07/23).

United States Department of Education, Office for Civil Rights. "Contact OCR." <http://bco101.ed.gov/CFAPPS/OCR/contactusresultsefm?statal=> (2002/01/26).

引用・参考文献一覧

英文

- 1) About.com. Women's History. <<http://womenhistory.about.com>> (2012/04/14).
- 2) Alice Paul Institute. *The Equal Rights Amendments*. <<http://www.equalrightsamendment.org/>> (2012/04/14).
- 3) Arinaga, Esther K. and Ojiri, Rene E. "Patsy Takemoto Mink." In *Called From Within: Early Women Lawyers of Hawai'i*, ed. Matsuda, Mari J., pp. 251-280. Honolulu, HI: University of Hawaii Press, 1992.
- 4) Aud, S., Hussar, W., Kena, G., Bianco, K., Frohlich, L., Kemp, J. and Tahan, K. *The Condition of Education 2011 (NCES 2011-033)*, U.S. Department of Education, National Center for Education Statistics. Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office, 2011.
- 5) Bernardo, Eugene G. "Unsportsmanlike Conduct: Title IX and Cohen v. Brown University." *2 Roger Williams University Law Review*, pp. 305-362, 1997.
- 6) Berry, Robert C. and Wong, Glenn M. *Law and Business of the Sports Industries Common Issues in Amateur and Professional Sports*, Westport, CT: Praeger, 1993.
- 7) Bonnette, Valerie M. and Daniel, Lamar. *Title IX Athletics Investigator's Manual*, United States Department of Education, Office for Civil Rights, Washington D.C., 1990.
- 8) Brown, Gary T. "Executive Committee Urges against Title IX Compliance Option." *The NCAA News*, (May, 9, 2005). <http://www2.ncaa.org/media_and_events/association_news/ncaa_news_online/2005/05_09_05/association_wide/4210n08.html> (2009/10/14).
- 9) Carlino, Salvatore. *Title IX: A Legislative History, Selected Court Cases, and the Future of Women's Athletic Programs*, Thesis for the Degree of Master of Science, Pennsylvania State University, 1985.
- 10) Carpenter, Linda J. and Acosta R. Vivian. *Title IX*, Champaign, IL: Human

- Kinetics, 2005.
- 11) Carpenter, Linda J. "Letter Home: My Life with Title IX." In *Women in Sport: Issue and Controversies*, ed. Cohen, Greta L., pp. 79-103. Newbury Park, CA: Sage Publications, Inc., 1993.
 - 12) Chalip, Laurence and Johnson, Arthur. "Sports Policy in the United States." In *National Sports Policies: an International Handbook*, eds. Chalip, Laurence, Johnson, Arthur and Stachura, Lisa, pp. 404-430. Westport, CT: Greenwood Press, 1996.
 - 13) Chronicle of Higher Education. "Gender Equity." <http://www.chronicle.com/stats/genderequity/2001/index.php3> (2002/01/18).
 - 14) Clement, Annie. "Law." In *International Encyclopedia of Women & Sports*, eds. Christensen, Karen, Guttuman, Allen and Pfister, Gtertrund, pp. 651-656. New York, NY: Macmillan Reference USA, 2001.
 - 15) Corran, Robert. "Federal Government Involvement in Sport and Physical Education." *Physical Educator*, 138:4, pp. 193-198, 1981.
 - 16) Council of Europe, Committee of Ministers, *Resolution (76) 41 on the Principles for a Policy of Sport for All* (Adopted by the Committee of Ministers on 24 September 1976 at the 260th meeting of the Minister' Deputies.) [http://www.coe.int/t/dg4/sport/resources/texts/Res\(76\)41_en.pdf](http://www.coe.int/t/dg4/sport/resources/texts/Res(76)41_en.pdf) (2013/01/29).
 - 17) Council of Europe, Committee of Ministers. Recommendation No. R(92)13 Rev of the Committee of Ministers to Member States on the Revived European Sports Charter (Adopted by the Committee of Ministers on 24 September 1992 at the 480th meeting of the Minister' Deputies and Revised at their 752nd meeting on 16 May 2001.) <http://wcd.coe.int/ViewDoc.jsp?Ref=Rec%2892%2913&Sector=secCM&Language=lanEnglish&Ver=rev&BackColorInternet=9999CC&BackColorIntranet=FFBB55&BackColorLogged=FFAC75> (2013/02/03).

- 18) Davidson, Sue. "Patsy T. Mink." In *A Heart in Politics: Jeannette Rankin and Patsy T. Mink*, pp. 97-178. Seattle, WA: Seal Press, 1994.
- 19) Department of Health, Education, and Welfare. "Draft Regulations for Interscholastic and Intercollegiate Athletics." In *Title IX: A Brief History with Documents*, ed. Ware, Susan, pp. 48-49. Boston, NY: Bedford/St. Martin's, 2007.
- 20) Dougherty, Neil J., Goldberger, Alan S. and Carpenter, Linda J. *Sport, Physical Activity, and the Law*, Champaign, IL: Sagamore Publishing, 2002.
- 21) Durrant, Sue M. "Title IX: Its Power and Its Limitations." *Journal of Physical Education, Recreation and Dance*, pp. 61-64, March, 1992.
- 22) Elliott, Sara A. and Mason, Daniel S. "Gender Equity in Intercollegiate Athletics: An Alternative Model to Achieving Title IX Compliance." *Journal of Legal Aspects of Sport*, 11:1, pp. 1-24, 2001.
- 23) Find Law Legal Dictionary. "safe harbor." <<http://dictionary.findlaw.com>> (2011/09/26).
- 24) Gavora, Jessica. "Clinton's Classroom Quotas." *Wall Street Journal*, A-22, p. 4, Tuesday, April 21, 1998.
- 25) Govtrack.us. "107th Congress 2D Session H. J. Res. 113 Recognizing the Contributions of Patsy T. Mink." <<http://www.govtrack.us/congress/bills/107/hjres113>> (2013/01/20).
- 26) Govtrack.us. "107th Congress 2D Session H. J. Res. 113 Joint Resolution Recognizing the Contributions of Patsy T. Mink." <<http://www.govtrack.us/congress/bills/107/hjres113>> (2013/01/20).
- 27) Govtrack.us. "Recognizing the Contributions of Patsy Takemoto Mink." (2002; 107th Congress H. J. Res. 113) <<http://www.govtrack.us/congress/bills/107/hjres113>> (2013/01/20).
- 28) Graf, Richard M. "Title IX and Intercollegiate Athletics: Adducing Congressional Intent." *24 Boston College Law Review*, pp. 1243-1282, 1983.
- 29) Harrison, Cynthia. "Congress." In *The Readers Companion to U.S.*

- Women's History*, eds. Mankiller, Wilma, Mink, Gwendolyn, Navarro, Marysa, Smith, Barbara, and Steinem, Gloria, pp. 122-124. New York, NY: Houghton Mifflin Company, 1998.
- 30) International Working Group on Women and Sport, *The Brighton Declaration on Women and Sport*, (May 8, 1998).
<http://www.iwg-gti.org/@Bin/22427/Brighton+Declaration_EN.pdf>
(2013/02/03).
- 31) Krakora, Joseph E. "The Application of Title IX to School Athletic Programs." *68 Cornell Law Review*, pp. 222-235, 1983.
- 32) Kramer, Bill. *Title IX in Intercollegiate Athletics: Litigation Risks Facing Colleges and Universities*, AGB Public Policy [Paper] Series, No. 93-2, pp. 1-6, 1993.
- 33) Lopiano, Donna A. "Title IX." In *International Encyclopedia of Women & Sports*, eds. Christensen, Karen, Guttuman, Allen and Pfister, Gtertrund, pp. 1174-1176. New York, NY: Macmillan Reference USA, 2001.
- 34) Levine, Peter. *American Sport: A Documentary History*, Englewood Cliffs, NJ: Prentice-Hall, Inc., 1989.
- 35) The Library of Congress THOMAS. "Bill Summary & Status 107th Congress (2001-2001) H. J. Res. 113."
<<http://thomas.loc.gov/cgi-bin/bdquery/D?d107:1:./temp/~bdi3or:@@L&summ2=m&/home/LegislativeData.php?n=BSS;c=107|>> (2013/01/22).
- 36) The Library of Congress THOMAS. "Bill Summary & Status 107th Congress (2001-2001) S. J. Res. 49."
<<http://thomas.loc.gov/cgi-bin/bdquery/D?d107:2:./temp/~bdi3or::|/home/LegislativeData.php?n=BSS;c=107|>> (2013/01/22).
- 37) Library of Congress THOMAS. "Patsy T. Mink, Typed and Handwritten Notes on Tower Amendment to Title IX, May 21, 1974." Patsy T. Mink Papers
<<http://www.loc.gov/rr/mss/mink/mink-about.html>> (2013/02/12).
- 38) Mink, Gwendolyn. "Title IX." In *The Readers Companion to U. S. Women's History*, eds. Mankiller, Wilma, Mink, Gwendolyn, Navarro, Marysa, Smith,

- Barbara, and Steinem, Gloria, pp. 593-594. New York, NY: Houghton Mifflin Company, 1998.
- 39) Mink, Patsy T. "A Change in Plans." In *True to Ourselves: A Celebration of Women Making a Difference*, ed. Neuman, Nancy M., pp. 136-141. San Francisco, CA: Jossey-Bass Inc. Publishers, 1998.
- 40) Mitchell, Nicole and Ennis, Lisa A. *Encyclopedia of Title IX and Sports*, Westport, CT: Greenwood Publishing, 2007.
- 41) Mota, Sue A. "Title IX and Intercollegiate Athletics: The First Circuit Holds Brown University not Incompliance." *14 University of Miami Entertainment & Sports Law Review*, pp. 152-186, 1997.
- 42) National Association of Intercollegiate Athletics. "About the NAIA." <http://www.naia.org/ViewArticle.dbml?DB_OEM_ID=27900&ATCLID=205323019> (2012/06/14).
- 43) National Association of Intercollegiate Athletics. "NAIA Membership Basics." <http://www.naia.org/fls/27900/1NAIA/membership/NAIA_Membership_Basics.pdf?DB_OEM_ID=27900> (2012/06/14).
- 44) National Collegiate Athletic Association. *NCAA Sports Sponsorship and Participation Rates Report*. 2010. <<http://ncaapublications.com/p-4243-student-athlete-participation-1981-82-2010-11-ncaa-sports-sponsorship-and-participation-rates-report.aspx>> (2012/08/12).
- 45) National Collegiate Athletic Association. *2009-10 NCAA Membership Report*. <<http://catalog.proemags.com/publication/0affe96d#/0affe96d/6>> (2012/06/14).
- 46) National Collegiate Athletic Association. "What's the Difference Between Divisions I, II and III?" <http://www.ncaa.org/wps/wcm/connect/ncaa/NCAA/About+The+NCAA/Membership/div_criteria.html> (2011/12/27).
- 47) National Christian College Athletic Association. *NCCAA 2011-2012*

Membership

Directory.

<<http://www.thenccaa.org/Downloads/Membership%20Directory/2011-12%20Member%20Directory.pdf>> (2012/06/14).

- 48) National Junior College Athletic Association. "History."
<https://www.njcaa.org/todaysNJCAA_History.cfm?category=History>
(2012/06/14).
- 49) National Junior College Athletic Association. "Information for a Prospective NJCAA Student-Athlete."
<https://www.njcaa.org/njcaaforms/100617_2_Prospective%20student%20brochure%2010-11.pdf> (2012/06/14).
- 50) National Women's Law Center. "NWLC Letter to Margaret Spellings, Secretary, United States Department of Education re: the Prong Three Clarification." (April, 21, 2005). <<http://www.nwlc.org>>
(2009/10/14).
- 51) Office for Civil Rights, United States Department of Education. *Response to the Senate Committee on Appropriations: Intercollegiate Athletics: Additional Factors Considered by Post-Secondary Institutions*, (March 17, 2006).
<<http://www.napequity.org/pdf/intercollegiate%20Athletics-OCR.pdf>>
(2010/09/26).
- 52) Office of the Clerk U.S. Capital. "Patsy T. Mink." *Women in Congress*.
<<http://womenincongress.house.gov/profiles/index.html>> (2008/06/02).
- 53) Osborne, Barbara. "Symposium: Title IX in the 21ST Century." *14 Marquette Sports Law Review*, pp. 141-162, 2003.
- 54) Russell, Anne. *Patsy Takemoto Mink: Political Woman*, A Dissertation Submitted to the Graduate Division of the University of Hawaii in Fulfillment of the Requirements for the Degree of Doctor of Philosophy in American Studies, 1977.
- 55) Saeki, Patsy S. *Japanese Women in Hawaii: The First 100 Years*, Honolulu, HI: Kisaku Inc., 1985.

- 56) FindLaw Legal Dictionary. “safe harbor.”
 <<http://dictionary.findlaw.com/definition/safe-harbor.html>>
 (2011/09/26).
- 57) Sandler, Bernice R. “‘Too Strong for a Woman’ : The Five Words That Created Title IX.” <<http://www.bernicessandler.com/id44.htm>> (2008/05/12).
- 58) Santillo, Andrew. “Comment: National Wrestling Coaches Association v. United States Department of Education: The Potential Takedown of the Current Application of Title IX to Intercollegiate Athletics.” *13 Temple Policy & Civil Rights Law Review*, pp. 187–226, 2003.
- 59) Sarni, Jim. “Discussing and Debating Title IX.” (June 21, 2002), *Sun Sentinel.com*.
 <http://articles.sun-sentinel.com/2002-06-21/sports/0206210152_1_title-ix-jessica-gavora-nancy-hogshead> (2012/08/12).
- 60) Snyder, T.D. and Hoffman, C.M. *Digest of Education Statistics 2002, (NCES 2003-060)*, U.S. Department of Education, National Center for Education Statistics, Washington, DC: U.S. Government Printing Office, 2003.
- 61) Snyder, T.D., Tan, A.G. and Hoffman, C.M. *Digest of Education Statistics 2003, (NCES 2005-025)*, U.S. Department of Education, National Center for Education Statistics, Washington, DC: U.S. Government Printing Office, 2004.
- 62) Snyder, T.D., Tan, A.G. and Hoffman, C.M. *Digest of Education Statistics 2005, (NCES 2006-030)*, U.S. Department of Education, National Center for Education Statistics, Washington, DC: U.S. Government Printing Office, 2006.
- 63) Snyder, T.D., Dillow, S.A. and Hoffman, C.M. *Digest of Education Statistics 2006, (NCES 2007-017)*, U.S. Department of Education, National Center for Education Statistics, Washington, DC: U.S. Government Printing Office, 2007.
- 64) Snyder, T.D. and Dillow, S.A. *Digest of Education Statistics 2009, (NCES 2010 -013)*, U.S. Department of Education, National Center for Education

- Statistics, Washington, DC: U. S. Government Printing Office, 2010.
- 65) Snyder, T.D. and Dillow, S.A. *Digest of Education Statistics 2010, (NCES 2011 -015)*, U.S. Department of Education, National Center for Education Statistics, Washington, DC: U.S. Government Printing Office, 2011.
- 66) Snyder, T.D. and Dillow, S.A. *Digest of Education Statistics 2011, (NCES 2012 -001)*, U.S. Department of Education, National Center for Education Statistics, Washington, DC: U.S. Government Printing Office, 2012.
- 67) The Secretary of Education's Commission on Opportunity in Athletics. "Open to All," *Title IX at Thirty*, (Feb. 28, 2003). <<http://www2.ed.gov/about/bdscomm/list/athletics/title9report.pdf>> (2009/10/14).
- 68) Tungate, David E. and Orié, Daniel P. "Title IX Lawsuit." *Phi Delta Kappa*, 79:8, pp. 603-604, April 1998.
- 69) United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization. *The Records of the Twentieth Session of the General Conference*, p. 32, (1979). <<http://unesdoc.unesco.org/images/0011/001140/114032Eb.pdf>> (2013/01/29).
- 70) United Nations Entity for Gender Equality and the Empowerment of Women, *Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women*, (December 18, 1979). <<http://www.un.org/womenwatch/daw/cedaw/text/econvention.htm#article10>> (2013/02/03).
- 71) United States College Athletic Association. *USCAA: Leveling the Play Field for Americans Small Colleges*. <http://www.theuscaa.com/USCAA_Marketing_Packet_-_2011_Updated.pdf> (2012/06/14).
- 72) United States Department of Education. "The Equity in Athletics Data Analysis Cutting Tool." <<http://ope.ed.gov/athletics/Index.aspx>> (2011/07/23).
- 73) United States Department of Education. "Vice President Biden Announces

- Strengthening of Title IX.” (April 20, 2010).
 <<http://www.ed.gov/news/press-releases/vice-president-biden-announces-strengthening-title-ix>> (2011/02/13).
- 74) United States Department of Education. *Members-Secretary’s Commission on Opportunity in Athletics*. <<http://www.ed.gov/about/bdscomm/list/athletics/members.html>> (2004/04/01).
- 75) United States Department of Education. “Rod Paige, Statement of U.S. Secretary of Education.” *Press Release*. (February 26, 2003).
 <<http://www.ed.gov/news/PressReleases/2003/02/02262003a.html>>
 (2009/10/14).
- 76) United States Department of Education, National Center for Education Statistics. *Digest of Education Statistics 2004*, (2005).
 <http://nces.ed.gov/programs/digest/d04/tables/dt04_170.asp?referrer=list> (2012/06/15).
- 77) United States Department of Education, Office for Civil Rights. *Clarification of Intercollegiate Athletics Policy Guidance: The Three-Part Test*, (January 16, 1996).
 <<http://www2.ed.gov/about/offices/list/ocr/docs/clarific.html>>
 (2001/06/04).
- 78) United States Department of Education, Office for Civil Rights. “Dear Colleagues Letter: Bowling Green State University.” (July 23, 1998).
 <<http://www2.ed.gov/about/offices/list/ocr/docs/bowlgrn.html>>
 (2001/06/04).
- 79) United States Department of Education, Office for Civil Rights. *Further Clarification of Intercollegiate Athletics Policy Guidance Regarding Title IX Compliance*, (July 11, 2003).
 <<http://www2.ed.gov/about/offices/list/ocr/title9guidanceFinal.html>>
 (2004/04/01).
- 80) United States Department of Education, Office for Civil Rights. *Additional Clarification of Intercollegiate Athletics Policy: Three-Part*

- Test*, (March 17, 2005).
 <<http://www.ed.gov/about/offices/list/ocr/docs/title9guidanceadditional.html>> (2005/04/18).
- 81) United States Department of Education, Office for Civil Rights. *User's Guide to Student Interest Surveys Under Title IX*, (March 17, 2005).
 <http://nces.ed.gov/pubs2005/2005173_1.pdf> (2009/10/14).
- 82) United States Department of Education, Office for Civil Rights. *Intercollegiate Athletics Policy Clarification: Three Part Test---Part Three*, (April 20, 2010).
 <<http://www2.ed.gov/about/offices/list/ocr/letters/colleague-20100420.pdf>> (2012/09/16).
- 83) United State Department of Education, Office for Civil Rights. "Contact OCR." <<http://bcol01.ed.gov/CFPPS/OCR/contactusresultscfm?state1=>> (2002/01/26).
- 84) United States Department of Education, Office of Postsecondary Education. *User's Guide for the Equity in Athletics Act Web-Based Data Collection*, (2007), (Revised 2008).
 <https://surveys.ope.ed.gov/athletics/documents/users_guide.pdf> (2009/10/14).
- 85) United States Department of Health, Education, and Welfare, Office for Civil Rights. *Title IX of the Education Amendments of 1972; a Policy Interpretation; Title IX and Intercollegiate Athletics*, 44 Fed. Reg. 239 (December 11, 1979).
 <<http://www.ed.gov/offices/OCR/docs/t9interp.html>> (2001/06/04).
- 86) United States House of Representatives. "Constitutional Amendments Not Ratified." <<http://www.house.gov/house/Amendnotrat.shtml>> (2012/07/15).
- 87) Valentin, Iram. "Title IX: A Brief History." *25 Years of Title IX Digest*, Women's Educational Equity Act Resource Center, 1997.
 <<http://www2.edc.org/Womensequity/pdf/files/t9digest.pdf>>

(2008/05/12).

- 88) Varona, Donna de and Foudy, Julie. *Minority Views on the Report of the Commission on Opportunity in Athletics*, (Feb. 2003).
<http://www.wnba.com/media/minority_report.pdf> (2004/04/01).
- 89) Women's Sports Foundation. "Title IX Legislative Chronology."
<<http://www.womenssportsfoundation.org/home/advocate/title-ix-and-issues/history-of-title-ix/history-of-title-ix>> (2011/09/26).
- 90) Women's Sports Foundation. "Department of Education Creates Huge Title IX Compliance Loop Hole: The Foundation Position." (Jun, 16, 2005).
<<http://www.womenssportsfoundation.org/cgi-bin/iowa/issues/rights/article.html?record=1009>> (2009/10/14).
- 91) Wong, Glenn M. *Essentials of Amateur Sports Law 4th Edition*, Santa Barbara, CA: Praeger, 2010.
- 92) Wu, Ying. "Intercollegiate Athletics." In *International Encyclopedia of Women & Sports*, eds. Christensen, Karen, Guttuman, Allen and Pfister, Gtertrund, pp. 567-575. New York, NY: Macmillan Reference USA, 2001.

和文

- 1) 有賀夏紀「ERA 不成立の意義—アメリカ・フェミニズム運動史の中で—」、女性学研究会（編）『女は世界をかえる<講座女性学 3>』、136-159 頁、勁草書房、1986 年。
- 2) 石田徹「政治体制と変動」、加茂利男・大西仁・石田徹・伊藤恭彦『現代政治学 [新版]』、35-57 頁、有斐閣、2005 年。
- 3) 石田徹「政治制度と政治過程」、加茂利男・大西仁・石田徹・伊藤恭彦『現代政治学 [新版]』、89-108 頁、有斐閣、2005 年。
- 4) 犬飼典子『アメリカ連邦政府による大学生経済支援政策』、東信堂、2006 年。
- 5) 井上洋一『体育・スポーツの機会均等に関する研究—戦後アメリカ合衆国における Title IX を中心とした法制論的考察—』、筑波大学大学院修士論文、1982 年。井上洋一「Title IX の影響」『演習研究 体育行財政研究』、53-63 頁、筑波大学体育行財政研究室、1984 年。

- 6) 井上洋一「Title IX の影響—訴訟と判例—」『演習研究 体育行財政研究第 2 号』、49-55 頁、筑波大学体育行財政研究室、1985 年。
- 7) 井上洋一「アメリカ合衆国学校体育法規の紹介」『演習研究 体育行財政研究第 3 号』、51-64 頁、筑波大学体育行財政研究室、1986 年。
- 8) 井上洋一「女性スポーツの平等—タイトルIXを中心に—」『学校体育』、112-118 頁、日本体育社、1988 年。
- 9) 井上洋一「アメリカの女性スポーツ—Title IX の 20 年—」『奈良女子大学文学部研究年報』37、123-139 頁、1993 年。
- 10) 井上洋一「スポーツの男女平等機会に関する訴訟の一考察—ゴメス対ロードアイランド州高校対抗競技連盟をめぐる—」、成田十次郎先生退官記念会（編）『体育・スポーツ史研究の展望—国際的成果と課題』、267-282 頁、不昧堂出版、1996 年。
- 11) 井上洋一「『Title IX』の思想に学ぶ—米国における体育・スポーツの機会均等法—」『体育科教育』45(1)、37-40 頁、大修館書店、1997 年。
- 12) 井上洋一「スポーツにおける男女の平等機会—アメリカの『タイトルナイン』と女性スポーツ」、山田昇・江刺正吾（編）『女性と社会—女性のエンパワーメントを求めて—』、70-93 頁、世界思想社、1999 年。
- 13) 井上洋一「Title IX の成立と 30 年」、飯田貴子・井谷恵子（編著）『スポーツ・ジェンダー学への招待』、238-247 頁、明石書房、2004 年。
- 14) 井上洋一「『Title IX』が支えるスポーツの男女平等機会」『体育史研究』24、103-109 頁、2007 年。
- 15) 井上洋一「諸外国におけるスポーツ法 アメリカ」、千葉正士・濱野吉生（編）『スポーツ法学入門』、57-70 頁、体育施設出版、2000 年。
- 16) 内川正夫「アメリカ」、中村勝範『主要国家政治システム概論』、41-63 頁、慶応義塾大学出版株式会社、1999 年。
- 17) 小野寺理「基本法」参議院法制局
<http://houseikyoku.sangiin.go.jp/column/column023.htm>
 (2013/02/06) .
- 18) 影山健「アメリカの学校体育における性的差別の禁止について」『愛知教育大学体育教室研究紀要』3、11-22 頁、1978 年。

- 19) グレン M. ウォン「スポーツとジェンダー—タイトル IX と女子スポーツの発展—」、グレン M. ウォン・川井圭司『スポーツビジネスの法と文化 アメリカと日本』、83-98 頁、成文堂、2012 年。
- 20) 今野真希「米国連邦政府の男女別学教育政策—1972 年改正教育法タイトル IX の成立を中心に—」、大桃敏行（代）『多元文化国家米国における学校の公共性論議に関する史的研究』、159-176 頁、平成 13-15 年度科学研究費補助金研究成果報告書、2004 年。
- 21) 齋藤健司『フランススポーツ基本法の形成 [上巻]』、成文堂、2007 年。
- 22) 進藤久美子『ジェンダー・ポリティック—変革期アメリカの政治と女性—』、新評社、1997 年。
- 23) 菅原哲郎「スポーツと法」、日本体育協会（編）『公認スポーツ指導者養成テキスト 共通科目 II』、43-49 頁、2012 年。
<http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/publish/pdf/h24_seigo2_22.pdf> (2013/02/06).
- 24) 菅原哲郎「基本法では不十分 暴力防止を明確に」、朝日新聞、2003 年 1 月 26 日付。
- 25) 鈴木寛「スポーツ基本法の制定に寄せて」、日本スポーツ法学会（編）『詳解スポーツ基本法』、321-325 頁、成文堂、2011 年。
- 26) 諏訪伸夫「これからの時代・社会における体育・スポーツ行政」『体育行財政研究』、1-8 頁、筑波大学体育行財政研究室、1984 年。
- 27) 諏訪伸夫「体育・スポーツ法規の意義と構造」『体育・スポーツ法規研究第 1 号』、1-11 頁、筑波大学体育行財政研究室、1987 年。
- 28) 諏訪伸夫「現代における体育・スポーツ行政の任務と課題」『体育・スポーツ行財政研究第 4 号』、1-11 頁、筑波大学体育行財政研究室、1988 年。
- 29) 諏訪伸夫「現代体育・スポーツ法規の構造と展開」『体育・スポーツ行財政研究第 8 号』、1-14 頁、筑波大学体育行財政研究室、1993 年。
- 30) 総務省「スポーツ基本法」（平成二十三年六月二十四日法律第七十八号、最終改正平成二十四年八月二二日法律第六七号）
<<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/strsearch.cgi>> (2013/02/03).
- 31) 武田万里子「女性と法—雇用を中心に」、渡辺和子（編）『アメリカ研究とジェ

- ンダー』、152-166 頁、世界思想社、1997 年。
- 32) 武田興欣「議会」、久保文明編『アメリカの政治』、67-90 頁、弘文堂、2011 年。
 - 33) 田代俊郎「米国の大学スポーツについて—NCAA ルールとミネソタ大学の実際—」『体育研究』31、27-41 頁、1997 年。
 - 34) 田中英夫『英米法総論 下』、東京大学出版、1980 年。
 - 35) 田中英夫『英米法辞典』、東京大学出版会、2000 年。
 - 36) 千葉正士『スポーツ法学序説』、信山社、2001 年。
 - 37) 辻田宏「Title IX 1979 Policy Interpretation の施行に関する研究」『高知大学教育学部研究報告』61、101-106 頁、2001 年。
 - 38) 寺尾美子「最高裁判所」、久保田文明(編)『アメリカの政治 [増補版]』、91-113 頁、弘文堂、2011 年。
 - 39) パッツィ・スミエ・サエキ(著)、伊藤美名子(訳)『ハワイ日系女性—最初の100年—』、秀英書房、1995 年。
 - 40) 濱野吉生「スポーツ権論」、小笠原正(監)『導入対話によるスポーツ法学 [第2版]』、28-36 頁、不磨書房、2007 年。
 - 41) ホーン川嶋瑤子『大学教育とジェンダー—ジェンダーはアメリカの大学をどう変革したか—』、東信堂、2004 年。
 - 42) 松岡宏高「アメリカのカレッジスポーツの今」『現代スポーツ評論』14、87-93 頁、創文企画、2006 年。
 - 43) モーリス L. コーエン(著)、山本信男(訳)『アメリカ法の調べ方』、成文堂、1976 年。
 - 44) 山田晟『立法学序説—体系論の試み—』、有斐閣、1994 年。
 - 45) 吉田仁美「アメリカにおける女性に対するアファーマティブ・アクションの動向」『同志社アメリカ研究』38、87-52 頁、2002 年。
 - 46) 渡部寿恵子「大学対抗競技と学業：NCAA の提案 48 号を中心に」『奈良女子大学スポーツ科学研究』1、73-82 頁、1999 年。

連邦議会議事録等一覽

連邦議會週報季刊誌 (Congressional Quarterly Weekly Report)

- 1) Congressional Quarterly Incorporation. “Higher Education.”
Congressional Quarterly Weekly Report, vol.28, p. 1638, June 26, 1970.
- 2) Congressional Quarterly Incorporation. “Discrimination against Women.”
Congressional Quarterly Weekly Report, vol.28, p. 1686, July 3, 1970.
- 3) Congressional Quarterly Incorporation. “Higher Education: Only 1
Negative Committee Vote.” *Congressional Quarterly Weekly Report*, vol.29,
pp. 2186-2188, October 23, 1971.
- 4) Congressional Quarterly Incorporation. “Higher Education Act.”
Congressional Quarterly Weekly Report, vol.29, p. 2275, November 6, 1971.
- 5) Congressional Quarterly Incorporation. “Higher Education Act.”
Congressional Quarterly Weekly Report, vol.29, pp. 2386-2389, November 20,
1971.
- 6) Congressional Quarterly Incorporation. “Senate Approves School
Anti-busing Compromise.” *Congressional Quarterly Weekly Report*, vol.29,
pp. 1241-1243, May 27, 1972.
- 7) Congressional Quarterly Incorporation. “Hearings Open on Sex
Discrimination Rules.” *Congressional Quarterly Weekly Report*, vol.33, pp.
1297-1300, June 21, 1975.
- 8) Congressional Quarterly Incorporation. “Education Appropriations.”
Congressional Quarterly Weekly Report, vol.33, pp. 1455-1457, July 5, 1975.
- 9) Congressional Quarterly Incorporation. “Effort to Block Sex Bias Rules
Sidetracked.” *Congressional Quarterly Weekly Report*, vol.33, pp.
1484-1485, July 12, 1975.
- 10) Congressional Quarterly Incorporation. “Education Appropriations.”
Congressional Quarterly Weekly Report, vol.33, pp. 1561-1564, July 19,
1975.
- 11) Congressional Quarterly Incorporation. “House Switches, Deletes Sex

Bias Amendment.” *Congressional Quarterly Weekly Report*, vol.33, pp. 1618-1619, July 26, 1975.

連邦議会議事録 (Congressional Record)

- 1) “Education Amendments of 1971 — Amendment.” *Congressional Record*, S29244, August 4, 1971.
- 2) “Education Amendments of 1971 — Amendments.” *Congressional Record*, S30155-S30159, August 5, 1971.
- 3) “Education Amendments of 1971.” *Congressional Record*, S30159, August 5, 1971.
- 4) “Education Amendments of 1971 — Amendment.” *Congressional Record*, S30399-S30408, August 6, 1971.
- 5) “Education Amendments of 1971.” *Congressional Record*, S30408-S30426, August 6, 1971.
- 6) “Higher Education Act of 1971.” *Congressional Record*, H39248-H39263, November 4, 1971.
- 7) “Education Amendments of 1972 — Amendments.” *Congressional Record*, S5630, February 25, 1972.
- 8) “Education Amendments of 1972 — Amendments.” *Congressional Record*, S5738, February 28, 1972.
- 9) “Education Amendments of 1972 — Amendments.” *Congressional Record*, S5791-S5823, February 28, 1972.
- 10) “Education Amendments of 1972 — Conference Report — Report of a Committee.” *Congressional Record*, S18162, May 22, 1972.
- 11) “Education Amendments of 1972 — Conference Report.” *Congressional Record*, S18434-S18440, May 23, 1972.
- 12) “Education Amendments of 1972 — Conference Report.” *Congressional Record*, S18441-S18449, May 23, 1972.
- 13) “Education Amendments of 1972 — Conference Report.” *Congressional Record*, S18450, May 23, 1972.

- 14) "Order to Lay before the Senate the Conference Report on the Higher Education Bill Tomorrow." *Congressional Record*, S18450, May 23, 1972.
"Education Amendments of 1972—Conference Report."
- 15) "Education Amendments of 1974." *Congressional Record*, S15309–S15323, May 20, 1974.
- 16) "Senate Concurrent Resolution 46—Submission of a Concurrent Resolution Relating to Nondiscrimination of the Basis of Sex." *Congressional Record*, S17300–S17301, June 5, 1975.
- 17) "HEW Sex Discrimination Regulations: Bureaucratic Overkill." *Congressional Record*, S18974–S18975, June 16, 1975.
- 18) "S. 2106. A Bill to Amend Title IX of the Education Amendments of 1972." *Congressional Record*, S22777–S22778, July 15, 1975.
- 19) "Senate Concurrent Resolution 52—Submission of a Concurrent Resolution Disapproving Certain Regulations of HEW." *Congressional Record*, S22940–S22941, July 16, 1975.
- 20) "Conference Report on H. R. 5901, Making Appropriations for the Education Division and Related Agencies." *Congressional Record*, H23113–H23127, July 16, 1975.
- 21) "Education Division and Related Agencies Appropriations, 1976 — Conference Report." *Congressional Record*, S23330–S23343, July 17, 1975.
- 22) "Education Division and Related Agencies Appropriations, Fiscal Year 1976." *Congressional Record*, H23504, July 18, 1975.
- 23) "Making Appropriations for the Education Division and Related Agencies." *Congressional Record*, H23504–H23510, July 18, 1975.
- 24) "In Celebration of the 30th Anniversary of Title IX of the Education Amendments of 1972." *Congressional Record*, H4860–H4863, July 17, 2002.
- 25) "Recognizing the Contributions of Patsy T. Mink." *Congressional Record*, H7146–H7148, October 7, 2002.
- 26) "S. J. Res. 49. A Joint Resolution Recognizing the Contributions of Patsy Takemoto Mink: to the Committee on Health, Education, Labor, and

- Pensions.” *Congressional Record*, S10129–S10130, October 8, 2002.
- 27) “Recognizing the Contributions of Patsy T. Mink.” *Congressional Record*, H7307–H7308, October 9, 2002.
- 28) “Patsy T. Mink.” *Congressional Record*, S10395, October 10, 2002.
- 29) “Bills and Joint Resolutions Approved By the President Prior to Sine Die Adjournment.” *Congressional Record*, H9132–H9133, December 16, 2002.
- 30) “34th Anniversary of Title IX.” *Congressional Record—Extensions of Remarks*, E1294, June 27, 2006.

その他

- 1) Civil Rights Restoration Act of 1987, Public Law 100–259, 102 Stat. 28 (1988).
<<http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/STATUTE-102/pdf/STATUTE-102-Pg28.pdf>> (2009/10/14).
- 2) Expressing the Sense of the House of Representatives that the “Additional Clarification of Intercollegiate Athletics Policy: Three-Part Test—Part Three” , Issued by the United States Department of Education without Notice or Opportunity for Public Comment on March 17, 2005, is Inconsistent with Longstanding Department Policies and Fundamental Principles of Equality, is a Disservice to Our Nation’s Young Women, and Should Be Withdrawn by the Department of Education, HRES 735, 109th Cong. (2006).
<<http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/BILLS-109hres735ih/pdf/BILLS-109hres735ih.pdf>> (2009/10/14).
- 3) Federal Register. Vol. 40, No. 108, June 4 1975.
- 4) Joint Resolution Recognizing the Contributions of Patsy Takemoto Mink, Public Law 107–255, 116 Stat. 1734 (2002), U. S. Government Printing Office.
<<http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/STATUTE-116/pdf/STATUTE-116-Pg1734.pdf>> (2009/03/16).
- 5) Patsy Takemoto Mink Equal Opportunity in Education Act, Public Law 107–255, 116 Stat. 1734. (1972).

- <<http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/STATUTE-116/pdf/STATUTE-116-Pg1734.pdf>>
(2009/03/16).
- 6) Recognizing the Contributions of Patsy T. Mink, H. J. RES. 113. IH, 107th Cong. (2002).
 - 7) Recognizing the Contributions of Patsy T. Mink, H. J. RES. 113. EH, 107th Cong. (2002).
 - 8) Recognizing the Contributions of Patsy T. Mink, H. J. RES. 113. RDS, 107th Cong. (2002).
 - 9) Recognizing the Contributions of Patsy T. Mink, H. J. RES. 113. ENR, 107th Cong. (2002).
 - 10) H. J. Res. 113.
<<http://thomas.loc.gov/cgi-bin/bdquery/D?d107:1:./temp/~bdi3or:@@L&sum2=m&|/home/LegislativeData.php?n=BSS;c=107|>> (2013/01/22).
 - 11) RES 735. <<http://thomas.loc.gov>> (2009/10/14).
 - 12) Section 844 of the Education Amendments of 1974, Public Law 93-380, 88 Stat. 484, 612 (1974).
 - 13) Title IX of the Education Amendments of 1972, Public Law 92-318, 86 Stat. 235, 373 (1972).
 - 14) Title IX of the Education Amendments of 1972, 20 U. S. C. Sections 1681-1688.
 - 15) Title IX of the Education Amendments of 1972 Regulations, 34 C.F.R. Part 106 <<http://www.ed.gov/offices/OCR/regs/34cfr106.html>> (2001/09/12).
 - 16) U. S. Senate. Education Amendments of 1974, Conference Report (to accompany H.R. 69). (93 S. Rpt. 1027). Washington, D.C.: Government Printing Office, 1974.

判例一覽

- 1) Adarand Constructors Inc. v. Pena, 515 U.S. 200 (1995)
- 2) Bennett v. West Texas State University, 525 F. Supp. 77 (N.D. Tex. 1981),
rev' d, 698 F. 2d 1215 (5th Cir. 1983), cert. denied, 466 U.S. 903 (1984)
- 3) Bennett v. West Texas State University, 1981 U.S. Dist. LEXIS 16863 (N.D.
Tex. 1981)
- 4) Craig v. Boren, 429 U.S. 190 (1976)
- 5) Cohen v. Brown University, 1992 U.S. Dist. LEXIS 20278 (D.R.I. 1992)
- 6) Cohen v. Brown University, 1993 U.S. App. LEXIS 7912 (1st Cir. R.I. 1993)
- 7) Cohen v. Brown University, 1996 U.S. App. LEXIS 30192 (1st Cir. R.I. 1996)
- 8) Cohen v. Brown University, 101 F.3d 155 (1st Cir. R.I. 1996), cert. denied,
520 U.S. 1186 (U.S. 1997)
- 9) Favia v. Indiana University of Pennsylvania, 812 F. Supp. 578 (W.D. Pa.
1992); 7 F.3d 332 (3d Cir. Pa. 1993)
- 10) Favia v. Indiana University of Pennsylvania, 1993 U.S. App. LEXIS 26628
(3r Cir. Pa. 1993)
- 11) Franklin v. Gwinnett County Public Schools, 503 U.S. 60; 112 S.Ct. 1028;
117 L. Ed. 2d 208 (U.S. 1992)
- 12) Franklin v. Gwinnett County Public Schools, 1992 U.S. LEXIS 1375 (U.S. 1992)
- 13) Gonyo v. Drake University, 879 F. Supp. 1000 (S.D. Iowa 1995)
- 14) Gonyo v. Drake University, 1995 U.S. Dist. LEXIS 3820 (S.D. Iowa 1995)
- 15) Grove City College v. Bell, 465 U.S. 555 (U.S. 1984); 104 S. Ct. 1211 (1984)
- 16) Grove City College v. Bell, 1984 U.S. LEXIS 158 (U.S. 1984)
- 17) Grove City College v. Bell, 1984 U.S. LEXIS 158 (U.S. 1984)
- 18) Haffer v. Temple University of Commonwealth System of Higher Education,
524 F. Supp. 531 (E.D. Pa. 1981), aff' d., 688 F. 2d 14 (3d Cir. Pa. 1982)
- 19) Haffer v. Temple University of Commonwealth System of Higher Education,
1982 U.S. App. LEXIS 25850 (3d Cir. Pa. 1982)
- 20) Hillsdale College v. Department of Health, Education and Welfare, 696 F.

- 2d 418 (6th Cir. 1982)
- 21) Hillsdale College v. Department of Health, Education and Welfare, 1982 U. S. App. LEXIS 23243 (6th Cir. 1982)
 - 22) Hillsdale College v. Department of Health, Education and Welfare (LEXIS 23243)
 - 23) Kelley v. Board of Trustees, University of Illinois, 35 F.3d 265 (7th Cir. 1994), cert. denied, 513 U.S. 1128 (U.S. 1995)
 - 24) Kelley v. Board of Trustees, University of Illinois, 1994 U.S. App. LEXIS 23974 (7th Cir. 1994)
 - 25) Kelley v. Board of Trustees, University of Illinois, 1995 U.S. LEXIS 768 (U.S. 1995)
 - 26) Mississippi University for Women v. Hogan, 458 U.S. 718(1982)
 - 27) National Wrestling Coaches Association v. United States Department of Education, 263 F. Supp. 2d 82 (D. D.C. 2003)
 - 28) National Wrestling Coaches Association v. United States Department of Education, 2003 U.S. Dist. LEXIS 9677 (D.D.C. 2003)
 - 29) Othen v. Ann Arbor School Board, 1981 U.S. Dist. LEXIS 10741 (E.D. Mich. 1981).
 - 30) Othen v. Ann Arbor School Board, 507 F. Supp. 1376 (E.D. Mich. 1981), aff' d., 699 F. 2d 309 (6th Cir. Mic. 1983)
 - 31) Roberts v. Colorado State Board of Agriculture, 998 F.2d 824 (10th Cir. Colo.1993), cert. denied, 510 U.S. 1004 (1993)
 - 32) Roberts v. Colorado State Board of Agriculture, 1993 U.S. App. LEXIS 16957 (10th Cir. Colo. 1993)
 - 33) Roberts v. Colorado State Board of Agriculture, 1993 U.S. LEXIS 7517 (U.S. 1993)
 - 34) University of Richmond v. Bell, 543 F. Supp. 321 (E.D. Va. 1982)
 - 35) University of Richmond v. Bell, 1982 U.S. Dist. LEXIS 9573 (E.D. Va. 1982)
 - 36) University of Richmond v. Bell (LEXIS 9573)

謝辞

この論文を完成させるために実に10年を費やしました。当初、博士学位論文を書き上げることは私にとって夢の話でした。しかし、中込四郎主指導教官のもと、多くの先生方の助言や仲間のサポートのおかげで夢を実現することができました。

研究者としての使命感を意識させる指導を下さった菊幸一副指導教官、スポーツ政策の視点から厳しくも親切な指導を下さった齋藤健司副指導教官、スポーツの世界から一歩引いて考えることの大切さと面白さを教えて下さった岡本智周副指導教官、私を研究者の道に導き、体育・スポーツの機会均等という概念の重要性を教えて下さった諏訪伸夫先生、博士課程在籍中に指導教官として論文指導を下さった阿部生雄先生並びに近藤良享先生、スポーツ法学の視点から多くの助言を下さった吉田勝光先生、論文完成にむけて親身になって応援して下さいました伊藤リナさん、夜中までディスカッションの相手をして下さった武田丈太郎さん、インタビューに気持ちよく応えて下さったハワイ大学のジル・レイラニ・ヌノカワハワイ顧問弁護士並びにマリリン・モーニス・カホオハノハノ運動競技局副局長に感謝いたします。また、陰ながら私を応援し続けて下さった先生方、友人に謝意を表します。そして、最後まで私の論文を辛抱強く待ち続け、指導を下さった中込四郎主指導教官に改めて心からお礼を申し上げます。

最後に、温かい目で私を見守ってくれた両親にありがとうの言葉を贈ります。

2013年9月30日 新井喜代加